

ISSN 2432-5619

大和大学
研究紀要

第5卷

(政治経済学部編)

Journal of Yamato University
Vol.5
(Faculty of Political Science and Economics)

学校法人西大和学園

大和大学

2019. 3
(平成31年 3月)

大和大学
研究紀要
(政治経済学部編)

第5卷
Journal of Yamato University
Vol. 5
(Faculty of Political Science and Economics)

学校法人西大和学園
大和大学
政治経済学部
2019.3
(平成31年3月)

大和大学研究紀要 第5巻 2019.3 政治経済学部編 目次

学術論文

1. 中小企業の経営課題を解決するための事業創造に関する一考察 石井 康夫 1
2. 核抑止力の死角とマルチラテラル安全保障体制の構築 森 彰夫 21
3. アメリカ合衆国におけるファクトチェック・ジャーナリズム組織とそのウェブサイトに関する報告 岩本 一善 43
4. 敵対的生成ネットワークにおけるゲーム理論に関する一考察 吉川 満 53
5. ソフトウェア業における知財戦略と IP ランドスケープ 荒牧 裕一 65
6. 適正な行政手続の保障に関する一考察 ——行政手続を統制する行政法および憲法の基本原理—— 片上 孝洋 75
7. 激化事件にみる「殺身成仁」の論理と実践 金井 隆典 (→)

Academic Papers

1. A study on the business creation to solve management issues of small and medium enterprises ISHII Yasuo 1
2. Blind Spots of Nuclear Deterrence and Establishment of Multilateral Security System MORI Akio 21
3. A Summarized Report on U.S.-based Fact-Checking Organizations IWAMOTO Kazuyoshi 43
4. Generative Adversarial Network with Game Theory KIKKAWA Mitsuru 53
5. Strategy of Intellectual Properties and "IP landscape" in a Software Industry..... ARAMAKI Yuichi 65
6. A Study on Due Process in Administrative Procedure
Fundamental Principles of Administrative Law and Constitutional Law in
Administrative Procedures KATAKAMI Takahiro 75
7. The logic and the practice of "Sasshinseijin"(to sacrifice one's life to preserve one's virtue intact)
expressed through 'aggravated incidents' KANAI Takanori (→)

中小企業の経営課題を解決するための事業創造に関する一考察

A study on the business creation to solve management issues of small and medium enterprises

石井 康夫
ISHII Yasuo

要 旨

本論では、中小企業の経営課題を解決するための事業創造を、効果的に実現する要因や方策を考察する。近年、部品のコモディティ化やインターネットによる情報拡散により、商品の差別化が難しくなっており、上流のビジネスモデル自体の差別化が、事業創造において重要な成功要因になる。そこで、ここでは、事業創造の鍵となる、ビジネスモデルに関して、実証的な比較考察を行う。そして、中小企業が、取り組むべき、具体的なビジネスモデルの構築に関して、提言を行う。

Abstract

This paper analyzes business creation which solve the management issues of Small and Medium Enterprises (SMEs). In recent years, differentiation of products has become difficult due to commoditization of parts and diffusion of information through the Internet. Therefore, differentiation of the upstream business model itself becomes an important success factor in business creation. We consider factors and policies that realize business creation effectively. In particular, empirical comparative considerations on the business models are performed. After that, recommendations on the construction of concrete business models that SMEs should deal with are conducted.

キーワード：中小企業，経営課題，事業創造，ビジネスモデル，ビジネスモデルキャンバス，リーンキャンバス

keywords：Small and Medium Enterprise, management issue, business creation, business model, Business Model Canvas, Lean Canvas

1. はじめに

近年のグローバル競争下における企業活動は、厳しいメガコンペティションを余儀なくされ、ビジネス環境は大きく変化している。インターネットの発達も相まって、世界中で日々新たな取り組みやビジネスが創出されている。たとえば、シェアリングエコノミーといわれる Web サイト上での様々なマッチングビジネスが展開され、世界中に拡散している。さらに、IoT や AI、ビッグデータ活用、フィンテック、RPA (Robotic Process Automation) を中心とするロボット技術等の新たな技術の進展は、新製品やサービスを生み出す有力なツールになりつつある。このような環境下で、インダストリー 4.0 等による新しい産業構造の変化が進み、オープン・イノベーションの流れはますます加速していくものと考えられる。

このように、世界的なビジネス環境が激変する中で、将来にわたって継続的に企業価値を向上させていくためには、中小企業においても時代の要請に合致した新たな事業領域の開拓が求められている。近年においては、

Twitter や Facebook 等の SNS やブログを活用したマーケティング手法やビジネスモデルが注目され活用されている。従来、マスメディアを活用した大手企業による情報発信の独占と送受信の非対称性が叫ばれていたが、これらのソーシャルメディアを活用することによって、中小企業でも世界中の顧客と双方向のコミュニケーションを容易に行うことができ、新たなビジネスチャンスを獲得することが可能となった。また、スマートフォン等の利便性の高い身近な携帯端末を用いた各種マッチングビジネスは、安価に、いつでも利用できるため、シェアリングビジネスだけでなく、ビジネスパートナーとの情報共有やサプライチェーンにおける各種資機材や部品等の効率的調達に大きく貢献している。

このように激変するビジネス環境下において、中小企業の課題として経営者の高齢化による事業承継の難しさ、人手不足による省力化・合理化のための ICT の利活用、社会環境の変化に応える新たなビジネスモデルの創出等、経営資源の豊富な大企業とは異なる各種の課題への対応策が必要となる。グローバル競争が激化するなか

で、中小企業の経営者は、ビジネス環境の大きな変化を捉え、顧客や取引先等の新たなニーズに応えると共に、市場に新たな価値を提供するため、積極的に新たなビジネスモデルの創出にチャレンジしていく必要がある。

国際的に見ても、我が国の新規事業の開業率は非常に低く、今後とも世界の中で存在感を維持していくためには、中小企業が、スムーズに事業承継を果たすと共に、事業創造により IPO (Initial Public Offering: 新規株式上市) や M&A を目指す動きを活発化させていくことが、地方経済活性化のためにも、強く求められている。

例えば、現在、我が国の産業界を支えている自動車産業をみても、世界のメインストリームは急激に EV (Electric Vehicle: 電気自動車) にシフトしつつある。近年では、ICT 業界、通信業界、家電業界そして流通業界等からも新たな EV へのスタートアップ企業の参入が相次ぎ、拡大している。部品点数が 3 万点とも言われるガソリン車から部品点数が約 6 割程度に縮小する EV への産業構造のシフトは、各種の部品製造を担う中小企業にとって、ドラスティックな企業構造の変革を求められることになる。かつての家電業界において起こったような部品自体の「モジュール化」により、国内生産の一部空洞化の恐れすら想定される。このような大きな産業構造の変化は、自動車業界だけでなく、家電業界、流通業界、金融業界、物流業界、レジャー業界等においても同様に、世界的に急激な変化が起こっている。このため、中小企業においても過去のしがらみを捨て、新たな市場分野へ積極的にシフトしていく必要がある。

以上のような、グローバルな経済社会環境の変化の中で、今後中小企業においても、自社の強みを活かしながら新たな産業構造の変化をとらえ、積極的に破壊的イノベーションを推進していかなければならない時代に入ったといえる。

このような問題意識の下で、本論では中小企業の経営

課題を解決するため、事業創造を効果的に実現するための要因や方策を考察する。特に、ここでは、事業創造の鍵となるビジネスモデルに着目して実証的な比較考察を行い、中小企業が取り組むべき具体的なビジネスモデル構築に関して提言を行う。

過去の、同様の研究を調査すると、新たなビジネスモデルの創出やイノベーションにつなげる方策やビジネスモデル自体の開発方法論の研究等がある。しかしながら、中小企業の経営課題を実証的に分析し、経営資源の乏しい中小企業の課題解決に適用しやすく、効果的な仕組みの構築といった観点から、ビジネスモデルを捉えた研究は見当たらない。

本論の構成は、次のとおりである。まず、2において近年のグローバルなビジネス環境の変化に関して、考察を加える。次に、3において、現在中小企業が抱える経営課題に関して、実証的な調査データを基に分析を行う。その後、4において中小企業における事業創造の考え方を取りまとめる。それらを踏まえて、5では、激変する環境下での事業創造について述べる。6では、事業創造の重要な鍵となるビジネスモデル構築の意義と重要性、そして戦略への実装方策等に関して考察を加える。最後に7において分析結果をとりまとめ、結論を述べ、残された研究課題を明らかにする。

2. グローバルなビジネス環境の変化

近年の、厳しいメガコンペティションの中で、中小企業においてもビジネス環境は大きく変化している。たとえば、グローバルな保護主義的政治・経済環境の変化、インターネットの進展による経済・社会環境の激変、そして IoT やインダストリー 4.0 といった、産業技術構造の変化は、中小企業の経営にも大きな影響を及ぼしている。これらの外部環境の変化を取りまとめると、表 2.1 のように考えることができる。

表 2.1 グローバルなビジネス環境の変化

項目	傾向	事例
政治環境	保護主義の台頭	<ul style="list-style-type: none"> ・英国の EU 離脱 ・保護貿易主義の台頭 ・欧米諸国のナショナリズム政党の躍進
	不確実性の増大	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な政治体制の変化 ・分離独立運動の進展
	リスクの増大	<ul style="list-style-type: none"> ・世界に広がるハッキング、情報漏えいの脅威 ・宗教、イデオロギー等によるテロの拡大
経済環境	地球温暖化問題・環境問題の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害の拡大 ・化石燃料に依存しない自然エネルギー・省エネ技術拡大
	商品物流のボードレス化	<ul style="list-style-type: none"> ・製品やサービスの急激な拡散
	モノのサービス化	<ul style="list-style-type: none"> ・モノやサービスの急速な拡大と流動化
	経営課題の複雑化	<ul style="list-style-type: none"> ・モノ、知識、技術、スキル等が差別化の源泉にならなくなり、直ぐに模倣され競争力低下

社会環境	人口構造の変化	<ul style="list-style-type: none"> 先進国における少子高齢化社会の到来 発展途上国における人口の急増とそれに伴う貧困問題・食料問題
	グローバル化の進展	<ul style="list-style-type: none"> 新興国の台頭、インターネットによる情報やビジネスの拡散 ダイバーシティの拡大
	価値観の変化 (コト作り〈経済価値〉)	<ul style="list-style-type: none"> 時間・場所のボーダレス化 物質的欲求から個人の精神的欲求へ
	所有から利用への価値観の変化	<ul style="list-style-type: none"> シェアリングエコノミー(共有型経済)の進展
技術 産業構造	オープン・イノベーション(擦り合わせ技術から組み合わせ技術)への転換	<ul style="list-style-type: none"> イノベーション源泉、競争ルールの変化 コモディティ化(モジュール化、中間財の市場化、顧客価値の頭打ち)の進展
	ICTの進展によるユビキタス社会へ(CGMの拡大)	<ul style="list-style-type: none"> クラウドコンピューティング、クラウドソーシングの進展 SNS等の双方向メディア環境の変化 コミュニケーションコスト・負荷の低下
	インターネットとセンサー技術の融合による産業構造の変革	<ul style="list-style-type: none"> AI, IoT, ビッグデータ利活用等新技術進展 RPA(Robotic Process Automation)を活用したインダストリー 4.0時代の到来 ビジネスライフサイクルの短縮化
	決済手段の多様化, キャッシュレス化	<ul style="list-style-type: none"> 仮想通貨・デジタル通貨, 新認証技術等による利便性の高い決済手段や送金システムの多様化 フィンテックによるITと金融の融合

(出所: 足立明久・石井康夫・竹安数博・山下裕丈「理論と実践 中小企業のマネジメント」中央経済社, 2018年)

中小企業においても、表 2.1 に示すようなグローバルな環境変化を真摯に受け止め、将来にわたって事業を継続させていくために、速やかな対策を実施していくことが必要となる。

3. 中小企業の経営課題

我国の中小企業が抱える経営課題に関しては、大きく「競争戦略」と「成長戦略」の2つに分けて考えることができる。それぞれに関する、一般的な経営課題としては、表 3.1 に示すものが考えられる。

表 3.1 中小企業の経営課題

競争戦略	成長戦略
<ul style="list-style-type: none"> 営業力・販売力の強化 人材の確保・育成 販売価格引き下げ・コストダウン 財務体質の強化(借入金返済等) 自社ブランドの育成・強化 既存事業の絞り込み等 	<ul style="list-style-type: none"> 技術・研究開発の強化 新製品・サービスの開発, 新事業立ち上げ ダイバーシティ人材の育成 供給能力の拡充(設備増強等) 海外事業展開 資金調達方法の多様化 等

中小企業にとって、近年のグローバル競合に打ち勝ち、事業を継続していくためには、売り上げを増加させるためのコストダウン、ブランド強化等による販売力強化が不可欠であり、そのための人材育成や事業の絞り込み等の施策が必要になる。また、将来にわたって、成長・発展していくためには、新製品や新しいサービスの開発、新市場の開拓あるいは新事業の立ち上げ等が必要となる。そのためには、技術・研究開発力の強化、資金調達方法の多様化、ダイバーシティ人材の育成、設備投資、海外事業展開等が求められている。

これらの中小企業の抱える課題に関して、実証的なデータをもとに、以下に、中小企業における実態を明らかにしていく。

3.1 中小企業の認識する経営課題



図 3.1 中小企業の認識する経営課題 (複数回答) (n=2,026)

(出所: 2014, NTT データ経営研究所にて作成)

図 3.1 より、中小企業が認識する経営課題は、「営業力・販売力の強化」が他に比べて非常に大きく、競争力・成長力につながる重要課題として認識されていることがわかる。それを実現するための課題として、人材確保・育

成、コストダウン、財務体質強化、技術・研究開発の強化、そして新商品・サービスの開発、新事業立上げ等があげられており、中小企業における事業創造の必要性が認識されていることがわかる。

3.2 中小企業の重視する経営課題

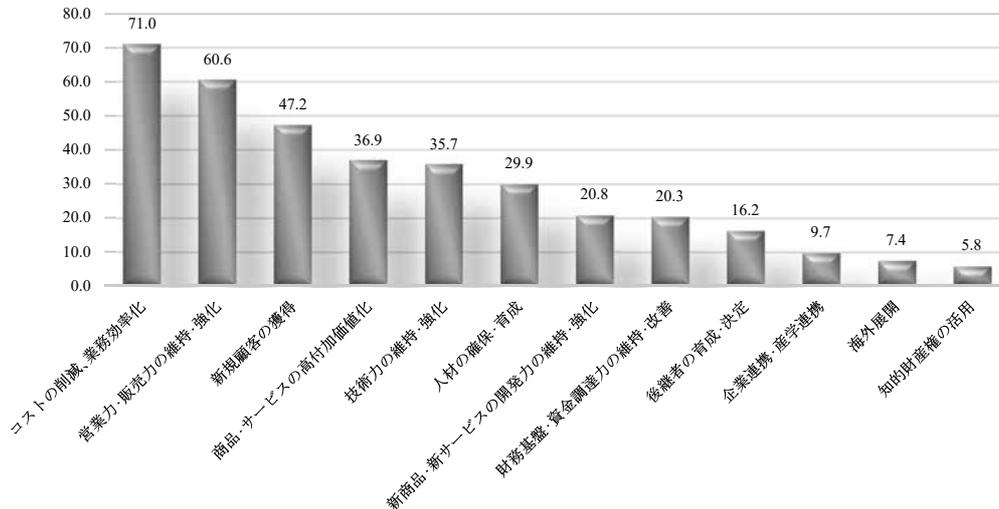


図 3.2 中小企業の重視する経営課題

(出所：中小企業庁委託「ITの活用に関するアンケート調査」2012年11月、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)資料加筆修正)

図 3.2 より、中小企業が重視する経営課題として、コスト削減、営業力・販売力の強化、新規顧客の開拓、商品・サービスの高付加価値化、技術力の維持・強化、人

材確保・育成そして新商品・サービス開発力の維持・強化等があげられており、中長期的な成長戦略の課題として新事業創造が重視されていることがわかる。

3.3 中小企業の成長のための経営課題

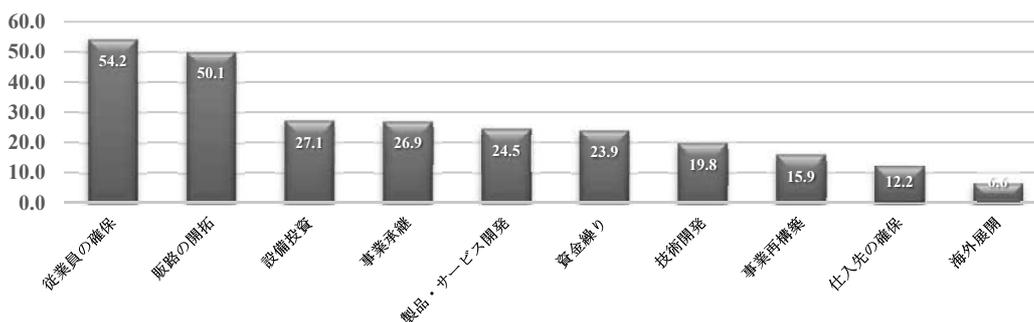


図 3.3 中小企業の成長のための経営課題 (n=4,131)

(出所：中小企業庁委託「中小企業の資金調達に関する調査」2015年12月、みずほ総合研究所(株)資料)

中小企業における成長のための経営課題としては、図 3.3 に示すように、まず従業員の確保と販路開拓があり、中長期的には設備投資、事業承継そして製品・サービス開発があげられており、ここでも成長戦略実現のため、新事業創造の重要性が認識されていることがわかる

3.4 中小企業の開・廃業率の推移と事業承継の課題

図 3.4 からわかるように、我が国企業の開業率は、4 から 5%程度と国際的に極めて低く、特に英国やフランスに比較すると半分以下となっていることがわかる。

中小企業の経営課題を解決するための事業創造に関する一考察

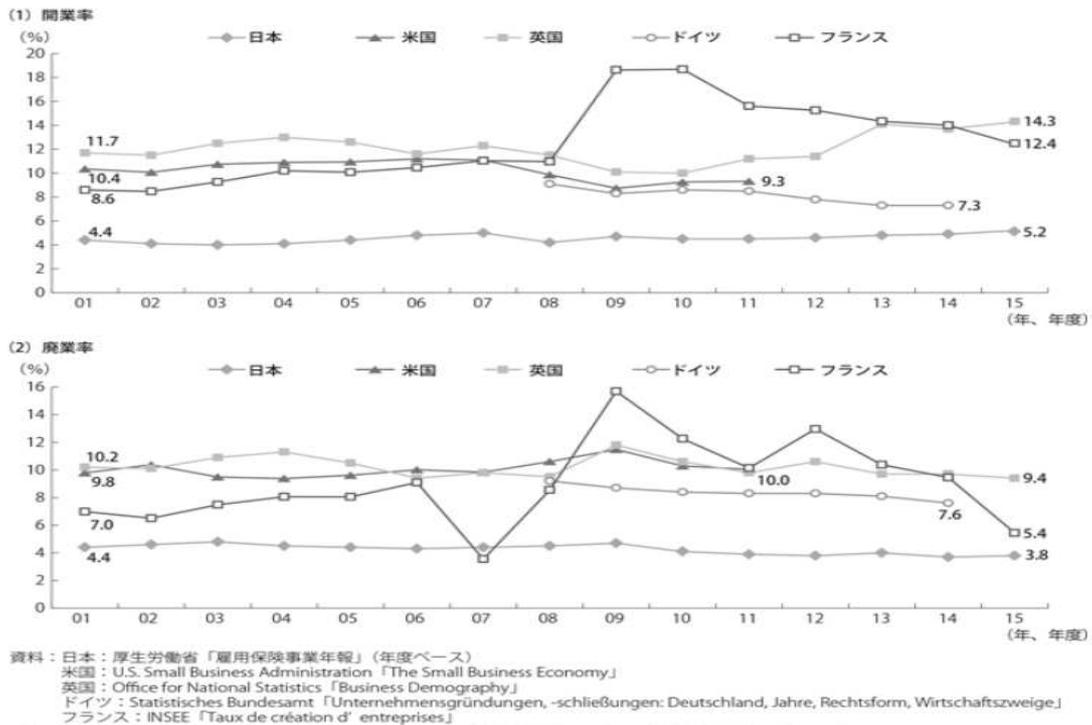


図 3.4 開・廃業率推移の国際比較
 (出所：厚生労働省「雇用保険事業年報」2016 年等より)

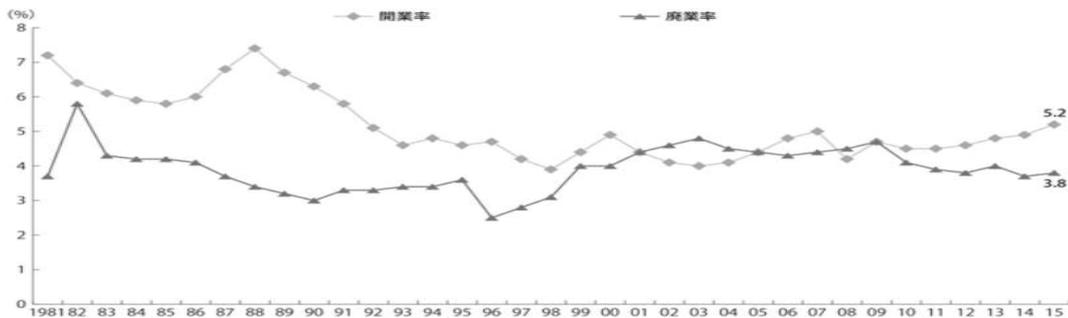


図 3.5 我国に於ける開業率・廃業率の推移
 (出所：厚生労働省「雇用保険事業年報」2016 年度より)

また、図 3.5 からわかるように、1980 年代には開業率は 7 % 前後、廃業率は 4 % 前後と開業率の方が上回っていたが、90 年代後半から両者が近づき、2002 年から 2004 年にかけては、廃業率が開業率を上回ってきた。2010 年以降になってやや開業率が上回ってきた。しかし、廃業率も高いため、多くの企業は廃業を余儀なくされていると考えられる。

さらに、近年、中小企業経営者の高齢化に伴う事業承継の困難性が指摘されている。経済産業省によると、「経営者が 25 年ごろまでに 70 歳を超える企業のうち後継者が未定なのは 127 万社に上る。放置すれば約 650 万人の雇用が失われ国内総生産 (GDP) が約 22 兆円損失する恐れがあると試算する (日経新聞 2018 年 10 月 4

日)。

図 3.6 に示すように、今後は、世代交代と共に、第二創業も含め、新たな事業領域への転換が、中小企業にとって重要な課題となってくる。中小企業経営者の世代交代と、若者による事業創造は、待った無しの課題であることがわかる。

このような事態を受け、政府や中小下請け企業を多く確保する大企業も、その対策に乗り出してきた。日本経済新聞によると以下のような対策が行われている。すなわち、「後継者不足による中小企業の廃業懸念が高まるなか、製造大手などが取引先支援に乗り出す。デンソーやコマツは取引先の廃業による部品調達網の断絶を防ぐため後継者の育成を支援する。豊田通商は事業継承に悩

む企業の買収を積極化する。2025 年ごろまでに 70 歳を超える経営者は約 245 万人いるが、半数で後継者が決まっていない。町工場も含めた中小の廃業問題は、製造業の安定調達を揺るがしかねず、対策が急務になる地方経済の冷え込みなど日本経済全体に影響が広がるため、政府も対策を強化する。中小企業の株贈与や相続にかかる税金を全額猶予できる新事業承継税制を 2018 年 4 月に導入し、優良企業であるほど納税額が大きくなり、事業承継が難しいという問題点の解消を狙う。また、中小企業庁は後継者の有無など事業承継の現状を聞き取り調査する事務局を全国に設置する。廃業の危機に直面する前に M&A など様々な選択肢を検討できるようにする

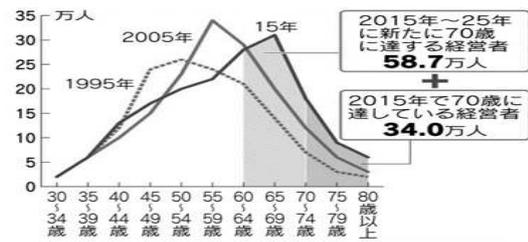


図 3.6 中小企業の経営者年齢の分布 (法人)

(出所：帝国データバンクのデータを基に中小企業庁作成，日経新聞 2017 年 10 月 6 日)

(日経新聞 2018 年 10 月 4 日)。

3.5 中小企業の起業・創業

次に、中小企業で起業に関心を持った人が起業に至る割合、起業に関心を持ったきっかけを示すと、図 3.7、

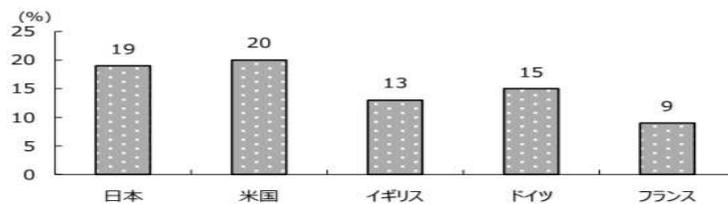


図 3.7 起業に関心を持った人が起業準備、起業に至る割合 (国際比較)

(出所：「企業活動に影響を与える要因の国際比較分析」(平成 24 年 3 月独立行政法人経済産業研究所) から中小企業庁作成)

表 3.2 起業家が起業に関心を持ったきっかけ

		第1位	第2位	第3位
40代以下	男性 (n=961)	周囲の起業家・経営者の影響 (40.7%)	勤務先ではやりたいことができなかった(29.2%)	勤務先の先行き不安・待遇悪化(27.5%)
	女性 (n=75)	周囲に勧められた (33.3%)	家庭環境の変化 (結婚・出産等) (25.3%)	周囲の起業家・経営者の影響 (22.7%)
50代	男性 (n=809)	勤務先の先行き不安・待遇悪化(35.7%)	勤務先ではやりたいことができなかった(28.4%)	周囲の起業家・経営者の影響 (27.3%)
	女性 (n=107)	周囲に勧められた (37.4%)	家庭環境の変化 (結婚・出産等) (29.0%)	勤務先ではやりたいことができなかった(23.4%)
60代以上	男性 (n=949)	周囲の起業家・経営者の影響 (25.2%)	周囲に勧められた (21.9%)	勤務先の先行き不安・待遇悪化(21.7%)
	女性 (n=99)	勤務先ではやりたいことができなかった(30.3%)	周囲に勧められた (26.3%)	事業に活かせる免許・資格の取得(24.2%)

(出所：中小企業庁委託「起業・創業の実態に関する調査」2016 年 11 月，三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株))

表 3.2 のようになる。

我が国における起業・創業の特徴は、既に述べたように国際的に比較して開業率が低く、起業に無関心な人の割合が高いが、図 3.7 に示すように、起業を目指す人が起業に至る確度は高い。このため、我が国においては、いかに起業への関心を高めるかが重要課題となっ

る。また、表 3.2 に示すように、起業に関心を持ったきっかけでは、周囲の勧めや周囲の起業家の存在が重要な要因となっていることがわかる。このため、中小企業において起業を効率的に推進していくためには、周辺環境も含め「イノベーション・エコシステム」等のビジネスネットワークに関する有効な環境整備が重要であると考えら

れる。図 3.8 に、一般的なベンチャー・エコシステムの概念図を示す。

図 3.8 に示すように、ベンチャー・エコシステムは、中小企業が事業創造を実現するため、起業の初期の段階である起業化予備軍から、シード・起業段階、スタートアップ、アーリーステージそしてミドル・レイターステージまで、継続的に事業の成熟度に応じて、的確に支援環境を提供していくものであり、経営資源の乏しい中小企

業の事業創造実現にとって不可欠の仕組みであると考えられる。

「近年、大企業による CVC (Corporate Venture Capital) だけでなく、スタートアップの目利き力や経営指導力を期待したスタートアップ主導のベンチャーキャピタル (VC) である「SVC」の設立が増加している。斬新なアイデアを有する若い企業が資金力も獲得し、新たなエコシステム (生態系) を形成しつつある (日経新聞、

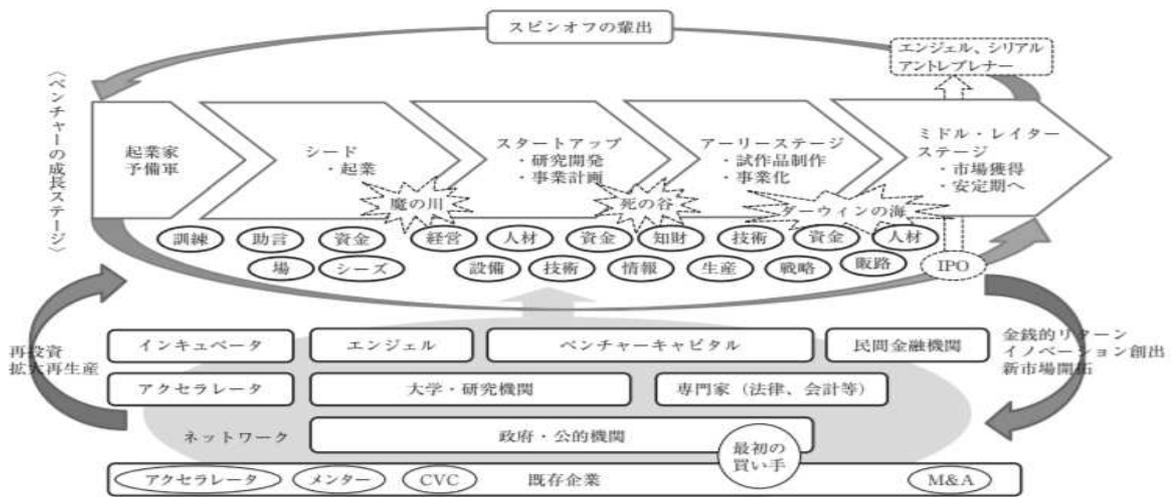


図 3.8 ベンチャー・エコシステムの概念図
(出所：日本総合研究所作成資料)

2018年9月17日より)。

4. 中小企業の事業創造の考え方

4.1 事業創造とは

本論で定義する「事業創造」とは、「単に新たな事業をゼロからスタートする新規事業の立ち上げだけにとどまらず、既存の事業を鋭い問題意識の下で常に見直し改善を重ねていくことや、既存の市場・顧客に拘泥せず、新たな国内外の市場へ積極的に展開挑戦していくこと、そのため IoT や少子高齢化など経済社会の変化を先読みし、既存の事業体制を果敢に変革していくことなどを含む、幅広い概念として捉える。すなわち、新事業の創造と既存事業の変革の2つを含む概念であり、イノベーションを具体的に実現するプロセスという意味で使用している (安達他 [2018])」。

4.2 中小企業における事業創造の必要性

中小企業における事業創造の必要性に関しては、既に述べた実証的な考察結果からわかるとおり、大きく表

表 4.1 中小企業における事業創造の必要性

項目	内容
① 新たな価値創造による収益力向上	<ul style="list-style-type: none"> 下請け体質からの脱却 高付加価値化による需要開拓 有能な人材確保・育成、ICT 導入等による生産性向上 技術開発、イノベーションによる顧客提供価値向上
② 競争戦略としての持続的発展	<ul style="list-style-type: none"> 市場ニーズの変化に合わせた競争戦略の構築と推進 自社ブランドの育成・強化
③ 成長戦略としての事業拡大・ポートフォリオの適正化	<ul style="list-style-type: none"> 新商品開発による市場・顧客拡大 成長戦略としての事業ポートフォリオの拡大

4.1 に示す3つの観点からとらえることができる。

中小企業が事業を継続的に発展させ、企業価値を高めていくためには、単なる事業承継だけでなく、外部環境変化や新たな技術革新等を捉え、時代の要請に合わせて事業のポートフォリオの適正化を図り、新たな事業分野への積極的進出は不可欠なものと考えられる。特に下請

け体質からの脱却に関しては、次の図 4.1 からわかるように、下請け中小企業に対する不合理な原価低減要請やコストのしわ寄せが行われており、経営の主体性を取り戻すための重要な要件となる。

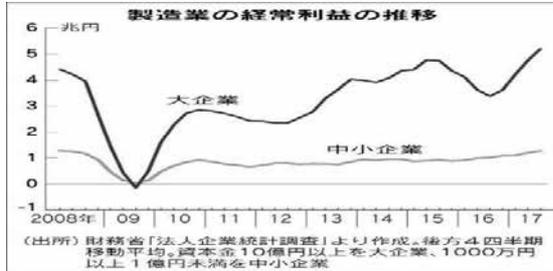


図 4.1 製造業の経常利益の推移
(出所：財務省「法人企業統計調査」)

5. 激変する環境下での事業創造

5.1 中小企業における事業創造

近年のグローバル競争下における企業活動は、厳しいメガコンペティションを余儀なくされ、インターネットの発達も相まって、今や世界中で新たなビジネスが次々と創出されている。更に、英国のEU離脱、米国やヨーロッパ諸国における保護主義の台頭等、世界的な政治・経済・社会環境が激変する中で、将来に亘って不確実性に対処し、継続的に企業価値を向上させていくためには、中小企業においても下請け体質から脱却し、新たな事業分野の開拓、事業創造が求められている。

こうしたグローバルな外部環境変化は、中小企業においても大きな影響をうけるため、常に市場動向をウォッチし、新たなビジネスチャンスを探求めて事業創造を続けていかなければならない。特に、中小企業が目標とすべきポートフォリオとしては、図 5.1 に示すように、まだ存在しない市場、まだ認知されていない市場のニーズにこたえていく必要がある。このような分野は、市場規模も小さく、大企業が参入しにくい分野でもあるため、中小

現在の市場規模	大きい	投資回収が行われた成熟産業	大企業が積極投資	狙い目
	小さい		多くのスタートアップが参入	
	存在しない		いくつかのスタートアップが検証開始	・まだ誰も目をつけていない ・秘密を知っている
		低い	高い	実は高いがまだ気づかれていない

市場の成長性

図 5.1 参入すべき市場の特徴
(出所：田所雅之「起業の科学」日経 BP 社)

企業として積極的に取り組んでいくべき市場となる。

次に、第 4 回全国イノベーション調査報告書（2016 年 11 月文部科学省科学技術・学術政策研究所第 1 研究グループ）の結果から、重要な項目を抽出して、考察を加える。第 4 回全国イノベーション調査は、OECD（経済協力開発機構）と Eurostat（欧州委員会統計総局）が作成する国際標準に準拠したイノベーションに関する我が国の公式の一般統計調査である。国際基準としては、表 5.1 に示すオスロマニュアルのイノベーションの定義を基本とし、海外とのデータ比較が容易にできるよう配慮されている。OECD が公表している「オスロ・マニュアル」では、イノベーションの定義を表 5.1 のように 4 つに分類している。

表 5.1 オスロ・マニュアル

分類	定義
プロダクト・イノベーション	新しい製品・サービスの市場導入、大幅に改善したもの、新しく組み合わせたもの、新用途へ転用したものの導入
プロセス・イノベーション	新しい生産工程・配送方式・支援活動において、新しいものあるいは既存のものを大幅に改善したものの導入
マーケティング・イノベーション	新しいマーケティング・コンセプトやマーケティング戦略の導入、商品・サービスのデザイン、販売促進方法、販売経路、価格設定方法に関する大幅な変更
組織・イノベーション	業務慣行、職場の組織編成、他社や他の機関等社外との新しい組織管理方法の導入（戦略的意思決定に基づくもの）

(出所：OECD(2005)Oslo Manual (3rd Edition), OECD Publishing, OECD(2009) Innovation in Firms, OECD Publishing を基に作成)

第 4 回全国イノベーション調査では、常用雇用者数 10 人以上の民間企業（一部の産業を除く）380,224 社を対象母集団とし、24,825 社を標本抽出し、うち 12,526 社（有効回答率 50%）から有効回答を得た結果を分析したものである。

調査の主な結果は以下の通りである。すなわち「母集団のうち、40%（152,939 社）の企業が、プロダクト・イノベーション、プロセス・イノベーション、組織イノベーション、又はマーケティング・イノベーションのいずれかのイノベーションを実現している。また、母集団のうち 20%（77,830 社）の企業が、プロダクト・イノベーション又はプロセス・イノベーションを実現した。一方、23%の企業はプロダクト・イノベーション又はプロセス・イノベーションに係るイノベーション活動を実施していたが、77% に及ぶ企業はイノベーション活動を実施していなかった。注目すべき点は、プロダクト・イノベーションの実現企業のうち、市場にとって新しいプロダクトを導入した企業の割合は、中規模企業よりもむしろ小規模企業の方が高かったことである。プロダクト・

イノベーション実現企業が導入したプロダクトは、自社のみで開発されるだけでなく、他社や他の機関と共同で開発された企業の割合も高い。イノベーションのための協力相手として、大規模企業では大学等の高等教育機関も主要な協力相手であった。イノベーション実現を阻害した要因として最も多くの割合の企業において経営された項目は、能力のある従業員の不足であった。」

以上述べたことを個々に詳しく見ていくと、次のよう

になる。

(1) イノベーション実現企業の割合

①全企業におけるイノベーション実現企業の割合

図 5.2 からわかるように、中小企業は大企業の 59% に比較して、イノベーション実現の割合は低いが、中規模企業で約 47%、小規模企業で約 38% と規模の割に健闘していることがわかる。また、業種では製造業の実現割合が高いことがわかる。

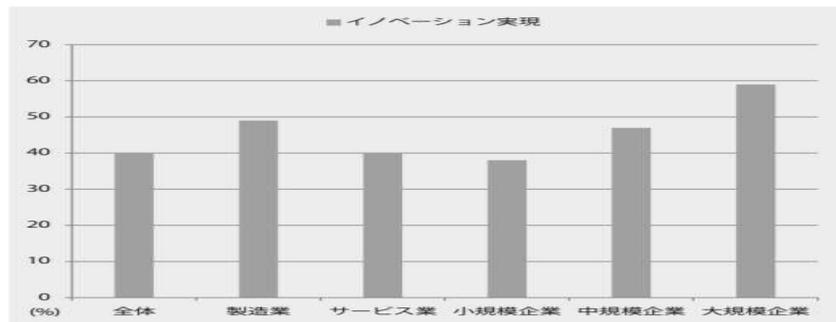


図 5.2 全企業イノベーション実現企業の割合

(出所：第 4 回全国イノベーション調査，文部科学省・学術政策研究所)

②経済活動別イノベーション実現企業の割合

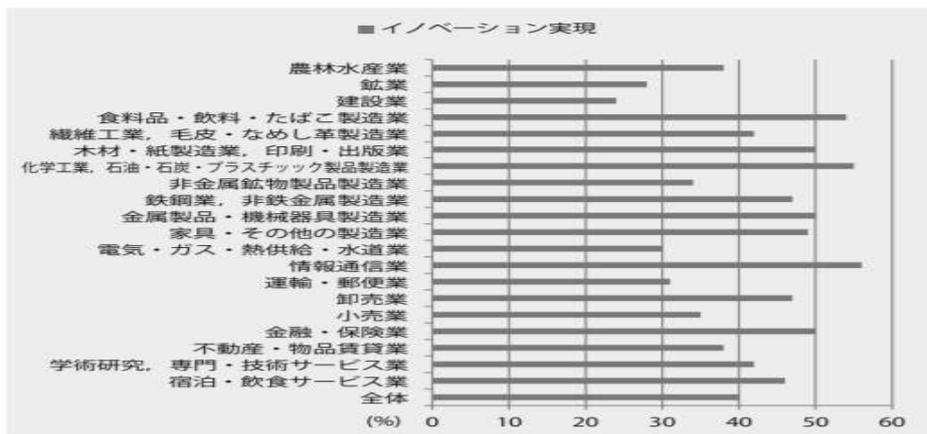


図 5.3 経済活動別イノベーション実現企業の割合

(出所：第 4 回全国イノベーション調査，文部科学省・学術政策研究所)

経済活動別のイノベーション実現企業の割合は、図

5.3 からわかるように、情報通信業，化学工業，食品工業，木材印刷業，金属機械工業，金融・保険事業等の割合が

高い。

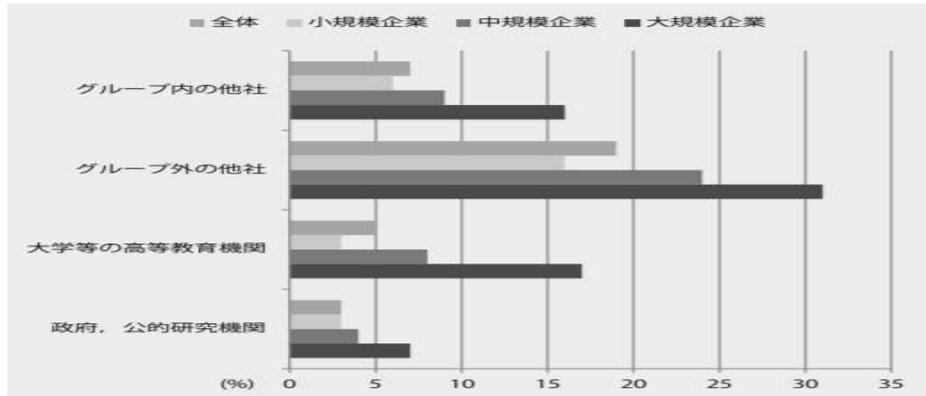


図 5.4 社外からの知識・技術の取得源
(出所：第 4 回全国イノベーション調査，文部科学省・学術政策研究所)

(2) 外部からの知識・技術の取得源

図 5.4 わかるように知識・技術の取得源に関しては、

企業規模に関わらずグループ外の他社の割合が高く，外部企業とのビジネス上のネットワーク構築が非常に重要

であることがわかる。

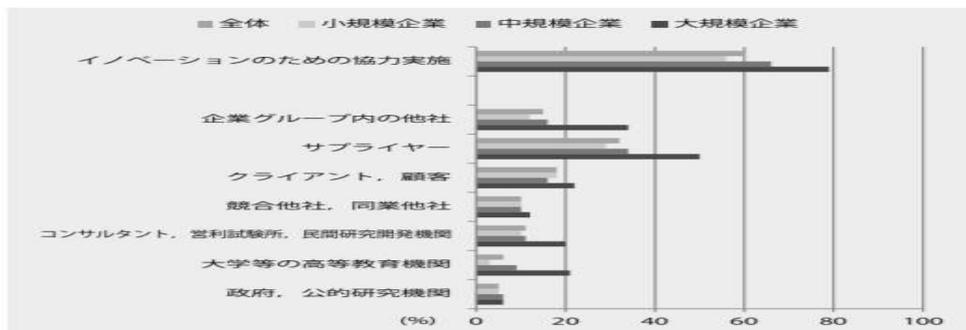


図 5.5 イノベーションのための協力相手と割合
(出所：第 4 回全国イノベーション調査，文部科学省・学術政策研究所)

(3) イノベーションのための協力相手と割合

図 5.5 から、イノベーションのための協力相手と割合では、企業規模を問わず、サプライヤーが最も多く、次にクライアント・顧客といった社外企業の割合が高いことがわかる。このことから常日頃からの社外企業との有効なビジネスネットワークの構築が重要であることがわかる。

(4) イノベーションの阻害要因

図 5.6 より、イノベーションの阻害要因を経験した企業の割合では、すでに述べたように、能力のある従業員の不足、目先の売上・利益の追求、良いアイデアの不足、技術力やノウハウの限界等の割合が高いことがわかる。このため、中長期的に有能な人材の確保・育成をはかり、効率的なビジネスモデル構築の仕組みを創り上げていく必要がある。

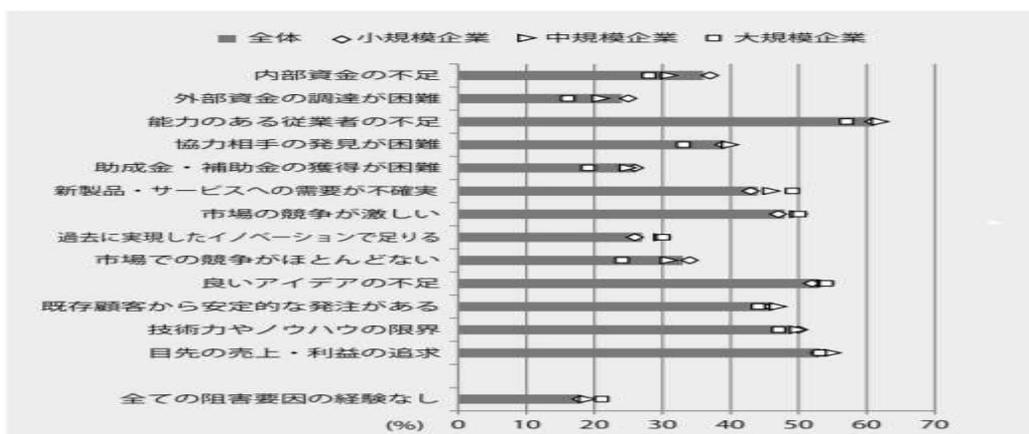


図 5.6 イノベーションの阻害要因を経験した企業の割合
(出所：第4回全国イノベーション調査，文部科学省・学術政策研究所)

(5) 企業にイノベーションを起こす主体

イノベーションを推進する 17 人の経営者の言葉から

導く，5つの行動指針「Innovation100 委員会レポート」によると，企業においてイノベーションを起こすために，次のような5つの課題と行動指針が示されている。

表 5.2 イノベーションを推進する 17 人の経営者の言葉

イノベーションを阻む5つの課題	イノベーションを起こすための経営陣の5つの行動指針
今までの成功モデルから脱却できない。	変化を見定め，変革のビジョンを発信し，断行する。
記存事業による短期業績に注力し過ぎる。	効率性と創造性，2階建ての経営を実現する。
顧客の本質的なニーズを捉えられない。	価値起点で事業を創る仕組みを構築する。
現場のアイデアがことごとく弾かれる。	社員が存分に試行錯誤できる環境を整備する。
内部リソースにこだわりすぎる。	組織内外の壁を越えた協働を推進する。

(出所：Innovation100 委員会レポート，2016年2月)

表 5.2 に示す，5つの阻害要因に対して，経営者に求められている5つの行動指針の実現が，事業創造の鍵となるものと考えられる。すなわち，変化への対応，効率性だけでなく創造性を実現，価値起点の仕組み構築，社員が存分に働ける環境整備，そして組織内外の壁を越えた協業の推進である。これら5つの行動指針は，既に述べた調査結果の経営課題を解決する有効な手段になるものと思われる。

5.2 激変する環境下での事業創造能力

(1) 消費者の価値観の変化

新技術の誕生やソーシャルメディアの進展により，消費者や企業は，従来多くの情報を得ていたマスメディアからの画一的な情報だけでなく，身近で先入観の無い，多様な情報を得ることが可能になってきた。この結果，消費者は従来気づかなかった潜在的な欲求に気づき始め，新たなビジネスに共感を示し，便利に活用するよう

になってきた。

シェアリングエコノミーといわれるビジネス分野もその1つである。これは，情報ネットワーク技術の進展とスマートフォン等の普及に伴い，貸し手と借り手をインターネット上で効率的にマッチングし，空きスペースや空き時間といったモノや技能等のサービスを貸し借りする新たなビジネスモデルである。たとえば，「民泊」，「カーシェア」，「シェア自転車」，「ライドシェア」，「シェア駐車場」，「シェア書籍」，「シェア雨傘」等が実現されている。

表 5.3 に示すように，多くのビジネスが新たに構築されており，中小企業においても実現可能なものが多い。そして，オープン・イノベーションは，企業内部のアイデアと外部のアイデアを有機的に融合させ，新たな価値創造につなげ，外部の専門性を有する組織との連携により，イノベーションの創出スピードが更にアップしている。

表 5.3 シェアリングエコノミーの B2C ビジネスの事例

	分野	サービス概要	事業者の例
1	家事代行	家こと等のスキルを、家事を依頼したい個人に仲介するサービス	ANYTIMES, 家事代行広場, タスカジ
2	子守り	子守りを仲介するサービス	AsMama, キッズライン
3	スキル	様々なスキル提供を個人に仲介するサービス	ココナラ, クラウドワークス
4	空間シェア	会議室, 空き店舗等を, 利用する個人に仲介するサービス	スペースマーケット, Spacee,
5	駐車場シェア	空き駐車場を, 借りたい個人に仲介するサービス	トメレタ, SKYZ
6	農地シェア	休耕地を, 借りたい個人に仲介するサービス	シェア畑
7	車の共同使用	車の共同使用を仲介するサービス	Cafore, Anyca
8	車の相乗り	車の相乗りを仲介するサービス	Notteco, Hitch me
9	食事	自宅での料理体験を, 旅行者等に仲介するサービス	TADAKU, キッチハイク
10	外国人向けガイド	外国語での案内サービスを, 外国人旅行者に仲介するサービス	Huber(TOMODACHI GUIDE), Voyagin

(出所：内閣官房 IT 総合戦略室「シェアリングエコノミーに関する検討経緯」平成 28 年 7 月より)

(2) 事業競争力強化と新たな収益源の確保

2017 年版中小企業白書によると、中小企業が新事業展開を検討する背景は、図 5.7 に示すように、事業の成

否の結果に関わらず「柱となる事業の創出」, 「顧客・取引先の要請やニーズへの対応」, 「他社との競争激化」, 「既存市場の縮小・既存事業の業績不振」が上位を占めており、企業は顧客ニーズに応えることのできる新たな収益

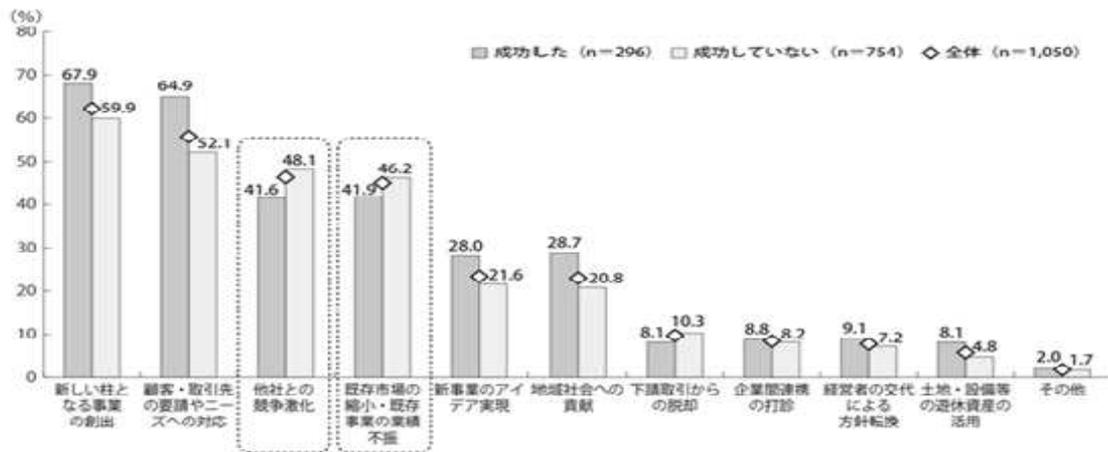


図 5.7 新事業展開を検討する背景

(出所：中小企業庁委託「中小企業の成長に向けた事業戦略に関する調査」2016 年 11 月, (株)野村総合研究所)

源を求めて、新事業展開を行っていることがわかる。

ここで、注目すべき点は「柱となる事業の創出」, 「顧客・取引先の要請やニーズへの対応」といった上位 2 つの自発的な成長要因で、成功企業が多い。一方「他社との競争激化」, 「既存市場の縮小・既存事業の業績不振」といった外的要因による新事業展開は、不成功の企業が多い。

このため、新規事業開発に成功するためには、①自ら新しい事業の柱を主体的に構築しようという意志と②外部の市場のニーズや要請に積極的に応えていこうという自発的な考えにより、新事業展開を検討する必要があることを示しているといえる。

5.3 事業創造におけるイノベーション

近年の低成長下に於ける成熟社会の到来、グローバル競争の激しい市場環境下において、収益力向上を図るためには、イノベーションの推進（事業創造）が必要となる。表 5.1 に示した、「オスロ・マニュアル」の定義から、2017 年度通商白書では、収益力向上のためのイノベーションの対応を、図 5.8 のように示している。

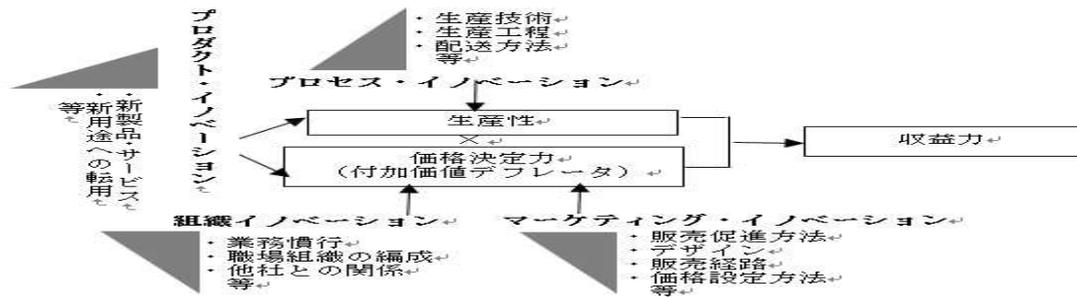


図 5.8 収益力向上に関する各種イノベーションの対応
(出所：経済産業省「2017 年度通商白書」p.228 より)

また、イノベーションを伴う、中小企業の収益力向上に向けた一般的な方策としては、下記のような方法があげられる。

①制約要因の克服（下請け体質からの脱却等）

②新製品やサービスの高付加価値化による需要開拓

③優秀な人材の確保・育成により生産性向上に繋げる

④技術開発、イノベーションに取り組み生産性向上・顧客提供価値向上実現

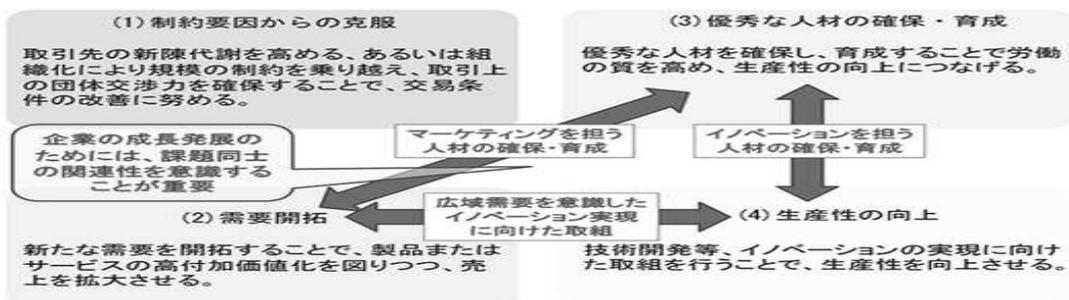


図 5.9 中小企業の収益力向上に向けた方策
(出所：中小企業白書，2015 年版より)

図 5.9 に示すように、中小企業においては、イノベーションに取り組み、図 5.9 に示す 4 つの方策を組み合わせることで収益力向上を図っていくことが効果的と思われる。

6. 事業創造の鍵となるビジネスモデルの構築

6.1 ビジネスモデルの定義と重要性

本論におけるビジネスモデルの定義を明らかにするため、一般的なビジネスモデルの定義を、表 6.1 に示す。

表 6.1 ビジネスモデルの代表的な定義

論者	ビジネスモデルの定義
松原恭司郎	ビジネスモデルとは、顧客と企業の双方に向けた価値創造と提供の仕組みである。
ジョアン・マグレッタ	企業がどのように機能するかを説明するストーリーである。ドラッカーの問い「あなたの顧客は誰で、顧客価値は何で、どうやって適切なコストで価値を提供するか」を表す（「Why Business Models Matter」2002 年）。
ヘンリー・チェスブロウ	ビジネスモデルとは、アイデアやテクノロジーを経済的な結果に結びつけるための枠組みである。ビジネスモデルは二つの重要な役割を果たす。すなわち、価値の創造と価値の収穫である。第一に、ビジネスモデルは新しい価値の源泉となる製品やサービスを生み出す。第二に、その価値の一部を、ビジネスモデルを構築した企業に対して提供する（「オープン・ビジネスモデル」2006 年）。
マーク・ジョンソン	ビジネスモデルとは、ビジネスが、どのようにして顧客と企業の双方に、価値を創造し、提供するかを表現したものである（「ホワイトスペース戦略」2010 年）。
国際統合報告評議会（IIRC）	短期、中期、そして長期の価値を創造することを目的とする、インプット、価値を付加する活動、そしてアウトプットから成るシステムである（「Integrated Reporting: Prototype Framework」2012）。
アレックス・オスターワルダー	どのように価値を創造し、顧客に届けるかを論理的に記述したもの（「ビジネスモデル・ジェネレーション ビジネスモデル設計書」2012）。

(出所：松原恭司郎「ビジネスモデル・マッピング教本」日刊工業新聞社，pp.7 加筆修正)

表 6.1 に示すように、ビジネスモデルの定義に関しては、一般的に幾つかの考え方があるが、本論では非営利組織も含め次のように定義する。すなわち、『ビジネスモデルとは、ビジネスが、どのようにして顧客と組織の双方に価値を創造・提供し、結果としてどのような社会的収穫をもたらすかを表現する枠組みである』。

近年、部品のコモディティ化やインターネットによる情報拡散等に伴い、製品やサービスの標準化が世界的に進展し、ビジネスにおける商品の差別化が難しくなっている。このため、上流のビジネスモデル自体の差別化が重要な成功要因となる。すなわち、効果的なビジネスモデルの構築が、競争優位の源泉になりつつあると考えられる。このような考えに立つとき、中小企業が新事業創出と既存事業変革を達成し、イノベーションを具体的に実現するプロセスを効果的に推進していくためには、次に示すように、2つの意味から優れたビジネスモデルの構築が不可欠となる。



図 6.1 一般的なイノベーションのプロセスと3つの試練

(出所：出川通「技術経営の考え方」光文社新書,2004年4月,p.12-21より加筆修正のうえ図に編集)

図 6.1 に示すように、イノベーションを実現するためには、事業の成熟度ごとの3つの大きな試練を克服するため、それぞれの段階に応じた対策を効果的・継続的に推進していく必要がある。

6.3 ビジネスモデルの標準パターン

事業創造を効果的に実現するための鍵は、中小企業でも簡便に活用可能な、優れたビジネスモデルの構築が不可欠となる。既に述べたように、ビジネスモデルは、事業で収益を上げるための仕組みであり、事業として何を行ない、ターゲットは誰で、どのようにして利益を上げるのか、という「儲け」を生み出すための具体的なシステムのことを指すものであり、社会にとって有用なものである必要がある。

企業で事業改革や新規事業を立ち上げる際には、経営上の適切な意思決定が重要となる。その、判断材料となり、変革やイノベーションの全体像を示すものがビジネ

①事業創造を効率的・効果的に達成するための、実現可能でイノベティブな仕組みの創出

これは、強力な事業創造の実現のためであり、作り手にとって議論しやすく、内容のブラッシュアップが容易な、ビジネスモデルの構築ツールが求められる。

②新事業推進を意思決定するため、事業の全体像が分かりやすい可視化ツールの構築

これは、経営者の意思決定支援のためであり、経営者がモデルの良否を比較検討しやすく、意思決定判断が容易となるような、全体が1枚のフレームに可視化されたビジネスモデルの仕組みが求められる。

6.2 一般的なイノベーションのプロセス

ここで、一般的なイノベーションのプロセスと3つの試練に関して述べると、図 6.1 のようになる。

スモデルである。これによって、経営者は当該ビジネスを実施するか否かの重大な経営判断を行うと同時に、金融機関や事業パートナー等の社外の協力者の同意を得るための非常に重要なプレゼンテーションツールにもなる。すなわち、ビジネスモデルの良否が意思決定前後の事業展開に大きな影響を及ぼすことになる。

ビジネスモデルの基本パターンとして、持続的に利益を得られるものとして、「アンバンドリング」、「ロングテール」、「マルチサイドプラットフォーム」、「フリーミアム」、「ノンフリル」、「オープン・ビジネスモデル」、「O2O」、「ジレットモデル」、「ペイアズユー」、「フランチャイズ」、「SPA」、「BTO」、等多くのものがある（池本 [2014]）。ここで重要なのは、それらの組み合わせによって新たな価値を創造することにある。

(1) リーンスタートアップ

近年シリコンバレーでは、「リーン・スタートアップ

「Lean Startup」といわれるビジネスモデルの設計手法が採用されている。スタンフォード大学のスティーブ・ブランク（Steve Blank）らが中心となって実践しているものである。特徴としては、入念な事前の計画策定よりもプロトタイプを早期に創り、これに対する顧客からの評価（検証）を基にした試行錯誤、反復設計（顧客開発）を重視することである。実際、GE等の大企業でもビジネスの創出に利用され、成果をあげている。

(2) ビジネスモデルイノベーション

「事業創造を行うためには、どうすれば体系的に、強力で効果的な新しいビジネスモデルを発明、設計、実装することができるのか。どうすれば、古い時代遅れのモデルに対して疑問を投げかけ、挑戦し、変革できるのか。現場にいながら、先を見通すようなアイデアを基に、ゲームのルールを変えるようなビジネスモデルを生み出すにはどうすればよいのか。ビジネスモデルイノベーションは、その答えを示してくれる。すなわち、優れた

ビジネスモデルの可視化フレームが提案されている」(出所：Business Model Generation by: Ander Osterwalder & Yves Pigneur)。既に述べたように、製品やサービスの差別化が難しい時代においては、ビジネスモデルイノベーションが競争優位の源泉になりつつあると考えられる。

(3) ビジネスモデルの可視化ツール

ビジネスモデルの可視化ツールとして、現在国際的な標準として図 6.2 に示すビジネスモデルキャンバス (Business Model Canvas) がある。「ビジネスモデルキャンバスは、1枚の紙で分かり易くビジネスモデルの全体像を示し、9つのセグメントによってバリューチェーンに沿った価値創出を中心に、顧客との関係やビジネスパートナーとの関係を可視化できる」(出所：https://vision-cash.com/keiei/business-model-and-business-model-canvas/：加筆修正)。

<p>⑧ KP：主要パートナー (Key Partners)</p> <p>ビジネスに必要なパートナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織外協力者 ・サプライヤー ・補完事業者 ・競合 ・ITベンダー ・物流業者 ・卸 	<p>⑦ KA：主要活動 (Key Activities)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕入 ・製造 ・出荷 ・マーケティングと販売 ・アフターサービス <p>⑥ KR：主要リソース (Key Resources)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員、工場機械設備 ・システムやDB ・現金や有価証券 ・ブランド ・特許等 ・独自技術やノウハウ 	<p>② VP：価値提案 (Value Proposition)</p> <p>顧客の課題と製品サービスの価値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早さ ・安さ ・新たな課題解決 ・機能 ・品質 ・デザイン ・カスタマイズ性 ・リスク低減 ・利便性 ・低労力 ・エンタテインメント性 ・安心感 ・ステータス 	<p>④ CR：顧客との関係 (Customer Relationships)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セルフサービス ・自動サービス ・反復購入 ・コミュニティ ・個別対応 ・共創 <p>③ CH：チャネル (Channels)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Webサイト ・直販店 ・パートナーショップ ・卸売 	<p>① CS：顧客セグメント (Customer Segments)</p> <p>ニーズを持った特定の顧客層</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人/法人 ・組織グループ ・特定の業界 ・マス市場 ・ニッチ市場 ・細分化 ・多角化 ・マルチサイドプラットフォーム
<p>⑤ CS：コスト構造 (Cost Structure)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原価 ・変動費 ・固定費 ・規模の経済 ・多角化の経済性 		<p>⑤ RS：収益の流れ (Revenue Streams)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品の販売 ・使用料 ・購読料 ・仲介手数料 ・レンタル/リース料 ・ライセンス料 ・広告収益 ・コンサルタント料 		

図 6.2 ビジネスモデルキャンバスの9つの構成要素

(出所：Business Model Generation by Ander Osterwalder & Yves Pigneur より加筆修正)

6.4 ビジネスモデル構築の起点

ビジネスモデル構築のための発想の起点としては、企業として、どこに起点を置いて、ビジネスモデルを作っていくのか、という点が重要となる。一般的に、出発点をベースに「価値主導」、「顧客志向」、「リソース主導」、そして、「コスト主導」に4分類されている。

リソース主導 (強みを活かせ)	価値主導 (最高のものを)	顧客志向 (顧客の声を聞け)
コスト主導 (より安く)		

図 6.3 ビジネスモデル構築の起点

(出所：www.businessmodelgeneration.com)

ビジネスモデルを考える際には、図 6.3 に示す、4つの起点のどこに的を絞って、考えていくのかを、まず明確化しておく必要がある。

6.5 ビジネスモデル成立の3条件

次に、ビジネスモデル成立の3条件に関して示すと、図 6.4 のように考えることができる。ビジネスモデル成立の3条件としては、「現実的な実現可能性」、「ビジネスの持続可能性」、そして「社会における有用性」、があげられ、これらを総合的に満足させる必要がある。

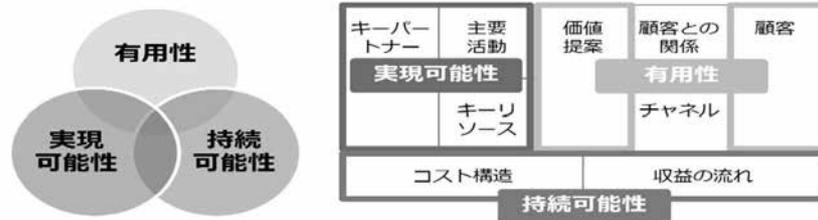


図 6.4 ビジネスモデル成立の3条件

(出所：https://vision-cash.com/keiei/business-model-and-business-model-canvas/)

6.6 ビジネスモデルキャンバス

(Business Model Canvas: BMC) の課題と対応

ビジネスモデルキャンバスでは、新たなビジネスモデルの構築に際し、有用なツールになり得る仮説を書き、そこから検証した結果を更新していくものであるが、顧客セグメントやパートナーの種類が、多様であったり、受益者からサービスの対価をもらうことが出来ないケース (NPO 等) があるような場合等、ビジネスモデルキャンバスでは、キャンバスの書き換えが難しくなる。さらに、キャンバスが1枚で収まらず複数枚作成が必要になるケースが発生する。

また、ビジネスモデルキャンバスは基本的にリソースがある大手企業が新規事業を検討するために最適なフ

レームワークであるが、リソースの少ない中小企業やスタートアップには、「キーパートナー」等はあまり重要でない場合が多い。

そのような場合、プロジェクト単位で、マーケティング施策の実行には、重要項目である「カスタマー」、「課題」、「プロダクト」にフォーカスできるように設計された「リーンキャンバス (Lean Canvas)」の活用が、有効と考えられる。

「リーン・キャンバス」は「ビジネスモデルキャンバス」を基に、派生して設計されたものであり、Ash Maurya の著書「Runnnig Lean」では、図 6.5 のように9つの要素を1ページに盛り込んだフレームとして示されている。

課題 上位3つの課題	ソリューション 上位3つの機能	独自の価値提案 あなたの差別化要因と注目に値する価値を説明した単一で明確な説得力のあるメッセージ ・早さ ・安さ ・新たな課題解決 ・機能 ・デザイン	圧倒的な優位性 簡単にコピーや購入ができないもの ・参入障壁の高さ ・独自ノウハウ ・特許	顧客セグメント ターゲットとする顧客 ・個人/法人 ・特定の業界 ・マス市場 ・ニッチ市場 ・細分化 ・多角化
	主要指標 計測する主要指標 ・ROE/ROA ・利益率 ・成長率 ・市場シェア 等	・カスタマイズ性 ・リスク低減 ・利便性 ・エンタテインメント性	チャンネル 顧客への経路 ・Web サイト ・直販店 ・卸売 ・営業	
コスト構造 ・顧客獲得コスト ・流通コスト ・ホスティングコスト ・仕入原価 ・人件費など	収益の流れ ・収益モデル ・顧客生涯価値 (LTV: Life Time Value) ・収益 (販売収入, 仲介手数料, レンタル料, ライセンス料, 広告収益) ・粗利			

図 6.5 リーンキャンバスの9つの構成要素

(出所：https://ferret-plus.com/3174, 加筆修正)

6.7 リーンキャンバスとその特徴

リーンキャンバスは、ビジネスモデルキャンバスをより顧客への価値提供とその活動へ徹底的に集中し、他の活動を削ぎ落とし、高速で仮説を検証するツールである。数週間~数ヶ月かかるビジネスプラン (事業計画書: 事

業収支計画, プロモーション戦略, パートナー戦略, マーケットリサーチ, コンセプト) と違い、「リーン・キャンバス」は、半日で複数プロジェクトの仮説を描くことが可能である。更に、1ページに簡潔にまとめるので頻繁に更新が可能となる。商品やサービスの完成前にニー

ズが確認でき、さらに早期にプロトタイプを創り、顧客反応を見て適切にピボット（軌道修正）を実施するものである。

時間、金、サポート、モチベーション等制約ある活動環境の中で、仮説を何ヶ月もかけて計画し、更新せずに塩漬けするよりも、仮説を3日や1週間で検証し、常に顧客や市場に学び、ビジネスモデルの仮説を実験・検証し続けるのが、リーン・スタートアップの手法である。

リーンキャンバスでは、ビジネスモデルを9部品に分解し、不確実でリスクの高いものから体系的にテストし、明確化していく。これにより、作成仮説の検証ポイントを押さえ、改善点を見つけ、素早く更新していくことができる。「ストレスなく生産性を発揮する仕事術、タスク管理手法の「GTD (Getting Things Done)」の姿勢でキャンバスを描くものである」(出所:https://ferret-plus.com/3175)。

リーンキャンバスは、顧客セグメントごとに色分けし、顧客のそれぞれの有する課題、それに対する価値提

供、流通チャネル、収益やコスト構造を分節化し、明確化し、最後にそれらの関係を統合化して考察していくものである。「リーン・キャンバス」が完成したら、顧客の反応から仮説検証し、学び続け、キャンバスを更新していく。仮説検証の方法はステージごとに実験（顧客インタビュー等）するポイントを変えながら行っていく。

6.8 ビジネスモデルキャンバスとリーンキャンバスの比較

現在世界で活用されている、標準的な2つの代表的な、ビジネスモデルの枠組みを比較すると、表6.2のように考えることができる。表6.2において、ビジネスモデル作成の目的、内容、課題・優位性、プロジェクト遂行における柔軟性、活用領域に関して、それぞれ比較分析した結果を示す。

表 6.2 ビジネスモデルキャンバスとリーンキャンバスの比較 (凡例：○：優位，×：劣位)

	ビジネスモデルキャンバス	リーンキャンバス
目的	事業の全体像を可視化し、1枚で俯瞰でき、モデルの検証と比較が容易。	
内容	事業開発の成功率を高めるため、仮説検証を繰り返し、その結果から軌道修正を行うというサイクルを繰り返すやり方。仮説を設定し、最小限の開発を行った後、顧客レビューを行い、その結果から軌道修正を行うというサイクルを繰り返す。こうすることで顧客発見から販売迄の体制を正確にし、失敗のリスクを減らすことができる。	
課題／優位性	<ul style="list-style-type: none"> ×顧客と課題を一体的に把握する難しさ。 ×「ジョブ」：顧客がやりたいことが不明示。 ×「競合」や「プロモーション」等の重要要素が無い。 ×中小企業においては、キーパートナーの選定が重要にならない場合がほとんど。 ×関係主体が多い場合に、図が複雑化し複数枚になる。 ×NPO等の収益を産まないビジネスに対する対応方法が弱い。 ×高速で仮説検証が難しい。 ×標的顧客の考え方が不明示。 ×評価指標 (KPI) が不明示。 ○大手企業が新規事業を検討する際には最適なフレームワーク。 	<ul style="list-style-type: none"> ○顧客と課題を明確に分離して考察可能。 ○「ジョブ」で顧客がやりたいことが明示できる。 ○独自の価値提案、圧倒的な優位性の中で「競合」との関係や「プロモーション」を明確化できる。 ○中小企業においては、キーパートナーの選定を重視せずに済む。 ○関係主体が多い場合にも対応可能。 ○NPO等の収益を産まないビジネスに対する対応可能性大。 ○高速で仮説検証が可能。 ○標的顧客の考え方が明示できる。 ○評価指標 (KPI) を最初から明示できる。 ×新規事業を検討する際、当初からパートナーとの連携が肝となるようなビジネスには検討を要する。
柔軟性	外部環境変化に対応が容易 (何か1つの要素を変更したことが他のどの要素に影響を与えるか、整合性のチェックが容易)。	
活用領域	新規事業だけでなく、ビジネスの現状分析、特徴・課題・優位性の把握、改善点の立案、要素変更による影響や整合性チェック等広く活用可能。	

表6.2に示すように、両者にはそれぞれ一長一短があるが、中小企業においては、主要パートナーとの関係は通常のビジネス連携に終始し、ビジネスモデルの重要要素とならない場合がほとんどである。このため、中小企業の事業創造においては、リーンキャンバスの活用が効果的と考えられる。これを、実証的に比較考察するため、和歌山電鐵のタマ駅長の取り組み事例を、2つのビジネスモデルで表現し、これらを図6.6と図6.7に示す。こ

の事例は、地方ローカル鉄道の収益力向上のため、世界で初めてターミナル駅に三毛猫のタマを駅長として任命し、SNS等で世界中に情報発信し、そのビジネスモデルのユニークさと、世界中のネコファンの興味を引き、経営環境の厳しいローカル鉄道会社の収益力を、飛躍的に向上させた取り組み事例である。

<p>⑧ KP：主要パートナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両製造業者 ・駅建設業者 ・ITベンダー ・物流業者 ・制服製造業者 ・グッズ製造業者 ・飲食製造業者 	<p>⑦ KA：主要活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅に駅長室設置し「たま」を配置 ・「たま」に関連するグッズの開発・販売 ・「たま」をプロモーションのオウンドメディアと位置づけ ・関連イベント推進 	<p>② VP：価値提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業界初の三毛猫駅長「たま」の任命 ・たまのグッズ販売 ・駅舎自体をねこデザイン ・電車もねこデザイン ・各種イベント実施 	<p>④ CR：顧客との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終端駅で「たま駅長」が出迎え ・ねこファンに喜ばれる各種グッズや飲食提供 	<p>① CS：顧客セグメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常鉄道利用者（通勤、通学、買い物等） ・旅行者 ・世界中のねこファン
<p>⑨ CS：コスト構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販管費（たまの制服・餌・駅長室、管理、営業、販売費等） ・広告関連費用 ・HP制作・更新関連費用 ・各種商品開発費 ・物流関連費用等 		<p>⑤ RS：収益の流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道運賃 ・各種グッズ販売 ・飲食費 ・各種メディアへの出演料 		

図 6.6 和歌山電鐵たま駅長のビジネスモデルキャンバス

<p>②課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道利用者の減少（経営危機） ・鉄道の利便性/快適性/経済性向上 ・旅の楽しさ/希少性/思い出/お土産の満足度向上 ・かわいいネコとの出会い/思い出に残るお土産に関する満足度向上 	<p>④解決方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅に駅長室設置し「たま」を配置 ・「たま」に関連するグッズの開発・販売 ・「たま」をプロモーションのオウンドメディアと位置づけ大々的にプロモーション ・関連イベント推進 	<p>③製品の特徴（ユニークな点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業界初の三毛猫駅長「たま」の任命 ・たまのグッズ販売 ・駅舎自体をねこデザイン ・電車もねこデザイン ・各種イベント実施 ・たま駅長の勤務時間明示 ・たま駅長休養日にはニタマ駅長補佐を別駅に配置 	<p>⑨圧倒的な優位性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終端駅で世界唯一のネコの「たま駅長」が出迎え ・ねこファンに喜ばれる各種グッズや飲食提供 ・珍しい旅の思い出 	<p>① CS：顧客セグメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常鉄道利用者（通勤、通学、買い物等） ・旅行者 ・世界中のねこファン
<p>⑦コスト構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販管費（たまの制服・餌・駅長室、管理、営業、販売費等） ・広告関連費用（和歌山県観光協会等の業界紙への出稿費） ・HP制作・更新関連費用 ・各種商品開発費・物流関連費用等 		<p>⑥収益の流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道運賃 ・各種グッズ販売 ・飲食費 ・各種メディアへの出演料 		

図 6.7 和歌山電鐵たま駅長のリーンキャンバス

図 6.6 と図 6.7 を比較考察すると、ビジネスモデルキャンバスにおける、パートナーに関しては、中小企業におけるバイイングパワーや特殊技術等の不足から、通常取引業者としての関与が中心となるため、新しいビジネスの創出において重要な要因とはならない場合が多い。むしろ、各顧客セグメントごとの個別課題を明確に定義し、これらを解決する具体的手法の創出、製品やサービスのユニークな特徴の実現化、そして圧倒的な優位性を追求していくことが重要となる。このため、中小企業では、後者のリーンキャンバスの活用の方が、効果的かつ効率的な事業創造に適していることが読み取れる。

6.9 事業創造実現のための経営戦略との連携・実装

ビジネスモデルは、経営案件を意思決定し、経営戦略に実装し、これを果敢に推進して結果を出さなければならない。表 6.3 に、両者の関連性を整理して示す。

ビジネスモデルと戦略を融合し、事業創造におけるマネジメントプロセスを効果的に推進し、成果を手にすることが重要となる。このため、経営目標を実現する「戦略的ビジネスモデル」を構築する必要がある。

戦略的ビジネスモデルの要件としては、次のように 2 つの要素が重要と考えられる。

①ビジネスモデルと事業戦略が統合・連携されている。

表 6.3 ビジネスモデルと経営戦略

論者	ビジネスモデル (BM)	経営戦略
松原恭司郎	顧客と企業の双方に向けた価値創造と提供の仕組み	将来のビジョンを設定し、それを指定した期間内にどのようにして達成するか示した計画
Casadeus-Masanell.R. & J.Ricart	企業が競争環境の中で、どのように運営され、株主価値を創造し、獲得するかに関するロジック	どのようにして、ユニークで価値のあるポジションを創り上げるかに関する一種の独自の活動を含む計画
	ユニークなポジションやリソースは好循環サイクルにより生み出されるものであり、それを動かすのが BM	ユニークなポジションを明確にしたり、価値ある特有の一連のリソースを活用することにより、競争優位を確立することに焦点を当てる
	全ての組織が BM を保有している	必ずしも、全ての組織が戦略を持っている訳ではない

(出所：マサネル、リカート「優れたビジネスモデルは好循環を生み出す」ダイヤモンド社、2011)

たとえば、ビジネスモデルとバランススコアカードの戦略マップ等との関連性が、有機的に結び付けられている。②ビジネスモデルのマネジメントサイクル (PDCA) が効果的に回っており、モニタリングされている。

以上述べたように、ビジネスモデルは、経営戦略実現のためのキーとなる重要な要因であると考えられる。

7. おわりに

中小企業は、経営資源が乏しい中で、後継者問題、収益力向上、人材確保・育成、財務体質強化、技術研究開発による新商品開発、海外事業展開等多くの課題を抱えている。メガコンペティションが激化する近年の市場環境下で、中小企業においても継続的に企業価値向上につなげ、課題解決のための競争戦略・成長戦略の構築と実現が不可欠となる。そして、新たな戦略構築のためには外部環境分析と内部資源の分析を通して、市場で求められる新たな価値を提供する必要がある。

このため、戦略的な事業創造の推進が不可欠となる。そして、まず第1歩として優れた「新たなビジネスモデル」の構築が鍵となる。ビジネスモデルは、作り手・経営者双方に重大な影響をおよぼすからである。このため、作り手にとって作り易く、議論し・改善がしやすく、そして、経営者にとっては、1枚で可視化され経営判断がしやすいことが不可欠となる。

ビジネスモデルの構築と事業創造の実現に関しては、特に、中小企業においては強力で効率的・効果的なビジネスモデルを構築するため、リーンスタートアップにより速やかに市場で仮説検証を繰り返す必要がある。

その際のフレームワークとして2つの代表的なキャンバス (枠組み) がある。事業創造の鍵となる「ビジネスモデル構築」に際し、経営資源の限られる中小企業は、一般的に標的顧客選定やビジネスパートナーの選定を重視する「ビジネスモデルキャンバス」よりも、その進化形であり特定顧客の課題解決や独自の価値提供を重視する、「リーンキャンバス」を使用する方が考えやすい。幾つもの「リーンキャンバス」を作成し、議論を重ね、比較検討を何度も行い、速やかにプロトタイプを作成し、

顧客の意見を取り入れながら何度もリーンキャンバスをブラッシュアップして、戦略的なビジネスモデルを作成し、速やかに事業創造を成功に導くことが重要となる。本論における残された研究課題は、さらに多くの事例において、両者のモデルを適用し、比較分析を行い、より実証的かつ体系的な知見を積み重ねていく必要があるものと考えている。

参考文献

- [1] 経済産業省「2017年版 通商白書」～自由貿易のイノベーション、包摂的成長を支える新しい通商政策へ～平成29年8月
- [2] 内閣官房 IT 総合戦略室「シェアリングエコノミーに関する検討経緯」(平成28年)
- [3] 帝国データバンクのデータを基に中小企業庁作成「中小企業経営者年齢の分布」, 日経新聞 (2017)
- [4] OECD (2005) Oslo Manual (3rd Edition), OECD Publishing, OECD Innovation in Firms, OECD Publishing (2009)
- [5] Alexander Osterwalder & Yves Pigneur, 小山龍介監修「Business Model Generation」翔泳社 (2012)
- [6] 安達明久・石井康夫・竹安数博・山下裕丈「理論と実践 中小企業のマネジメント」中央経済社(2018)
- [7] 石野正彦・長田洋・工藤司・五月女健治・片岡信弘「ビジネスモデル発想法の事例研究」『経営情報学会』Vol.2015f, 2015年秋季全国研究発表大会要旨集 (2015)
- [8] <https://www.slideshare.net/ichirogushi/24-24465753>
- [9] 厚生労働省「雇用保険事業年報」(2016)
- [10] 経済産業省「2017年度通商白書」(2017)
- [11] シュムペーター：中山伊知郎 / 東畑精一訳「資本主義・社会主義・民主主義」東洋経済新報社 (1995)
- [12] スタンフォード大学ハッソ・プラットナー・デザイン研究所「スタンフォード・デザイン・ガイド デザイン思考 5つのステップ」<https://designthinking.or.jp/swfu/d/5steps.pdf> (2012)

- [13] 中小企業庁委託「中小企業の成長に向けた事業戦略に関する調査」(榎野村総合研究所) (2016)
- [14] 内閣官房 IT 総合戦略室「シェアリングエコノミーに関する検討経緯」中小企業庁 (2016)
- [15] P.F. ドラッカー, 上田惇生訳「イノベーションと企業家精神」ダイヤモンド社 (2015)
- [16] ジョー・ティッド/ジョン・ペザント/キース・パビット, 後藤晃・鈴木潤監訳「イノベーションの経営学」NTT 出版 (2005)
- [17] グローバルタスクフォース「イノベーションのジレンマ入門」PHP 研究所 (2015)
- [18] ティム・ブラウン, 千葉敏生訳「デザイン思考が世界を変える」早川書房 (2014)
- [19] 奥出直人「デザイン思考の道具箱」早川書房 (2013)
- [20] 松田修一「ベンチャー企業<第 4 版>」日本経済新聞社 (2014)
- [21] 植田浩史・桑原武志・本多哲夫・義永忠一「中小企業・ベンチャー企業論」有斐閣 (2011)
- [22] 出川通「技術経営の考え方」光文社新書 (2004)
- [23] 延岡健太郎他「コモディティ化による価値獲得の失敗: デジタル家電の事例」独立行政法人経済産業研究所 (2006)
- [24] 藤本隆宏「日本のもの造り哲学」日本経済新聞社 (2010)
- [25] 野村敦子「わが国におけるベンチャー支援の在り方」- 既存企業とベンチャー企業のパートナーシップを通じたベンチャー・エコシステムの形成に向けて - JRI レビュー, Vol.3, No.22 (2015)
- [26] 松田修一「ベンチャー企業<第 4 版>」日本経済新聞出版社 (2014)
- [27] 長谷川博和「ベンチャーマネジメント [事業創造] 入門」日本経済新聞出版社 (2014)
- [28] 水野由香里「小規模組織の特性を活かす イノベーションのマネジメント」碩学社/中央経済社 (2015)
- [29] 秋山義継・松岡弘樹「ベンチャー企業経営論」税務経理協会 (2015)
- [30] 今村徹「ベンチャービジネスーベンチャービジネスとマネジメント」学分社 (2016)
- [31] 中小企業庁編「2015 年版 中小企業白書: 中小企業のライフサイクル一次世代への承継」(2016)
- [32] 中小企業庁編「2017 年版 小規模企業白書ー成長の芽を次世代へ繋ぐ」(2017)
- [33] 経済産業省・厚生労働省・文部科学省編「2017 年版 ものづくり白書」(2017)
- [34] 一般社団法人京都府中小企業診断協会 知的資産経営支援研究会 平成 25 年度調査・研究事業 「中小企業の知的資産経営推進ガイド 2014 年追補版」(2014)
- [35] 文部科学省科学技術・学術政策研究所「第 3 回全国イノベーション調査報告」(2014)
- [36] 山中英嗣「イノベーションのジレンマ」PHP 研究所 (2015)
- [37] 森谷正規・藤川彰一「ベンチャー企業論」放送大学教育振興会 (1997)
- [38] 星野達也「オープン・イノベーションの教科書」ダイヤモンド社 (2015)
- [39] 大江建「なぜ新規事業は成功しないのか【第 3 版】」日本経済新聞 (2008)
- [40] 玉田俊平太「日本のイノベーションのジレンマ」翔泳社 (2015)
- [41] 松原恭司郎「ビジネスモデル・マッピング」日刊工業新聞社 (2013)
- [42] 田所雅之「起業の科学」- スタートアップサイエンス - 日経 BP 社 (2017)
- [43] <https://vision-cash.com/keiei/business-model-and-business-model-canvas/>
- [44] <https://ferret-plus.com/3174>
- [45] 池本正純監修「図解&事例で学ぶビジネスモデルの教科書」マイナビ (2014)
- [46] 日本経済新聞, 2017 年 10 月 4 日
- [47] 日本経済新聞, 2018 年 10 月 6 日

核抑止力の死角とマルチラテラル安全保障体制の構築

Blind Spots of Nuclear Deterrence and Establishment of Multilateral Security System

森 彰 夫

MORI Akio

要 旨

核抑止論者は、核抑止が世界政府に代わるものである、と論じてきたが、核抑止力にはいくつも死角があり世界政府足り得ないという問題意識から、核抑止論の論理、核抑止論批判の論理、インドとパキスタンの核保有、北朝鮮への先制攻撃計画、イラク、イランの核開発、キューバ危機の教訓、国連改革と国連予備軍構想、日本国憲法と国連警察軍構想を考察する。考察の結果、マルチラテラルな安全保障体制の構築が不可欠であることを示した。

Abstract

Nuclear deterrence theorists have argued that nuclear deterrence is a substitute for the world government. However, there could be many blind spots in the nuclear deterrence and the nuclear deterrence would be inadequate as the world government. This paper examines the logic of nuclear deterrence theory, the nuclear possession of India and Pakistan, the first strike attack plan to North Korea, nuclear development of Iraq and Iran, lessons from Cuban crisis, reform of the United Nations, reserve force plan of the United Nations, and the security system of Constitution of Japan. The results of the study indicate that the establishment of multilateral security system is indispensable.

キーワード：核抑止力、北朝鮮・イラク・イランの核開発、国連予備軍構想、マルチラテラリズム

keywords : nuclear deterrence, North Koreas, Iraq's and Iran's nuclear development, United Nations reserve force plan, multilateralism

はじめに

核抑止は、核兵器の保有が、対立する二国間関係において互いに核兵器の使用が躊躇される状況を作り出し、結果として重大な核戦争と核戦争につながる全面戦争が回避されるという考え方で、抑止理論、また「核の傘」とも呼ばれる。

核抑止論は核抑止力が戦争を防止するとしているが、その破壊力のために実際に核兵器を使用することはなく、抑止力としてのみ保有するということになる。しかし、最近の米ロが開発しているように、核兵器を低出力化して使用できるようにすれば、核攻撃の応酬を招くという危険性を孕む。

また、北朝鮮に対してトランプ政権が計画したように、北朝鮮が保有するすべての核兵器を先制攻撃で破壊できると見なされる場合、抑止は働かない。

すでに、組織論から議論されてきたように、核兵器は、われわれが国家と呼ぶ抽象的な存在によってではなく、国家の中の不完全な普通の人間と、自己本位な普通の組織によって管理されるため、組織的な事故が不可避免的に生ずる。また、偶発的な事故や誤算や狂気によっても核戦争は起こりうる。

核抑止論者は、「核抑止が世界政府に代わるものである」¹と論じてきたが、核抑止力にはいくつも死角があり、世界政府足り得ないという問題意識から、核抑止論の論理、核抑止論批判の論理、インドとパキスタンの核保有、北朝鮮への先制攻撃計画、イラク、イランの核開発、キューバ危機の教訓、国連改革と国連予備軍構想、日本国憲法と国連警察軍構想、マルチラテラリズムの進展などを考察する。

1. 核抑止論の論理

ネオ・リベラリストのケネス・ウォルツらによって、核抑止力が働き平和が維持されるので「核保有国が増えるのはおそらく好都合」という議論が行われてきた。

ウォルツは、「全面戦争が回避されてきたのは注目すべきことである。制限された戦争はあったとしても平和が優勢であったことは、変化を吸収するとともに紛争や敵対関係を封じ込めることができる高い機能を有する、大戦後の国際システムの存在を示唆している」²と論じている。その根拠として、「在来型世界においては、生じる恐れのある損害が明確でなく、制限され、不確実であるがゆえ、抑止の脅しに効果はない。一方、核兵器は、

* 大和大学政治経済学部

平成30年11月30日受理

¹ セーガン、ウォルツ (2017年) pp. 209-210.

² 同上, p. 8.

軍事的な読み違いを生じがたくするとともに、政治的な予測を容易にするのだ³と論じている。さらに、「核にまつわる過去を熟考することにより、核保有国が現在の8カ国よりも増えれば世界は生き残れるという希望に根拠を見出すことができる」⁴とさえしている。

さらにウォルツは、「白痴でもないかぎりその破壊力を認識できない者はいないのであれば、指導者の「認知」能力を気に病む必要があるだろうか・・・指導者はどうすれば計算違いなどできるのか。成功の確証なしに第一撃に出る国があるとしたら、その国の核兵器の管理にかかわるすべての人間の気が触れなければならないだろう・・・米国自身の大言壮語、あるいはソ連の核戦争遂行についての片言に何か意味はあったのか。政治・軍事・そして学問の分野における強硬派は、核兵器を使用しようとする。あるいは使用すべき条件をイメージしたが、すべて無意味である・・・核兵器は抑止以外の何物も達成することはできない」⁵と論じている。

ウォルツは、ヒトラーですら抑止されるとし、その根拠を以下のように述べている。

おびたしい人的・物的損耗がただちにドイツ側に生じさせるような脅威があったなら、ヒトラーは抑止されていたであろう。逆にもしヒトラーが抑止されていなかったとしたら、将軍たちはヒトラーの命令に従ったであろうか・・・39年のドイツに核抑止が働いたであろうことは容易に想像できるが、もし45年にドイツが核能力を保持していたらとしたら、米英ソが進軍してきたときに、それがいかなる結果をもたらそうとも、ヒトラーとその側近が核爆弾を投下したであろうと想像することはたやすい。しかしながら、以下の2つのことがかかる想像を否定するように作用する。それは、いかなる世界にも普遍的に通用することと核のある世界にのみ通用することである。1つめは、敗北が不可避であるとみられれば、その国の支配者の権威が消滅するであろうことである。45年初頭、ヒトラーは明らかに毒ガス戦を開始するよう命じたが、将軍らはこれに反応しなかった。もう1つは、いかなる国も核保有国を決定的な敗戦にまで追い込まないであろうことである。敗戦の絶望の中、自暴自棄な手段がとられるかもしれないが、核保有国を自暴自棄にすることは、誰もが絶対にしたくないことである。核保有国に対して無条件降伏を求めることはできない⁶。

ブエノ・デ・メスキータとリカーは、「すべての国家が核武装すれば、二国間の紛争が核戦争になる可能性はゼロになる」として、非核国と核を保有する国とが対峙している地域における「選択的」な核の拡散を提唱している⁷。

ミアシャイマーもまた、「核兵器は卓越した抑止力である」と考えており、現代において、ドイツ、ウクライナ、日本が核保有国となれば世界はさらに安全になると論じている⁸。

ヴァン・エヴェラは、ドイツがロシアを抑止するには核兵器が必要であるとしている⁹。ラヴォイは、核兵器は将来における印パ間の戦争を防ぐだろうとしている¹⁰。

クレフェルトとフェルドマンは、中東における核兵器の拡散によってアラブーイスラエル紛争は安定化するだろうとしている¹¹。

シカゴ大学学長のハッチンスと数学と論理学における権威者であるラッセルは、核時代において戦争に代わるものは世界政府しかないと主張した。これに対してウォルツは、「世界政府に代わるものが核抑止であることは歴史の事実が証明している」¹²と論じている。

もし世界の指導者が核なき世界を求めて合意するようなことがあったとしたら、ウォルツは、「分別のある指導者を戴く核保有国はどうするだろうか。その答えは、「欺く」という一語に尽きる。小型軽量な核兵器は簡単に隠したり動かしたりできるし、核弾頭は小型車や小型船舶に搭載して国境をまたいで移送したりできる。すべての核兵器禁止の取り締まりや強制は不可能なのであるから、各国とも掟破りの誘惑に駆られる。そしてある国が欺くおそれがあることは、他のすべての国がそうする誘因となる」¹³と論じる。かつてシェリングは、「脳外科手術ではあるまいし、兵器やその製造法に関する記憶を消し去ることはできない」¹⁴と述べていた。

ウォルツは、「たとえ為政者がいかに卑劣で非合理に見えようが、あるいは政府が不安定に見えようが、核兵器を保有する国が、核保有国のみならず他国に大規模な通常戦をしかけることはない。たとえ通常戦力であっても、制御不能になって、核の打ち合いになり得るからだ」¹⁵と論じる。

これは、核保有国である米国、英国、フランス、ロシア、中国、インド、パキスタン、イスラエルが、例外なく他国に大規模な通常戦をしかけてきているのであり、事実

³ 同上, p. 12.

⁴ 同上, p. 13.

⁵ 同上, p. 86.

⁶ 同上, p. 30.

⁷ Bueno de Mesquita and Riker (1982) p. 283.

⁸ Mearsheimer (1990) p. 20., Mearsheimer (1993a) pp. 50-66., Mearsheimer (1993b) p. 21.

⁹ Van Evera (1990) p. 54.

¹⁰ Lavoy (1994)

¹¹ Crevelde (1993), Feldman (1982) pp. 142-75, 238

¹² セーガン, ウォルツ前掲書, pp. 209-210.

¹³ 同上, p. 212.

¹⁴ Schelling (1962) p. 392.

¹⁵ セーガン, ウォルツ前掲書, p. 213.

を無視した空論といわざるをえない。

そもそも、ウォルツの理論は下記のように自らも論じているように、論理的に成立しているとはいえない。

核兵器は、複数国がそれを保持する世界において、決して使用されることはなかった。それでもなお、核保有国に新たな国が加われば何か恐ろしいことが起きるだろうという感覚は容易にはなくなる。1つあるいはそれ以上の国が新たに獲得した核兵器が、冷静に計算された先制攻撃、パニック状態での発射、予防戦争の開始などで使用されるといふ恐れは依然として存在するのだ¹⁶。

歴史が示すように、核兵器が核戦争を生じやすくすることはなく、核兵器が決して使用されないと断言することは誰にもできない。核兵器の使用はいつも可能である¹⁷。

数カ国が核兵器を保有する世界において、核兵器が怒りにまかせて使用されることはなかった。われわれは約半世紀にわたって核の平和を享受してきたが、今後もそうである保証は決していない。我々は今後数十年間にわたって、核の平和と核保有国間の通常戦争が抑制されることに感謝するかもしれないが、もし戦争が起きればわれわれは絶滅してしまうという恐れは広く存在する¹⁸。

より野心的なNMD（国家ミサイル防衛）と同様に、TMD（戦域ミサイル防衛）はつねに簡単に突破され、今後とも核兵器に対する有効な防御手段になる保証はない。核抑止論からすれば、核兵器に対する有効な防御などそもそも存在しない。通常戦力の世界では技術と戦略の変化によって防御の効果が幅があるが、核の世界ではつねに攻撃が防御を圧倒する。飛来するミサイルの防衛に費やされる数十億ドルに比べてほんのわずかの予算しか必要としない攻撃兵器によって、ミサイル防衛は打ち破られてしまうのである。敵が高高度防衛ミサイル（THAAD）やSM-3艦対空ミサイルといったTMDを打ち破るには、それらの兵器の交戦可能限界を越えた規模で攻撃したり、弾道に攪乱射撃するだけで良い。おとりバルーンによっても、ミサイル防衛システムは無力化されて無用の長物となってしまう¹⁹。

ウォルツは、冷戦期を通じて、米ソ両国は大量の核兵器を保有していたことに対し、「核兵器の影響についての基本的な核心をはずしていた」と論じている。すなわ

ち「核兵器があれば、小規模な第二撃戦力と大規模な第二撃戦力は等価になるばかりでなく、核保有国に対して大規模通常戦力を使用することはできないがゆえ、小規模な通常戦力と大規模な通常戦力も等価になるのである」²⁰と論じている。

冷戦期、米ソいずれの超大国も最小限抑止に必要な戦力よりもはるかに大きな戦力が必要であると考えていたことは、合理的アクターを強調する理論からすれば不可思議である。それでもウォルツは、そのような考えは核抑止に関する「曖昧な思考の数十年間」の結果であると主張する。「国際システムにおける二大国は、第二撃戦力を長らく保持するとともに、いずれの側も相手方を武装解除する攻撃を仕掛けることができなかった。しかしながら、いずれも不必要な兵器の上に兵器を積み上げたことは不可思議であり、その解は米国とソ連の内部にしか求めることはできない」²¹としているのだ。抑止に必要なレベルを超える戦力構築に数十億ドルを費やすというのは、セーガンによれば、組織レベルにおける同様の「曖昧な思考」がゆえに国家が不適当な戦力を構築してしまうのである²²。

2. 核抑止論批判の論理

自国に対する核攻撃を抑止することを「基本抑止」といい、同盟国や第三国に対する核攻撃を抑止することを「拡大抑止」あるいは「核の傘」という。「核の傘」は、アメリカまたはロシア（1991年以前はソビエト連邦）が、同盟国に対する核攻撃に対して、核による報復をすることを事前に宣言することで、核攻撃の意図を挫折させる理論である。これは、冷戦が終わった現在でも存在している。一般に、自国に対する攻撃に懲罰的な報復をする旨の威嚇を基礎とする「自己抑止」に比べ、同盟国や第三国に対する攻撃に懲罰的な報復をする旨の威嚇を基礎とする「拡大抑止」「核の傘」には、信憑性が伴いにくいとされる。

ガルトウングは、「米軍が日本から撤退したら、いわゆる核の傘は存在しなくなる。しかし、私はそもそも核の傘——米国が日本を守るために中国と核戦争に突入するリスクを取る——などということを信じていないので、米軍撤退で日本の安全保障が弱体化するとは考えない」²³と論じている。拡大抑止が空論であることと、日米安保体制が虚構であることを見事に言い表している。

ウォルツはヒトラーでさえ抑止されると論じた。しかし、坂本義和が論じているように、「ナチのような狂信

¹⁶ 同上, pp. 18-19.

¹⁷ 同上, p. 20.

¹⁸ 同上, p. 35.

¹⁹ Butt, Yousaf, "The Delusion of Missile Defense", *New York Times*, September 20, 2011, www.nytimes.com/2011/09/21/opinion/21iht-edbutt21.html

²⁰ セーガン, ウォルツ前掲書, p. 34.

²¹ Waltz (1990) p. 731.

²² セーガン, ウォルツ前掲書, p. 58.

²³ ガルトウング (2017年) pp. 36-37.

的ニヒリズムに貫かれた権力が、核兵器を持って現在の世界に出現したとしたら、世界はどのような危険にさらされるであろうかを想像すれば明らかであろう。ナチの指導者は、最終事態において物理的な自滅と政治的な自滅とを招くことを意に介しなかった。また彼らは、ドイツ国民が莫大な犠牲を払うことをも意に介さなかった²⁴ことを軽視すべきではないであろう。

抑止が有効に働くために不可欠の要件の一つとして「相手方が合理的であることが必要である。つまり、彼が自分の利益の計算に基づいて行う行動は、予測可能な性質のもでなければならない」²⁵のである。「どのような損害は許容できないか、という点について、相手と自分とが異なった価値観念を持っているならば、それだけで抑止は機能を喪失する」²⁶と、リアリストのキッシンジャーも認めている。

ナチズムと同様に日本のファシズム、軍国主義も非合理的で狂信的であった。「予測しえぬものは戦運であり、勝敗は別物だから必ず敗けるとも限らない。やってみなければ判らず、5番に1番くらいは勝てるかもしれない。ある程度思い切って冒険をおかさなければ成算などない」という立場に立って、永野海軍軍令部総長は太平洋戦争開戦の決定に重大な役割を演じたと評されている²⁷が、「こうした非合理的反応は、永野以外にも、広く日本の軍国主義指導者の間に見られた」²⁸のである。

予防戦争について、ウォルツは、いったん相手側が「初步的な核能力」を開発した場合は、「自前で強烈な報復を行うことは可能である」ため、予防戦争の合理的誘因は消滅すると主張する²⁹。また、危機に際して軍事力の使用を進言する可能性は文民より軍人のほうが低いとしてこの議論を退ける。

これに対してセーガンは、軍人が文民権力者よりも予防戦争をより是認する見方をしていると考えるに足りる5つの有力な理由を以下のように述べている。

第1に・・・軍人には、「遅きに失するべからず」というロジックをとくに受け入れる余地があるのだ。

第2に、安全保障問題に取り組むに際して軍人は、純粋な軍事理論に焦点を当てるように訓練されているとともに、達成すべき厳格な作戦目標を付与されているということである。軍人にとって「勝利」とは、狭義の軍事的観念における敵の打倒を意味し、戦争のコストを受け入れ可能なレベルにまで減ずることを含め、戦争におけるより広範な政治目標の達成を必ずし

も意味しない。軍人は、文民に比べて、予防戦争の外交、モラル、そして国内政治上のコストに影響を受けがたい。

第3に、軍人の志向は、攻勢的なドクトリンと果敢な作戦に強く偏向していることである³⁰。攻勢的ドクトリンは、軍が主動性を獲得し、戦勢を支配しながら規定作戦を遂行し、敵を受動に陥らせることを可能とする。果敢な作戦は集中の原則を活用でき、損耗を減じることができる可能性があるとともに、政治的膠着状態ではなく、軍事的決着に導く可能性が高い。予防戦争は、そうした軍人に好まれる特性を明らかに具備しているだろう。

第4に、ほとんどの組織がそうであるように、軍も逐次に計画を立てる傾向があり、それゆえ、戦争に直結する計画には焦点を当てるが、戦後の世界における戦争にともなう問題解決は重視しないということである。

第5に、ほとんどの巨大組織の構成員がそうであるように、軍人も、自分が付与された狭い仕事に焦点をあてるということである。戦後の世界の問題は政治家の仕事であり、軍人の作戦上の責任範囲ではない。よって、軍人は、予防戦争による長期的な政治・外交上の帰結を考慮せず、近視眼的になる可能性が高い³¹。

セーガンは、「これらの事実は、軍人には予防戦争を支持する強い性向があること、そしてそれゆえに、敵の「初期段階」にある弾頭、あるいはそれよりもはるかに大きな弾頭によっていかなる国家指導者も自動的に抑止されるという核拡散楽観主義者の推論が誤りであることを強く示唆している」³²とする。

セーガンは、組織的な慣例や慣行が、本来安全で生存性を具備すべき核戦力に深刻な脆弱性を生じさせるとして、その例を以下のように挙げている。

第1の事例は、1962年のキューバ危機において、クレムリンが強く望んでいたにもかかわらず、軍がミサイル展開を秘匿できなかったことである。築城における作業慣行が「識別符号」となり、米国の情報分析官による「秘密」ミサイルの特定につながったのだ。対空ミサイルの「ダビデの星」型の配置パターンや、容易に識別可能なミサイル発射台の「のり面」といった、ソ連国内で形成され確認される慣行が、米国の情報要員をしてキューバの秘密作戦のベールを剥がすの

²⁴ 坂本 (1990年) pp. 64-65.

²⁵ Kissinger (1962) p.42.

²⁶ *ibid.* p.17.

²⁷ 日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部会編 (1963年) p. 324.

²⁸ 坂本前掲書, p. 62.

²⁹ セーガン, ウォルツ前掲書, p.22.

³⁰ Snyder (1984) pp. 26-30.

³¹ セーガン, ウォルツ前掲書, pp. 50-51.

³² 同上, p. 55.

を可能にしたのであった。

第2の事例は、冷戦期、米国の画像解析官がソ連戦略ロケット軍の「秘密の」ICBMサイロの位置を特定できたことである。ソ連のサイロ配置には認識可能なパターンがあった。いずれのサイロも、その施設を囲むように三重の防護壁が構築され、進入路には長いミサイルを運び込めるように造られた目立つ大きな半円状のカーブがあったのだ³³。

第3の事例は最も劇的なもので、米国をしてソ連海軍の海中通信システムの突破を許したように、軍組織の作戦慣行がゆえに、戦略的脆弱性を生じさせてしまう可能性を示す例である。弾道ミサイル原子力潜水艦(SSBN)は最も非脆弱な核戦力であり、安定的で安全な第二撃能力を提供(KGB)のそれというよりも、「キーストン・コップス³⁴」のようなものだった。ソ連は、オホーツク海に敷設された海中ケーブルを通じてペトロハバロフスクのミサイル潜水艦基地に電文を送信したのだが、水によって防護されているため米のスパイ活動に対して安全であると考え、多くの電文の暗号化を怠った。さらに悪いことに彼らは、地元漁民に向けた「ケーブルあり、錨を下すな」という標識を浜に設置したことで、「秘密の」通信ケーブルの位置を暴露してしまった。かくして米国原潜ハリバットの乗員は容易に通信線を特定し、ソ連海軍の海中における秘匿通信を収集し、ソ連SSBN艦隊の作戦計画や戦術哨戒命令を入手することができたのである³⁵。

1967年6月の第三次中東戦争におけるエジプト空軍作戦においても不適切な組織慣習や作戦慣行が「不必要な」戦力の脆弱性が示された。当時のエジプトとイスラエルの空軍戦力バランス(エジプトは爆撃機、攻撃機、戦闘機において2:1の優位性を保持)³⁶に鑑みれば、エジプトの当局者にはいかなるイスラエルの航空攻撃に対しても報復できる能力は保証されていると考える強い根拠があった・・・しかしながら、エジプト空軍の2つの組織的慣行が「客観的に」十分な報復戦力に深刻な脆弱性をもたらした。第1に、危機にあつて、エジプト空軍は航空機を、イスラ

エルの攻撃に対する脆弱性を減じるために分散させるのではなく、第一撃において容易に発進できるよう密集隊形で滑走路上に配置していたことである³⁷。第2に、エジプト軍は、イスラエルによる攻撃の可能性が高いと考える場合、常時、迎撃機を防空のために空中哨戒させるとともに、基地で地上待機させていたが、そうした作戦行動は7時30分に終了する日課になっていたことである。これを組織的慣行と見たイスラエル側は、航空機の給油と操縦士とクルーが朝食をとっている7時45分に攻撃を行った³⁸。明らかに非脆弱であると思われた戦力は、開戦後1時間のうちに事実上破壊されたのである。

ペロウは、『標準事故(Normal Accidents)』において、いかなる巨大組織においても、原子力発電、石油化学工業、先端生物科学、原油タンカーといった危険な技術を管理するための技術システムをどれくらい理解できるかには、そもそも限界があると論じている・・・組織が、高度な相互作用の複雑性(相互連関するが予想外の容易に把握し得ない相互作用がシステムに多数存在すること)(interactive complexity)及び密結合(システムに高い経路依存性と不可逆性があるとともに組織の遊び部分が限定的であること)(tight-coupling)という2つの構造的特性を示す場合には、現実の世界における組織合理性の制約がゆえに、システムにおける深刻な事故がいつでも生起するのは避けがたいと論じている³⁹。

セーガンは、『安全の限界(The Limits of Safety)』において、「標準事故理論」に明らかに政治的な次元を加えてペロウの構造的議論と結びつけたことで、組織的な事故が生起する可能性について、より悲観的な見方を加えた⁴⁰。そして、「いったん兵器の配備を開始すれば、組織に由来する安全上の問題がにわかに出現するだろう。これまで安全だったのは、嵐の前の静けさでしかない可能性があるのだ⁴¹と結論付けている。

封じ込め政策の立案者であるジョージ・ケナンは、「ソ連の指導部が常に自分たちの最善の利益となるよう行動しているとは限らず、彼らも誤りを犯すことがあり得る

³³ Brugioni (1996) pp. 8-85.

³⁴ 警官隊のドタバタ喜劇をスタイルとする米国のコメディアン・グループ

³⁵ Sontag and Drew (1998) pp. 158-230.

³⁶ Safran (1969) p. 319.

³⁷ O'Balance (1972) p. 65.

³⁸ *ibid.*, p. 63.

³⁹ Perrow (1984) *passim*.

⁴⁰ いかなる巨大組織にも不可避に存在する危険な技術を管理する上での相反する目標、すなわち、トップレベルにおいては安全に対して高い優先順位を付与するであろうが、それ以下のレベルでは、たとえば生産性の向上、下部組織の規模増大、出世の促進といった偏狭な目標を優先するであろうことが、危険な振る舞いを生じさせることになり得るのである。なぜシステムにそのような危険な構造的特性が形成されるのか、そして、なぜ安全上の問題にかかわる組織学習がしばしば著しく制約されてしまうのか、その双方を説明するためには、相反する目標を選択して

その達成を迫るような政策遂行の要領に焦点を当てる必要がある。Sagan (1993) *passim*. 最近では、2007年8月29日、W-80-1型核弾頭を装着した6基のAGM-129空中発射型巡航ミサイルが、ミノット空軍基地においてB-52爆撃機に誤って搭載されバークスデイルに運搬されるという事案が発生している。平時は核兵器の空輸、及び核兵器搭載機や核兵器近傍での航空機への給油やエンジン始動は禁止されているのだが、ミニット事案においては、その双方が破られている。さらに、このとき運搬された弾頭のビット(核弾頭の中心部)は、安全のために米国の近代核兵器のすべてが装備している耐火性ビットでなかった。もし事故や不具合が発生していたとしたら、核兵器が搭載されていることを認識していなかったパイロットは、核兵器の安全投棄のための手順ではなく通常の緊急手順に従って行動していたであろう。Defense Science Board Permanent Task Force on Nuclear Weapon Surety (2008)

⁴¹ セーガン、ウォルツ前掲書、pp. 70-74.

と思っているのだ。アフガニスタン侵攻はそういう誤りの1つであり、ソ連指導部は、われわれが何らかの制裁措置をとるかどうかに関係なく、いずれ侵攻を後悔するようになるだろう⁴²と指摘している。

セーガンは、「米ソ両国は度重なる危機においても両国が保持する大量の核兵器を全く使用することなく、冷戦を生き残った。このことは賞賛と驚きをもたらしたが、それを軍備管理や不拡散政策における無作為の言い訳にしてはならない。冷戦期における米ソ両大国の核にまつわる経験は、薄氷の上を歩いていたようなものだった。米ソ両国が一度は成し遂げたこの偉業を持って、他の国も安全に同じようなことができると考えたり、米ソ両国が永久にその危険な道を歩き続けることができる考えたりすべきではない⁴³と締めくくっている。

3. インドとパキスタンの核保有

ハガーティは、「核保有国同士は戦争しないということほど、国際関係論における強固な法則はない⁴⁴と結論付けている。これに対してセーガンは、「インドとパキスタンは、双方による核実験から1年を経た1999年の春から夏にかけて、インドのカシ米尔付近の山岳地域——カシ米尔⁴⁵での両国の施政地域を分けている管理ライン沿いの地域——において戦争した。この紛争は、パキスタンの正規兵が管理ラインをインド側に越えて陣地を構築し居座っている模様であることをインド情報部隊が偵知した5月に生じたのだが、ほぼ2カ月にわたって、インド陸軍部隊がパキスタンからの侵入勢力を攻撃するとともに、インド空軍機がヒマラヤ山脈の高標高地にある侵入勢力の拠点を爆撃した⁴⁶と反証を挙げている。

ペルコヴィッチによれば、「インドでは伝統的に、核に関して、実験、設計、そして指揮統制においてさえも、軍が意思決定に関与していない。一方、パキスタンでは、軍が核兵器プログラムに広く関与している。文民の首相は、政権を掌握しているときさえ、核兵器プログラムの詳細を聞かされていなかったし、核兵器運用における直接の権限は与えられてこなかった⁴⁷のである。

インド軍の軍事演習とされていたブラスタックス演習の最中、西部陸軍コマンド司令官であったフーン中将は、次のように回想している。「スندانジ大將は、明らか

に、パキスタンによる運用可能な核兵器の開発がインドの安全保障をきわめて大きく脅かすことになるだろうと確信しており、それゆえ、パキスタン軍による反応が惹起されることを期しつつ、ブラスタックス演習を周到に計画したのであった。大將は、パキスタンの反応が、インドをしてパキスタンへの攻撃を企図した非常事態計画を発動させるとともに、予防攻撃によってパキスタンの核プログラムを破砕するための口実になることを期待していたのだ・・・ブラスタックスは軍事演習ではなかった。パキスタンとの戦争を余儀なくさせる状況を作するために計画されたのだ。そして、さらに衝撃的なことは、タジヴ・ガンディー首相が、それが戦争のための計画であることに気づいていなかったことだ⁴⁸。

*From Surprise To Reckoning: Kargil Review Committee Report*によれば、カルギル紛争が懸念されるのは、核保有国同士が戦争することだけではなく、パキスタン軍部の組織的偏向が紛争の主要な原因だからである・・・1つには、98年後半にパキスタン軍はカルギル作戦を計画したのであるが、この際、組織論が予期するごとく、広範な戦略的要因よりも、奇襲的な部隊機動という戦術的効果により多くの注意が払われていたということである・・・2つには、パキスタン陸軍は、安定／不安定のパラドックス (stability/instability paradox) と称されるロジックに則して、印パ間の「安定的な核バランス」によってカシ米尔におけるより攻撃的な行動が咎めなしに可能になるという明白な確信をもって作戦を開始したということである⁴⁹。

不幸なことに、インド軍とパキスタン軍双方において、生存性のある戦力を維持するための能力について懸念すべき大きな理由がある。パキスタン軍が位置を暴露してしまうような実施規定に従ってミサイル戦力を配置したことである。たとえば、インドの情報将校は、近傍の「秘密」通信ターミナルの位置を解明し、パキスタンが計画するM-11ミサイルの配置場所を特定した⁵⁰。冷戦時代の先例にきわめて似通って、パキスタンにおいても、長半径の折り返し道路とロータリーをサーゴダ基地に新たに建設したミサイル格納施設の外側に設けたことで、不用意にM-11ミサイルの「秘密の」位置情報を与えてしまったのである⁵¹。

1971年の印パ戦争では、印パの情報機関は双方とも

⁴² ケナン (1984年) p. 270.

⁴³ セーガン、ウォルツ前掲書、p. 78.

⁴⁴ Hagerty (1998) p. 184.

⁴⁵ 英領インドにおいて最大の藩王国であったカシ米尔では、住民の80パーセントがイスラム教徒であったが、藩王はヒンドゥー教徒であった。英国は、その地理と宗教に鑑みれば、カシ米尔はパキスタンに属することになると予期していたが、ヒンドゥー教徒のカシ米尔藩王が遅疑逡巡していると、大英帝国陸軍内のムスリム反乱軍がカシ米尔藩王国民兵を攻撃して藩都スリナガルに突入した・・・この事態を受けて、インドに逃れていた藩王がカシ米尔はインドに

帰属することになると速やかに発表するや否や、インドは領地を守るためにカシ米尔に軍を投入した。セーガン、ウォルツ前掲書、p. 132.

⁴⁶ 同上、p. 138.

⁴⁷ Perkovich (1999) pp. 303, 306-13.

⁴⁸ Hoon (2000) p. 102.

⁴⁹ Kargil Review Committee (2000) p. 77.

⁵⁰ Prasannan, N. (1997) "Spark of Hope", *The Week*, September 28, 1997

⁵¹ Diamond, John (2000) "Satellite Shows Pakistan's March Toward Nuclear Capability", *Chicago Tribune*, March 16, 2000, p. 10.

相手がたの重要な秘匿メッセージを傍受することができた。パキスタン側は印陸軍司令官が東パキスタンへの軍事介入の準備命令を発したことをただちに知ったし、インド側は戦争前に、中国はいかなる印パ間の戦争においても軍事介入しないであろうことをパキスタン側に伝える北京からラワルピンディーへ宛てた死活的に重要なメッセージのコピーを入手していた⁵²。

印パ両国が自国の核兵器に対する中央のコントロールを維持できるかどうかについても深刻な懸念がある。1995年、パキスタン陸軍において、アッバシ少将が首謀したクーデター計画に関わった40名の将校が逮捕された⁵³。同少将はイスラム原理主義一派と関係があったと言われている。2011年6月にも同様の事案が明るみになった。カーン准将がイスラム原理主義者との関係を疑われてパキスタンで逮捕されたのだ⁵⁴。2003年には、ムシャラフ大統領暗殺が2度試みられたが、いずれも政府部内者が関わっていた。この事件においては、警備員は、聖戦テロ組織との関係があった⁵⁵。

セーガンは、「印パの指導者は核抑止による平和を求めているが、不完全な組織における不完全な人間が核兵器をコントロールしている。もし私の理論が正しければ、そうした組織はいずれ安全な核抑止を構築するのに失敗する」⁵⁶と警鐘を鳴らしている。

これに対してウォルツは、「核兵器が存在する場合、いかなる国も他国の第二撃力によって抑止されるのであって、抑止される側の国家の特質にとらわれすぎたり、指導者を精査したりする必要はない。核の世界では、いかなる国家であろうと——統治者がスターリン、毛沢東、サダム・フセイン、金正日であろうと——、侵略的行動が自らの破壊を招くという認識によって抑止されるのだ」⁵⁷とする。

もし彼らが相互確証破壊(MAD)の心理状態にのめり込んでしまったなら、——米ソがそうだったように——軍拡競争を相当にエスカレーションさせる誘惑に駆られるだろうが、印パ両国の指導者は、米ソのばかげた振る舞いから学んでいる。優れた戦略家のスーブラマニヤムは、「大規模な戦力を構築するのは馬鹿げているということをインド人は学んでいると力説する。そして、インドは約60の核兵器でパキスタンも中国も抑止でき、パキスタンは20ほどでインドを抑止できると考えている」⁵⁸。ウォルツは、「今日に至ってもICBMを約20

基しか保有していない中国はその数で満たされているし、・・・米国のミサイル防衛がアジアにおける戦略兵器バランスに支障を来さないのであれば⁵⁹、インドとパキスタンも中国の例にならうだろう」⁶⁰と楽観視している。

ウォルツによれば、「パキスタンにとって、インドと通常戦力で競うのは経済的に不可能であり、核兵器の分別ある戦略とリンクさせるのは、同じ土俵に乗るための安価な方法である」⁶¹と正当化される。

2003年、かつてパキスタン・ウラン濃縮計画の責任者であったカーン博士が、核ネットワークでブラックマーケットを運営し、遠心分離機や兵器の設計を含む機微な物質やデータをイラン、北朝鮮、リビアといった国に売っていたことが暴露された。2011年に報告されたところによればシリアも顧客だった可能性もある。この問題についてウォルツは、「ブラックマーケットにおける核関連の取引に問題がないとは決して言えないし、言うつもりもない。カーン博士を真似ようとするものも出てくる可能性もあるだろう。しかしながら私は、かかる問題は厳格な監視と情報活動によって対処できるものであると確信している。米英独3カ国はすべて、カーン・ネットワークを根絶するための努力に積極的に取り組んだ。3カ国は、博士の研究所の資金源を断ち、非合法的な貨物を遮断するとともに、最終的には博士に対して公然の自白を敷いた。博士の誤った行為を防ぐことはできなかったものの、その努力はそうした行為を封じ込めるのに確実に一役買った」⁶²と論じている。しかし、博士の誤った行為を防ぐことはできなかった時点で致命的であるにもかかわらず、「その努力はそうした行為を封じ込めるのに確実に一役買った」から問題はないかのように論じていて、ウォルツの議論にしばしば見られるように、論理的な整合性がない。

ウォルツは、「印パの核実験において問題とすべきことは、両国が核実験を行うべきだったかではなく、両国の安全保障が核実験を必要としていたかということである。ある国は核兵器を必要とするが、ある国はそうではない。ブラジルとアルゼンチンは核保有国を目指したものの断念したのは、両国が互いの脅威となっていないことを悟ったからである。南アフリカは、いったん核保有国となったものの、相応の脅威がないと認識して、政策を転換した」⁶³と指摘している。まさにその通りで

⁵² Sisson and Rose (1990) pp. 199, 225.

⁵³ Burns, John F. (1995) "Pakistan Arrests 40 Officers, Islamic Militant Ties Suspected", *New York Times*, October 1, 1995

⁵⁴ Lister, Tom and Aliza Kassim (2001) "Arrest of Pakistani Officer Revives Fears of Extremism within Military", *CNN World*, June 22, 2011

⁵⁵ Hussain (2007), prologue

⁵⁶ セーガン、ウォルツ前掲書, p. 148.

⁵⁷ 同上, p. 159.

⁵⁸ Subrahmanyam (1994) pp. 190, 194.

⁵⁹ パキスタンへの支持を誇示するため、米海軍は空母エンタープライズをインド洋に展開した。

⁶⁰ セーガン、ウォルツ前掲書, p. 152.

⁶¹ 同上, p. 154.

⁶² 同上, p. 167.

⁶³ 同上, p. 153.

あるが、両国の安全保障が核実験を必要としているから核実験を正当化するのではなく、ブラジル、アルゼンチンや南アのように、両国が互いの脅威にならないように、カシミール問題を軍事力で解決しようとするのではなく、共同統治するなど試みるべきであろう。「領土問題が典型的にゼロサムな性格である」⁶⁴ というように理解されてしまっている。しかし、ガルトウングが領土問題のある所は「共同管理する」⁶⁵ ことを提唱しているように、ゼロサムではなく総合プラスαのポジティブ・サムにすることが可能である。

4. 北朝鮮への先制攻撃計画

枠組み合意 (KEDO) は、非核の維持を確約するのと引き換えに、北朝鮮に軽水炉と燃料を供給するというものであったが、米国はこの合意を履行しなかった。ブッシュ政権の早い段階で、合意は破棄された。そして、ブッシュ演説で、北朝鮮は「悪の枢軸」の一角を占めているとされた。翌年、北朝鮮は NPT から脱退して核査察を終わらせ、その3年後に最初の核実験が行われた。

ウォルツによれば、「ブッシュ政権最初の1年から北朝鮮が学んだ教訓は想像にかたくない。つまり、米国の保証は信用できず、核への大望は標的にされるであろうということであり、イラクの轍を踏まないための最も安全な道は抑止力を真に獲得するということである」⁶⁶ と説明される。

北朝鮮が NPT に反して核開発を行っていることが発覚したことも、不適切な組織的慣行が決定的要因であったとみられている。1990年代初め、北朝鮮は明らかに、核兵器の開発途上にあることを示す証拠となる寧辺の使用済み燃料再処理施設を秘匿しようとしていた。しかしながら、ソ連の技術者から学んだ北朝鮮の技術者が、使用済み燃料保管施設をソ連のそれに真似て設計したために、米情報機関はただちに秘密施設の正体を特定することができたのだ。オルブライトによれば、「それらの施設には、コンクリート地上構築物の中に液体状及び固体状の使用済み燃料を保管するための円と正方形の穴という顕著なパターンがある」⁶⁷ のである。

トランプ大統領は、2017年に何度も金正恩委員長への不満を表明し、北朝鮮に対する先制軍事攻撃の可能性を示唆した。このような事態のエスカレーションに対して、64人の民主党議員らは署名した書簡で、北朝鮮と

直接対話をするよう強く要請し、先制軍事攻撃に対する議会の承認が必要だと警告した⁶⁸。2018年1月には、マティス米国防長官がカナダ・バンクーバーで開かれた北朝鮮問題に関する20カ国外相会合に先立つ夕食会で、核・ミサイル開発を進める北朝鮮への対応に関し「(米国は)準備はしている。戦争計画もある」⁶⁹ と発言していた。

米国のトランプ政権は、新たな核戦略「核態勢の見直し」(NPR)⁷⁰ を発表した。新たな核戦略では、「安全保障環境は急激に悪化しており、米国は潜在的な敵対国からかつてないほどの脅威に直面している」と強調し、老朽化した核兵器を近代化させ、核戦力を増強していく方向に転換した。前回8年前にオバマ政権が発表した「核戦略」では、ロシアとの核軍縮が進んでいたことや、通常戦力で米国が世界を圧倒しているという状況を背景に、核兵器の役割を減らし「核なき世界」を訴えたオバマ政権の路線に逆行するものである。

相互確証破壊 (Mutual Assured Destruction, MAD) で、お互いが数百発の核を持って向き合うと、互いに核が使えない状況が生じていた。1970年代に、核利用目標選択 (Nuclear Utilization Target Selection, NUTS) という考え方がでてきて、核を使うことを前提に核戦略がたてられた。冷戦後に NUTS への傾斜が進んだが、トランプ政権の「核態勢の見直し」は、さらに NUTS へ傾斜している。ちなみに、MAD は狂気、NUTS は愚か者を意味し、両方ともまともな考え方ではないと揶揄される。

米国の現在の核戦力は、破壊規模の極めて大きい戦略核がほとんどであるが、トランプ政権は、状況に応じて核兵器を柔軟に使い分けられることができるよう、「多様な核戦力」を構築していくとしている。その中には、核兵器が使われる可能性を広げてしまうと危惧されるものも含まれている。その一つが、「低出力核」と呼ばれる核爆発の威力を抑えた核弾頭で、国防総省は今回、原子力潜水艦が搭載する「弾道ミサイル」の一部について、弾頭をこの「低出力核」に変更すると明らかにした。0.3から340キロトンまで威力調整が可能な「B61核爆弾をより制度を高め B61 モード 12 が 2020 年には運用開始となる」⁷¹。その意図は、核兵器は破壊力が余りに大きすぎるゆえに、事実上「使うことができない兵器」という側面があるため、威力を小さくすることで「使える兵器」にすることである。しかし、「使える兵器」とな

⁶⁴ 遠藤・遠藤 (2014年) p. 6.

⁶⁵ ガルトウング (2017年) p. 64.

⁶⁶ セーガン、ウォルツ前掲書, p. 179.

⁶⁷ Albright (1994) p. 48.

⁶⁸ <https://www.nytimes.com/2017/05/23/world/asia/congress-trump-kim-north-korea-nuclear-direct-talks.html>

⁶⁹ <https://www.nikkei.com/article/DGKKZO25831590Y8A110C1EAF000/>

⁷⁰ Office of the Secretary of Defense (2018) 「核態勢の見直し」は、米国の政権が変わるごとにその核戦略を外に示すため、国防総省がまとめているもの。

⁷¹ *ibid.* p. 47. 広島型原爆が16キロトン、長崎型原爆が20キロトンであった。

れば、本当に核が使われてしまうのではと懸念する声があがるのも当然で、そもそも「威力を抑えた」とは言っても、通常兵器とは桁違いの破壊力がある。

ウォルツは、「北朝鮮の核プログラムの基盤が不安定であることは、北朝鮮が全面的なウラン濃縮に着手したことが最近判明したことで裏付けられている。・・・もしすでにプルトニウム製造技術を習得しているのであれば、なぜウランによって目的を達成しようとする必要があるのだろうか。それは、2度の実験が小規模だったことが判明しているように、北朝鮮はプルトニウム型核兵器の設計に悪戦苦闘しているためである可能性がある」⁷²と指摘している。プルトニウムは、核分裂物質の抽出は比較的容易だが、爆弾として製造するのは難しい。一方、ウラン濃縮はより難しいプロセスだが、兵器設計はかなり単純である。この二重路線は、北朝鮮が自身の技術進展に満足していない可能性を示唆している。

ウォルツによれば、「北朝鮮、米国、そして北東アジアの他の国々のすべてが、北朝鮮が暴力的に崩壊しないようにすることに共通の利益がある。これこそが真の危険であり、そのリスク管理のためにすべての可能な手段が講じられるべきである。北朝鮮が国家として無傷で存続する限り、その核兵器を恐れる必要はほとんどないのだ・・・北朝鮮の核と共存可能であることはこの5年間で立証されているし、実際のところわれわれは、より好戦的だった以前の北朝鮮よりもここで述べた北朝鮮のほうを好ましいとおもうかもしれない」⁷³ということになる。さらには、「北朝鮮は、韓国、米国、そして日本をも疲弊させるとともに、その意図と将来の企図に対する不確実性の醸成を目指しているのだ。しかしながら、北朝鮮の将来企図を懸念すべき理由はほとんどない。たとえば核兵器を保持していたとしても、北朝鮮に大それたことをする能力はないのだ」⁷⁴と楽観視している。

ウォルツは、「小規模な核戦力を隠蔽や移動によって防護するのは全くもって容易なのである」⁷⁵としているが、完全にそう断言できるのであろうか。米ソがそれぞれ何万発も核兵器を保有していた時代にも、ICBM 発射サイロ等を特定し、相互に照準を合わせていたのではなかったのか。北朝鮮が保有するすべての核兵器を先制攻撃で破壊できると見なされる場合、抑止は働かない。

2018年に核とミサイルの開発に目処をつけた北朝鮮は、韓国の文在寅大統領の対話政策に乗り、4月27日に南北首脳会談、6月12日に米朝首脳会談が開かれ、米国は北朝鮮に安全を保障し、朝鮮半島における完全な非核化が実現されていく可能性が出てきた。しかしなが

ら、具体的な進展が見られなければ、再び、軍事力で脅し合う状況に逆戻りすることになる。

ウォルツが言うように、北朝鮮が先制攻撃を行う可能性はないだろうが、米国が「大量破壊兵器を開発・保有している」のを理由にイラク戦争を開始したときと同じように「先制的自衛」攻撃を行う可能性は排除できない。

クリントン政権のウィリアム・ペリー国防長官は、「われわれ——と、地球のその他の全住民——は、核による破壊の危機とともに生き続けています。アメリカの戦争計画は今日、1960年代とまったく同様に、不測の事態には核兵器を使用することを取り決めています」⁷⁶と指摘している。

5. イラクの核開発

ブッシュ大統領が予防的な戦力使用を是認したことで、イラク、イラン、及び北朝鮮の3カ国は、可能ないかなる手段によってでも米国を抑止することを余儀なくさせられたのである。ウォルツは、「「ならず者」国家の手中にある核兵器が新たな危険をもたらすと論ずる者とは対照的に、私は、核保有国としての北朝鮮やイランが冷戦期の中国やソ連とほぼ同じように振る舞うであろうと主張する・・・核保有国としての北朝鮮やイランを恐れるべきではないし、それらの国と不安を覚えずに共存できるのだ」⁷⁷と論じる。

2002年9月26日、33人の国際関係の学者が連名でニューヨーク・タイムズ紙に意見広告を打った。その中でウォルツらは、イラク戦争は米国の国益に合致しないと論じた。ウォルツらの論点は、「たとえフセインが核兵器を獲得したとしても、米国やイスラエルから大規模な報復をこうむることなしにそれを使用することはできない・・・当時フセインは米国やその同盟国に対する攻撃の準備をしていなかったとしつつ、イラクを用心深く封じ込めること」⁷⁸を推奨していた。

2003年、フセインがイラクの核プログラムを再開していなかったことが判明した。ウォルツは、「実際のところフセインは、本当はないのに、あたかも抑止力をもっているような印象を意図的に与えようとしていた。核査察を制限し協力しないことで自身が大規模破壊兵器プログラムを有している印象を与えるのをフセインが期待していたこと・・・結局、この偽りが2003年の米国のイラク侵攻の正当化に一役買うことになるのだが、それはもっと大きなことを意味している。すなわち、フセインは、核兵器を使用する能力ではなく、その抑止力を求めていたということである」⁷⁹と論じている。

⁷² セーガン、ウォルツ前掲書、p. 182.

⁷³ 同上、pp. 182-183.

⁷⁴ 同上、p. 178.

⁷⁵ 同上、p. 22.

⁷⁶ ビル・クリントン政権のウィリアム・ペリー国防長官の1994年9月

20日のスティムソン・センターに対する声明。

⁷⁷ セーガン、ウォルツ前掲書、pp. 173-174.

⁷⁸ 同上、pp. 174-175.

⁷⁹ 同上、p. 177.

ウォルツによれば、フセインはあたかも抑止力を持っているような印象を与えようとしていたにもかかわらず、米国のイラク侵攻を防げなかったのであり、ウォルツの議論の「核抑止が働く」ということに反証を提供するものに他ならない。

フセインは、閣僚や軍高官との会合の多くを秘密裏に録音していたが、その発言から、イランとイスラエルに対する自国防衛における安全保障上の懸念が核開発の主要な動機ではなかったことが判明している。フセインは、イスラエルに対する通常戦力による侵略を可能にする戦略的な盾として核兵器を捉えていたのであった。たとえば、1990年のクウェート侵攻前に、フセインは、イラクは5年以内に核兵器を獲得するだろうと予言するとともに、「もしアラブ諸国が核爆弾をもったとすれば、1967年以降に占領された領地を取り戻さないことなどあるか」という修辭的な問いかけを仲間にした⁸⁰。セーガンによれば、「イラクの核兵器は、イスラエルの核兵器に対抗するのであり、イスラエルが自暴自棄になって核兵器で報復に出るのを恐れることなく、シオニスト国家に対する通常戦争を仕掛けるのを可能にするというのだ」⁸¹。ウォルツのような核拡散楽観主義者は、核兵器はすべての国家に対して抑止の機能としてのみ働くと考えているが、フセインにとっては、通常戦力による侵略をより安全に遂行するために核抑止が必要だったのだ。

6. イランの核開発

イランには複数の指導者（大統領とアヤトラ）が存在するし、軍事組織も複数存在する。その1つである革命防衛隊それ自体が米国によってテロ組織に指定されている⁸²。ウォルツは、「もしイランが核兵器を獲得したら、革命防衛隊に核兵器管理の責任を付与するだろう。核兵器の管理を任された単一の内部組織は、単一の国家主体と同じ地位にあると言える・・・核兵器に心が向いている非国家主体でさえ、抑止のために用いる以外に核兵器で何かを成し得るとは考えられないのに、イランの国内組織が抑止以外の目的を心に描くことなど想像しがたい・・・イランとイスラエルは双方とも比較的小さな国であるが、これはたとえ数発でも核兵器が使用されればいずれの側も存続可能な国家として生き残れないことを意味する。核兵器を1発でも相手側に使うことは自殺行為であることを両国は認識しているだろう。戦略上の議論では、地理的に近接していれば、きわめて少数の核兵器でも確証破壊は達成できるとされている。イランがイスラエルに対して核兵器を使用する性向をもつなどと考えるべきでない」⁸³と論じている。

また、ウォルツは、「イランに対する最近の経済制裁が、核化プロセスを遅らせたり、妥協を引き出したりすることはないだろう。もしイランが自国の安全保障が核兵器に依拠すると考えているなら、制裁が奏功することはない・・・研究者は経済的強制が成功したケースをわずかしら認めないし、大量破壊兵器について言えば、制裁に独自の効果があると論ずるのは困難である・・・イランに対する制裁をやめれば、おそらくその安全保障上の懸念はやわらげられ、さらには、イラン市民が政策の効果の矢面に立たされるのを回避できるだろう・・・しかしながら、そうでなくとも問題はないのだ。我々は、安全かつ安心して核保有国イランと共存できるのだ」⁸⁴と論じている。

最後の行はウォルツのいつもの主張なので、ここでは言及しないが、たしかに安保理決議で制裁を課す決議がなされても、成果が見られるケースは少ない。強制的に断念させようとするよりも、イランの安全保障上の懸念自体が解消し、核開発する必要がなくなるように、イスラエルによって占領されたパレスチナの問題自体の解決に注力すべきであろう。イスラエルによる一方的な占領と暴力的にパレスチナ人を追い出して入植するというやり方をパレスチナ人や周辺の中東諸国が認めず対立してきた。人や物が国境を越えて移動するグローバリゼーションの時代にあって、移民が正当な代価を払って土地を取得するのであれば、誰も文句は言わないはずである。ユダヤ人がパレスチナに移住したいのであれば、正当な代価を払って土地を取得するだけで問題は解決するはずであり、これまで暴力的にパレスチナ人を追い出して入植してきた土地の返還または賠償をすることによって解決するのが筋であろう。

セーガンは、「イランは中でも最も危険な核拡散主体である。イランにおいては、フセインが統治したイラクのような強い侵略的性向と、核の力と核兵器プログラムを操るイデオロギー的に過激な軍事組織——革命防衛隊——に対する強力な文民指導者による統制の欠落とが結び付いているのだ」⁸⁵と警鐘を鳴らしている。

セーガンは、「核兵器を獲得したイランの指導者は、核兵器を米国や近隣国への侵略行為がより安全にできる盾として捉えるであろうことを懸念しなければならない。イランは、ヒズボラやレバノンを拠点とするシーア派民兵組織への主要な武器供給元であるし、イスラエル国内での民間及び軍事目標に対する攻撃を支援している・・・イランにおいてひそかに核技術を取得し、核施設を防護し、運搬システムの研究を行い、核兵器関連活動を取り仕切ってきたのは、プロフェッショナルな軍で

⁸⁰ Palkki, Stout, and Woods (2011) pp. 223-224.

⁸¹ セーガン, ウォルツ前掲書, pp. 193-194.

⁸² Publication Office of the Coordinator for Counterterrorism (2009) p. 10.

⁸³ セーガン, ウォルツ前掲書, pp. 187-188.

⁸⁴ 同上, pp. 191-192.

⁸⁵ 同上, p. 192.

はなく、革命防衛隊なのである。そしてまた、中東におけるテロ組織との関係維持の責任を担ってきたのも革命防衛隊の指導者である。それは、核にかかわる指揮・統制とテロリストとの関係に同一組織が責任をもつという、致命的な責任の混用なのである⁸⁶と論じている。

革命防衛隊は、イランにおける最も過激な聖職者との関係を有している。そのうちの何人かは、(多くの伝統的なシーア派聖職者との見解とは異なり)、核兵器の獲得と使用はイスラム法によって正当化されると論じている⁸⁷。

もし、イランが核兵器を獲得するなら、中東におけるさらなる核拡散という現実の危険が存在する。たとえば、サウジのトウルキ・ファイサル王子は、「イランの核兵器[開発]によって、サウジは筆舌に尽くしがたいおそらく劇的な結末に導く可能性のあるような政策の追及を余儀なくされるだろう⁸⁸」と発言している。

したがって、セーガンは、「米国や中東地域諸国が将来、イランの核の曖昧性と共存しなければならないかもしれないとしても、それは決して歓迎したり祝福したりすべきものではない⁸⁹」と強調している。

7. キューバ危機の教訓

米西戦争後の1902年5月にキューバ共和国は独立を達成したが、それはスペインに代わり米国による支配が始まった。1952年にバティスタはクーデターで政権を奪取し、憲法を停止し独裁政治を開始した。腐敗、弾圧、独裁が続き、米のキューバ支配は頂点に達し、バティスタ政権と米政府、米企業、米マフィアの4者がキューバの富を独占し、その富が米国本土に流れた。

フィデル・カストロらによって、2年余りのゲリラ闘争の末、1959年1月にバティスタを国外逃亡に追い込むキューバ革命が起こり、当時アメリカ企業であるユナイテッド・フルーツとその関連会社、関係者がキューバの農地の7割以上を所有していた土地⁹⁰と産業を国有化して、農業の集団化を実施した。

1961年4月に在米亡命キューバ人部隊が米国CIAの支援の下でグアテマラでの軍事訓練の後、キューバに侵攻してカストロ革命政権の打倒を試みたピッグス湾事件が起こった⁹¹。それまでキューバ革命は、アメリカ人やキューバ人の大地主から土地や資産を取り戻すナショナリスト革命の色彩が強く特に社会主義革命とされていた

わけではなかった。しかし、ピッグス湾事件以降、カストロ首相は1961年5月のメーデー演説で「社会主義革命であった」と宣言するとともに、軍備増強の必要性を認識し、急速に東側諸国と同盟および友好関係を築くことになる。

1962年10月から11月にかけてキューバに核ミサイル基地の建設が明らかになったことから米国がカリブ海で海上封鎖を実施し、米国とソ連とが対立して緊張が高まり、全面核戦争寸前まで達したキューバ危機が起こった。

ケネディ大統領は、10月24日以降、米艦艇によるキューバの海上封鎖を承認した。(キューバへの)空襲および水陸両部隊による侵攻作戦の準備もまた開始された。万一の場合の計画として、初日に延べ1080機による空襲を行うことになっていて、18万人にのぼる侵攻部隊が、米東南部の港湾に集結していた。

ソ連から10月26日に届いた書簡は、ミサイルをキューバに置いたのはキューバを侵攻から守るため、もしアメリカがキューバを攻撃・侵攻しないと約束すれば国連の監視下で撤去する旨の内容であった。27日に届いた書簡には、前日の内容に全く触れずトルコにあるミサイルの撤去を交換条件として要求してきた。

アメリカは、3つの条件(1. ミサイル基地建設の中止, 2. 攻撃型ミサイルの撤去, 3. 国連査察の受け入れ)を提示し、この条件を了解すればアメリカは海上封鎖を解き、キューバを攻撃・侵攻しないと確約した。

フルシチョフは、アメリカがキューバに侵攻しないことと引き換えにキューバのミサイルを撤去することに同意した。

ケネディ政権で国防長官であったマクナマラによれば、フルシチョフが10月28日にミサイルを撤去すると発表していなければ、ケネディの文官、武官の補佐官たちは、攻撃開始を勧告し、ケネディは攻撃承認していたのである。そして、キューバに駐留していたソ連軍は、中距離核ミサイルの核弾頭だけではなく、核兵器も戦術核兵器の弾頭までも持っていて、その戦術核弾頭は、キューバ侵攻のアメリカ軍に対して使用されるはずであった⁹²ことが、1992年に当時のワルシャワ条約機構軍参謀総長のアナトリー・グリプコフ大将から明らかにされた。

マクナマラは、回顧録でキューバ危機後に明らかに

⁸⁶ 同上, pp. 201-202.

⁸⁷ Safa Haeri and Shahrar Rafizadeh, "Iranian Cleric Okays Use of Nuclear Weapons", Iran Press Service, February 20, 2006. www.iran-press-service.com/ips/articles/2006/february-2006/iran_nuke_20206.shtml [date accessed: November 17, 2011]

⁸⁸ Jason Burke, "Saudi Arabia worries about stability, security and Iran", *The Guardian*, June 29, 2011. www.guardian.co.uk/world/2011/jun/29/saudi-arabia-prince-turki-

arab-spring-iran [date accessed: November 3, 2011]

⁸⁹ セーガン, ウォルツ前掲書, p. 204.

⁹⁰ 土地を所有しない小作人や農業労働者の数は農民の約80%を占め、サトウキビの収穫期以外の時期は「死の季節」とよばれ、多くの農民や労働者が失業し、貧困や飢餓で苦しんでいた。

⁹¹ 反カストロ軍の上陸部隊はピッグス湾に閉じ込められ、114名が戦死し1189名が捕虜となった。

⁹² マクナマラ (1997年) pp. 451-454.

なったことを以下のように述べている。

なにがこの危機を引き起こしたのか——そして、将来同様な危機をどうしたら回避できるか——を理解するため、この危機に関連する決定に参加したソ連、キューバ、米国の高官たちが、5年間にわたり5回の会議を開きました。・・・キューバ危機の前と最中に3つの関係国で行われた決定は、誤った情報、誤った判断、誤った計算によって歪曲されていたことが明らかになっていました・・・(1) 1962年の夏にソ連のミサイルがキューバに導入される前、アメリカがカストロを倒し、その政権を転覆させるため、キューバに侵攻する意図を持っている、とソ連とキューバは信じていました。アメリカにそんな意図はありませんでした⁹³。(2) アメリカは、ソ連が自国外に核弾頭を配備することは決してないだろう、と信じていました。しかし、ソ連はそうしたのです。CIAは当時、キューバに核兵器はない、と報告していましたが、われわれは1962年10月までに、ソ連の核弾頭が実際にキューバに搬送され、アメリカの諸都市を標的にする予定であることをモスクワで知りました。(3) ソ連は、核兵器をひそかにキューバに持ち込むのが可能で、外から探知されることもなく、もしもその事実が明らかにされてもアメリカは反応しないものと信じていました。ここでも彼らは誤っていたのです。(4) ソ連が持ち込んだミサイルをアメリカの空襲で破壊する——このあとにはまずまちがいなく水陸両用部隊の侵攻が続いたことでしょう——むねケネディ大統領に要請するつもりでいた人たちは、ソ連がこれに軍事力で反応することはない、と信じていた点で、まずまちがいなく誤っていました。CIAは当時、1万人のソ連軍がキューバに駐留していると報告しています。(1989年の)モスクワ会議で、参加者たちは、当時キューバに実際は4万3000人のソ連軍が駐留しており、ほかに十分な装備をしたキューバ軍が27万人いたことを知りました。当時の司令官たちのことによると、二つの部隊は“決死で戦う”覚悟だったといいます。キューバの当局者たちは、(開戦の場合は)10万人の犠牲が出ただろうと推定しました。ソ連がこうした決定的な敗北をこうむった場合でも、世界の別の場所で軍事的な反撃に出ることはあるまい、とアメリカ側が信じていたと聞かされて、ソ連の出席者たち——

——長年にわたって外相をつとめたアンドレイ・グロムイコ [1909 - 89, 駐米大使の後, 1957 - 85年ソ連外相, のちソ連最高会議幹部会議長] や元駐米大使のアナトリー・ドブレニン [1919 - , 57 - 60国連事務次長, 62 - 86駐米大使, のちゴルバチョフ・ソ連大統領政策顧問] が含まれていました——は、まったく信じられない、と述べました。(こうした事態の)結果が抑制のきかないエスカレーションになったのは、まずまちがいなくどころでしょう・・・(1992年の)ハバナ会議のとき、われわれ(ケネディとマクナマラ)は2人とも——それに、いうまでもなくほかの人たちも——この危険を当時ひどく過小評価していたのを知ったのです。1962年にキューバに駐留していたソ連軍は、中距離核ミサイルの核弾頭だけではなく、核兵器も戦術核兵器の「弾頭までも持っていた事実を、われわれは当時のワルシャワ条約機構軍参謀総長のアナトリー・グリプコフ大将から聞かされたのでした。戦術核弾頭は、キューバ侵攻のアメリカ軍に対して使用されるはずでした。すでに述べたように、当時CIAは、キューバには(ソ連の核)弾頭はない、と報告していたのです。1992年11月になると、われわれはさらに多くのことを知りました。ロシアの新聞に載ったある記事によると、危機が最高潮に達したとき、キューバ駐留のソ連軍はすくなくとも90の戦術核弾頭を含む総計162の核弾頭を持っていたというのです。さらに、1962年10月26日——非常な緊張の時期でした——になると、米軍の侵攻を予測して、核弾頭(複数)が貯蔵所から取り出され、これを装着するロケットにもっと近い場所へ移された、と報じられました。翌10月27日、ソ連のロディオフ・マリノフスキー国防相は、キューバ駐留ソ連軍司令官のイッサ・プリエフ大将から、こうした行動をとったむね連絡を受けました。マリノフスキーはこれをフルシチョフに送ります。フルシチョフは、これに“承認した”と走り書きして戻しました。アメリカからの攻撃に直面すれば——すでに述べたように、武官、文官を問わず米政府内では、大勢の人たちがケネディ大統領にこうした攻撃を勧告するつもりでいました——キューバ駐留のソ連軍が、自分たちの核兵器を失うくらいなら、これを使用しようとの決定を下した危険が、大いにあったのは明らかです・・・アメリカ軍が核兵器で攻撃された場合、アメリカが核による反撃を思い

⁹³ 1961年に在米亡命キューバ人部隊がアメリカ合衆国CIAの支援の下でグアテマラでの軍事訓練の後、キューバに侵攻してフィデル・カストロ革命政権の打倒を試みたピグス湾事件があり、アレン・ウェルシュ・ダレスCIA長官の正規軍を介入させないとする説明で(実際はCIAは反カストロ軍にアメリカ軍の応援を確約していた)、ケネディは作戦の実行を承認した。ケネディの意向とは別に、ソ連とキューバはアメリカがカストロを倒し、その政権を転覆させるため、キューバに侵攻する意図を持っていると信じていたと考えられる。トルーマン

時代まで情報収集を主要な活動としていたCIAが、ダレスの得意分野である「暗殺や破壊工作」・謀略などに主眼を置く工作機関として再編され、人員・予算ともに巨大な規模になった。実兄のジョン・フォスター・ダレス国務長官とともに、アイゼンハワー政権の冷戦外交に大きな影響を与えた。キューバ危機では、最後の土壇場で空爆支持が閣僚も含めて多数を占めても、大統領が1人反対して強いリーダーシップを発揮することとなり、後にケネディへの高い評価となった。

とどまっただろうとは、何人も考えるべきではありません。その結果は、どうなっていたでしょうか？完全な大惨事になったでしょう。キューバでのアメリカ軍の損害が圧倒的なものになり、キューバが破壊されたばかりではなく、キューバを超えて核攻撃の応酬が行われた危険が高かったことでしょう⁹⁴。

グッドパクスター将軍とマクナマラは、核保有の5カ国が、実行可能なかぎり、核兵器のなかった世界に戻ること⁹⁵を強く主張している。マクナマラは「もしわれわれが、過去40年以上にわたって、核保有国の核戦略を主導してきたものの考え方から脱却できるとしたら、われわれはまさに「(核の)魔物をビンのなかに戻す」ことができると思う。もしできなかつたら、21世紀が核の悲劇を目の当たりにする危険が相当にある」⁹⁶と警鐘を鳴らしている。

ウォルツは、「核兵器の存在は国家をきわめて慎重にする。キューバ・ミサイル危機におけるケネディとフルシチョフを見ればわかる」⁹⁷と抑止が働いたことが核戦争を回避させた論じている。

一方、セーガンは、キューバ・ミサイル危機において、核戦争を引き起こしかねない不安全事案があったことを以下のように述べている。

危機の初期段階において、SAC (Strategic Air Command, 戦略空軍) は、カリフォルニア州のヴァンデンベルグ空軍基地において10基の試験用ICBMのうち9基を秘密裏に展開するとともに、10基目のICBMの試験発射を太平洋に向けて計画通りに実施した。この責任ある組織において、ソ連情報機関がヴァンデンベルグ基地における核兵器の展開と警戒態勢を偵知するかもしれないことや、危機の高まりの中で同基地からのミサイル発射が誤って解釈されるかもしれないことに考えをめぐらせる者がいなかったのだ。危機が高まる中、モンタナ州マルムストーム空軍基地においても第2の不安全事案が生じた。将校らがミサイルの即時発射を可能にする独立した能力を付与するためにミニットマン・ミサイルに手を加えたのである。これはミニットマン・ミサイルにかかわる深刻な安全規定違反であったが、危機終息後に行われた調査では、未承認の核攻撃を実施する能力を自ら獲得したことを

上層部が認識するのを妨げるべく、将校らによる証拠改ざんが行われた。第3の不安全事案は10月28日に生じた。北アメリカ航空宇宙防衛司令部(NORAD)が、キューバから発射された核搭載ミサイルがフロリダ州タンパをめぐっているとの情報に接したのだ。これは、レーダー操作員がシステム装置にキューバからのミサイル攻撃を模擬した試験テープを装填したために、コントロール・ルームの将校が実攻撃と混同してしまったことから生じたのだが、このことは予期された核爆発が起きなかった後になって初めて判明した。かかる事案からは最小限のことしか学習されず、それぞれの事案発生後も関連する軍の手順や慣行は変更されなかった。いずれの事案においても、深刻な安全上の問題の存在が報告されることはなく、上層部がそれを認識することはなかった。そして、73年の第四次中東戦争において米国が短期間の核警戒態勢をとっている最中に、同種事故の生起につながるような軍の核運用がすべて繰り返されたのである⁹⁸。

マクナマラによれば、フルシチョフが10月28日にミサイルを撤去すると発表していなければ、ケネディは攻撃承認して、キューバに駐留していたソ連軍の戦術核弾頭は、キューバ侵攻のアメリカ軍に対して使用されていたのであり、抑止が働いて核戦争が回避されたのではなく、運がよかったにすぎない。セーガンによれば、キューバ・ミサイル危機において、核戦争を引き起こしかねない不安全事案が複数あったのであり、核戦争ならなかったのは紙一重であった。

ケネディは、キューバ危機が起こる1年前の1961年9月の国連総会で、次のように訴えている。

「今日、この惑星上に住む全人類は、それがもはや住むに適さなくなる日のことを考えねばならない。男も女も子供たちも、すべては、偶発的な事故や誤算や狂気によって、いつなんどき切られるかも知れない極めて細い糸で吊るされた、核というダモクレスの剣⁹⁹の下に生活している。戦争のための兵器は、それがわれわれを絶滅する前に、われわれがそれを絶滅しなければならぬ」¹⁰⁰。

坂本が論じているように、「核均衡が平和を保ってい

⁹⁴ マクナマラ前掲書, pp. 451-454.

⁹⁵ 「実行可能なかぎり」というのは、テロリストが(核)兵器を「奪取」ないし入手することのないよう、保護を維持する必要性と関連している。

⁹⁶ マクナマラ前掲書, pp. 460-461.

⁹⁷ セーガン, ウォルツ前掲書, p. 10.

⁹⁸ 同上, p. 69.

⁹⁹ 常に身に迫る一触即発の危険な状態をいう。シラクサの僭主ディオニュシオス1世の廷臣ダモクレスが王者の幸福をたたえたので、王が

ある宴席でダモクレスを王座につかせ、その頭上に毛髪1本で抜き身の剣をつるし、王者には常に危険がつきまわっていることを悟らせたというギリシアの説話になむ。

¹⁰⁰ <https://www.webcitation.org/60hHsjas1?url=http://www.jfklibrary.org/Research/Ready-Reference/JFK-Speeches/Address-Before-the-General-Assembly-of-the-United-Nations-September-25-1961.aspx>

る”とか“アメリカの傘の下に入っていればよい”といった日本の“現実主義者”の主張の中には、ケネディのような緊迫した現実認識を現す言葉が見られない¹⁰¹のである。キューバ危機が核戦争に発展したのは、単に運が良かっただけで、紙一重であったという教訓が活かされることなく、核抑止論者によって人類が絶滅されようとしている。

8. 国連改革と国連予備軍構想

ウォルツは、「世界政府に代わるものが核抑止であることは歴史の事実が証明している」¹⁰⁴と論じている。われわれは、偶発的な事故や誤算や狂気によって、いつなんどき切られるかも知れない極めて細い糸で吊るされた、核というダモクレスの剣の下で生活しているのであり、核抑止が事実上の世界政府などというのはありえないことである。

しかしながら、世界政府足るべき国連の現状は、戦争を防止できてはならず、難民の増大、貧困の解消など山積する問題を解決する能力を持っていない。したがって、国連改革が必要となっているのである。国連改革を考察するには、国連が国際連盟の「失敗」から得た教訓に基づいて構想されているため、国際連盟の「失敗」から考察する必要がある。

最上敏樹が論じているように、「連盟の「失敗」は、何より、大国による侵略を防止（あるいは早期に鎮圧）できなかった点にあり、いかにして大国による侵略を防止し実効的に対処すべきかということのはずだった・・・加えて、日本の中国侵略の例が示すように、当の大国が機構の措置に対して拒否権を行使するような制度は再考」¹⁰⁵すべきであった。

フランスとイタリアはドイツを押さえ込むに足る連盟の独自の軍事力を持つべきと主張したのに対し、イギリスと米国は「国際軍事主義」だとして反対したため、連盟の集団安全保障は焦点の定まらないものになった¹⁰⁶。

米国は、国際連盟が実現すべき秩序の性格について、「強制による社会」ではなく「善意による社会」の構築を目指すべきだと主張したとされる。最上は、「より完全な集団安全保障をもとめるなら、仏伊の構想に従うべきであったろうし、反対に英米両国の思考に従うなら、軍事制裁を核とする集団安全保障とは違う安全保障体制を求めるべきであったろう。連盟はそのいずれでもなかった」¹⁰⁷と論じている。

国際連盟は、最上が論じているように、第一次世界大戦中に「連合国の戦時協力機構が瞬時的にでも主権を「融合」するなど、ある意味で《カント以上》であった」のに対し、その後を襲った国際連盟は「《世界政府》にはほど遠く、結果的にはカント的な意味での「恒久平和のための自由な諸国の連合」にすらなら」¹⁰⁸ず《カント以下》であった。

超国家性の本来の目的が「すべての加盟国の個別的な主権を乗り越えること」であるなら、権限面で「加盟国に命令を下す」ような超国家性が、地位の面で「すべての加盟国を超越した」独立の機関に付与されるという、原理的には、超国家性のふたつの側面がひとつの機関において融合することが求められる。しかし、最上が論じているように、「国連憲章が生み出したのは、他加盟国に命令を下しうる機関（安保理）には独立性がなく、独立性を有する機関（事務局）には加盟国に命令を下すだけの権限がない」¹⁰⁹という制度であった。

国連憲章は、事務総長を単なる行政の長にとどめず、「国際の平和および安全の維持を脅威すると認める事項について安保理の注意を促す」（憲章第99条）政治的権限に言及した。事務総長が単に《主たる行政官》ではなく、《主たる調停役》でもあるという理解であった。

1960年7月、コンゴ動乱に際してハマースホルド第2代事務総長が安保理に注意喚起した。1979年11月、テヘランの米国大使館占拠事件に際してワルトハイム第4代事務総長が安保理に注意喚起した。ハマースホルドによるカンボジア・タイ紛争の調停（成功）、ウ・タントによるベトナム戦争調停の試み（失敗）、デクエヤルによるいくつかの中米諸国紛争の調停（おおむね成功）などである。

ハマースホルドは、調停その他の《紛争の平和的解決》について、事務総長は必要ならば総会や安保理からの授權がなくとも行動を起こすことが期待されていると考えていた。1958年に、レバノンに派遣していた休戦監視団の規模を、安保理の反対にもかかわらず拡大している¹¹⁰。

ブートロス＝ガリ第6代事務総長が提言しソマリアなどで実施され失敗した「平和強制（執行）」活動は、形式的には国連決議に基づいているものの、実質的には事務総長主導で進められた。

安保理に対する事務総長の提案あるいは勧告権限は、最上は、「ソマリアのように国連軍による武力行使やそ

¹⁰¹ 坂本（1990年）pp. 62-63.

¹⁰² Robert Maynard Hutchins（1899年 - 1979年、1977年説あり）米国の教育家、法学者。

¹⁰³ Bertrand Russell（1872年 - 1970年）イギリスの哲学者、論理学者、数学者、社会批評家、政治活動家。

¹⁰⁴ セーガン、ウォルツ前掲書、pp. 209-210.

¹⁰⁵ 最上（2016年）p. 73.

¹⁰⁶ Gerbet（1981）p. 42.

¹⁰⁷ 最上前掲書、p. 63.

¹⁰⁸ 同上、p. 49.

¹⁰⁹ 同上、p. 77.

¹¹⁰ 同上、p. 79.

の中止まで含むとなると、第 98 条の「委託」だけで法的根拠が十分かどうか、疑問が残る¹¹¹と指摘している。

また、第 100 条に規定された「国際性」（加盟国からの独立性・加盟国に対する不偏不党性）の義務に明らかに反する行為を行った場合の規定がない。EU 委員会委員の解任ないし罷免は、任命権者である加盟国政府ではなく、EU の司法裁判所によってのみなされる¹¹²が、国連憲章はこうした規定を欠いている。

さらに、最上が指摘しているように、「常任理事国 5 カ国が中核の安保理による権限行使が適法ないし妥当であるか、法的にチェックする仕組みがない。わずかに、5 常任理事国だけでは意思決定ができず、さらに 4 つ（かつては 2 つ）の非常任理事国の賛成を得なければならないという要件だけが内在的に働きるにすぎず、民主的な権力抑制手続きや安保理決議の適法性を判定する仕組みを欠いている¹¹³。

冷戦終焉後の世界秩序の再構築において経済社会問題が重要な柱であり、それを主管する機関の強化が不可欠であり、この分野を掌管する国連諸機関が分散し整理統合が必要になっていて、経済社会理事会がその中心的役割りを果たすよう期待されていて、この分野における国連の活動は NGO との連携を深めつつあるが、そうした団体との協力も経済社会理事会の任務である。こういったことから、経済社会理事会はについて、最上は「国連改革論議の最大の焦点となるべき機関でもある¹¹⁴と論じている。

安保理が「麻痺」するかたわら、経済社会分野の諸問題に関する《基準設定》の面で総会が台頭し、世界人権宣言（1948 年）、植民地独立付与宣言（1960 年）、友好関係原則宣言（1970 年）、人間環境宣言（1972 年）などが行われている。

UNDP や UNCTAD などの機関の開発志向にもかかわらず、世界の貧困の問題に大きな進展はない。UNICEF や UNHCR や世界食糧計画などの機関の努力にもかかわらず、人道支援の必要性は増えるばかりで減ろうとしない。最上が論じているように、「経済社会分野では、世界政府になぞらえるほどに広範な問題領域を活動対象におさめながら、権限においても問題解決能力においても世界政府にはほど遠いものだった¹¹⁵のである。

最上は、「主権的国民国家システムの限界だけはいつそう明らかになった。多くの問題が個々の国民国家の手には負えず、解決のために行き場を求めている、他に行

き場もなければ国連に流れ込まざるをえない¹¹⁶と指摘している。流れ込んだ問題に対して、国連が有効な手を打てなければ、パレスチナのように占領地支配にあえぐ人々、ウイグルのように人権侵害や抑圧に苦しむ人々、ダルフールのように集団殺害の中に取り残される人々が存在し続けることになる。国連の権限を強化し（たとえば拘束力のある環境基準の設定権限）、財政基盤を強化する（国際課税などによる独自財源の付与など）と同時に、欧州評議会、米州機構、ASEAN、AU など他の地域的機構との間で役割分担をすることによって、各地域の実情に合わせて仕組みを育てることが必要であろう。さらに最上が論じているように、「非国家主体の国際関係参画は活発化し、《多国間主義》はいよいよ《マルチラテラリズム》へと変貌を遂げつつある¹¹⁷」のであり、国連改革はこれらを踏まえたものでなければならないだろう。

常任理事国の構成や拒否権などの安保理改革が国連改革と捉えられる傾向があることに対して、最上は、国連改革の本質は、「何より、国連の機能を強化すること、ないし問題処理能力を向上させることであるはずだ。創設時点の世界秩序構想が 70 年後の世界に不適合になっているのならそれをどう改めるか、という問題¹¹⁸であるとし、国連改革には 3 つの主題があると論じている。第一に、大国支配ではない秩序の構築である。少数の大国が《加重主権》あるいは免責特権を与えられるような機構構想は、いまや永続的な正統性を持ちにくくなっている。第二に、形式的な主権平等を超えて、諸国民間の実質的な不平等をどう解消するかである。第三に、軍事力に対応できない（すべきでない）新しい安全保障上の脅威への対応能力をどう強化するかである。単なる治安維持体制ではない安全保障メカニズムの開発、環境破壊や感染症など新種の社会的脅威との対抗の問題でもあった¹¹⁹。

2004 年の『より安全な世界——われら共有の責任』報告（『脅威と挑戦と変革に関する事務総長上級検討会報告』）は、2003 年からの対イラク戦争に見られるような単独主義の武力行使をどう規制するかという、事務総長が《法の支配》の根幹に関わる問題として重視したものであった。国連の活動をどう組み立てるかではなく、国連加盟国の武力行使をどう実効的に規制するかという問題の再検討の始まりであった。

2 世紀以上も前にカントは、「他を圧倒して世界王国

¹¹¹ 同上、p. 82

¹¹² EU 運営条約第 247 条

¹¹³ 最上前掲書、p. 88.

¹¹⁴ 同上、p. 84.

¹¹⁵ 同上、p. 115.

¹¹⁶ 同上、p. 119.

¹¹⁷ 同上、p. 117.

¹¹⁸ 同上、p. 125.

¹¹⁹ 同上、p. 129. 「民主主義とは《権力制御の思想》で、《法の前の平等》を含む《法の支配》といってもよい。ところが、安保理の権力行使に対するチェックの仕組みの不在からもわかるように、これまでの国際機構史においては《権力制御の思想》がほとんど育たずにきた」。同上、p. 143.

を築こうとする一強大国によって諸国が溶解させられる」¹²⁰ ことでしかないという可能性がつきまとうことを見抜いていた。最上は、現状の国連は、「《集権化する者》と《集権化される者》との区別に基づいて秩序をつくるというやり方は、短期的には有効たりうるとしても、長期にわたって正統性を保持できるという保証はない」¹²¹ と指摘している。

最上は、「国連改革の要諦は、《単独主義の抑制＝法の支配》を可能にする制度構造を備えさせる国連立憲主義であると論じている。また、常任理事国の特権的地位の剥奪＝拒否権の廃止や、国連における代表制を政府代表に限定せずに各国議会からの代表にも広げ、ひいては直接選挙による民衆の代表からなる機関を設けるという（EUの欧州議会に触発された案）といった国連の民主化や民衆化の必要性を論じている。さらに、UNHCRやユニセフなどをはじめとする国連の現業機関がNGOと協力しながら任務を遂行しているように、NGOや《市民社会》との連携を強め、《多国間主義》を《マルチラテラリズム》へ変換していく過程である」¹²² と、論じている。

モーゲンソーが、安保理は「現代の神聖同盟」¹²³ ¹²⁴ と呼んだように、国連自身は世界国家あるいは世界連邦として作られたものではなかったが、その中に世界政府に類する機関を内蔵することになった。それは、5大国に特権的な地位を与え、他の加盟国よりも重い主権を与えるものであったが、東西冷戦によって、米ソ両国が反目し、安保理が一枚岩になることはなく、国連型集団安全保障体制の最大の眼目ともいうべき「国連軍」の創設も頓挫した。「国連軍」は、国連自身が保有する常備軍ではなく、国連が強制行動をとる際に加盟国があらかじめ自国軍隊の一部をその用途のために指定しておく待機軍制度である。

国連憲章第43条は、国連と加盟国政府との間の、予備軍についての合意を意図している。この目的にそって軍事参謀委員会が再開され強化されなければならない。パルメ委員会報告書は、予備軍の構想について以下のよう
に提言している。

国連による強制行動が強国による干渉の媒体となったり、あるいは第三世界諸国にそう受け取られたりしないようにするために、事務総長と軍事参謀委員会のそれぞれの役割を慎重に考慮する必要がある。予備軍は安保理の常任理事国からばかり徴募されるべきで

はない。より多くの第三世界国が、予備軍の潜在的構成員となることが特に重要だと思われる。この目標は、地域を基盤として、最も容易に達成される。その地域の国々が適当だと判断した場合には、すでに北欧諸国で首尾よく発達した線にそって、地域的あるいは小区域的な予備軍の編成、装備、訓練のための協力が、活発に促進されるべきである。

特に強制行動が必要であると考えられる地域への予備軍の存在は、攻撃抑止のため国境線へ派遣するか、領土侵犯後なるべく速やかに停戦を確立するため、彼らが直ちに紛争地点に配備されることを意味する。さらにアフリカの場合については、領土内に予備軍を常備させるという合意事項によって、たとえ必要資金や専門的技術援助の支給が今なお国連の保護を必要とするとしても、アフリカ統一機構にとって必要な部隊支援施設を与え、今までイニシアティブをとってきた平和維持機能に対して、アフリカ統一機構が効果的に貢献しうるようにするであろう。

特に国連の集団安全保障システム設立の提案に関連して、地域的組織機構は差し迫った平和への脅威という危険に対して安保理と事務総長に警告し、平和維持への国連の努力を補いながら、重要な役割をはたすことができる、我々は考えるものである¹²⁵。

予備軍について、1946年から安保理の助言機関たる軍事参謀委員会で検討されたが、米国は強大な軍事力の設定や国ごとに提供内容を変えることを主張し、ソ連は小規模な軍事力やいずれの国も均等に三軍を提供することを主張した。1948年、何の結論も得られず、委員会は検討を打ち切った。こうして、集団安全保障は「牙」を持つべきという国際連盟の教訓が放棄された。

常任理事国が当事者である紛争に関する拒否権は、ソ連がハンガリー動乱（1956年）、チェコスロヴァキア侵攻（1968年）、アフガニスタン戦争（1980年）など、米国がグレナダ侵攻（1983年）、ニカラグアへの武力干渉（1984・85年）、パレスチナ問題におけるイスラエルの擁護などで行使され、国連は国際紛争を集団安全保障体制で解決することができなかった。

このような安保理が麻痺する中で、強制行動はとることができなかったため、国連憲章には明文規定がない平和維持活動という活動方式が生み出された。この平和維

¹²⁰ カント（1985年）pp.68-69.

¹²¹ 最上前掲書、p.148.

¹²² 同上、pp.149-151.

¹²³ ロシア皇帝アレクサンドル1世の提唱で1815年9月に、オーストリア皇帝、プロイセン国王との間で神聖同盟を発足させ、のちにローマ教皇・オスマン帝国皇帝・イギリス王を除く全ヨーロッパの君主が

加わった。ウィーン体制下におけるキリスト教的な正義・隣人愛の精神に基づく君主間の盟約であり、具体的な政治的・外交的拘束があったわけではない。神聖同盟は、ヨーロッパ協調と同義で用いられている。

¹²⁴ Morgenthau (1971) p. 461.

¹²⁵ パルメ委員会（1982年）pp.232-233.

表1 平和維持活動の行動原則 冷戦後は70活動に急増した。

同意原則	兵力の派遣を受入国の同意を得た上で行う。
中立原則	紛争当事者のいずれか一方に加担するような行為を慎む。
自衛原則	要員の護身や平和維持軍活動拠点の防護に必要な場合を除き、火器を使用しない。

表1にあるような平和維持活動の要諦は、「軍事的な地平に非暴力の原理を投射すること。平和維持活動の要諦は武力の行使にあるのではなく、(国連の) 政治的(権威を介在させる) 象徴主義にある」¹²⁶ のである。不十分な対応に終るケースが多い中、大規模な軍事力の行使によって紛争を解決するのではなく、小規模な警察力によって紛争を防止・解決することの模索が続いた。

平和維持活動は国際連盟においてその先駆があり、1920年のポーランド・リトアニア紛争に派遣された軍事委員会、1925年のギリシャ・ブルガリア国境紛争に派遣された撤兵監視団、1935年のザール地域における人民投票の監視のために派遣されたザール国際軍など、制裁的・懲罰的でない安全保障方式があることを示した。しかし、国連憲章にこの方式が書き込まれることはなかった。最上は、「国連は連盟の「失敗」に学ぼうとし・・・連盟の「成功」からは十分に学ばなかった」¹²⁷ と論じている。

冷戦終焉後、局地紛争が増加し、紛争地域の治安維持の危険性も高まり、地域によってはテロリズムに走る勢力も見られる中、ガリ事務総長が提唱した平和強制(執行)活動によって国連の平和・安保活動はより軍事性を強めるようになった¹²⁸。最上は、「強制活動が必要なら、国連憲章には手続きが明瞭に規定されているので、その手続きを踏むことが可能であり必要である。その手続きを省略するために「平和維持活動」の名を借りたのだとすれば、それは逸脱のそしりをまぬがれない。活動の長所と短所を整除するというよりむしろ混乱にさらすものだった」¹²⁹ と指摘している。

9. 日本国憲法と国連警察軍構想

冷戦終結後、多発する地域紛争に対しそれまでとは性質の異なる国連の取り組みが求められ、日本の国際貢献

のあり方も問われることになった。自民党を離脱した小沢一郎は、「自衛隊を国連待機軍として国連に提供し、海外の現地で活動させる」ことを主張し、これまで同様、憲法「解釈上可能」であるが、不毛な論争が繰り返されることを避けるために、「平和安全保障基本法」をつくるか、憲法第9条に第3項を加え、国連待機軍での活動を規定することを論じていた¹³⁰。

護憲派の憲法学者や政治学者も、「憲法第9条の下に『平和基本法』を作り、憲法の許容しうる水準の軍事力(最小限防衛力)まで、現在の自衛隊の規模、体制を縮小すること」を骨子とし、世界平和には将来的には「国際(国連)警察的な活動であれば、将来最小限防衛力とは全く別組織の国際(国連)組織が訓練し、指揮する日本部隊(日本の軍隊ではない)は創設可能であろう。そしてこういう国際警察に日本の安全保障を委ねるとすれば、むしろ積極的にここに参加すべきだろう」¹³¹ としている。

米国の政治家にも、国連によって米国の軍事力を管理させるという発想があった。すでに、アイゼンハワー政権のダレス国務長官は、「原子力は、どの国であれ、一国の軍事的利用にゆだねられるには巨大すぎる力である」と踏み込んで述べ、拒否権が行使できない国連総会に核戦力の管理を移すことにより、「侵略を阻止する原水爆兵器の能力を普遍的なものにする」よう提案していた¹³²。

改憲派は9条を改正して自衛隊を名実ともに合憲とすることを主張し、護憲派は9条を守ることを主張し、左右に分極化した思考停止が続いている¹³³。

しかしながら、すべての人間が思考停止していたわけではない。すでに、坂本義和は、中立的な諸国の部隊から成る国連警察軍の日本駐留を提案し、戦争放棄、武力の不保持および国連軍の意義を以下のように述べている。

現在約26万人に及んでいる日本の自衛隊を、例えば当初の警察予備隊程度にまで大幅に縮小し、それを国連警察軍の補助部隊として国連軍司令官の指揮下に置くことである。・・・単に外国人のみによってではなく、われわれ自身が日本の安全保障に寄与できることになる。・・・われわれは、もし他の国が中立国か

¹²⁶ Urquhart(1987) p. 248.

¹²⁷ 最上前掲書, p. 100.

¹²⁸ 新種の平和維持活動として、当事者の同意なしに設置:旧ユーゴスラヴィアに派遣された国連保護軍=UNPROFORのマケドニアに予防展開された部分。自衛の範囲を超えた武力行使もできるとされた事例:1993年からの第2次国連ソマリア活動=UNISOM・IIなどの「平和強制(執行)部隊」(1992年の事務総長報告『平和への課題』[Boutros-Ghali 1992])で提唱されたもの(現地武装勢力と戦闘を交え、民間人にまで犠牲者を出したため、現地住民の反発も買い、94年2月に活動を断念)。安保理決議なく、旧ユーゴ紛争においてNATOが空爆。ルワンダでの人道危機についてフランスとセネガルに対してなされた授權。ハイチでの動乱に対して米国等に対してなされた授權

(1994年)。コソヴォでの人道危機収束段階でNATO主体の国際治安部隊に対してなされた授權(1999年)など。屈強な平和維持活動(robust peacekeeping)といわれる平和維持活動に対する武力行使の授權の例も増えた。旧ユーゴ、ソマリア、コンゴ民主共和国での活動(MONUC, のちMONUSCO)、コートジボワールでの活動(UNOCI)、マリでの活動(MINUSMA)、中央アフリカでの活動(MINUSCA)など。

¹²⁹ 最上前掲書, p. 101.

¹³⁰ 小沢(1993年) pp. 122-124.

¹³¹ 古閑・鈴木・高橋・高柳・前田・山口・山口・和田・坪井(1993年) p. 62. 66.

¹³² Immerman ed. (1990) pp. 4-48.

¹³³ 遠藤・遠藤(2014年) pp. 21-24.

ら成る国連警察軍を必要とする時に、それに応えることができる。・・・自衛隊をすべて国連警察軍に常時編入することにより、われわれは憲法を犯すことなしに、国連の下で「海外派兵」を行うこともできよう¹³⁴。

日本国民が軍事について、伝統的な主権を自発的に放棄するという行為のもつ意義を挙げたい。・・・ひとつは「ヒロシマ」に象徴される核時代にあっては、人間の生存や安全は、軍事的な独立主権によってではなく、対立的な関係にある諸国家の政治的な相互協力によってしか守ることができないという判断である。その二つは、現代の主権国家間の戦争は、核戦争であろうと非核戦争であろうと、国民の忠誠と犠牲をトータルに要求するが、そうであればこそ、もともと国家には個人からそうしたトータルな忠誠と犠牲とを要求する権利はないのだということが、いよいよ明白になってきたという自覚である。換言すれば、伝統的な主権国家は、国家相互の関係において、また国家と個人との関係において、もはや最終的決定権としての「主権」を二重に否定されるようになったという思想である。・・・そしてこのことのために、日本国民が短期的にはある程度軍事的な不利をしのばなければならないとしても、また政治的にも若干の制約を受けることがあるとしても、私は、それは日本国民が支払うに値する代償であると考え。その意味で、私のえがいた国連軍構想は、「国連にたよる」といった消極的な態度と結びついたものではなく、日本国民のきびしい主体的な選択を前提としたものである・・・私は、現実の国際政治に、権力政治の側面があることを少しも否定していない。私の問題意識はそこにあるのではなく、権力政治は、現代の世界が直面している問題の解決にはならないということである¹³⁵。

カントは『永遠平和のために』の第三条項で、「常備軍は、時とともに全廃されなければならない」¹³⁶と論じて、その理由を以下のように述べている。

「なぜなら、常備軍はいつでも武装して出撃する準備を整えていることによって、ほかの諸国をたえず戦争の脅威にさらしているからである。常備軍が刺激となって、たがいに無制限な軍備の拡大を競うようになると、それに費やされる軍事費の増大で、ついには平和の方が短期の戦争よりもいっそう重荷となり、この重荷を逃れるために、常備軍そのものが先制攻撃の原因となるのである。そのうえ、人を殺したり人に殺さ

れたりするために雇われることは、人間が単なる機械や道具としてほかのもの（国家の）手で使用されることを含んでいると思われるが、こうした使用は、われわれ自身の人格における人間性の権利とおよそ調和しないであろう」¹³⁷。

坂本や小沢の国連警察軍／待機軍構想やダレスの国連総会への核戦力の移管構想は、カントの議論を忠実に受け継いだものといえよう。核兵器が登場してから、また、国連が機能不全に陥ってから70年以上経ち、さらには、冷戦終結からすでに30年近くになり、日本とドイツを再軍備させた理由は消滅しているものであり、国連改革と同時に、日本やドイツを含めた国連加盟国の軍事力のあり方を転換する必要があるのではないだろうか。

日本国憲法9条と日本の再軍備を前提とし米軍の駐留を規定した日米安全保障条約および日米地位協定はセットになっていると論じられる。このため、非武装の本土を防衛するために返還前の沖縄に在日米軍基地が置かれ、現在も在日米軍基地の74%が集中し、様々な問題が起こってきたにもかかわらず、移転問題が解決されない。

他方で、日本国憲法9条は、非武装であっても国連の集団安全保障体制によって安全が保障される国連憲章とセットである。論理的整合性があるにもかかわらず、安保理常任理事国を当事国とする紛争では拒否権行使によって国連による集団安全保障は機能することができずにいる。

戦後の冷戦下で再軍備されたことによって存在してきた自衛隊を、安倍政権は日本国憲法に明記すべきだとしている。また、憲法改正論者は、日本国憲法は自ら作成したものではなく押し付けられたものであると主張している。日本国憲法がどのように作成されてきたかを振り返り、国連憲章との整合性を保つ中で、どのように自衛隊を位置づけていくべきか、本項で考察する。

憲法の前文と第1章で、日本政府案は「国民至高の総意」とあり、現憲法の「主権の存する日本国民の総意」とは異なっていた。つまり、政府案では「主権」を用いず、「至高」を用いて、GHQのケーディスが首相官邸に乗り込み、金森大臣との間で激しいやり取りがあった。古関は、「日本がポツダム宣言とそれに基づく占領を受け入れたにもかかわらず、それは「敗戦」を「終戦」と言い換えてきたことに象徴されるように、政治理念において依然として大きな隔たりがあった」¹³⁸と指摘している。

同じような例として、日本語表記では「国際連合」と呼ばれているUnited Nationsは、第二次世界大戦中の

¹³⁴ 坂本（1990年）pp. 27-31.

¹³⁵ 同上、pp.83-85.

¹³⁶ カント前掲書、p.16.

¹³⁷ 同上、pp.16-17.

¹³⁸ 古関（2017年）pp. 412-413.

枢軸国に対していた連合国が自陣営を指す言葉として使用していたもので、その連合国が戦後の国際平和と安全の維持（安全保障）、経済・社会・文化などに関する国際協力の実現を目的で設置した国際機構である。連合国であった中国では連合国と呼んでいるのに、日本では「国際連合」と呼び換えていることにも、枢軸国として連合国に敗戦したのではなく、単に第二次世界大戦が終戦したものと捉え政治理念の誤りを認めず維持しようとする姿勢によるものであることを指摘できよう。

ポツダム宣言第6項は、「日本国民を欺いて世界征服に乗り出す過ちを犯させた勢力を永久に除去する。無責任な軍国主義が世界から駆逐されるまでは、平和と安全と正義の新秩序も現れ得ないからである」と記述されている。「日本国民を欺いて世界征服に乗り出す過ちを犯させた」というのは、1940年8月に、第二次近衛内閣が基本国策要綱で大東亜新秩序を掲げた際、「皇国の国是は八紘を一字とする肇国（ちょうこく）の大精神に基づく」と述べ、これ以来、教学刷新評議会の「国体観念をあきらかにする教育」を論ずる中などで頻繁に使用され、大東亜共栄圏の建設、延いては世界万国を日本天皇の御稜威（みいづ）の下に統合し、おのおの国をしてそのところを得しめようとする理想を表明するものとして使用されたことなどを指している。ポツダム宣言を受け入れたことの自覚がなく、「日本国民を欺いて世界征服に乗り出す過ちを犯させた」ことについての誤りを認めず維持しようとする姿勢によるものであることを指摘できよう。

主権についてもケーディスは金森に、『主権は、天皇を含む国民にある』という答弁にしても、その天皇の意味は、裕仁個人としての天皇であるのか、あるいはcapital letterをもって書かれる天皇であるのか、もし後者とすれば、天皇と国民とが主権を相わかつものではないことは、その象徴たる地位に照らしてあきらかである¹³⁹と述べた。これに対して金森は、「自分はここにいるsovereigntyは、法律的内容をもつとは考えない。それはhighestという意味であり、自分はそれでいいと考え、また、議会でもその趣旨で説明してきたし、大部分の議員もその説明で満足している」¹⁴⁰と答えている。後に金森は修正を申し入れ、「至高」は「主権」に変わって、憲法前文と第1条で「国民主権」が実現した。

主権は、国家の構成要素のうち、最高・独立・絶対の権力、または近代的な領域国家における意思決定と秩序維持における最高で最終的な政治的権威であり、連合国

をはじめ多くの国で、君主主権を否定し、国民主権を勝ち取ってきた歴史があり、天皇と国民とが主権を相わかち「共治」するとか、「sovereigntyは、法律的内容をもたない」というように勝手に解釈することは国際社会で通用しない。したがって、「国民主権」も「押しつけられた」のではなく、非論理的な理念をGHQに指摘され、自らは正せざるをえなかったのである。

GHQは有無を言わず、法律の改廃を事実上「命じた」事例も少なくない。たとえば、GHQは、憲法公布後、刑法の中から大逆罪¹⁴¹を廃止するよう日本政府に命じた。これに対して、吉田首相はマッカーサーに書簡を送り、天皇の地位は「まことに崇高にして高遠なる地位であります・・・このような地位を占める天皇の身体に対する暴力行為は国家を破壊するがごとき性格のものと思なされ、一般人の身体に対する暴力行為よりも厳しい道徳的非難と厳しい刑罰に値するものであることは、日本民族の倫理観からしてきわめて自然のことであります」¹⁴²とし、思いとどまるよう主張した。

これに対してマッカーサーは書簡で、「国家の象徴であり国民統合の象徴として天皇に付与されている法的保護は、国家そのものを総体として構成する日本のすべての国民が当然に受ける法的保護に全く等しい。それ以上の保護を与えよということは、新憲法において明快かつ明確に表明された、万人は法の前に平等であるという基本理念を侵すものである・・・皇族を法的により高い地位に置くことは、門地による差別と解さざるを得ない。そして門地による差別の本質は自由で民主的な社会を創り出すことと矛盾する」¹⁴³と反論している。

古関が論じているように、「同じ「押しつけ」でも、GHQによってforced to be free（自由になることを強制された）」¹⁴⁴のであり、「長年にわたって天皇制国家主義がすべてであった時代から何年も経っていない時に、頭を切り替えることは困難だった」¹⁴⁵のであり、自由、平等、民主主義といった概念を理解できない日本政府に必要な「押しつけ」であったのである。

古関が論じているように、「政府案作成までの過程は日本化というより「日本官僚化」に近いが、議会による修正はさらに複雑で・・・国体解釈や「国民」規定はたしかにさらに一層の「日本官僚化」もしくは「明治憲法化」といえようが、「国民主権」は米国の法思想の導入という意味での日本化であり、社会権にいたってはワイマール憲法などを受け継ぐものではあれ、GHQ案にないものの導入という意味での日本化であった」¹⁴⁶であっ

¹³⁹ 佐藤・佐藤功補訂（1994年）pp. 686-688.

¹⁴⁰ 同上。

¹⁴¹ 刑法第73条 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ対シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ処ス

¹⁴² 柚井林（2000年）p. 165. 以下

¹⁴³ 同上。

¹⁴⁴ 古関前掲書、p. 416.

¹⁴⁵ 同上、p. 425.

¹⁴⁶ 同上、pp. 374-375.

たといえよう。このように内容を論じることもなく「押し付けられた」と主張するのは論外であり、悪質なプロパガンダである。

非武装を規定した日本国憲法9条と、朝鮮戦争勃発後、日本の再軍備を前提とし米軍の駐留を規定した日米安全保障条約および日米地位協定はセットになっていると論じられる。

旧日米安保条約もその第4条で、「この条約は、国際連合またはその他による日本区域における国際の平和と安全の維持のため充分な定をする国際連合の措置」（国連憲章第51条）が講ぜられるまでは存在理由があることを明記している。このような発想は日米安保条約のみならず北大西洋条約その他戦後の多数の同盟条約の中に明文化されている。

しかし、1960年に改定された日米安保条約の第4条は、「(イ) 日米安保条約の実施に関して必要ある場合及び(ロ) 我が国の安全又は極東の平和及び安全に対する脅威が生じた場合には、日米双方が随時協議する旨を定める。この協議の場として設定される安全保障協議委員会¹⁴⁷の他、通常的外交ルートも用いて、随時協議される」とされ、国際連合の措置が講ぜられるまでという限定が外されている¹⁴⁸。これによって日本の安全は、国連の集団安全保障体制で保障するのではなく、日米の個別の軍事同盟によって保障するということを明確にしたのであり、日本の外交政策の基本の一つである国連中心主義¹⁴⁹と矛盾することになった。

国連憲章、日本国憲法第9条、平和5原則¹⁵⁰は、2度の世界大戦をはじめとする人類が犯した過ちに対する歴史的批判や反省の賜物であり、国連憲章と整合性がある日本国憲法9条を「改正」するということは、2度の世界大戦をはじめとする人類が犯した過ちに対する歴史的批判や反省をないがしろにすることにほかならず、再び過ちを犯そうとするものであることを理解する必要がある¹⁵¹。

日米安全保障条約のような軍事同盟による個別的安全保障ではなく、集団的安全保障を構築するために国連が発足したのであり、国連憲章第51条を明記していない軍事同盟の存在こそが問題なのである。

遠藤が指摘しているように「安倍内閣の「積極平和主義」という言葉は、その内実が富国強兵と、相手国を包囲する勢力均衡策でしかなく、安倍内閣が抱える歴史修正主義ともあいまって、隣国の警戒心をかき立てるもの

になっていることである。付け加えれば、この歴史修正主義は、軽武装経済成長路線を追求してきた戦後自民党の「保守」とも齟齬をきたし、アメリカからみると戦後体制の合意事項への見直し願望が見え隠れする分、「衣の袖から鎧が見える」状態ともなっている¹⁵²のである。

安倍首相は当初、その米国追従政策を「積極的平和主義」というネーミングで推進しようとしていた。「積極的平和主義」というのは、ガルトゥングが1958年から使い始めた用語である。平和には、「消極的平和」(negative peace)と「積極的平和」(positive peace)がある。国家や民族の間に、ただ暴力や戦争がないだけの状態を消極的平和、信頼と強調の関係がある状態を積極的平和という。ガルトゥングは、「消極的平和を積極的平和と言い換えるだけならたんなる無知だが、こうまであからさまな対米追従の姿勢を積極的平和というのは悪意ある言い換え、許しがたい印象操作である・・・中国や韓国の人々は、米国と、米国に動かされる日本の右派勢力を恐れている。彼らは過去の体験から、日本のタカ派がめざす「普通の国」を恐れている。米国が日本を核武装させ、いつか紛争が起こったときに日本を前線に立たせるのではないかと恐れているのである」¹⁵³と批判している。

日米同盟ではなく国連の集団安全保障体制で日本の安全を保障する国連中心主義に立ち戻ることは、日本が軍事的に中立化することを意味し、それによって米国は基地と軍事同盟とを失わなければならない。しかし、トランプ政権自ら、現在の日米の軍事協力関係は不公平だと言い、事と次第では米軍を日本から撤退させる、日本は日本自身が守るべきだと発言し、ヨーロッパのNATOについても、NATOの役割は終わった、米国は世界で使っている軍事費を削減すべきであり、ヨーロッパ各国は自分たちで費用負担しろ、と言ってきているのである。このように軍事同盟による個別的安全保障を終焉させ、国連の集団安全保障体制を確立させる環境が整ってきているのである。沖縄に基地負担を押しつけ、この機会を活かさない安倍政権は背信行為をしていると言わざるをえない。

プリンストン大学高等研究所前所長（元ケネディ大統領補佐官）のカール・ケーセンが論じているように、「国家がその安全を究極に保障するものとして軍事力を行使し、秩序の基礎として軍事力による脅迫を利用することに依存した国際システムは、考えられる唯一のものでは

¹⁴⁷ 日本側の外務大臣と防衛庁長官、米国側の国務長官と国防長官により構成される会合。いわゆる「2プラス2」。

¹⁴⁸ 坂本前掲書、p. 35.

¹⁴⁹ 国の安全保障などの政策を国際連合との整合性を中心にして組み立てていくこと。

¹⁵⁰ 中国の周恩来首相とインドのネルー首相の会談に基づき1954年に合意された、一般の国際関係における原則を内容とする文書で、領土・

主権の相互尊重、相互不可侵、相互内政不干涉、平等互惠、平和共存の5項目からなる。両国の共同声明の形で再確認され、さらに一般国際関係にも適用されるべきもの、として宣言された。

¹⁵¹ 森(2011年) p. 21.

¹⁵² 遠藤・遠藤(2014年) p.22.

¹⁵³ ガルトゥング前掲書、pp. 19-21.

¹⁵⁴ Kaysen (1990) p. 63.

ない。(集団安全保障を基礎とする)別のシステムを模索することは・・・幻想を追いかけるものではもはやなく、必要な目標に向かっての必要な努力なのである」¹⁵⁴ということが理解されなければいけない。

おわりに

「平和は軍事対決によっては得られない。平和は、相互の疑惑と恐怖を取り除くことを目的に据え、交渉および接近、関係正常化の不断の過程をふまえて追求されねばならない」¹⁵⁵というパルメ委員会報告書の提言は、EUによって忠実に追求されてきた。

核抑止力にはいくつも死角があり、世界政府足り得ない。他方で、人々は左右に分裂したまま共通の土俵を見出せず、思考停止状態が続き、また国連による集団安全保障も機能できずにいる。この状況を打開するものとして、マルチラテラルな安全保障体制の構築が追求されていかなければならない。ヨーロッパでは、戦争責任を明確にし、共通の歴史認識を形成し、植民地支配や戦争責任の謝罪と賠償を基に和解を実現し、共通の安全を保障する仕組みがマルチラテラルに構築されてきた。トランプ政権やブレグジットのようなユニラテリズムではなく、マルチラテリズムへの回帰が不可欠である。アジアにおいても行き詰まりから抜け出すためには、ヨーロッパのようなプロセスが不可欠である。

引用文献

- Albright, David (1994) "How Much Plutonium Does North Korea Have?", *Bulletin of Atomic Scientists* 50, No. 5.
- Biddle, Tami Davis (1989) "Handling the Soviet Threat: 'Project Control' and the Debate on American Strategy in the Early Cold War Years", *Journal of Strategic Studies* 12 No. 3.
- Brugioni, Dino A. (1996) "The Art and Science of Photo Reconnaissance", *Scientific American* 24, No. 3.
- Bueno de Mesquita, Bruce and William H. Riker (1982) "An Assessment of the Merits of Selective Nuclear Proliferation", *Journal of Conflict Resolution* 26, No. 2
- Cohen, Eliot A. (1993) *Gulf War Air Power Survey*, vol. 2. Part 1, Washington, D.C.: U. S. Government Printing Office
- Crevelde, Martin van (1993) *Nuclear Proliferation and the Future of Conflict*, New York: Free Press
- Defense Science Board Permanent Task Force on Nuclear Weapon Surety (2008) Report on the Unauthorized Movement of Nuclear Weapons, Office

- of the Under Secretary of Defense For Acquisition, Technology, and Logistics, https://www.defense.gov/Portals/1/features/defenseReviews/NPR/DSB_TF_on_NWS_Welch_Feb_2008.pdf
- Gerbet, Pierre (1981) "Rise and Development of International Organization: a Synthesis", Abi-Saab, Georges ed., *The Concept of International Organization*, UNESCO
- Hagerty, Devin T. (1998) *The Consequences of Nuclear Proliferation*, Cambridge: Mass., MIT Press
- Hoon, P. N. (2000) *Unmasking Secrets of Turbulence*, New Delhi: Manas Publications
- Hussain, Zahid (2007) *Frontline Pakistan: The Struggle with Militant Islam*, New York: Columbia University Press
- Immerman, Richard H. ed. (1990) *John Foster Dulles and the Diplomacy of the Cold War*, Princeton University Press
- Kargil Review Committee (2000) *From Surprise To Reckoning: Kargil Review Committee Report*, SAGE Publications Pvt. Ltd
- Kaysen, Carl (1990) "Is War Obsolete?", *International Security*, vol. 14, no. 4.
- Lavoy, Peter (1994) "Civil-Military Relations, Strategic Conduct, and the Stability of Nuclear Deterrence in South Asia" in *Civil-Military Relations and Nuclear Weapons*, Stanford Center for International Security and Arms Control
- Mearsheimer, John J. (1990) "Back to the Future: Instability in Europe after the Cold War", *International Security* 15, No. 1
- Mearsheimer, John J. (1993a) "The Case for a Ukrainian Nuclear Deterrent", *Foreign Affairs* 72, No. 3
- Mearsheimer, John J. (1993b) National Public Radio "Morning Edition" on June 21, 1993, NPR Transcript, June 21, 1993
- Morgenthau, Hans (1971) *Politics among Nations*, Fourth edition, Fifth print, Alfred A. Knopf
- O'Balance, Edgar (1972) *The Third Arab-Israeli War*, Hamden, Conn: Archon Books
- Office of the Secretary of Defense (2018) *Nuclear Posture Review*
- Palkki, David D., Mark E. Stout, and Kevin M. Woods (2011) *The Saddam Tapes*, New York: Cambridge University Press
- Perkovich, George (1999) *India's Nuclear Bomb*,

¹⁵⁵ パルメ委員会前掲書, p. 42.

- Berkeley: University of California Press
- Perrow, Charles (1984) *Normal Accidents: Living with High-Risk Technologies*, New York: Basic Books
- Potter, William C. (1993) "Nuclear Threats from the Former Soviet Union", enter for Security and Technology Studies, Lawrence Livermore National Laboratory, March 16, 1993
- Publication Office of the Coordinator for Counterterrorism (2009) "Country Report on Terrorism, 2008", United States Department of State
- Safran, Nadaf (1969) *From War to War*, New York: Pegasus
- Sagan, Scott D. (1993) *The Limits of Safety: Organizations, Accidents and Nuclear Weapons*, Princeton University Press
- Schelling, Thomas C. (1962) "The Role of Deterrence in Total Disarmament", *Foreign Affairs* 40, No. 3
- Sisson, Richard and Leo E. Rose (1990) *War and Secession: Pakistan, India, and the Creation of Bangladesh*. Berkeley: University of California Press
- Snyder, Jack (1984) *The Ideology of the Offensive*, New York: Cornell University Press
- Sontag, Sherry and Christopher Drew (1998) *Blind Man's Bluff: The Untold Story of American Submarine Espionage*, New York: Public Affairs
- Spector, Leonard S. (1987) *Going Nuclear*, Cambridge, Mass.: Ballinger
- Subrahmanyam, K. (1994) "Nuclear Force Design and Minimum Deterrence Strategy" in Bharat Karnad ed., *Future Imperiled: India's Security in the 1990s and Beyond*, New Delhi: Viking
- SWNCC 282, "Basis for the Formulation of a U.S. Military Policy", September 19, 1945, reprinted in Thomas H. Etzold and John Lewis Gaddis (1978) *Containment: Documents on American Policy and Strategy, 1945-1950*, New York: Columbia University Press
- Trachtenberg, Marc (1991) *History and Strategy*, Princeton University Press
- Urquhart, Brian (1987) *A Life in Peace and War*, Harper & Row
- Van Evera, Stephen (1990) "Primed for Peace: Europe after the Cold War", *International Security* 15, No. 3
- Waltz, Kenneth N. (1990) "Nuclear Myths and Political Realities", *American Political Science Review* 84, No. 3
- Wilson Lewis, John and Xue Litai (1998) *China Builds the Bomb*, Stanford University Press
- 石川卓 (2018 年) 「トランプ政権の核態勢見直しと軍備管理・不拡散への含意」『国際問題』No. 672
- 小沢一郎 (1993 年) 『日本改造計画』講談社
- 遠藤乾 (2013 年) 『統合の終焉——EU の実像と論理』岩波書店
- 遠藤誠治・遠藤乾編 (2014 年) 『シリーズ安全保障 1 安全保障とは何か』岩波書店
- ガルトウング, ヨハン著, 御立英史訳 (2017 年) 『日本人のための平和論』ダイヤモンド社
- カント, イマヌエル, 宇都宮芳明訳 (1985 年) 『永遠平和のために』岩波書店
- ケナン・ジョージ, 佐々木坦・佐々木文子訳 (1984 年) 『核の迷走』社会思想社
- 古関彰一・鈴木佑司・高橋進・高柳先男・前田哲夫・山口定・山口二郎・和田春樹・坪井義明 (1993 年) 「共同提案『平和基本法』をつくろう」『世界』4 月号
- 古関彰一 (2017 年) 『日本国憲法の誕生 増補改訂版』岩波書店
- 坂本義和 (1990 年) 『地球時代の国際政治』岩波書店
- 佐藤達夫著・佐藤功補訂 (1994 年) 『日本国憲法成立史』第 3 巻, 有斐閣
- セーガン・スコット, ケネス・ウォルツ著, 川上高司監訳 (2017 年) 『核兵器の拡散—終わりなき論争—』勁草書房
- パルメ委員会, 森治樹監訳 (1982 年) 『共通の安全保障—核軍縮への道標—』日本放送出版協会
- マクナマラ, ロバート・S, 仲晃訳 (1997 年) 『マクナマラ回顧録—ベトナムの悲劇と教訓—』共同通信社
- 最上敏樹著 (2016 年) 『国際機構論講義』岩波書店
- 森彰夫 (2011 年) 『オルタナティブ国際関係論—国際機構と国際協力の改革へ向けて—』彩流社
- 森彰夫 (2017 年) 『インクルーシブ国際社会論』彩流社
- 柚井林次郎編訳 (2000 年) 『吉田茂=マッカーサー往復書簡集』法政大学出版局

アメリカ合衆国におけるファクトチェック・ジャーナリズム組織と そのウェブサイトに関する報告

A Summarized Report on U.S.-based Fact-Checking Organizations

岩本 一善
IWAMOTO Kazuyoshi

要 旨

本報告は、アメリカ合衆国における「ファクトチェック (fact checking)」をおこなうジャーナリズム組織とそのウェブサイトに関する概要である。なお、ここでファクトチェックという言葉が意味するものと想定しているのは、これまでも一般的であった報道前の正誤確認 (ante hoc fact-checking) ではなく、報道後の事実確認 (post hoc fact-checking) である。代表的なものとして、FactCheck.org, PolitiFact, 『ワシントン・ポスト』紙のFactCheckerを取り上げた。

Abstract

This report gives an overview of a new category of journalism called fact-checking. In particular, this article reviews the website of three established U.S.-based organizations – FactCheck.org, PolitiFact, and the *Washington Post's* Fact Checker.

キーワード：ファクトチェック、ジャーナリズム、アメリカ合衆国のジャーナリズム組織

keywords：fact-checking, journalism, FactCheck.org, PolitiFact, Fact Checker

0. はじめに

ファクトチェックをおこなうジャーナリズム組織が存在し、その成果を公表するウェブサイト在一定数以上のアクセスがあるということは、ファクトであるのか否かのチェックを受けるべき情報、真偽のほどが定かではない「事実」が流布しているということでもある。しかしファクトチェックは、意図的な虚偽情報としてのフェイクニュースを暴くことを目的とするものではなく、その「起源は1920年代にアメリカ合衆国で雑誌を発行する出版社が、印刷前に事実の誤りがないかどうかをチェックする専門職『ファクトチェッカー (Fact-Checker)』をおいたことと」される¹。それでも、少なくとも日本では、アメリカ合衆国大統領選挙の年にあたる2016年を境に、この言葉が一般的なものになったのではないか。

その端緒となったのが、いわゆる「ピッツァゲイト陰謀説 (Pizzagate conspiracy theory)」なる風説の流布と、それが招いた事件とにあったのではないかとと思われる。「ピッツァゲイト陰謀説」とは、2016年の大統領選挙間近にインターネット上に沸き起こった、ワシントンD.C.のピッツァ・レストラン「コメット・ピン・ボン」が、ヒラリー・クリントンとその選挙キャンペーン・スタッフによって指揮された児童売春組織の本拠地となっているという虚偽情報である。そしてこの虚偽情報を真に受けた人は少なからず存在した²。さらにそのような人のなかから、「善意」からこれを見過ごしにはできないと、実力行使に打って出る者まで現れた³。2016年12月4日、この虚偽情報にとりつかれたエドガー・マディソン・ウェルチ (Edgar Maddison Welch) は、ノースカロライナ州からワシントンD.C.まで350マイル (560km) の距離を、AR-15アサルト・ライフル、38口径リヴォルバー、ショットガンを積んだ車を走らせた。「コメット・ピン・ボン」に到着すると、店のドア内側の錠を撃ち抜いた。そして、ピッツァ生地を抱えて厨房から出てきた従業員に銃口を向けたが、従業員は無傷のまま逃げのびた。一時は付近一帯が警察によってブロックされる事態となったが、結局この事件での負傷者は犯人も含めてゼロだった。

ここで、2016年12月8日、ネヴァダ州選出の民主党上院議員ハリー・M・リード (Harry Mason Reid) の引退セレモニーにおけるヒラリー・クリントンのスピーチを引用しておく⁴。

すべてのアメリカ国民にとって重要であるはずの、ある脅威について言及させてください。民主党員、共和党員、党派に属さない人も、特に議会に関わる仕事に奉仕している人すべてにです。悪意に満ちたフェイクニュース、誤ったプロパガンダが、ここ数年にわたってソーシャル・メディアに氾濫しています。今や、いわゆるフェイクニュース

* 大和大学政治経済学部

と称されるものが、現実の世界にも影響力を及ぼしていることは明白です。政治や党派に関わることだけではありません。生命が危機にさらされているのです。日々の生活を送り、働いて、コミュニティに奉仕しようとしている、ごく普通の人びとの生命が、です。これは早急に対処しなければならない危機です。官民の各部門のリーダーが、私たちの民主主義と罪のない人たちの生命を守るために立ち上がることを、これが絶対に必要なことなのです。

『ワシントン・ポスト』紙のカーラム・ボーチャーズ (Callum Borchers) 記者によると、クリントンが「フェイクニュースが、現実の世界にも影響力を及ぼしている」としたのは、その1か月前の自身の大統領選挙における敗北のことを指していたとは受け取れなかったとのことである。その場に居合わせた記者の多くは、このくだりは「ピッツァゲイト陰謀説」とそれが引き起こした事件のことを指しているとの印象をもったとのことである⁵。

ジャーナリズムへの信頼度が相対的に低下していき、それに伴いオンライン・ジャーナリズムばかりではなく、ブログやソーシャル・メディアといったニュース・ソースへアクセスする時間が増加し、フェイクニュースを真に受けて、それに対して短絡的なリアクションをおこす人間が実際に存在する。だから「ピッツァゲイト」のようなことが実際におこった。このこと自体は、とりたてて物珍しいことではないのかもしれない。現代人が現実の環境にアクションをおこす際の準拠となっているものが、主にマス・コミュニケーションのメディアから得られた知識・情報をもとに構成されるイメージの世界、「擬似環境」であることはすでに W・リップマンによって指摘されていた。またリップマンは、現実環境は個人が直接自らの五感で把握するにはあまりに大きく複雑で、かつ移ろいやすいものであるとしていた。そしてこの「擬似環境」が現実の世界を偏頗なく公正かつ正確に反映するものであることなどは期待できない。そうであるならば、公正な報道など「神話」に過ぎないと居直ることもできるかもしれない。それでもこれまで、たとえそれが神話であるにせよ、できるだけ理想に近い形でジャーナリズムを機能させること、つまり民主主義社会において、独立した市民がそれぞれ自ら適切な政治的判断を下せるようにするための情報提供をおこなうという使命を全うしようとするジャーナリスト、ジャーナリズム組織は存在していたし、現在も存在している。

ファクトチェックをおこなうジャーナリズム組織とは、このような状況を背景に生まれた新しいジャーナリズムのスタイルであり、「ジャンルとしてのファクトチェックと、ジャーナリズム組織としてのファクトチェッカーは、今日のネットワーク化されたニュースの生態系 (news ecosystem) にぴたりと適合している」⁶とされる。以下に、ファクトチェックをおこなうジャーナリズム組織を代表する3つの組織と、そのウェブサイトの概要について報告する。

1-1. FactCheck.org について

FactCheck.org は 2003 年に開設された非営利、無党派のファクトチェック・ウェブサイトである。その概要は、同組織のウェブサイトに以下のように記されている⁷。

ミッション

われわれは無党派、非営利の、有権者のための消費者運動組織である。その目的は、アメリカ政治における欺瞞と混乱の度合いを減じることにある。われわれは、主要な政界立役者による、テレビ CM、討論、演説、インタビューやニュース発表などを通じた発言の、事実としての正確性を監視する。われわれの目標は、ジャーナリズムと学問の両分野にわたって最善の結果を残すこと、そしてまた公衆の知識と理解を高めることにある。

FactCheck.org は、ペンシルヴァニア大学アネンバーグ・パブリック・ポリシー・センター (APPC) による事業である。APPC は、出版事業者にして慈善活動家であるウォルター・アネンバーグ (Walter Annenberg) によって、地域そして連邦レヴェルの政治問題について取り組むペンシルヴァニア大学における、学者コミュニティを形成するために創設された。

コミュニケーション学の領域でいえば、ペンシルヴァニア大学は、アネンバーグ・コミュニケーション学大学院 (Annenberg School of Communication) でも高名である。

FactCheck.org の具体的なファクトチェックの方法については、以下のように記されている⁸。

調査

われわれは体系的に文字情報、動画を精査して、事実にもとづいた声明を見つけだす。不正確または欺瞞であると疑われる声明を見つけだしたときは、その当事者である個人または団体の発言のファクトチェックに取り組む (また

は取り組む準備に入る)。声明が事実であることを立証する証拠を提出する責任は、個人なり団体なり、声明の当事者にある。

声明が正確なものであることを支持する物証が見つければ、われわれは別の案件に取りかかる。われわれの使命は、アメリカ政治における欺瞞と混乱の度合いを減じることにあるので、声明が誤りや欺きである場合にのみ取りあげる。声明の正確さを支持する物証とされるものが、実際には証拠にはなっていないとき、あるいはそのような材料が一切提示されなかったときは、われわれ自身による調査を実施する。

われわれは一次的情報源に準拠する。われわれの主な情報源をいくばくか挙げるならば、議会図書館所蔵の議会供述書、下院議員官吏ならびに上院議員秘書官による点呼投票結果、労働統計局における雇用調査データ、証券取引所委員会による企業記録、内国歳入庁による納税データ、商務省経済分析局による経済データ、そしてエネルギー省エネルギー情報局によるエネルギー・データなどがあげられる。

われわれは、真偽評価、分析、調査報告において、無党派の政府機関に依拠する。そのような機関には、議会予算局、両院合同税務委員会、連邦政府監査院、議会調査局、メディアケア・メディケイド・サービス・センター、その他の連邦調査機関などが含まれる。

われわれはまた、評価が高く信頼に足る少数の外部の専門機関に依拠することもある。たとえば健康管理についてはカイザー・ファミリー基金、租税データについてはタックス・ポリシー・センター、そして全米州議員協議会などがそれにあたる。

また、FactCheck.orgの財務については以下のように説明されている⁹。

財源

2010年会計年度以前は、われわれは専ら3つの財源によって支えられていた。まず、AAPC自体が所有する機関から拠出された資金（故ウォルター・アネンバーグの指示により1993年にアネンバーグ基金から拠出された資金と、1995年に同基金からAAPCのワシントンD.C.本部のために拠出された補助金などがそれにあたる）。次にアネンバーグ基金からの補助的な資金。そしてフローラ・ファミリー基金からの資金である。

2010年からは、購読者からの自発的な申し出に應じる形で、初めて一般個人からの寄付を受けつけるようになった。2010年4月からは、寄付を求める呼びかけも初めてスタートさせた。

またこれより、われわれのより詳細な財務状況を公開することとした。これにより読者自身が、個々の寄付者がわれわれの評価に影響を及ぼしているのか否かを判断できるようにした。

われわれは、いかなる組合、特定の主義を掲げた組織、圧力団体からの資金も要求することはないし、また受け入れることもない。われわれは企業からの資金も受け入れないが、フェイスブック（Facebook）は例外とする。フェイスブックは、ソーシャル・メディアのサイトに流通する虚偽を暴くための取り組みである「フェイスブックス・イニシアティブ」の活動の一環として、われわれに資金を提供している。われわれの編集権がフェイスブックによってコントロールされることはない。

われわれの方針は、\$1,000以上の個人献金があれば、すべてその氏名を公開するというものである。われわれはまた、寄付金の総額、平均金額、寄付者の総数を公開している。2015年には、ニュース・ウェブサイトのInside Philanthropyが、われわれの情報公開方針を、非営利かつオープンな典型例として以下のように賞賛した。

「FactCheck.orgはこれまでのところ、4半期ごとの財政的支援に関する詳細なリストを公開することで、その財源について完全にオープンにしている。同様な基準が、政治的キャンペーンや政党の委員会などにも求められるところである。FactCheck.orgはその使命もさることながら、非営利かつオープンな組織の典型例としても貢献している」

1-2. PolitiFactについて

PolitiFactは2007年に開設されたファクトチェック・ジャーナリズムである。その概要は、同組織のウェブサイトに掲載されている、アンジー・ドロボニック・ホラン（Angie Drobonick Holan）による“The Principles of the Truth-O-Meter: PolitiFact’s methodology for independent fact-checking”（The Truth-O-Meterの原則 無党派によるファクト・チェックのためのPolitiFactの方法論）に詳しい。以下にその概要を引用しておく¹⁰。なお、The Truth-O-MeterとはPolitiFactにおけるファクトチェックの評価ゲージであるが、これについては後述する。

ファクトチェックのジャーナリズム、これがPolitiFactの核である。その信条は、独立性、透明性、公正性、調査

の徹底と明快な文体とにある。われわれは、民主主義社会において自らの意見を決定するのに必要な情報を市民に提供するために活動している。

2007年の創設以来、われわれがどのようにしてファクトチェックの題材を選んでいるのか、またどのようにして超党派性を保ちつつファクトチェックその他の活動に取り組んでいるのかについて、多くの問い合わせが寄せられてきた。本稿は、そのような問いに対する回答であるとともに、さらに多くの点についても開示していくものである。

PolitiFact 創設の経緯

PolitiFact は 2007 年、フロリダ州最大の日刊紙、『タンパ・ベイ・タイムズ（当時の名称は『セント・ピーターズバーグ・タイムズ（The St. Petersburg Times）』）』の大統領選挙年プロジェクトとしてスタートした。

PolitiFact は、その創設時から政治家による発言を注視してきており、その真実性の評価に専心してきた。PolitiFact は、編集者とジャーナリストによって運営されている。政治的声明をどのように評価し、これについてなにを書くのか、われわれにそのような指示をくだす者はいない。われわれは、われわれ自身によるニュース評価にもとづいて、自主的に活動しているのである。

PolitiFact の所有者

PolitiFact を所有するのは、『ポインター・インスティテュート』である。かつては『タンパ・ベイ・タイムズ』の所有であったが、2018年に同紙の親会社である『ポインター・インスティテュート』が所有するものとなった。これによって PolitiFact は、全国ニュースをカヴァーする商業組織としての役割からすっかり解放されることとなった。

『ポインター・インスティテュート（Poynter Institute for Media Studies）』と『タンパ・ベイ・タイムズ（The Tampa Bay Times）』との絆は何十年にも及ぶものである。同紙を長きに渡って所有していたのはネルソン・ポインター（Nelson Poynter）である。彼の父が同紙を買取ったのは、1912年のことであった。独立したジャーナリズムの擁護者であったポインターは、同紙が地域に根付いたオーナーによる所有のもと、系列紙に組み入れられることなく発行されていくことを願っていた。そのため、1978年にポインターが逝去したのちも、同紙が遺族に相続されることはなく、今では彼の名を冠するジャーナリズム・スクール、『ポインター・インスティテュート』に引き継がれることとなったのである。

ネルソン・ポインターは、アメリカ合衆国の議会をカヴァーするニュース組織、『コングレッションナル・クォーターリー（Congressional Quarterly）』誌の創刊者でもあった。同誌は 2009 年まで『ポインター・インスティテュート』が所有していた。PolitiFact は、『ポインター・インスティテュート』とワシントン D.C. を拠点とした政治ジャーナリズムとのこの歴史的な連帯を今も維持しつづけている。

PolitiFact と『タンパ・ベイ・タイムズ』とを統括するのはこれまで常に一名の取締役であり、取締役が退職時に後継者を自ら指名することが慣例であった。ポインターはユージン・パターソン（Eugene Patterson）を、パターソンはアンドリュー・バーンズ（Andrew Barnes）を指名。そしてバーンズが後継者に選んだのが、現 CEO にして終生のジャーナリストであるポール・タッシュ（Paul Tash）である。

PolitiFact の財源

創設以来、PolitiFact はその主たる財政的支援を『タンパ・ベイ・タイムズ』紙から受けてきた。今日では、コンテンツ提携、オンライン広告や基金といった収入源からも援助を受けている。2017年、PolitiFact は Truth-Squad と名づけられたメムバシップ・キャンペーンを立ち上げ、読者ならびにファクトチェック支援者からの寄付を受けられるようにした。また PolitiFact は、個人で \$ 1,000 以上の寄付金または補助金を支払った人についてはすべてその名前を公開している¹¹。PolitiFact は、以下に該当する対象からの寄付は受け付けない。匿名のもの、政党、選出された公務員または公職の候補者、その他われわれと利害が対立する可能性がある一切のもの。PolitiFact は、ファクトチェックの内容と評価に、寄贈者、広告主、補助金拠出者などを一切関与させない。PolitiFact の契約、補助金同意書には、われわれの独立した編集権を定めた条項が明記されている。どのような題材を取り扱うのか、なにをファクトチェックの対象とするのか、Truth-O-Meter の評価結果、これらはすべて専ら PolitiFact の独立したジャーナリストによって決定される。

PolitiFact のジャーナリストに向けたわれわれの倫理方針

PolitiFact は政治的争点や偏向にとらわれない真正な事実を伝えるよう努める。われわれのジャーナリストらは、

彼（女）ら自身の意見は保留しつつ、独立と公正性の原則を保持する。

そのような取り組みの一環として、PolitiFact のジャーナリストらは、政治的見解を公表すること、政治的プロセスへ公的に関与することなどはしない。

われわれは政治的な貢献をおこなったり、政治的キャンペーンに関与することはない。またわれわれがオンラインの陳情書にサインしたり、政治的な看板を掲げたり、政治的なデモ行進に参加したりすることはない。

われわれはソーシャル・メディアで政治的見解を表明することはしない。われわれはニュースやその他のジャーナリズムの報道をシェアすることはあっても、特定の政治家や主張に対して支持または反対の立場を表明しているとみなされないように細心の注意を払う。われわれは辛辣な論評をくだすことはしない。

われわれが有権者として政治的プロセスに参入することはあるだろう。なぜならば、われわれにはアメリカ合衆国の一市民としての責任もまたあるからである。しかしながら、われわれは原則の問題として、自らの投票権は自分自身のためにだけ行使する。われわれの目標は、われわれのすべての取り組みが偏りなくすべての声に開かれたものとなることにある。

この方針はフルタイムのスタッフ、記者、インターンに適用されるものである。われわれは一切の妥協はしない。PolitiFact、すなわちそれは独立と公正性をもってわれわれの職務に携わるわれわれの力量と同義なのである。

PolitiFact のファクトチェック・ゲージである the Truth-O-Meter¹² については、以下のように説明されている¹³。

われわれがどのようにして Truth-O-Meter の評価をくだしているのか

Truth-O-Meter の目標は、ある声明の相対的な正確さを反映することである。このメーターには6つの評価があり、順に正確さのレベルは低くなっていく。

- ・ 真実 (TRUE) : 声明は正確であり、重要な欠落もない
- ・ ほとんど真実 (MOSTLY TRUE) : 声明は正確であるが、説明や追加情報が必要である
- ・ なかば真実 (HALF TRUE) : 声明は部分的に正確であるが、重要な細部が欠落していたり、文脈から切り離されたものであったりする
- ・ ほとんど虚偽 (MOSTLY FALSE) : 声明はいくばくかの真実を含んで入るが、それがあつたらまた違った印象を与えていたであろう重要な事実を無視している
- ・ 虚偽 (FALSE) : 声明は正確ではない
- ・ 真っ赤な嘘 (PANTS ON FIRE) : 声明は正確でないばかりか、まったくばかげた主張である¹⁴

立証責任 (the burden of proof) は声明の当事者にある。われわれは声明の真偽を、その声明が発表された時点で知りえた情報に基づき評価する。

ファクトチェックをおこなう記者は、その結果を担当の編集者に提示する際、自分なりの真偽評価についても提案する。担当編集者と記者はこれを共同で再検討し、多くの場合は説明と補足的な細部を書き加える。評価についての意見が一致したところで、担当編集者はその結果を、他の2人の編集者に提示する。

編集者3名と記者たちは、ファクトチェックの評価結果を以下の各項目について再検討する。

「声明は厳密な意味で (literally) 真実であるか？」

「声明は別の解釈をすることもできはしないか？ 声明はさまざまな受け取り方ができるものではないか？」

「発言者は自説の根拠を提示しているか？ 発言者は自説を真実であると証明できていたか？」

「過去にわれわれは同様な声明をどのようにあつかったか？ PolitiFact の判例 (jurisprudence) はどのようなものだったか？」

真偽評価は、3名の編集者が投票で決定する。時には記者の提案どおりに、また時には提案とは異なった評価が下される。そしてさらなる編集が加えられたのち、当該の記事が公表される。

なお PolitiFact には、the Truth-O-Meter のほかにも、ある争点をめぐる政治家の発言が時系列でどのように変化したのかを評価する、the Flip-O-Meter というインディケイターもある。ただし、政治家が有権者の意向に沿って柔軟に立場を変えたり、妥協点を見出すことは、必ずしも悪いことばかりとは言えないので、こちらは the Truth-O-Meter とは異なり、PolitiFact における価値判断とはみなさないといわれている。

1-3. 『ワシントン・ポスト』紙の The Fact Checker について

『ワシントン・ポスト』紙の The Fact Checker というコラムは、2008年の大統領選挙キャンペーン時の特集記事として、2007年9月19日に同紙記者のマイケル・ダブズ (Michael Dobbs) によって開設された。2011年1月、同紙記者のグレン・ケスラー (Glenn Kessler) によって常設記事として復活し、大統領選挙キャンペーンにとどまらない幅広い題材を取り扱うようになった。

その概要は、同紙のウェブサイトに掲載されている、ケスラー自身による "About The Fact Checker" に詳しい。以下にその一部を引用しておく¹⁵。

われわれの目標

このウェブサイトの目的は、『ワシントン・ポスト』印刷版の日曜日連載コラムとともに、政治に関わる人物の、国内外や地域の非常に重要な問題に関する発言に対する「真実捜査班 (truth squad)」となることである。そこにはとても大きな世界が広がっている。そこでわれわれは読者からも疑問点を募り、チェックの必要がある発言を指摘してもらいたい。

このプロジェクトの成否はあなた、すなわち読者の皆さんにその多くを負っている。われわれのファクトチェックの約50%が、読者からの問い合わせに端を発している。読者は、ファクトチェックにかけるべき題材についての提案や、候補者、利益団体やメディアの誤った主張に関するヒントなどをわれわれに提供してくれている。そして、われわれがある問題に関する記事を掲げたのちは、読者からのコメントや寄稿を歓迎する。

『ワシントン・ポスト』紙は、ツイッター (Twitter) やフェイスブックで、ファクトチェックに関する読者からのコメントや提案を募っている。ツイッターのアカウントは <https://twitter.com/GlennKesslerWP>、ツイッターにファクトチェックに関するツイートをポストする際のハッシュタグは [#FactCheckThis] となる。フェイスブックのアカウントは <https://www.facebook.com/FactChecker> である。

引き続き、"About The Fact Checker" から引用する。

いくつかの基本的原則

- ・これは事実確認のための活動であり、言論チェックのための活動ではない。われわれの関心は、検証可能な事実のみである。だが時としては、政治的レトリックの根本を検討することもあるであろう。

- ・われわれは、有権者にとってもっとも重要である問題に専心する。あらゆる発話のあらゆる細部についてあら探しするようなことはできない。ニュース価値と、重要な利害関係がある声明についてだけ特に検討する。われわれは誰にでも間違いはあること、とりわけ即興で演説するときにはミスがあることを理解している。したがって「みつけた」遊びはしない。

- ・われわれは冷静な無党派であるよう努め、右であれ左であれ不正確な声明に注意の目が注がれるようにする。しかしわれわれはまた、重要な関連があるものについてもファクトチェックをおこなう。重要な関連があるもの、それは権力の座についている者である。1つの政党がホワイトハウスと両院議会でも主導権を握っているとき、そのとき初めてファクトチェックが政治的スペクトラムの一方の側にのみ集中することが不自然ではなくなる。(The Fact Checker にとっては、政府内の勢力が拮抗している方が好都合である。) 読者のみなさんは、われわれが見過ごしているかもしれない虚偽の可能性のある主張に、われわれの目が向けられるよう促していただきたい。

- ・われわれは検証される問題が事実であるか否かだけに専心し、人身攻撃には反応しない。非難の声を上げている個人または団体のアイデンティティまたは政治的なつながりは無関係である。重要なのは、彼らの主張する事実が正確なのか不正確なのかということのみである。

- ・われわれは「理性的な人間 (reasonable person)」の基準に応じて結論を導き出すことだろう。100%の証明は求めていない。とはいえ、主張の正確性を証明する責任は発言者が負うものである。

- ・『ワシントン・ポスト』紙の方針に沿って、The Fact Checker に従事する者は、党派的政治活動に関わることはしない。

候補者や圧力団体への貢献をおこなうこともない。2013年以來、『ワシントン・ポスト』紙は、ナショナル・ホウルディングス LLC を通じた個人投資により、アマゾンの最高経営責任者であるジェフ・ベゾス (Jeff Bezos) の所有となった。The Fact Checker は同紙の国内ニュース欄に属しており、社説欄、論評欄とは別個に運営されている。

・われわれは、われわれの情報源が明らかであるように専心する。可能な限り情報源へのリンクを提供することで、われわれがファクトチェックの結論に至った際に使用した情報に読者がアクセスし、自身でもそれを確認できるようにする。

・誰にでも間違いはある。われわれは『ワシントン・ポスト』紙の訂正方針に沿って、あらゆる間違いも訂正するように努める。われわれは、われわれの結論に異論がある読者からのフィードバックや、正誤判定の結果を変えるかもしれない追加情報の提供を歓迎する。

『ワシントン・ポスト』紙の The Fact Checker において、PolitiFact のファクトチェック・ゲージである the Truth-O-Meter に相当するのが、The Pinocchio Test である。The Pinocchio Test は、鼻が伸びたピノッキオの顔のイラストの数などによって正誤の度合いが表されている。その適用について、同紙のウェブサイトには以下のように記されている。

政治家、候補者、外交官や利益団体の主張をファクトチェックするとき、可能な場合には以下の基準を適用する。生の会見で寄せられた声明には、事前に準備された文書の場合とは違って、ある程度の斟酌を加える。事前に準備された文書による声明に対しては、政治家やスタッフには統計データを検討する時間があつたであろうという見地から、より厳しい正誤判定を下す。われわれはまた、政治家や利益団体が誤りがあつたことを認めた場合にも、斟酌を加える。最後に、われわれには「累犯観察 (Recidivism Watch)」という連載記事があり、かつて誤りであることが判明した主張を繰り返し主張する政治家にスポットをあてている。

- ・ 1 ピノッキオ：なんらかの形で真実の変更 (some shading of the truth) があるもの。事実を選択的に述べているもの。なんらかの遺漏または誇張を含むが、まったくの虚偽とは言えないもの。(「ほぼ真実」とみなしてよい)
- ・ 2 ピノッキオズ：重大な遺漏と誇張、またはそのいずれかがあるもの。事実に関する誤りを伴う場合もあるが、必ずしも常にそうであるとは限らない。政治家には、言葉をもてあそび、一般人にはほとんど意味をなさない法律用語を使って、虚偽を申し立てたり、印象を欺き導くこともできる。(「半分真実」とほぼ同義)
- ・ 3 ピノッキオズ：事実に関する重大な誤りと明白な矛盾、またはそのいずれかがあるもの。「ほとんど虚偽」の領域に組み入れられるもの。しかしここでは、たとえば政府の公式データのように、厳密には間違いではないものの、文脈から抜き取られて言及されることで、誤解を与える可能性が高いものなども含まれる。2 ピノッキオズと 3 ピノッキオズとの境界は少しばかり曖昧でありえるし、われわれとしては半ピノッキオズという判定は下さない。そこで、われわれが 3 ピノッキオズの判定に傾くにいたつた事実について説明できるように努めることにする。
- ・ 4 ピノッキオズ：大ぼら。
- ・ ジェットじいさんのチェックマーク：「真実、紛れもない真実、真実以外の何物でもないもの」である声明には、ジェットじいさんのチェックマークによってこれを認め表彰する。われわれとしては、思いがけず真実であつたような主張のためにこれを確保しておきたい気持ちがあるので、この判定が下ることはあまりない。
- ・ 逆さまピノッキオ：明快な声明であるが、以前の発言からの認めがたい「豹変」があるもの。
- ・ 判定保留：問題が非常に複雑なものであつたり、両陣営による議論が健全なものであつたりするため、時として即座に判定を下すことが不可能である場合もある。このような場合には、さらに事実が確認できるまでわれわれの判定を差し控えることとする。われわれはこのウェブサイトを、容易には解決できないような事実に関する論争に、可能な限り多くの光をあてることに使いたいと思う。

2. おわりに

以上、アメリカ合衆国を代表するファクトチェックをおこなうジャーナリズム組織とそのウェブサイトについて概要を報告してきた。特筆すべきは、これらの組織が徹底して党派性を帯びることを避けていることである。ファクトチェックをおこなうジャーナリズム組織には、明白に党派性を帯びているものも少なからず存在しているが¹⁶、純粋にアカデミックな組織により運営される FactCheck.org、商業的な新聞を系列におくアカデミックな組織により運営される

PolitiFact, 商業的な新聞の系列に属しながら独立した活動をおこなう『ワシントン・ポスト』紙の The Fact Checker という違いはあるものの, これらの代表的なファクトチェック組織においては, 無党派性という原則は共通している。

ファクトチェックをおこなうジャーナリズム組織の歴史はまだ浅いが¹⁷, 一般的な信頼性を失って苦境に立っているように見えるジャーナリズムが再びそれを取り戻せるか否かは, この新しいジャーナリズムのスタイル, ファクトチェックのジャーナリズムの成否にもかかっているのではないと思われる。

そしてそれには, ファクトチェックをおこなうジャーナリズム組織がどのようにしてチェックにかける素材を選択しているのか, チェックの手続きはどのようにしておこなわれているのか, さらに「なにが事実であるのか」という客観性と価値観との微妙なトレードオフについてどのように折り合いをつけているのか, などといった点についてのさらなる検討が必要になることと思われる。

追記

『ワシントン・ポスト』紙の The Fact Checker は 2018 年 12 月 10 日, 「底なしピノッキオ (the Bottomless Pinocchio)」という新しいカテゴリーを導入した¹⁸。その背景には, たいていの政治家であれば, 「4 ピノッキオズ」との評価を下されたなら, 正確な発言を心がけることは自らの責務であるとの, また虚偽情報を広めることは政治家としての評判を損ねることになるとの考えから, すぐにその発言を取り下げののに対して, 現職のアメリカ合衆国大統領であるトランプはそうではなかった, ということがあるとのことである。『ワシントン・ポスト』紙によれば, トランプは自身の発言が事実ではなかったと判明した後も, 引き続き自らにとって都合のよい「事実」に固執して, それを「真実」に取って代わらせようとするをやめない。トランプは単に失言をしたり, 事実誤認を行うだけではなく, アメリカ中の話題となるべき事柄に, 意図的に誤った情報法を流す。そこで, 「3 ピノッキオズ」または「4 ピノッキオズ」と判定された発言を, 訂正することなく少なくとも 20 回以上は繰り返した場合は, その発言を「底なしピノッキオ」と判定することにした, とのことである。2018 年 12 月現在, 選任された公職者のなかにはこの基準を超える者はトランプ大統領以外にはいないとのことである。ちなみに, 同じく 2018 年 12 月現在, トランプ大統領による声明のうち, 14 がこの基準を超えているとのことであった。

[注]

1. 立岩・楊井, 2018, 5 頁。
2. Cecilia Kang, “Fake News Onslaught Targets Pizzeria as Nest of Child-Trafficking,” *New York Times*, November 21, 2016. <https://www.nytimes.com/2016/11/21/technology/fact-check-this-pizzeria-is-not-a-child-trafficking-site.html?module=inline>, last accessed November 28, 2018.
3. Susan Svruga and Peter Herman, “Alleged gunman tells police he wanted to rescue children at D.C. pizza shop after hearing fictional Internet accounts,” *Washington Post*, December 5, 2016. https://www.washingtonpost.com/local/public-safety/alleged-gunman-tells-police-he-wanted-to-rescue-children-at-dc-pizza-shop-after-hearing-fictional-internet-accounts/2016/12/05/cb5ebabc-bae8-11e6-ac85-094a21c44abc_story.html?utm_term=.56f65037f813, last accessed November 28, 2018.
4. Callum Borchers, “How Hillary Clinton might have inspired Trump’s ‘fake news’ attacks,” *Washington Post*, January 3, 2018. https://www.washingtonpost.com/people/callum-borchers/?utm_term=.9ac9a6e95f33, last accessed November 28, 2018.
5. *ibid.*
6. Graves, 2016, 9.
7. <https://www.factcheck.org/about/our-mission/>, last accessed November 28, 2018.
8. <https://www.factcheck.org/our-process/>, last accessed November 28, 2018.
9. <https://www.factcheck.org/our-funding/>, last accessed November 28, 2018.
10. <https://www.politifact.com/truth-o-meter/article/2018/feb/12/principles-truth-o-meter-politifacts-methodology-i/>, last accessed November 28, 2018.
11. PolitiFact のウェブサイトとその詳細なリストへのリンク [<https://www.politifact.com/truth-o-meter/blog/2011/oct/06/who-pays-for-politifact/>] がはられている。
12. なおグレイヴズによると, “Truth Meter”ではなく, 大文字の“O”を間に入れることで“Truth-O-Meter”としたことが, 20 世紀中期の未来派にも通じるキッチュな印象を与え, なにが真実であるのかを確実かつ科学的に判定する機械

など存在しないことを受け手に想起させているとのことである。(Graves 2016, 147.)

- 1 3. <https://www.politifact.com/truth-o-meter/article/2018/feb/12/principles-truth-o-meter-politifacts-methodology-i/>, last accessed November 28, 2018.
- 1 4. この "pants on fire" という表現は、英語圏の子どもが嘘つきをはやし立てる言葉, "Liar, liar, pants on fire!" に由来している。
- 1 5. <https://glennkessler.com/factchecker.html#About%20the%20Fact%20Checker%20column>, last accessed November 28, 2018.
- 1 6. 一般的には、そのような党派性を帯びたものは、ファクトチェック組織ではなく「ニュースの番犬 (news media watchdog)」というカテゴリーに分類されているようだ。保守系のものとしては、専ら PolitiFact の「偏向」だけを指摘する PolitiFact Bias [<https://www.politifactbias.com>], Accuracy in Media (AIM) [<https://www.aim.org>], Media Research Center (MRC) [<https://www.mrc.org>], などが、またリベラル系では Fair & Accuracy in Reports (FAIR) [<https://fair.org>], Media Matters for America [<https://www.mediamatters.org>] などがあげられる。
- 1 7. 最初にウェブサイトでファクトチェックをおこなったとされるのは、ジャーナリストとしての専門的知識を持たない 2 人のアマチュアの民俗学者により 1995 年にスタートした Snopes.com [<https://www.snopes.com>] である。Snopes.com は 2016 年現在でも、最もアクセス数の多いファクトチェッカーであり、月に 600 万のアクセスがあるとのこと。Snopes.com は主に「都市伝説」の真偽をチェックするサイトであるが、ニュースのファクトチェックをおこなうことも多い。一方、アメリカ合衆国の政治問題に焦点を絞った最初の無党派のファクトチェッカーは、3 人の新卒学生によって 2001 年に開設された Spinsanity.org [<http://www.spinsanity.org>] である (なお、Spinsanity.org は 2005 年 1 月 19 日を最後に、ウェブサイトの更新をストップしている)。このような少数の例外、ここで取り上げた 3 つの組織を除くと、ほとんどのファクトチェック組織は 2010 年以降にスタートしたものである (Graves 2016, 7.)。
- 1 8. https://www.washingtonpost.com/politics/2018/12/10/meet-bottomless-pinocchio-new-rating-false-claim-repeated-over-over-again/?utm_term=.14d71ae4c1ac, last accessed December 27, 2018.

参考文献

- Frankfurt, H. (2009) *On Bullshit*. Princeton: Princeton University Press.
- Gladstone, B. (2018) *The Trouble With Reality: A Ruminant on Moral Panic in Our Time*. New York: Workman Publishing.
- Graves, L. (2016) *Deciding What's True: The Rise of Political Fact-checking in American Journalism*. New York: Columbia University Press.
- Kakutani, M. (2018) *The Death of Truth: Notes on Falsehood in the Age of Trump*. New York: Tim Dugan Books.
- Lippmann, W. (1922) *Public Opinion*. New York: Harcourt, Brace and Company. (掛川トミ子訳『世論』(上)(下), 岩波書店, 1987)
- McIntyre, L. (2018) *Post-Truth*. Cambridge, MA: MIT Press.
- 立岩陽一郎・楊井人文『ファクトチェックとは何か』岩波ブックレット No. 982, 2018。

敵対的生成ネットワークにおけるゲーム理論に関する一考察

Generative Adversarial Network with Game Theory

吉 川 満
KIKKAWA Mitsuru

要 旨

本稿では、深層学習の分野で現在注目されている、敵対的生成ネットワークをゲーム理論の立場で取り上げた。そこで、まず敵対的生成ネットワークとゲーム理論における等価性を示した。次に、敵対的生成ネットワークにおいては、学習の安定性は重要な課題の一つであり、ゲーム理論の研究を利用することにより、安定性を予想することができる。

Abstract

This paper examines the Generative Adversarial Network, which is developing in Deep Learning, with game theory. We first showed equivalence in the Generative Adversarial Network and game theory under some conditions. Second, in the Generative Adversarial Network, the stability of learning is one of unresolved issues, and the local stability of the equilibrium can be predicted with game theory.

キーワード：敵対的生成ネットワーク，進化ゲーム理論，Replicator 方程式，ゼロサムゲーム，Lyapunov 関数

Keywords：Generative Adversarial Network, Evolutionary Game Theory, Replicator equation, Zero-Sum Game, Lyapunov function

1. はじめに

近年、人工知能が注目されている。その中には、ゲーム理論の考えが利用されているものもある。例えば、将棋や囲碁などゲームなどでは、ミニマックス法が利用されている。これらのゲームは、ゼロサムゲームであることから、自分は自分の点数を最大化(MAX)する手を指し、相手はこちらの得点を最小化(MIN)する手を指すということが成り立つとすると、最善の手が決まることから、相手の行動の予測に用いられている。また、Leibo, et al. [13] では、ビデオゲームで囚人のジレンマ環境を作り出し、そこにマルチエージェントを置いて深層強化学習をしたら、協力関係が生成されるという。これら以外にも、様々なゲーム理論と関連する研究が発表されている。

特に本稿では、敵対的生成ネットワーク(Generative Adversarial Network, 以下、GAN)を取り上げ、ゲーム理論として、捉え直す。これは Goodfellow, et al. [4]によって最初に提案され、現在非常に注目を集めている分野で、次々に関連研究が発表されている¹。この GAN は実務的には学習されず、画像が生成されないことがあり、学習の安定化が問題が課題となっている。試行錯誤が必要であるため、理論的に最適化により(局所)Nash 均衡に到達するよう保証する研究が行われている²。

また、Finn, et al. [2], Ho and Ermon [9]では、目標となる行動から模倣学習という逆強化学習と似ていることから、逆強化学習とこの GAN と損失関数の等価性を示している。

その他、計量経済学関連の研究として、Igami [11]では、Bonanza や AlphaGo を動学的離散選択問題と

して、(ミクロ)計量経済分析等で用いられている代表的な推定法から捉え直している研究もある。

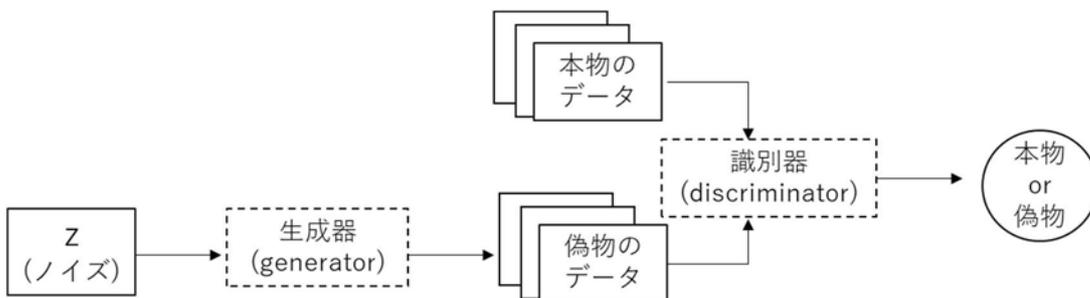
本稿は、GAN をゲーム理論として捉え直し、ゲーム理論との等価性を論じた。次のように構成されている。第2節でGAN をまとめ、第3節で、このGAN をゲーム理論から捉え直し、得られた数学的結果について記し、第4節で、まとめ、残された課題を記す。

2. 敵対的生成ネットワーク (GAN)

2.1 理論モデル

GAN は「教師なし機械学習」で使用される人工知能アルゴリズムの一種であり、ゼロサムゲームの考え方で互いに競合する2つのニューラルネットワーク (生成器ネットワーク(generator)と識別器ネットワーク(discriminator)) によって構成されている。例えば、画像生成を目的とするなら生成器が画像を生成・出力し、識別器側がその正否(本物か偽物)を判定する(図1)。生成器は本物と非常に良く似た画像を生成して、識別器側を騙すように学習し、識別器はより正確に識別しようと学習していく。最終的には、識別側が本物の画像と人工的に作成された偽物の画像とを区別できなくなるまで、このプロセスは繰り返される。そのため最終的には、訓練データと生成データを見分けることができなくなるため、識別器の正答率は50%になる。このように2つのネットワークが相反した目的のもとに学習するため敵対的と呼称される所以である。

図1 GAN の概念図



¹ 例えば、これに関連する研究は GAN Zoo (<https://deephunt.in/the-gan-zoo-79597dc8c347>)としてまとめられており、この図からも一連の研究が増加していることが分かる。また、深層学習の研究分野における権威の1人である Yann LeCun は、GAN はこの10年の機械学習で最も面白いアイデアであるとも述べている(“GANs are the most interesting idea in the last 10 years in ML”).

² 例えば、Heusel, et al. [7], Kodali, et al. [13], Nagarajan, et al. [15]などがある。

次に, Goodfellow, et al. [4]の理論的な内容の詳細について, 簡潔にまとめる。ここで, G は生成器(generator), D は識別器(discriminator), x は訓練データ, z はノイズとする。生成器 G はノイズ z を入力としてデータを生成する。生成器 G の訓練手順は, 識別器 D が誤っている確率を最大にすることであり, $D(x)$ は, そのデータが訓練データである確率を表す。識別器 D は訓練データと生成データに対して正しくラベル付けを行う確率を最大化しようとする。一方, 生成器 G は $\log(1 - D(x))$ を最小化しようとする。これらをまとめて以下のように表現している。

$$\min_G \max_D V(D, G) = E_{x \sim p_{data}(x)} [\log D(x)] + E_{z \sim p_z(z)} [\log(1 - D(G(z)))] \quad (1)$$

識別器 D が上手に分類できるようになると, $D(x)$ が大きくなり, $\log D(x)$ が大きくなる。また, 偽物だとばれて $D(G(z))$ は小さくなるため, $\log(1 - D(G(z)))$ は大きくなる。一方, 生成器 G が訓練データに似ているものを生成できるようになると, 識別器 D が上手に分類できなくなるため $D(G(z))$ は大きくなり, $\log(1 - D(G(z)))$ は小さくなるという構造になっている。

また, この(1)の関数は, 交差エントロピーであり, 生成器と識別器の持つ確率分布関数の違い・差がどの程度あるのかを示す。

学習時は, 次のアルゴリズムのように識別器と生成器を交互に更新していく。

図2 アルゴリズム1 ミニバッチ³確率的勾配降下法 (Goodfellow, et al. [4])

- (1) ミニバッチサイズ m 個のノイズ $\{z^{(1)}, \dots, z^{(m)}\}$ を $p_z(z)$ から取り出す(生成する)
- (2) ミニバッチサイズ m 個のサンプル $\{x^{(1)}, \dots, x^{(m)}\}$ をデータ生成分布 $p_{data}(x)$ から取り出す
- (3) 下記式の θ_d における確率的勾配を上るように識別器 D を更新する

$$\nabla_{\theta_d} \frac{1}{m} \sum_{i=1}^m [\log D(x^{(i)}) + \log(1 - D(G(z^{(i)})))]$$

- (4) 上記までを k 回繰り返す
- (5) ミニバッチサイズ m 個のノイズ $\{z^{(1)}, \dots, z^{(m)}\}$ を $p_z(z)$ から取り出す
- (6) 下記式の θ_g における確率的勾配を下るように生成器 G を更新する

$$\nabla_{\theta_g} \frac{1}{m} \sum_{i=1}^m \log(1 - D(G(z^{(i)})))$$

- (7) ここまで全てを, 訓練回数分だけ繰り返す

識別器 D を十分な回数(k 回)更新した上で生成器 G を1回更新することで, 常に識別器が新しい G の状態に適用できるように学習を進める

また, Goodfellow, et al. [4]では次のことを証明している。

³ ミニバッチ学習法は, 1 度に複数の学習サンプルを用いて学習を行う手法であり, 深層学習においてよく利用されている。

命題 1 (Goodfellow, et al. [4]) 固定した生成器 G において、最適な識別器 D は、次のようである。

$$D_G^*(x) = \frac{p_{data}(x)}{p_{data}(x) + p_g(x)}$$

ここで、 $C(G)$ を次のように置く。

$$\begin{aligned} C(G) &= \max_D V(G, D) = E_{x \sim p_{data}} [\log D_G^*(x)] + E_{z \sim p_z} [\log (1 - D_G^*(G(z)))] \\ &= E_{x \sim p_{data}} [\log D_G^*(x)] + E_{x \sim p_g} [\log (1 - D_G^*(x))] \\ &= E_{x \sim p_{data}} \left[\log \frac{p_{data}(x)}{p_{data}(x) + p_g(x)} \right] + E_{x \sim p_g} \left[\log \frac{p_g(x)}{p_{data}(x) + p_g(x)} \right] \end{aligned}$$

定理 1 (Goodfellow, et al. [4]) 仮想的訓練基準 $C(G)$ の大域最小値は、 $p_g = p_{data}$ のとき、得られる。また、その時の $C(G)$ の値は $-\log 4$ である。

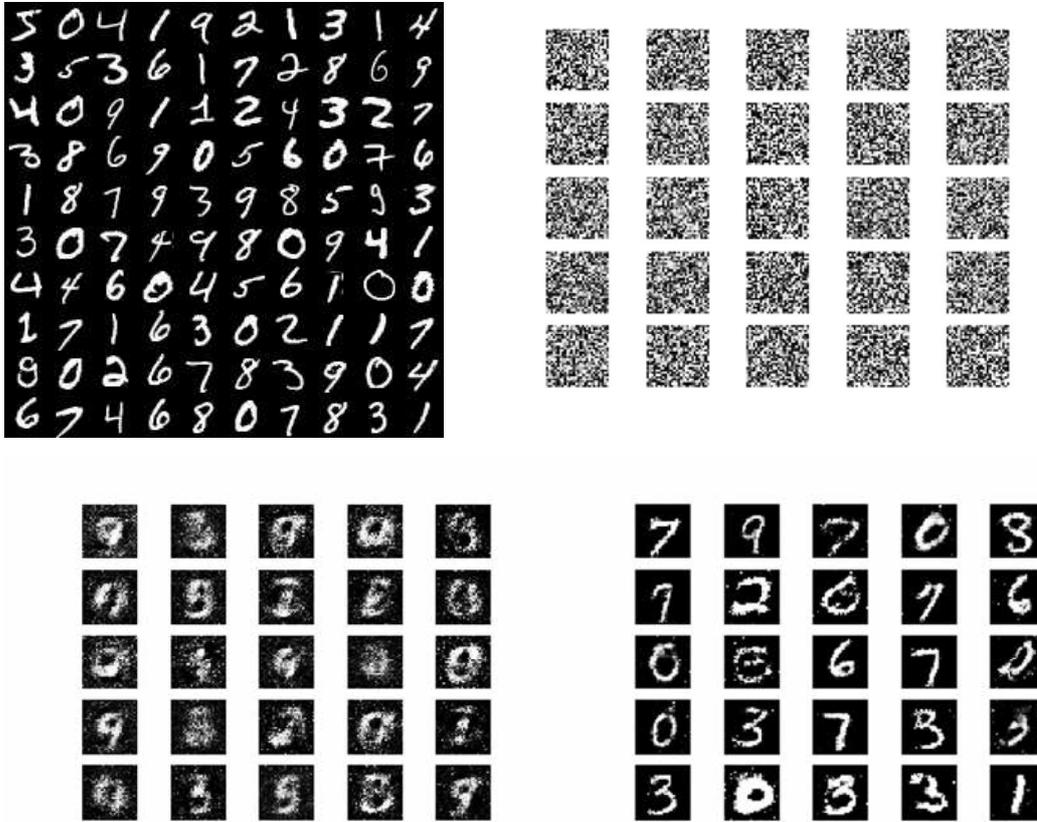
命題 2 (Goodfellow, et al. [4]) 生成器 G と識別器 D に十分な容量があり、アルゴリズム 1 の各ステップで、識別器はその与えられた生成器 G のもとで、最適に到達することを許され、基準を改善するように更新され、条件、 $E_{x \sim p_{data}} [\log D_G^*(x)] + E_{x \sim p_g} [\log (1 - D_G^*(x))]$ を満たすとき、 p_g は p_{data} に収束する。

2.2 実験結果

Goodfellow, et al. [4]と同様に MNIST のデータを GAN で実装し、画像を生成させた⁴。図 3 にあるように、学習ステップが増加するにつれて、数字が鮮明に作成されていることが分かる。

⁴ MNIST のデータは、機械学習の分野でよく利用されている手書き文字の認識のためのサンプルデータで、0-9 のいずれかの数字が学習用、テスト用それぞれで 60,000 枚、10,000 枚含まれている。実験で使用したコード・プログラムは、Python, ニューラルネットワークライブラリー Keras を用いて作成された。GitHub (<https://github.com/mitsurukikkawa/Python/tree/master/GAN>)にあり、このコードは、Keras GAN (<https://github.com/eriklindernoren/Keras-GAN/tree/master/gan>)をベースにしている。

図3 実験結果 (上段左: 学習用データ, 右: 0ステップ, 下段左: 1,000ステップ後, 右: 30,000ステップ後)



3. ゲーム理論からのアプローチ

本節では、GAN をゲーム理論、特に進化ゲーム理論の立場で捉える。GAN の理論モデルは生成器 G と識別器 D の間には、ゲーム的状况にあり、上述のようにプレイヤーの目的は生成器 G は識別器 D を騙すように x を生成し、識別器 D は生成器 G に騙されないように正しく識別するやうにと正反対であるため、直感的に 2 人ゼロサムゲームと捉えることができる⁵。

そこで本稿では、進化ゲーム理論を用いて、純粋戦略の数が 2 つの場合の非対称 2 人ゲームとして捉え、GAN とゲーム理論との等価性について示す。

3.1 命題 1

Goodfellow, et al. [4] の命題 1 は、 $V(G, D)$ を最大化しており、最適識別器 D に関しては、 $p_g(x), p_{data}(x)$

⁵ Goodfellow, et al. [3] には、利得関数 $v(\theta^{(g)}, \theta^{(d)})$, $-v(\theta^{(g)}, \theta^{(d)})$ が記載されているが、元論文 Goodfellow, et al. [4] には、明示的な利得表の記述はない。

をゲーム理論における利得と捉えると、混合戦略の Nash 均衡の確率に関するものと等価である⁶。ゲーム理論においては、各プレイヤーの最適反応戦略を導出(各プレイヤーの期待利得の最大化を行うこと)し、全てのプレイヤーの最適反応戦略を取り合う戦略の組を(Nash)均衡と呼ぶ。この方法で行くと、命題 1 と同様のものが導出される。

3.2 定理 1

Goodfellow, et al. [4]の定理 1 は、交差エントロピー $C(G)$ の最大値に関するものである。この $C(G)$ は、進化ゲーム理論においては次の命題にあるように Lyapunov 関数、第 1 積分に対応する。特に本稿では、GAN はプレイヤータイプが 2 種類、戦略の数が 2 つでゼロサムゲーム(利得表 1)に対応するので、このゲームの Replicator 方程式は、次のようになる。これの導出に関しては、付録 A を参照されたい。

$$\dot{y} = y(1-y)\{a - (a+b)x\}, \quad \dot{x} = x(1-x)\{-b + (a+b)y\} \quad (2)$$

ただし y をプレイヤー 1 が戦略 1 をとる確率、 x をプレイヤー 2 が戦略 2 をとる確率とする。

利得表 1 正規化したゼロサムゲームの利得表

	戦略 1	戦略 2
戦略 1	a, -a	0, 0
戦略 2	0, 0	b, -b

そこで Lyapunov 関数・第 1 積分を Hofbauer and Sigmund [10], 大浦[17], 吉川[12] などにあるような方法で導出すると、次が得られる。導出に関しては付録 A を参照されたい。

$$H = -2a \log x - 2b \log(1-x) \quad (3)$$

(1)式における $E_{x \sim p_{data}(x)}[\log D(x)]$, $E_{z \sim p_z(z)}[\log(1-D(z))]$ は、それぞれ期待利得 $-2a \log x$, $-2b \log(1-x)$ に対応し、GAN の評価関数(1)と、 a, b が正の値を持つとき等価となる⁷。上記をまとめると、次の命題となる。

命題 3 Replicator 方程式を用いた進化ゲーム理論におけるゼロサムゲーム(利得表 1)の大域関数、例えば一般的な Lyapunov 関数は(3)式のように導出することができる。また、GAN の評価関数(1)と、 a, b が正の値を持つとき等価となる。

注 1 $a = b = \frac{1}{2}$ とする時、式(3)が最大値をとるのは、確率 x が $\frac{1}{2}$ の時であり、またその時の値は $-\log 4$ である。

⁶ 通常のゲーム理論において、プレイヤー 1 がある戦略を採用する確率とプレイヤー 2 がある戦略を採用するという確率の 2 変数の枠組みであった。しかし本稿のモデルでは、プレイヤー 1(生成器)とプレイヤー 2(識別器)の戦略を採用する確率は、生成器が識別器を騙す確率が高ければ、正しく識別する確率は小さくなる。つまり、ある一方のプレイヤーにおける確率が多ければ、もう一方は少なくなるといった相反するといった $y = 1 - x$ という関係にある。

⁷ ここでは x は確率であるため、 $\log x$ はマイナスの値を持つ。

る。

この進化ゲーム理論は動的な理論体系であるため、どの戦略の組が Nash 均衡となるのかという均衡選択に関する研究が豊富にある。そのため GAN において、この進化ゲーム理論の研究を活用すると、GAN において均衡選択、安定性について予測することが可能となる。

命題 4 このゲームにおける内点解(混合戦略)の局所安定性は鞍点であり、不安定である。

証明 付録 B

注 2 (Akin and Losert [1], Hirsch, et al. [8], 岡田 [17])

非協力ゲーム理論において、ゼロサムゲームにおける混合戦略(内点解)の Nash 均衡は鞍点であり、Lyapunov 安定である。

Replicator 方程式は、非線形微分方程式であり、純粋戦略が 3 つ以上の場合には、様々な挙動を示すことが知られている。

例 1 Taylor and Jonker [22]は純粋戦略の数が 3 つの場合、混合戦略が漸近安定となるゲームを示した。また、Skyrms [21]は戦略が 4 つある場合には、ストレンジアトラクター(Hopf 分岐を通じて生まれる)が生じ得ることを示している。

例 1 から進化ゲーム理論においては、内点解が安定な場合が存在するため、GAN を拡張し、条件によっては、安定的な内点解が存在すると推測することができる。

3.3 命題 2

Goodfellow, et al. [4]の命題 2 はアルゴリズム 1 の収束性について記述している。ゲーム理論においては、上記の Replicator 方程式の他、フィクティシヤス・プレイ、最適反応動学など様々な学習方法が使われている。収束スピードが異なるが、学習プロセスに関して、Nash 均衡が異なるということではなく、基本的には同じ挙動を示している⁸。

4. まとめ

以上のように、ゲーム理論の立場から GAN を考察することにより、次のことが分かった。

(1) 命題 3 により、GAN の評価関数は、ある条件の下で、進化ゲーム理論における Lyapunov 関数と等

⁸ 例えば、Sandholm[19]などを参照されたい。

価である。

(2) 進化ゲーム理論に関する研究を利用することで、GAN における学習の安定性に予測することが可能となる。

本稿における残された課題として、ゲーム理論においてある条件の下では、安定な内点解が存在するため、実際に GAN における安定的な学習を行うような実験結果を示すことである。

付録 A Lyapunov 関数の導出

まず個体数の変化を取り扱う Lotka-Volterra 方程式から Replicator 方程式を導出し、次に Lyapunov 関数の導出を行う。

あるプレイヤーの集団があり、ゲーム的な状況において、プレイヤーの戦略 i の頻度を p_i 、戦略 i を採用する確率を x_i 、戦略を採用する確率の分布をベクトル $x = (x_1, x_2, \dots, x_n)$, $n < \infty$ とする。

各プレイヤーは、ある戦略を採用し、その結果相対的により利得が得られるのであれば、その戦略を採用する頻度が増加すると仮定する。戦略の頻度 p_i の変化率を r_i とすると、このことは次のように表すことができる。

$$\dot{p}_i = r_i p_i, \quad i = 1, \dots, n$$

ここで r_i を戦略に無関係な成分と戦略に依存する部分に分解する。戦略に無関係な部分を r 、戦略に依存する部分を u_i とする。 u_i は一般に戦略の分布 x にも依存するので、 $u_i(x)$ と書くことができ、 $u_i(x)$ はゲーム理論という「利得」に対応する。そのため、ゲームにおいて各戦略の頻度 p_i ($i = 1, \dots, n$) の変化法則は次のように書き換えることができる。

$$\dot{p}_i = r_i (r + u_i(x)) p_i, \quad i = 1, \dots, n \quad (4)$$

この式は各戦略の頻度の変化を表したものであり、戦略の頻度の変化率 \dot{p}_i は自然増加率 r に各戦略の利得 $u_i(x)$ を加えたものとなる。

これを各戦略が採用される確率、 $x_i = \frac{p_i}{p}$ に置き換える。ただし、 $p = \sum_{i=1}^n p_i$ であり、十分大きな数とする。恒等式 $p x_i = p_i$ の両辺の時間微分をとると、 $\dot{p}_i = \dot{x}_i p + x_i \dot{p}$ が得られる。また、 $\dot{p} = \sum_{j=1}^n \dot{p}_j$ であるので、これと(4)式から整理すると、次が得られる。これは Replicator 方程式と呼ばれている。

$$\dot{x}_i = (u_i(x) - \sum_{j=1}^n u_j x_j) x_i, \quad i, j = 1, \dots, n \quad (5)$$

戦略の採用確率の変化率 $\frac{\dot{x}_i}{x_i}$ は、その時点での各戦略の採用確率 x_i の下で、その戦略者が得る利得 $u(x) := \sum_{j=1}^n u_j x_j$ と全ての戦略における平均利得 $u(x)$ との差によって定義される。この式から平均利得より高い利得が得られる戦略の採用確率は増加し、平均より低い利得しか得られない戦略の採用確率は減少する。また、増加や減少の度合い・スピードは、各戦略の利得の平均からの乖離度に比例する。つまり、平均より高い利得が得られる戦略はより急速に増加することとなる。

次に本稿では、生成器、識別器というプレイヤー種類が 2 つ、戦略の数が 2 つの非対称 2 人ゲームを考えている。特に利得表 A1 で表現される一般的なゲーム状況を表す利得表の場合、このゲームの Replicator 方程式は、次のようになる。

利得表 A1 非対称 2 人ゲーム

	戦略 1	戦略 2
戦略 1	f_1, g_1	f_3, g_3
戦略 2	f_2, g_2	f_4, g_4

$$\begin{aligned}\dot{y} &= y(1-y)\{f_1 - f_2 + x(f_3 - f_4 - f_1 + f_2)\} \\ \dot{x} &= x(1-x)\{g_4 - g_2 + y(g_3 - g_4 - g_1 + g_2)\}\end{aligned}$$

ただし, y をプレイヤー 1 が戦略 1 をとる確率, x をプレイヤー 2 が戦略 2 をとる確率とする。ここで, $f_1 - f_2 = a, g_4 - g_2 = d, f_4 - f_3 = c, g_1 - g_3 = b$ と置くと, 先ほどの Replicator 方程式は次のようになり, この一般的な非対称 2 人ゲームは利得表 A2 に記すことができる⁹。

利得表 A2 正規化した利得表

	戦略 1	戦略 2
戦略 1	a, b	0, 0
戦略 2	0, 0	c, d

$$\begin{aligned}\dot{y} &= y(1-y)\{a - (a+c)x\}, \\ \dot{x} &= x(1-x)\{d - (b+d)y\}\end{aligned}\tag{6}$$

そこで Lyapunov 関数・第 1 積分を Hofbauer[10], 吉川[12], 大浦[18]などにあるように導出すると, 次が得られる。

$$H(x, y) = \log \frac{y^d(1-y)^b}{x^a(1-x)^c} = \log x^{-a}y^d + \log(1-x)^{-c}(1-y)^b\tag{7}$$

特に, 本稿では, $x + y = 1, a = -b, c = -d$ (ゼロサムゲーム, 利得表 1) が満たすゲームを考えているので, 次のように変形することができる。

$$H = -2a \log x - 2c \log(1-x)\tag{8}$$

(1)式における $E_{x \sim p_{data}(x)}[\log D(x)], E_{z \sim p_z(z)}[\log(1-D(z))]$ は, それぞれ期待利得 $-2a \log x, -2c \log(1-x)$ に対応し, GAN の評価関数(1)と, a, c が正の値を持つとき等価となる。

付録 B 局所安定性

Replicator 方程式(2)の(Nash)均衡点の局所安定性を調べる。(2)において, $\dot{x} = 0, \dot{y} = 0$ となる (y, x) の組みを (y^*, x^*) と置くと, 均衡点は次の 5 点である。

$$(y^*, x^*) = (0, 0), (0, 1), (1, 0), (1, 1), \left(\frac{b}{a+b}, \frac{a}{a+b}\right)$$

⁹ 一般的な非対称 2 人ゲーム(利得表 A2)を a, b, c, d の符号からゲームを分類すると, 次のように 4 つに分類分けすることができる (Weilbull [23])。

- (I) 非ジレンマ, 囚人のジレンマ型ゲーム($ac < 0, bd < 0$) 純粋戦略の Nash 均衡は 1 つ存在する
- (II) コーディネーション型ゲーム($a < 0, b > 0, c > 0, d > 0$) 純粋戦略の Nash 均衡は 2 つ $(y^*, x^*) = (0, 1), (1, 0)$ 存在する
- (III) チキン型ゲーム($a < 0, b < 0, c < 0, d < 0$) 純粋戦略の Nash 均衡は 2 つ $(y^*, x^*) = (0, 0), (1, 1)$ 存在する
- (IV) マッチング・ペニー型ゲーム($ab < 0, cd < 0, ac > 0, bd < 0$) 純粋戦略の Nash 均衡は存在しない

ただし、内点解が存在するためには、 $0 \leq \frac{b}{a+b} \leq 1$, $0 \leq \frac{a}{a+b} \leq 1$ を満たす必要である。

次に内点解・混合戦略の局所安定性を考える。(2)の2行2列のJacobi行列 $J(y, x)$ は、次のようになる。

このJacobi行列に内点解の値を代入し、固有値を求めること局所安定性は分かる。

$$J(y, x) = \begin{pmatrix} \frac{\partial y}{\partial x} & \frac{\partial y}{\partial y} \\ \frac{\partial x}{\partial x} & \frac{\partial x}{\partial y} \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} -(a+b)y(1-y) & (1-2y)\{a-(a+b)x\} \\ (1-2x)\{-b+(a+b)y\} & (a+b)x(1-x) \end{pmatrix} \quad (9)$$

内点均衡、混合戦略の均衡 $(y^*, x^*) = (\frac{b}{a+b}, \frac{a}{a+b})$ の局所安定性を考える。このときのJacobi行列は、次のようになる。

$$J\left(\frac{b}{a+b}, \frac{a}{a+b}\right) = \begin{pmatrix} -\frac{ab}{a+b} & 0 \\ 0 & \frac{ab}{a+b} \end{pmatrix}$$

$(\lambda - \frac{ab}{a+b})(\lambda + \frac{ab}{a+b}) = 0$ からこのJacobi行列の固有値は、 $\lambda = \pm \frac{ab}{a+b}$ となり、鞍点となる。

注3 f-GAN (Nowozin, et al. [16])では、Jeansen-Shannon divergence・交差エントロピーから Kullback-Leibler divergence・相対エントロピーに目的関数を変更し、内点解が鞍点である条件を導出している。ゲーム理論においても、この Kullback-Leibler divergence・相対エントロピーを Lyapunov 関数として取り扱うものもある(Sandholm [19])。

参考文献

- [1] Akin, Ethan and Viktor Losert (1984) "Evolutionary dynamics of zero-sum games," *Journal of Mathematical Biology*, Vol. 20, pp. 231-258
- [2] Finn, Chelsea, Paul Christiano, Pieter Abbeel and Sergey Levine (2016) "A Connection Between Generative Adversarial Networks, Inverse Reinforcement Learning, and Energy-Based Models," <https://arxiv.org/abs/1611.03852>
- [3] Goodfellow, Ian, Yoshua Bengio and Aaron Courville, *Deep Learning*, MIT Press, 2016 (訳「深層学習」KADOKAWA)
- [4] Goodfellow, Ian J., Jean Pouget-Abadie, Mehdi Mirza, Bing Xu, David Warde-Farley, Sherjil Ozair, Aaron Courville and Yoshua Bengio (2014) "Generative Adversarial Nets," <https://arxiv.org/abs/1406.2661>
- [5] Goodfellow, Ian J. (2016) "NIPS 2016 Tutorial: Generative Adversarial Networks," <https://arxiv.org/abs/1701.00160>
- [6] Hartford, Jason, James R. Wright and Kevin Leyton-Brown (2016) "Deep Learning for Predicting Human Strategic Behavior," *Advances in Neural Information Processing Systems 29 (NIPS 2016)*
- [7] Heusel, Martin, Hubert Ramsauer, Thomas Unterthiner, Bernhard Nessler and Sepp Hochreiter (2017) "GANs Trained by a Two Time-Scale Update Rule Converge to a Local Nash Equilibrium," <https://arxiv.org/abs/1706.08500>
- [8] Hirsch, Morris W., Stephen Smale and Robert L.Devaney, *Differential Equations, Dynamical*

- Systems and an Introduction to Chaos*, 3rd edition, Academic Press, 2012 (訳「力学系入門 第3版」共立出版)
- [9] Ho, Jonathan and Stefano Ermon (2016) “Generative Adversarial Imitation Learning,” <https://arxiv.org/abs/1606.03476>
- [10] Hofbauer, Josef and Karl Sigmund, *Evolutionary Games and Population Dynamics*, Cambridge University Press, 1998 (訳「進化ゲームと微分方程式」現代数学社)
- [11] Igami, Mitsuru (2017) “Artificial Intelligence as Structural Estimation: Economic Interpretations of Deep Blue, Bonanza, and AlphaGo,” <https://arxiv.org/abs/1710.10967>
- [12] 吉川満 (2007)「非対称2人ゲームにおける漸近安定な均衡の発生とその変化」進化経済学論集 第11集
- [13] Kodali, Naveen, Jacob Abernethy, James Hays and Zsolt Kira (2017) “On Convergence and Stability of GANs,” <https://arxiv.org/abs/1705.07215>
- [14] Leibo, Joel Z., Vinicius Zambaldi, Marc Lanctot, Janusz Marecki and Thore Graepel (2017) “Multi-agent Reinforcement Learning in Sequential Social Dilemmas,” Proceeding AAMAS '17 Proceedings of the 16th Conference on Autonomous Agents and Multiagent Systems, pp. 464-473 <https://arxiv.org/abs/1702.03037>
- [15] Nagarajan, Vaishnavh and J. Zico Kolter (2017) “Gradient descent GAN optimization is locally stable,” <https://arxiv.org/abs/1706.04156>
- [16] Nowozin, Sebastian, Botond Cseke and Ryota Tomioka (2016) “f-GAN: Training Generative Neural Samplers using Variational Divergence Minimization,” <https://arxiv.org/abs/1606.00709>
- [17] 岡田章「ゲーム理論 新版」有斐閣, 2011年
- [18] 大浦宏邦「社会科学者のための進化ゲーム理論」勁草書房, 2008年
- [19] Sandholm, William H., *Population Games and Evolutionary Dynamics*, MIT Press, 2010
- [20] Schuurmans, Dale and Martin A. Zinkevich (2016) “Deep Learning Games,” Advances in Neural Information Processing Systems 29 (NIPS 2016)
- [21] Skyrms, Brian(1992) “Chaos in game dynamics,” Journal of Logic, Language, and Information, Vol.1, pp. 111-130
- [22] Taylor, Peter D. and Leo B. Jonker (1978) “Evolutionary stable strategies and game dynamics,” Mathematical Biosciences, Vol. 40, pp. 145-156
- [23] Weibull, Jörgen W., *Evolutionary Game Theory*, MIT Press, 1995 (訳「進化ゲームの理論」オフィスカノウチ)

ソフトウェア業における知財戦略と IP ランドスケープ

Strategy of Intellectual Properties and "IP landscape" in a Software Industry

荒 牧 裕 一
ARAMAKI Yuichi

要 旨

企業の知財戦略の重要性が認識されるようになって久しいが、ソフトウェア業においては、知財戦略の進展は相対的に遅れている。また知財戦略の策定にあたっては、従来よりも幅広く、マーケット情報等の非知財情報を統合した「IP ランドスケープ」の考慮が必要とされるようになってきている。

このような状況を踏まえて、ソフトウェア業の知財戦略に関して、まずソフトウェア関連特許や、意匠権、商標権、著作権についての現状分析を行って、ソフトウェア業における知財情報を整理した。さらに、IP ランドスケープを考慮した知財戦略のオプションに関して、ソフトウェア業が特に考慮すべきと思われる事項について検討を行った。

研究を進めていくにつれ、特許権等と異なり、著作権については客観的な分析の対象となる資料が極めて少なく、その点の限界を認識した。また、IP ランドスケープを考慮した知財戦略のオプションに関しては、ソフトウェア業といってもその業態は多種多様であり、それらの個別業態ごとに非知財情報を検討する必要性を感じた。

Abstract

The importance of corporate intellectual property strategy has been recognized for a long time, but progress in intellectual property strategy in the software industry has been relatively delayed. Also, the idea of "IP landscape" which widely integrates non-intellectual property information such as market information etc. is needed in formulating intellectual property strategy.

Based on these circumstances, I first analyzed the software related patents, design rights, trademark rights, copyrights on intellectual property strategies of software industry, and organized intellectual property information in the software industry. In addition, I made a study about matters that should be taken into consideration particularly by the software industry with regard to options of intellectual property strategy considering IP landscape.

As I continue the research, unlike patent rights etc., there are very few materials subject to objective analysis of copyright, so we recognized the limit of that point. Regarding the option of intellectual property strategy in consideration of IP landscape, the business category is also diverse in the software industry, and I felt the need to consider the non-intellectual property information for each individual business category.

キーワード：ソフトウェア業、知財戦略、IP ランドスケープ、ソフトウェア関連特許権

Keywords：Software Industry, Strategy of Intellectual Properties, IP landscape, Software related Patent

1. はじめに

企業の知財戦略の重要性が認識されるようになって久しいが、ハードウェア関連の製造業と異なり、ソフトウェア業においては、ソフトウェア関連特許の制度化が比較的遅かったこともあり、知財戦略の進展は相対的に遅れている。また知財戦略の策定にあたっては、従来のパテントマップよりも幅広く、マーケット情報等の非知財情報を統合した「IP ランドスケープ」の考慮が必要とされるようになってきている。

このような状況を踏まえて、本稿では、ソフトウェア業の知財戦略を考える上でまず重要となる知財情報について、まずソフトウェア関連特許の現状についてその出願件数の調査を踏まえて分析し、その後特許以外の知的財産権についても2016年に始まったソフトウェアの画面デザインの意匠権登録を含めた現状分析を行う。さらに、IP ランドスケープを考慮した知財戦略のオプションに関して、ソフトウェア業が特に考慮すべきと思われる事項について検討を行う。

2. 定義

本稿で用いる以下の用語の定義を示す。

(1) プログラム

「電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。」¹⁾

(2) コンピュータソフトウェア (以下、「ソフトウェア」という。)

「コンピュータの動作に関するプログラム、その他コンピュータによる処理の用に供する情報であってプログラムに準ずるものをいう。」²⁾

(3) ソフトウェア業

一般には、日本標準産業分類 (JSIC) 小分類 391 のソフトウェア業、すなわち「顧客の要請に応じて、以下の業務を営む事業所」をいう。³⁾

①電子計算機のプログラムの作成及びその作成に関する調査、分析、助言などのサービス

②電子計算機のパッケージプログラムの作成及びその作成に関する調査、分析、助言などのサービス

ただし、本稿では、ソフトウェア関連の特許、意匠、商標等の出願を行った企業をソフトウェア業とみなして考察している。

(4) IP ランドスケープ (Intellectual Property Landscape)

「経営戦略・事業戦略を積極的に成功させるために知財情報及びマーケット情報等の非知財情報を統合して分析した事業環境及び将来の見通しあるいは戦略オプションを経営陣・事業責任者に対して提示する業務」をいう。⁴⁾

なお、IP ランドスケープという用語を始めて用いた公的資料は、特許庁の「知財人材スキル標準 (version2.0)」であるとされる。⁵⁾

3. 先行研究

ソフトウェア特許に関する先行研究としては、例えば、企業の研究開発活動への影響を分析した研究⁶⁾や、ソフトウェア分野の知識ベースと知的財産制度の関係について分析した研究⁷⁾等が存在する。また、IP ランドスケープに関する先行研究としては、知財戦略における IP ランドスケープの活用に関する研究⁸⁾や、あるメーカーにおける IP ランドスケープの実践事例に関する研究⁹⁾が存在する。

しかし、ソフトウェア業における知財戦略と IP ランドスケープを対象にした先行研究はほとんど存在しない。

4. ソフトウェア関連特許について

(1) ソフトウェア関連特許の制度化の経緯

日本における特許によるソフトウェア関連発明の特許化の歴史、言い換えれば、ソフトウェア関連特許の制度化の経緯を概観すると以下の通りである。¹⁰⁾

① 1975 年

特許庁が「コンピュータ・プログラムに関する発明についての審査基準 (その 1)」を公表した。これは、初めてのソフトウェアに関する審査基準であり、ソフトウェアにおける手法が自然法則を利用している場合には、方法の発明となる旨を明らかにした。

② 1982 年

「マイクロ・コンピュータ応用技術に関する発明についての審査運用指針」が公表された。これは、いわゆるマイクロ・コンピュータが多くの機器に組み込まれるようになったことに対応したものである。このような場合については、ソフトウェアによってマイクロ・コンピュータが複数の機能を果たすものととらえ、それぞれの機能を実現する手段によって構成される装置 (物) の発明となる旨を明らかにした。

③ 1993 年

「特許実用新案審査基準第 VII 部第 1 章「コンピュータソフトウェア関連発明に関する審査基準」が公表された。これによって、情報処理自体が自然法則を利用していなくとも、処理においてハードウェア資源が利用されているよ

うな場合には、自然法則を利用した発明となる旨を明らかにした。

④ 1997 年

「特定技術分野における審査に関する運用指針 第 1 章 コンピュータ・ソフトウェア関連発明」が公表された。ここでは、記録媒体を物の発明として保護する旨が明示された（いわゆる「媒体特許」）。また、ソフトウェアによる処理が自然法則を利用したものであるかどうかによって発明であるか否かを判断するとし、下記の場合を発明となるものとして例示した。

- ・ハードウェア資源に対する制御又は制御に伴う処理
- ・対象の物理的性質又は技術的性質に基づく情報処理
- ・ハードウェア資源を用いて処理すること

⑤ 2000-2001 年

2000 年 12 月に特許庁は「特許・実用新案審査基準」の改訂を公表し、これを 2001 年 1 月に内容刷新された「第 VII 部 特定技術分野の審査基準 第 1 章 コンピュータ・ソフトウェア関連発明」に盛り込んだ。

この審査基準では、1997 年の「媒体特許」から更に進めて、媒体への記録を要件とすることなく、コンピュータが果たす複数の機能を特定する「プログラム」を「物」の発明として請求項に記載出来ることとした。

また、ソフトウェア関連発明が「自然法則を利用した技術的思想の創作」となる考え方として、ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されている場合、すなわちソフトウェアがコンピュータに読み込まれることにより、ソフトウェアとハードウェア資源とが協同した具体的手段によって、使用目的に応じた特有の演算又は加工を実現することにより、使用目的に応じた特有の情報処理装置（機械）又はその動作方法が構築される場合、とした。

⑥ 2002 年

特許法が改正され、同法 2 条 3 項 1 号に「物（プログラム等を含む）」と明記された。これによりコンピュータ・プログラムが「物」の発明となることが法律上明確になった。

⑦ 2015 年

「特許・実用新案審査基準」の改訂が公表された。

形式面では、「第 VII 部 特定技術分野の審査基準」第 1 章の「コンピュータ・ソフトウェア関連発明」の審査基準は、ハンドブック（附属書 B 第 1 章）に移行された。

内容面では、「プログラム製品」又は「プログラムプロダクト」として特許請求された場合は、明確性要件違反となる旨が明記された、ソフトウェア処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されているかの判断を行う際の留意事項について若干の変更がなされた、等の改訂があった。¹¹⁾

⑧ 2018 年

「コンピュータソフトウェア関連発明に係る審査基準」が改訂された。これは、IoT 関連技術や AI 等の新たな技術の台頭に伴い、ソフトウェア関連発明が多く技術分野で創出されるようになってきたことを踏まえ、ソフトウェア関連発明に係る審査基準について基本的な考え方を変更せずに発明該当性に関する明確化を図ったものである。¹²⁾

(2) ソフトウェア関連特許の特定方法

ソフトウェア関連特許の出願の調査のためには、多くの特許出願の中からソフトウェア関連特許を特定することが必要となる。これについては、キーワードや IPC（国際特許分類）を用いた特定方法が試みられている。

先行研究においては、Graham and Mowery¹³⁾ が、IPC の G06F3/～12/, G06K9,15/, H04L9/ を用いて特定している。また鈴木⁷⁾ は、「G06F のサブクラスをもち、かつ特許文献の書誌事項や明細書中に「プログラム」あるいは「ソフトウェア」を持つものを“ソフトウェア関連特許”と定義して」いる。また、山内・大西・米山⁶⁾ は、「Graham and Mowery (2003) の定義 (IPC の G06F 3/～12/, G06K 9/, 15/, H04L 9/) に、鈴木 (2009) を参考にビジネスモデル特許で用いられる G06F17 と予測やシミュレーションの方法に付与される G06F19 の IPC サブグループを加え、それに上述の媒体特許の発明の名称に多く含まれる「記録媒体」、「プログラム」、「システム」、「ソフトウェア」のいずれかを名称に含むものを追加する。さらに、日本のソフトウェア関連特許として重要と考えられる、ゲーム関係の IPC である A63F13 と A63F9 も追加し」て特定している。

本稿では、IPC の範囲としては、上述の山内・大西・米山の範囲に、2013 年に追加されたセキュリティ関連の G06F21 と、2006 年以降に追加されたビジネス方法の G06Q 内のメイングループを加える。キーワードとしては、ビジネスモデル等で使用が予想される「方法」を加え、「記録媒体」「プログラム」「システム」「ソフトウェア」「方法」

の5語による絞り込みを行う。

この特定方法で用いられるIPCメイングループの一覧を表1に示す。

表1 ソフトウェア関連特許の範囲となるIPCメイングループ¹⁴⁾

IPC	説 明
G06F3/	計算機で処理しうる形式にデータを変換するための入力装置；処理ユニットから出力ユニットへデータを転送するための出力装置，例．インタフェース装置
G06F5/	処理するデータの順序または内容を変更することなくデータ変換を行うための方法または装置
G06F7/	取扱うデータの順序または内容を操作してデータを処理するための方法または装置
G06F8/	ソフトウェアエンジニアリングのための装置
G06F9/	プログラム制御のための装置，例．制御装置
G06F11/	エラー検出；エラー訂正；監視
G06F12/	メモリシステムまたはアーキテクチャ内でのアクセシング，アドレッシングまたはアロケーション
G06F17/	特定の機能に特に適合したデジタル計算またはデータ処理の装置または方法
G06F19/	特定の用途に特に適合したデジタル計算またはデータ処理の装置または方法
G06F21/	不正行為から計算機，その部品，プログラムまたはデータを保護するためのセキュリティ装置
G06K9/	印刷されたまたは手書きされた文字を読取るまたは認識するため，またはパターン，例．指紋，を認識するための方法または装置
G06K15/	出力データの永久可視表示を作成するための装置
G06Q10/	管理；経営
G06Q20/	支払アーキテクチャ，スキーム，またはプロトコル
G06Q30/	商取引，例．買物または電子商取引
G06Q40/	金融；保険；税戦略；法人税または所得税の処理
G06Q50/	特定の業種に特に適合したシステムまたは方法，例．公益事業または観光業
G06Q90/	格別なデータ処理を伴わない，管理目的，商用目的，金融目的，経営目的，監督目的又は予測目的に特に適合したデータ処理システムまたは方法
G06Q99/	このサブクラスの他のグループに分類されない主題事項
H04L9/	秘密または安全な通信のための配置
A63F9/	他に分類されないゲーム
A63F13/	ビデオゲーム，すなわち2次元以上の表示ができるディスプレイを用いた電子ゲーム

(3) ソフトウェア関連特許の出願件数の推移

(2)で示したソフトウェア関連特許の特定方法により，1997年から2016年までの20年間のソフトウェア関連特許の出願件数を調査した。また，ソフトウェア関連特許全体の件数と併せて，その一種として扱われているビジネスモデルとゲーム関連特許の内訳についても調査した。

調査は、「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」¹⁵⁾の検索により実施した。その検索に際して用いた論理式を表2に，検索結果を表3および図1に示す。

この検索結果を見ると，ソフトウェア関連特許全体の出願件数は，2000年と2001年に急激な増加をしたが，これは主として当時ブームを呼んでいたビジネスモデル特許の増加に伴うものだったと考えられる。2016年でもビジネスモデル特許の出願件数は8,120件と全体の48.1%を占めているが，ビジネスモデル特許はソフトウェア業に限らず幅広い業種から出願されていると考えられることから，ソフトウェア業の知財戦略の分析に際しては，ビジネスモデル特許以外の出願を重視すべきであると考えられる。そこで，ソフトウェア関連特許全体の出願件数からビジネスモデル特許の出願件数を差し引いた件数の推移を見てみると，1997年以降徐々に増加傾向を示した後，2005年の12,368件をピークに減少に転じ，その後は10,000件前後で推移していることが分かる。ただ，2016年は前年比8,755件と前年比84.0%の出願件数に留まっている。減少理由としては，近年のIoTやAIブームによりソフトウェア単独ではなく機械・装置等のハードウェアと一体となった特許出願が増えている可能性等が考えられる。

表2 ソフトウェア関連特許の検索式

IPC	説 明
ソフトウェア関連特許全体	[G06F3/00/IP+G06F5/00/IP+G06F7/00/IP+G06F8/00/IP+G06F9/00/IP+G06F11/00/IP+G06F12/00/IP+G06F17/00/IP+G06F19/00/IP+G06F21/00/IP+G06K9/00/IP+G06K15/00/IP+G06Q10/00/IP+G06Q20/00/IP+G06Q30/00/IP+G06Q40/00/IP+G06Q50/00/IP+G06Q90/00/IP+G06Q99/00/IP+H04L9/00/IP+A63F9/00/IP+A63F13/00/IP]*[記録媒体/TI+プログラム/TI+システム/TI+ソフトウェア/TI+方法/TI]*[20160101:20161231/AD]
(内ビジネスモデル)	[G06F17/00/IP+G06Q10/00/IP+G06Q20/00/IP+G06Q30/00/IP+G06Q40/00/IP+G06Q50/00/IP+G06Q90/00/IP+G06Q99/00/IP]*[記録媒体/TI+プログラム/TI+システム/TI+ソフトウェア/TI+方法/TI]*[20160101:20161231/AD]

表3 ソフトウェア関連特許の出願件数の推移

	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
全体件数	13,476	15,146	16,922	32,907	33,191	27,204	25,035	24,890	23,648	21,591
内ビジネス	6,230	6,665	7,764	22,315	22,180	16,106	13,478	12,565	11,280	9,961
ビジネス以外	7,246	8,481	9,158	10,592	11,011	11,098	11,557	12,325	12,368	11,630
	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
全体件数	20,307	19,735	17,815	17,523	17,544	18,653	19,226	18,995	18,182	16,875
内ビジネス	9,439	8,931	8,038	7,592	7,183	7,624	7,996	8,055	7,761	8,120
ビジネス以外	10,868	10,804	9,777	9,931	10,361	11,029	11,230	10,940	10,421	8,755

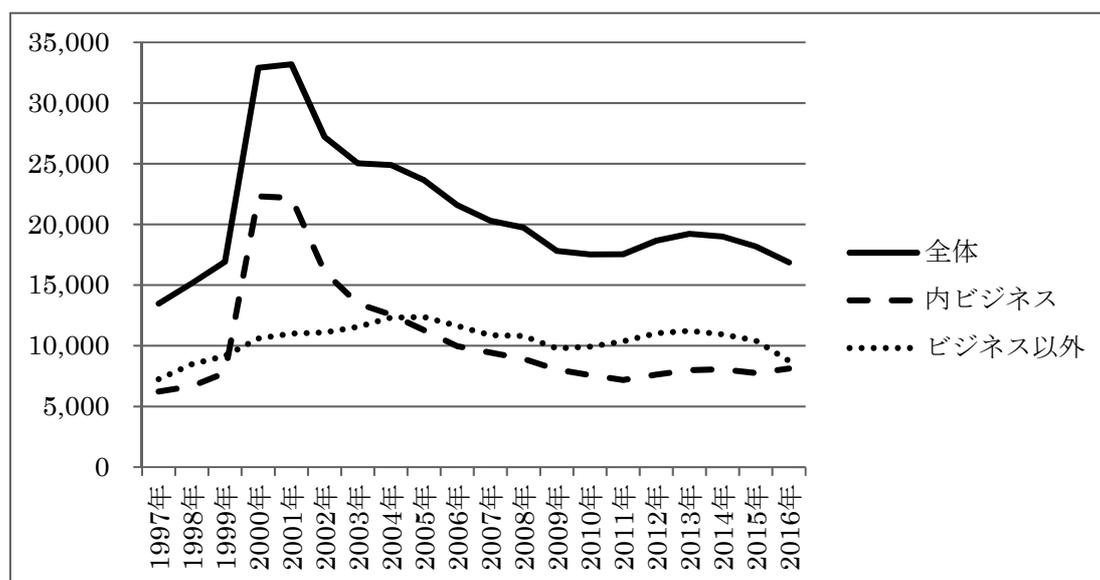


図1 ソフトウェア関連特許の出願件数の推移グラフ

5. 特許以外の知的財産権について

(1) 意匠権¹⁶⁾

意匠法においては、保護対象となる意匠を「物品（物品の部分を含む。…）の形状、模様」等に限定している（意匠法2条1項）。そのため2016年3月までは、物品ではないソフトウェアの画面デザインについての意匠権登録は原則として認められず、例外的に、物品の表示部に表示される画像が、①その物品にあらかじめ記録された画像であり、②その物品の機能を満たすために必要な表示を行う画像であるか、または、物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像である場合に、物品と一体化した意匠として登録が認められるに過ぎなかった。

しかし、2016年3月の意匠審査基準の改訂（同年4月1日より適用）により、上記①の要件が、「その物品に記録

された画像（当該物品が有する機能に係るアップデートの画像を含む）であり」と拡大された。これによって事後的にインストールされたソフトウェアの画面デザインについても、「〇〇機能付き電子計算機」として意匠登録が認められることとなった（図2参照）。

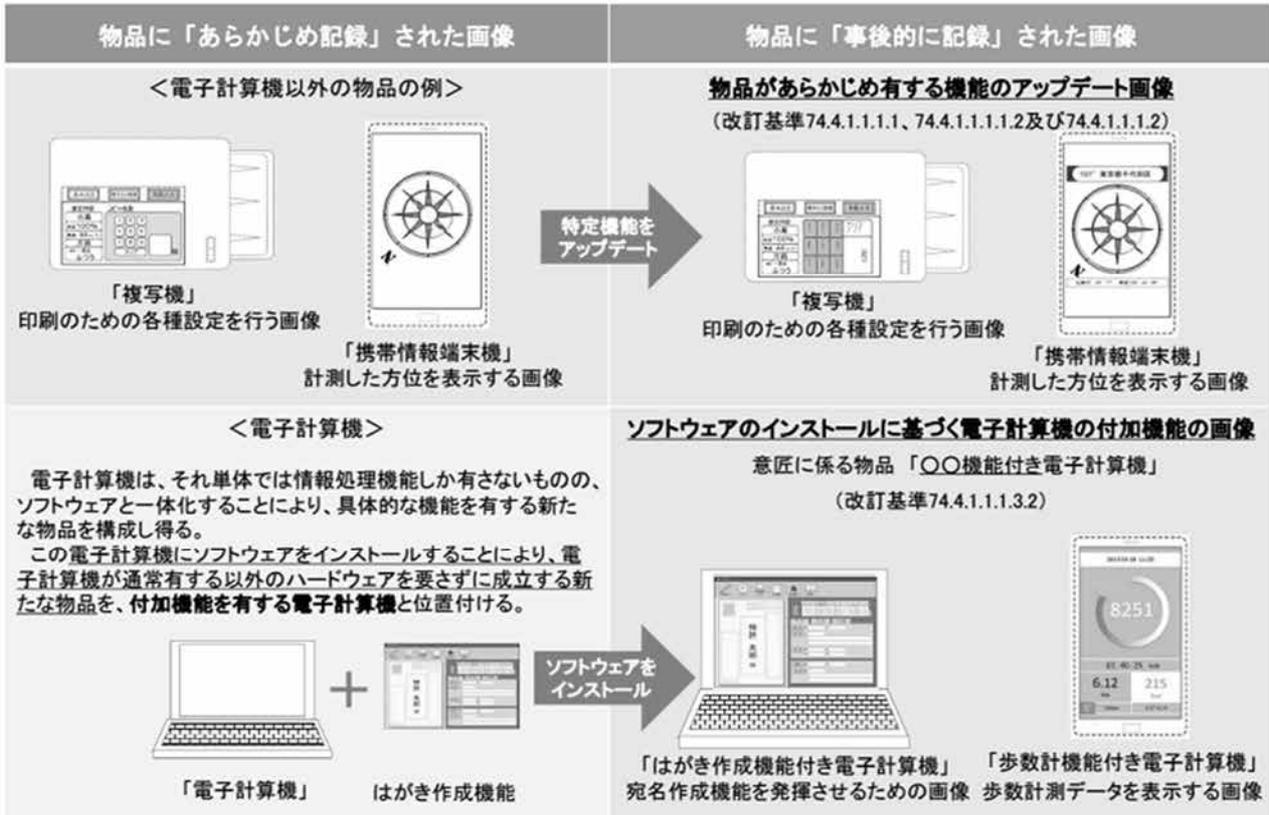


図2 意匠を構成するものと認められる画像の要件¹⁷⁾

ただし、この改訂によっても、以下のような画面デザインは依然として意匠登録が認められない。①物品の外部からの信号による画像を表示したもの（クラウドコンピューティングにおける画像等）、②物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したもの（外付けハードディスクや記録メディアに記録された画像）、③物品の機能から独立したコンテンツの画像を表示したもの（「動画再生機能付き電子計算機」の動画再生用画像等）。¹⁸⁾

この改訂後の審査基準に基づいて登録が認められたソフトウェア画面デザインの意匠権の件数を、「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」を用いて調査した。「部分意匠」「画像意匠追加検索」にチェックを入れ、「意匠にかかる物品」に「機能付き電子計算機」を含む画像意匠を検索した結果を、表4に示す。登録された意匠権を、その出願年別に分けると、初年度の2016年は168件、2017年も185件に留まっている。

表4 ソフトウェア画面意匠の登録件数の推移

	2016年	2017年
件数	168	185

(2) 商標権

ソフトウェア関連商標の出願件数についても、「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」を用いて調査した。ソフトウェア関連商標の特定は、指定商品・役務の類似群コードが「11C01」「09G53」「24A01」「42P02」「42X11」であるものとした。この特定方法で用いられる類似群コードの一覧を表5に示す。この特定方法では、電子応用機械器具等のハードウェア関係の商標も一部含まれてしまうという問題があるため厳密な特定にはならないが、出願数の増減の推移の大まかな判断資料としては役に立つと考えられる。

表5 ソフトウェア関連商標の範囲となる類似群コード¹⁹⁾

コード	説明
11C01	電子応用機械器具（「ガイガー計数器・高周波ミシン・サイクロトロン・産業用X線機械器具・産業用ベータートロン・磁気探鉱機・磁気探知機・地震探鉱機械器具・水中聴音機械器具・超音波応用測深器・超音波応用探傷器・超音波応用探知機・電子応用扉自動開閉装置・電子顕微鏡」を除く。） 電子管 半導体素子 電子回路（「電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路」を除く。） 電子計算機用プログラム
09G53	業務用テレビゲーム機用プログラム
24A01	家庭用テレビゲーム機用プログラム 携帯用液晶画面ゲーム機用のプログラムを記憶させた電子回路及びC D-R O M
42P02	電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守
42X11	電子計算機の貸与 電子計算機用プログラムの提供

また、出願年別の検索結果を表6に示す。現在の「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」の機能では、権利が消滅した商標が検索範囲となっていないため²⁰⁾、2006年までの件数と2007年以降の件数に大きな差がある点に注意が必要である。これによると、2008年および2009年に、いわゆるリーマンショックの影響と見られる落ち込みが見られるもののソフトウェア関連商標の出願件数は、概ね右肩上がりの増加を示している。

表6 ソフトウェア関連商標の出願件数の推移（権利存続分のみ）

	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
件数	5,955	5,800	6,761	8,348	8,183	6,981	7,286	7,979	8,159	8,932
	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
件数	18,488	14,685	13,246	14,827	15,668	19,090	19,238	20,718	23,550	26,291

(3) 著作権

著作権は、無方式主義により創作と同時に権利が生じるため、ソフトウェア関連の著作権の数の調査は極めて難しい。

なお、「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」に基づき、一般財団法人ソフトウェア情報センター（SOFTIC）に登録申請されたプログラム著作物の件数は表7のとおりであるが、その件数は特許権や商標権と比較しても少なく、しかも減少傾向にあり、少なくとも公的な登録制度を利用してソフトウェア関連の著作権を積極的に守りたいと考えるソフトウェア企業は多くないことが分かる。

表7 プログラム著作物の登録申請状況²¹⁾

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
件数	330	489	336	357	249	256	216
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
件数	157	142	172	172	126	148	131

6. 分析と考察

(1) 特許権および商標権の推移の比較

まず、4章および5章で調査したソフトウェア関連知的財産権の内、資料となる出願・登録件数の多い特許権および商標権を比較しながら、ソフトウェア業の知財戦略の一端について考察をする。

まず、商標権の消滅の影響を受けない2007年から2016年について、ビジネスモデル特許以外の特許出願件数と、

商標の件数を比較したグラフを図3に示す。商標権については、2008年および2009年のリーマンショックによる落ち込み後は大きく増加傾向にあり、景気の影響を受けながらもそれ以上にソフトウェア関連商標が企業戦略の中で重視されてきていることが分かる。一方、特許権については、リーマンショック等の短期的な景気変動の影響を受けずに、10,000件前後の安定した件数で推移していることから、中長期的な視点で重視する企業の姿勢が感じられるが、この間のICTの普及・進展や産業界におけるソフトウェア企業の活躍を考えれば、ソフトウェア関連特許の企業戦略における位置付けは相対的に弱まりつつあるとも言える。

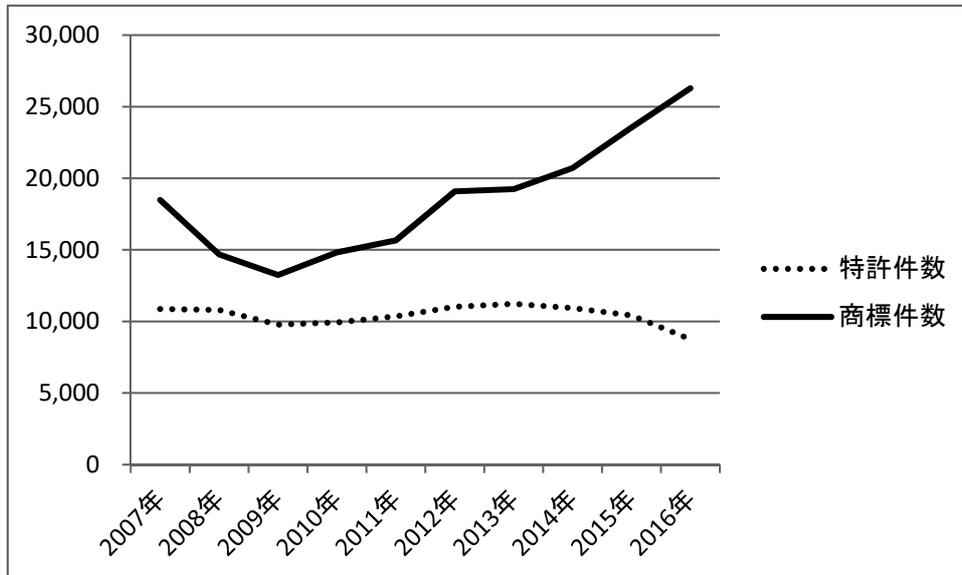


図3 ソフトウェア関連特許と商標の件数の推移グラフ

(2) ソフトウェア関連特許の取得目的

このソフトウェア関連特許の企業戦略上の位置付けに関する調査としては、やや古いものであるが、独立行政法人経済産業研究所が2007年に実施した調査が参考になる。この調査において「当該発明の排他的な商業利用が特許化動機として重要な分野とそうでない分野」を調べたところ、コンピュータ・ソフトウェア分野は日米共に「最も重要性が低い」分野のワースト2位にランクされている。²²⁾

また、経済産業省が2007年3月に実施したソフトウェアの法的保護に関する意識調査によれば、特許取得の目的は『他社による同種発明の権利化を防ぐため(防衛出願)』が31.3%で、『発明を自ら独占的に実施するため』の24.2%を上回った。次いで『他社からの権利行使への対抗手段とするため』が19.18%。『発明を他社に実施許諾して収益をはかるため』が17.16%、『他社との間で相互に実施許諾するため(クロスライセンス)』が12.12%だったとされる。²³⁾ この調査結果から、ソフトウェア業がソフトウェア特許の取得をする主たる目的は、自ら使うのではなく防衛のためであることが判る。

2007年時点においては、ソフトウェア関連特許の取得目的は主に防衛のためであり積極的に特許を活用して事業拡大を図る目的は低かったが、その後も出願件数が横ばいとなっていることは、現在もその目的に大きな変化がないということが推測される。

(3) 意匠権および著作権に関する考察

意匠権については、上述の通り、ソフトウェアの画面デザインに関する意匠権の登録制度が始まって間もないことや、登録が認められるものが物品に記録された画像に限られていることもあって、企業の知財戦略ではほとんど考慮されていないと考えられる。

著作権に関しては、少なくともパッケージソフト販売大手のソフトウェア業における不正コピー対策については、ザ・ソフトウェア・アライアンス(BSA)を通じて、報奨金プログラムを用いた対策を積極的に行っている²⁴⁾ことから、企業戦略上も重要視されていると考えられる。しかしこのことは、パッケージソフトの営業・販売戦略との関係で重要視されているといえるものの、必ずしも知財戦略上著作権を重要視しているとは言えない。また、ソフトウェア情報セ

ンターのプログラム著作物の登録申請数が低迷している点を踏まえれば、少なくとも公的な登録制度を利用してまでソフトウェア関連の著作権を積極的に守りたいと考えるソフトウェア企業は多くなく、著作権については、防衛目的での活用もそれほど積極的ではないと考えられる。

7. IP ランドスケープを考慮した知財戦略オプション

IP ランドスケープを考慮した知財戦略を策定するには、第6章で分析と考察を加えたソフトウェア関連の知財情報に、マーケット情報等の非知財情報を統合して事業環境の分析や将来の見通しを行い、「知財戦略オプション」を経営陣・事業責任者に対して提示する必要がある。

これを実現するためには、業態または個別企業ごとに SWOT 分析や PEST 分析等を実施する必要があるが、ソフトウェア業が特に考慮すべきと思われる「知財戦略オプション」をいくつか挙げると、次の通りである。

(1) 特許権の失効対策

4 (3) で述べたとおり、ビジネスモデル特許以外のソフトウェア関連特許の出願件数は、1997 年以降徐々に増加傾向を示したが、これらの特許権は 2017 年以降に順次 20 年の存続期間を終えて失効する。このため、戦略上重要な特許発明については、その独占権を実質的に延長させるため、関連発明や改良発明の出願を進める必要がある。

(2) ハードウェア関連特許の侵害リスクの低減

AI や IoT の進展に伴い、ソフトウェアやプログラム単独ではなく、ハードウェアと一体化した発明の特許出願件数の増加が予想される。そのため、事前の特許調査の範囲をハードウェア機器の発明にも広げたり、ハードウェア関連の専門家の助言を受ける等、他社の特許権の侵害リスクを低減するための対策を取るべきである。

(3) 画面デザインの意匠権や図形の商標権の活用

ソフトウェアの画面デザインに関する意匠権の登録制度は、6 (3) で述べたとおり、企業の知財戦略ではほとんど考慮されていないのが現状であるが、近年の経営戦略におけるデザイン重視の潮流を考えれば、当該制度を積極的に活用してデザイン面での競争優位性を確保することを検討すべきである。同様の理由により、商標権についてもデザイン面を重視した図形の商標の活用が望まれる。

(4) 特許権等と著作権との知財ミックス

ソフトウェアは著作物となるため、ソフトウェアの知財ミックスの検討にあたっては、常に著作権との関係を意識しなければならない。また、ソフトウェアの委託開発等においては、委託者（発注者）が著作権者、受託者（請負者）が特許権者というように権利者が別れる危険性もあるため、そのような事態を避ける契約上の工夫も必要となる。

(5) 知財のオープン戦略

ビッグデータの重要性が高まるにつれ、ソフトウェア業でも市場シェアを高めることが新たな事業価値につながる例が増えてきている。それを踏まえて、標準化や他社との連携を進めるためには、知財のオープン戦略の立案や見直しが必要となる。

8. おわりに

ハードウェア関連の製造業と比較すると遅れがちなソフトウェア業の知財戦略に関して、まずソフトウェア関連特許の出願件数やその他の知的財産権についての現状分析を行って、ソフトウェア業における知財情報を整理した。さらに、IP ランドスケープを考慮した知財戦略のオプションに関して、ソフトウェア業が特に考慮すべきと思われる事項について検討を行った。

研究を進めていくにつれ、特許権等については出願公開資料等の分析が可能であるが、著作権については客観的な分析の対象となる資料が極めて少なく、その点の限界を認識した。また、IP ランドスケープを考慮した知財戦略のオプションに関しては、非知財情報の統合が不可欠の要素となるが、一口にソフトウェア業といっても、受託開発型のシステム・インテグレーターからゲーム配信会社までその業態は多種多様であり、それらの個別業態ごとの検討の必要性を感じた。本稿では個別業態にまで踏み込んだ検討は行わず、ソフトウェア業に共通する知財戦略オプションの検討に留まったが、今後は、より個別の業態に絞り込んだ研究も行って行きたい。

注および引用・参考文献

- 1)特許法2条4項括弧書
- 2)特許庁,「コンピュータソフトウェア関連発明に係る審査基準」,第III部第1章2.2(1)注,2018年
なお,コンピュータソフトウェアは,特許法でいう「プログラム等」(特許法2条4項)と同義である。
- 3)経済産業省,「日本標準産業分類(JSIC)」,2013年
- 4)杉光一成,「『IPランドスケープ』とは何か〜欧米の先進企業で広がる知財データを活用した最新の経営戦略・事業
戦略策定の支援手法について」,KIT虎ノ門大学院公開講座資料,2017年8月
- 5)特許庁,「知財人材スキル標準(version2.0)」,(戦略1.1.1)A.,2017年4月,p35
- 6)山内勇,大西宏一郎,米山茂美,「ソフトウェア特許の範囲拡大が企業の研究開発活動に与える影響」『Discussion
Paper No.76』,文部科学省科学技術政策研究所,2011年8月,pp1-26
- 7)鈴木潤,「ソフトウェア・イノベーションの知識ベース」『RIETI Discussion Paper Series 09-J-019』,
経済産業研究所,2009年6月,pp1-42
- 8)小林誠,「知財戦略とIPランドスケープ」『IPジャーナル3号』,知的財産研究教育財団,2017年12月,pp4-13
- 9)菊池修,「ナブテスコの知財経営戦略におけるIPランドスケープの実践」『IPジャーナル3号』,知的財産研究教育財団,
2017年12月,pp22-30,
- 10)特許庁,発明協会アジア太平洋工業所有権センター,「ソフトウェア特許入門」,2009年,pp10-12
- 11)河野英仁,「コンピュータソフトウェア関連発明審査基準の改訂〜改訂のポイント〜」,河野特許事務所,
2015年9月
- 12)特許庁HP,「「コンピュータソフトウェア関連発明に係る審査基準」の改訂について」,
https://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/h3003_kaitei.htm,最終閲覧日2018年11月7日
- 13)Graham,S.J.H. and D.C.Mowery,“Intellectual Property Protection in the U.S. Software Industry” in W. M. Cohen and
S. A. Merrill eds., Patents in the Knowledge-Based Economy, National Research Council, Washington, DC: National
Academies Press, 2003年, pp219-258
- 14)工業所有権情報・研修館,「パテントマップガイダンス(PMG S)」,
https://www5.j-platpat.inpit.go.jp/pms/tokujitsu/pmgs/PMGS_GM101_Top.action,
最終閲覧日2018年11月15日
- 15)工業所有権情報・研修館,「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」,
<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>,最終閲覧日2018年11月25日
- 16)荒牧裕一,「ソフトウェア画面デザインの意匠権制度の開始に伴う新たなリスクとコントロールに関する一考察」,
『システム監査(第31巻第1号)』,システム監査学会,2018年2月,pp150-156
- 17)特許庁,「平成27年度意匠制度の改正に関する説明会」配布資料,2016年3月,p87
- 18)上掲17) p89
- 19)特許庁,「類似商品・役務審査基準〔国際分類第11-2018版対応〕」,2017年12月
- 20)なお,特許庁では,2019年5月リリースを目途に権利が消滅した商標も含めて検索対象とする機能改善予定を発
表している。
特許庁HP,「特許情報プラットフォームの機能改善について」,
https://www.jpo.go.jp/torikumi/chouhoyu/chouhoyu2/tokkyo_platform_kaizen.htm,最終閲覧日2018年11月25
日
- 21)ソフトウェア情報センター,「プログラム著作物の登録申請状況」2018年10月
- 22)長岡貞男,「企業は何故特許を取得するのか,また開示情報は如何に重要化:日米の発明者サーベイからの知見」,『知
的財産法政策研究Vol.39』,北海道大学法学部,2012年9月,p8
- 23)高橋信頼,「ソフトウェア特許は『防衛』のために取得されている,一定の制限がイノベーションを促進」,『日経
X TECH』,日経BP社,<https://tech.nikkeibp.co.jp/it/article/NEWS/20071225/290158/>,
最終閲覧日2018年11月8日
- 24)BSA HP,「不正対策アジェンダ」,<https://bsa.or.jp/anti-piracy/anti-piracy-agenda/>,
最終閲覧日2018年11月29日

適正な行政手続の保障に関する一考察 ——行政手続を統制する行政法および憲法の基本原理——

A Study on Due Process in Administrative Procedure Fundamental Principles of Administrative Law and Constitutional Law in Administrative Procedures

片上孝洋
KATAKAMI Takahiro

要 旨

本稿では、適正な行政手続を要請することを権利として保障するために、行政手続を統制する行政法および憲法の基本原理について考察する。行政手続は、行政が国民に利益あるいは不利益をもたらす決定を下すための法的な手順である。そのため、日本国憲法は適正な行政手続を要請していると考えられる。だが問題は、日本国憲法が行政手続に適正性を要請する規定を明確に定めていないことである。適正な行政手続を要請する憲法上の根拠については、憲法13条、憲法31条、法治主義の憲法構造など、学説において、今なお一致を見るにいたっていない。また、最高裁は、成田新法事件において、憲法の要請する適正手続について判断し、憲法31条の法定手続の保障が行政手続にも及ぶ可能性を認めている。ただし、最高裁は、行政手続に憲法31条による保障が及ぶ可能性があることを示唆するのみで、いかなる処分にもいかなる手続が保障されるべきかという一般論を示すことを避けている。そのため、行政手続に適正性を保障することに大きな期待を寄せることができなかった。こうしたことが行政手続法の制定により適正手続の理念を実定化することにつながった。そして、1995年に一般法としての行政手続法が制定されたことによって、適正な行政手続を要請する憲法上の根拠について論ずることにさしたる意義はなくなったと言える。しかしながら、行政手続法の適用除外とされている領域については、行政府に対して適正手続を要請することができない。ということは、適正な行政手続を要請する権利は、法律を根拠とする権利にすぎないということであり、法律が廃止されるとともに消滅してしまう権利である。しかも、裁判において、個別の法律に手続に関する規定がない場合、その手続の瑕疵を憲法の規定で補って適正性を確保することもできないのである。このように考えてみれば、行政手続に関しても、適正手続を要請する憲法の根拠規定の探り当てには今なお意義があると考えられる。

キーワード 行政手続, 適正手続, 法治主義, 制定法準拠主義, 法の支配

1. はじめに

行政国家といわれる今日、国民はさまざまな場面で行政手続に関わっている。行政手続は、行政が国民に利益あるいは不利益をもたらす決定を下すための法的な手順である。そのため、日本国憲法は適正な行政手続を要請していると考えられる。この点について、行政法学および憲法学においてさまざまな議論はあるものの、憲法が適正な行政手続を要請していることを多数の学説が認めている。だが問題は、適正な行政手続を要請する憲法上の根拠をどこに見いだすかである。なぜならば、日本国憲法は、刑事手続に適正性を要請する規定として31条を定めているが、行政手続に適正性を要請する規定を明確に定めていないからである。適正な行政手続を要請する憲法上の根拠については、行政法論としても憲法論としても、すでに数多くの研究が蓄積されてきている。しかしながら、その憲法上の根拠をどこに見いだすかは、憲法13条、憲法31条、法治主義の憲法構造など、学説において、今なお一致を見るにいたっていない。その一方で、適正な行政手続のあり方に関する判例が蓄積されているので、判例の考え方にも目を向けておく必要がある。そのなかでも、成田新法事件において、最高裁は、憲法の要請する適正手続について判断し、憲法31条の法定手続の保障が行政手続にも及ぶ可能性を認めている。ただし、最高裁は、行政手続に憲法31条による保障が及ぶ可能性があることを示唆するのみで、いかなる処分にもいかなる手続が保障されるべきかという一般論を示すことを避けている。したがって、現在のところ、憲法のいかなる原理・原則、あるいは憲法のいかなる規定が、適正な行政手続を要請しており、さらに

具体的にどのような行政手続のあり方を要請しているかについて、確立した判例理論は存在しないということになる。

その一方で、学説ないし判例理論に基づく適正な行政手続のあり方が確立されていない状況においても、法律が行政手続のあり方を定めていた。ただし、個々の法律の間で行政手続の適正性を確保するための規定にバラツキがあった。そのような法的状況のなかで、1995年に一般法としての行政手続法が制定されたことによって、行政府も司法府も行政手続の適正性を判断することができるようになってきている。そのため、適正な行政手続を要請する憲法上の根拠について論ずることにさしたる意義はなくなったと言えるであろう。しかしながら、行政手続法の適用除外とされている領域については、行政府に対して適正手続を要請することができない。ということは、適正な行政手続を要請する権利は、法律を根拠とする権利にすぎないということであり、法律が廃止されるとともに消滅してしまう権利である。それゆえ、適正な行政手続を要請する権利を保障するためには、その憲法上の根拠を論究することに今なお意義があると考えられる。

本稿では、適正な行政手続を要請することを権利として保障する憲法上の根拠を論究するために、行政手続を統制する行政法および憲法の基本原理について考察する。

2. 刑事事件と適正手続——第三者所有物没収事件

判例における適正手続の理解に着目する。まず検討するのは、第三者所有物没収事件である。この事件において、最高裁が考える、憲法31条にいう「法律の定める手続」とはどのような意味であり、その手続の中核が何か、を確認しておきたい。

(1) 適正手続と憲法上の根拠規定

【事件の概要】密輸出の未遂罪で懲役刑に処された被告人が、関税法118条1項（昭和42年改正前のもの）に基づき、付加刑として貨物と船舶を没収する判決が下された。しかし、この貨物は被告人の所有物ではなかったため、それを没収される第三者に対して事前の告知、弁解、防禦の機会も与えずに一方的に奪うというのは、憲法29条・憲法31条に違反しないかが問題となった事件である。

所有物を没収するための手続について、最高裁は、「第三者の所有物を没収する場合において、その没収に関して当該所有者に対し、何ら告知、弁解、防禦の機会を与えることなく、その所有権を奪うことは、著しく不合理であつて、憲法の容認しないところであるといわなければならない」⁽¹⁾と判示している。その理由について、最高裁は、「憲法29条1項は、財産権は、これを侵してはならないと規定し、また同31条は、何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられないと規定しているが、……所有物を没収せられる第三者についても、告知、弁解、防禦の機会を与えることが必要であつて、これなくして第三者の所有物を没収することは、適正な法律手続によらないで、財産権を侵害する制裁を科するに外ならないからである」⁽²⁾と判示している。

この判示によれば、憲法31条にいう「法律の定める手続」とは、手続が法律で定められていれば、その内容を問わないことを意味するのではなく、手続の内容も適正でなければならないことを意味し、そして「告知、弁解、防禦の機会を与える」ことが「適正な手続」の中核であることが明確に示されている。そのうえで、法律で定める手続の内容が相手方に告知、弁解、防禦の機会を与えていないものは、適正手続とは言えず、憲法31条に違反すると最高裁が認めた点は、大きな意味を持つものと考えられる。だが問題は、適正手続なくしては、第三者からその所有物の所有権を奪うことはできないという憲法上の根拠規定である。最高裁は、適正手続の欠如が憲法31条に違反するだけでなく憲法29条の財産権をも侵害していると認めている⁽³⁾。そのため、第三者からその所有物の所有権を奪うための適正手続を要請する憲法上の根拠規定は、憲法31条と憲法29条のうち、どちらなのか、あるいは両方なのか、ということである。

(2) 第三者所有物の没収と憲法31条の適用範囲

確かに、この判示において、憲法が、個人の所有物の所有権をその所有者から奪うためには、事前にその所有者に「告知、弁解、防禦の機会」を与えなければならないことを要請しているのは明らかである。しかしながら、憲法31条の定める法定手続の保障は、直接には刑事手続に関するものであると解すれば、この事件自体は科刑に関わるものであるから、同条が保障する適正手続の中核である「告知、弁解、防禦の機会を与える」ことを欠いているとのみ言及したとしても、特に問題はなかったであろう。また、仮に憲法29条に言及しなかったとしても、それがこの判決を根本的に変えるほどの影響力はなかったであろう。そのように考えれば、憲法29条に言及した部分は「蛇足」と評価することができるので、適正手続を要請する憲法上の根拠規定は、憲法31条であるということになる。それでは、なぜ

最高裁は憲法 29 条にも言及する必要があったのであろうか。

この問いを考えるうえで、憲法 31 条は「財産を奪はれ」と明記していないにもかかわらず、同条は財産ないし財産権の保障に及ぶのかという点が問題である。憲法 31 条を「没収」という財産上の処分に応用したことに鑑みて、この点を肯定的に解したともみえる。しかし、憲法 31 条は「生命若しくは自由」とだけ明記しているため、この事件の判旨は、財産権に対する侵害一般に及ぶものである、と解するのは妥当ではない⁽⁴⁾。むしろ、この事件の判旨は、財産的侵害一般に言及したのではなく、「その他の刑罰」の一種として、「没収」という刑罰について憲法 31 条を適用したにとどまるとみるべきであろう⁽⁵⁾。したがって、憲法 31 条は財産ないし財産権の保障に及ばないということになる。

だが一方で、憲法 31 条の適用範囲を考えるうえで、「没収」の法的性質が重要である。この判決は、「没収」を刑罰と解していないと考えられる。なぜならば、この判決は、「被告人に対する附加刑としての没収の言渡により、当該第三者の所有権剥奪の効果を生ずる趣旨であると解するのが相当である」、「第三者の所有物の没収は、被告人に対する附加刑として言い渡され、その刑事処分の効果が第三者に及ぶものである」と判示しているが、それは、第三者との関係では「没収」を刑罰として構成できないからである⁽⁶⁾。それゆえ、第三者からその所有物の所有権を奪うための適正手続を要請する憲法上の根拠規定として憲法 29 条にも言及する必要があったと解することができる。

(3) 小括

上述したとおり、最高裁は、第三者所有物没収事件大法廷判決において、憲法 31 条の適正手続に関する考え方を示したと言えるであろう。

まず、適正手続を要請する憲法上の根拠規定が憲法 31 条であるということに固執するのであれば、この判決での補足意見として入江俊郎裁判官のいう「本条は単に刑罰についてのみの規定ではなく、『若しくは自由を奪われ』という中には、刑罰以外に、国家権力によつて個人の権利、利益を侵害する場合をも包含しているものと解すべきであると考えられる」⁽⁷⁾ ことになるであろう。そのように考えるのであれば、憲法 31 条は、国家権力である行政権力によって個人の権利・利益を侵害する手続、つまり行政手続にも及ぶ可能性があるということになる。だがしかし、入江俊郎裁判官は、「憲法 31 条は、国家権力が個人に対しその権利、利益を侵害するすべての場合に、常に必ずその者に予め告知、聴問の機会を与えて、意見を開陳し弁解、防禦をなすことを得せしめるべきことを要請したものだとは考えない。……刑罰以外のものについては、事柄の性質から判断し、予め告知、聴問の機会を与え、弁解、防禦をなすことを得せしめることが、憲法全体の建前から見て、基本的人権の保障の上に不可欠のものと考えられない限りは、そのことがないからといって、立法政策上の当否はしばらくおき、これを憲法 31 条に反するものであると解すべきではないといいたいのである」⁽⁸⁾ とも述べている。入江俊郎裁判官の補足意見は、行政手続における憲法 31 条の論点を明示している。ただし、憲法 31 条の適正手続の保障が行政手続にも及ぶのか否かという重要な論点は、この判決の触れるところではない。この論点については、この事件後に起こった行政事件における最高裁の判決を検討してみる必要がある。

次に、憲法の実体的権利とその手続保障の関係という観点で見れば、この判決は注目値する。なぜならば、「それは、個々の基本的人権がそれに応じた手続的保障をも要求していると示唆するものであり、憲法 31 条の手続的要求に加え個々の憲法的基本的人権がそれ以上の手続を要求する可能性を示している」⁽⁹⁾ からである。このような観点で見れば、憲法上の基本的人権に関する手続であれば、それが刑事手続であれ行政手続であれ、憲法 31 条が保障する適正手続の中核である「告知、弁解、防禦の機会」が最低限与えられるとともに、その人権に応じた手続をも保障されていると解することができる。この見解については、この事件後に起こった行政事件における最高裁の判決を検討してみる必要がある。

3. 行政事件と適正手続 ―個人タクシー事件、群馬中央バス事件

次に検討するのは、第三者所有物没収事件の後に起こった行政事件である。行政事件において、最高裁が考える、行政手続に関する適正保障のスタンスを確認する。

(1) 個人タクシー事件

【事件の概要】 X は、東京陸運局長に対して個人タクシー事業の免許を申請した。東京陸運局長は、聴聞による調査結果に基づいて免許の許否を決するために、道路交通法 6 条 1 項各号の趣旨を具体化した審査基準を設定したうえで、審査基準に基づき聴聞概要書調査書を作成し、これを用いて聴聞担当者に聴聞を実施させることにした。その後、X は、道路交通法 122 条の 2 に基づき、聴聞担当者による聴聞を受けた。その結果、審査基準のうち 2 項目に該当しないため、

免許申請が却下された。しかし、聴聞担当者は、審査基準の存在を知らず、この2項目を確認するのに必要な事実について聴聞を行わなかった。そこで、Xは免許申請の却下処分の取消を求める訴えを起こした。

最高裁は、「道路運送法においては、個人タクシー事業の免許申請の許否を決する手続について、同法122条の2の聴聞の規定のほか、とくに、審査、判定の手続、方法等に関する明文規定は存しない。しかし、……多数の者のうちから少数特定の者を、具体的個別的事実関係に基づき選択して免許の許否を決しようとする行政庁としては、事実の認定につき行政庁の独断を疑うことが客観的にもつとも認められるような不正な手続をとつてはならないものと解せられる」⁽¹⁰⁾と判示している。この判決は、行政庁が審査基準をいかに適正かつ合理的に用いたか、ということ、つまり「公正な手続」を重視しており、しかも最高裁として初めて「公正な手続」について言及した意義深いものである。

(2) 群馬中央バス事件

【事件の概要】Xが、運輸大臣に対して、路線延長を目的とした一般乗合旅客自動車運送事業の免許を申請したところ、運輸大臣は東京陸運局長に指示して聴聞を行わせ、その後に運輸審議会に諮問した。運輸審議会は、公聴会を開催して審理したうえ、この申請を却下することが適当である旨を答申した。この答申に基づき、運輸大臣は、Xの申請を却下する処分を行った。しかし、Xは、公聴会でXその他利害関係人の主張が聴かれただけであり、その後、必要な現地調査、資料収集等も行われていないなど、公正で独断に陥るおそれのない手続により免許の許否の判定を受ける権利を侵害されたと主張し、かかる却下処分の取消を求める訴えを起こした。

最高裁は、「法は、道路運送法122条の2、運輸省設置法6条1項7号、8条以下、運輸審議会一般規則等において、右免許の許否の決定の適正と公正を保障するために制度上及び手続上特別の規定を設け、全体として適正な過程により右決定をなすべきことを法的に義務づけているのであり、このことから、右免許の許否の決定は手続的にも適正でなければならないものと解される」⁽¹¹⁾と判示している。この判決は、行政手続に関して「適正な手続」が要請されていることを重視している。

(3) 最高裁判決に対する評価

個別タクシー事件および群馬中央バス事件における最高裁判決に共通するのは、個別の法律が手続に関する規定を定めていることから「公正な手続」ないし「適正な手続」の要請を導き出している点である。つまり、最高裁は、個別の法律が手続に関する規定を定めているということは、行政権力に対して適正な過程にしたがって決定をなすべきことを法的に義務づけているという趣旨であると解する。確かに、個別の法律が手続に関する規定を定めているとしても、その規定に不備がある場合には、その不備を解釈で補って手続保障の適正化を図ろうとする手法には意義がある。だが反面、その手法には限界がある。例えば、個別の法律が手続に関する規定を全く定めていない場合には、適正手続の保障を如何せんどころか、手続そのものが裁判の俎上に載らないことにもなりうる。そうした場合には、適正手続の保障を導き出す個別の法律以外の法的根拠の存在が問われることになる。そうなると、国法体系の観点から見れば、最高法規である憲法に適正手続の保障の法的根拠を見いだすほかはないと考える。だが問題は、そもそも何のために適正手続の保障が求められるのか、ということである。ここでは、仮に憲法上の権利を保障、あるいは制約するには、そのための適正手続が保障されていることが重要であると考えてみよう。しかしながら、この2つの判例からは、最高裁がそのように解しているのか否かは定かではないようである。

(4) 憲法上の権利と行政手続との関係

①個人タクシー事件

個別タクシー事件の第一審判決は、憲法上の権利と行政手続との関係について、「多数の申請人のうちから具体的事実の認定に基づき少数適格者……を選定する手続……が、すべての申請人に一律、公平に適用される公正なものでなければならないことは、法の下での平等の原則を定めた憲法第14条の趣旨からいつても当然である。しかも、国民の権利、自由の保障は、これを主張し擁護する手続の保障と相いまつて初めて完全、実質的なものとなり得るのであつて、憲法第13条、第31条は、国民の権利、自由が実体的のみならず手続的にも尊重されるべきことを要請する趣旨を含むものと解すべきである」⁽¹²⁾と判示している。第一審判決では、「公正な手続」を要請する根拠となる憲法規定を明示している。だが、最高裁判決は、「公正な手続」を要請する根拠となる憲法規定を明示していない。最高裁は、「道路運送法においては、個人タクシー事業の免許申請の許否を決する手続について、同法122条の2の聴聞の規定のほか、とくに、審査、

判定の手続、方法等に関する明文規定は存しない」と前置きしてから、道路運送法による「個人タクシー事業の免許の許否は個人の職業選択の自由にかかわりを有するものであり、このことと同法6条および前記122条の2の規定等を併せ考えれば、……行政庁としては、事実の認定につき……不公正な手続をとつてはならないものと解せられる」⁽¹³⁾と判示している。この判示を踏まえれば、個別の法律が、不備ではありながらも、手続に関する規定を定めているから、その規定を解釈するうえで、個別の法律に関連する憲法上の権利を副次的に用いているにすぎないとも言える。まず優先されるのは、憲法上の権利よりも、個別の法律に定める手続に関する規定の有無である。したがって、最高裁の適正手続の保障に対するスタンスは、憲法より下位の法令の文言通りに行政権力を従わせる規定の有無を重視する制定法準拠主義である。

②群馬中央バス事件

群馬中央バス事件の第一審判決は、憲法上の権利と行政手続との関係について、「国民の基本的人権は、公共の福祉に反しない限り、国政の上で最大の尊重を必要とする（憲法第13条）ものであるが、国民の権利、自由の保障は、これを主張し擁護する手続の保障と相いまつて初めて完全、実質的なものとなり得るのであるから、国民の権利、自由は、実体的のみならず、手続的にも尊重されなければならないことは当然であつて、この憲法の規定は、同法第31条と相いまつて、国民の権利、自由が、実体的のみならず手続的にも尊重されるべきことを要請する趣旨を含蓄するものと解さねばならない」⁽¹⁴⁾と判示している。第一審判決では、「適正な手続」を要請する根拠となる憲法規定を明示している。だが、最高裁の適正手続の保障に対するスタンスは、個人タクシー事件と基本的に同じ制定法準拠主義である⁽¹⁵⁾。そのうえで、個別タクシー事件の最高裁判決に比して着目すべきなのは、憲法31条と行政手続との関係についての最高裁の判示である。上告理由の「第二点」として「上告人が、原審において、憲法31条は刑事手続のみならず行政手続にも適用ないし準用があり、したがって、一般乗合旅客自動車運送事業の免許の許否を決する手続は公正でなければならないと主張したのに対し、同条が行政手続にも適用ないし準用があるか否かにつき判断を示すことなく原判決の結論に導いたのは、憲法31条の解釈を誤つたものであり、理由不備であるという」⁽¹⁶⁾ことがあげられている。この「第二点」に対して、最高裁は、個別の法律が行政手続に関する特別の規定を定めている以上、「憲法31条が行政手続にも適用ないし準用されるかどうかは、特にこれを論ずる必要はないところであり、原審がこの点の判断をしなかつたとしても、なんら違法ではない」⁽¹⁷⁾と判示している。この判示から、「適正な手続」の要請は、憲法31条からではなく、個別の法律が手続に関する特別の規定を定めていることから導出されていることを、あらためて確認することができる。

(5) 小括

個別タクシー事件および群馬中央バス事件における最高裁判決に比して、それぞれの第一審判決は、憲法の根拠規定を示している点で評価されている。しかしながら、この2つの事件の第一審判決は、結論を導くために適正な行政手続を要請する憲法の根拠規定を示そうとして、学説でとりあげられている憲法の諸規定を網羅している観は否めない。これに対して、憲法の諸規定のうち、いずれの規定が適正な行政手続を要請する根拠規定に当たるのかを特定ないし明示できないので、最高裁では、憲法規定に触れることなく、個別の法律の手続に関する規定を解釈することで結論を導かざるを得なかったとも考えられる。確かに、個別の法律に手続に関する規定が存在するときには、その解釈に当たり、そこに適正手続の理念を活かすべく意を用いている最高裁の姿勢には、評価に値するものがある。だが問題は、制定法準拠主義のスタンスに立ったうえで、個別の法律に手続に関する規定が存在しない場合、どのように適正手続を保障するのかである。この2つの事件において、最高裁は、個別法に手続に関する規定が存在しない場合に、憲法31条が行政手続にも適用されるか否かについて何ら言及していない。ただし、最高裁は、憲法上の権利と個別法の手続に関する規定の関係の観点から、「一般乗合旅客自動車運送事業の免許の許否は、国民の基本的人権である職業選択の自由にかかわりをもつものであるから、法は、道路運送法6条において免許基準を法定するとともに、他方、右免許の許否の決定の適正と公正を保障するために制度上及び手続上特別の規定を設け、全体として適正な過程により右の決定をなすべきことを法的に義務づけている」⁽¹⁸⁾と判示している。この判示からは、個別の法律が手続に関する特別の規定を定めているのは、重大な人権侵害にあたるからであると解することができる。逆に言えば、重大な人権侵害にあたらないうかぎり、個別の法律に手続に関する規定を定める必要はないと解することもできる。後者の見方に立てば、個別の法律に手続に関する特別の規定を定めていないということは、行政庁による許認可等の許否の判断が憲法上の権利に関わることであったとしても、適正な手続、あるいは手続そのものも不要であるということになる。

上述した内容を踏まえて、既に述べた憲法の実体的権利とその手続保障との関係の観点から、憲法の基本的人権に関する手続であれば、憲法31条が保障する適正手続の中核である「告知、弁解、防禦の機会」が最低限与えられるとと

もに、その人権に応じた手続をも保障されているという見解に対する最高裁のスタンスである。この見解によれば、個別タクシー事件と群馬中央バス事件はどちらも憲法の基本的人権である「職業選択の自由」にかわりをもつ手続であるので、最高裁は、相手方に「告知、弁解、防禦の機会」を最低限与えなければならないと判示することができるであろう。だが最高裁は、そのことに全く言及していない。ということは、第三者所有物没収事件の後に起こった行政事件において、最高裁が考える、行政手続に関する適正保障のスタンスは制定法準拠主義である。

4. 行政事件と適正手続——成田新法事件

さらに検討するのは、成田新法事件である。この事件において、最高裁が考える、個別の法律に手続に関する規定が存在しない場合の行政手続に関する適正保障のスタンスを確認する。

(1) 成田新法事件

【事件の概要】成田空港の開港を阻止しようとする反対派・過激派の活動を規制するため、1978年に国会は「新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法」（以下、成田新法という）を制定した。成田新法事件は、成田新法3条1項1号に基づく工作物使用禁止命令の取消と損害賠償を求めた事件である。この事件において、成田新法が憲法上の権利である集会の自由や居住の自由などを制限し違憲であるという主張とともに、運輸大臣が使用禁止命令を発するに当たり何らの事前手続が規定されていないことも憲法31条に違反するという主張がなされた。

行政処分について事前手続の要否を扱い、しかも憲法31条による適正手続保障が行政手続にも適用されるか否かという問題に初めて最高裁が答えたのは、成田新法事件である。

最高裁は、「憲法31条の定める法定手続の保障は、直接には刑事手続に関するものであるが、行政手続については、それが刑事手続ではないとの理由のみで、そのすべてが当然に同条による保障の枠外にあると判断することは相当ではない。しかしながら、同条による保障が及ぶと解すべき場合であっても、一般に、行政手続は、刑事手続とその性質においておのずから差異があり、また、行政目的に応じて多種多様であるから、行政処分の相手方に事前の告知、弁解、防禦の機会を与えるかどうかは、行政処分により制限を受ける権利利益の内容、性質、制限の程度、行政処分により達成しようとする公益の内容、程度、緊急性等を総合較量して決定されるべきものであって、常に必ずそのような機会を与えることを必要とするものではないと解するのが相当である」⁽¹⁹⁾と判示している。最高裁は、憲法31条が行政手続に適用される余地があることを認めているが、行政処分の相手方に事前の告知、弁解、防禦の機会を与えることが適正手続の要請であると認めておらず、しかもいかなる行政手続に憲法31条の保障が及ぶのかを直截簡明に示していない。憲法31条は、刑事手続に準ずる行政手続にのみ適用されるとすれば、行政手続全般に関して適正手続を要請する憲法上の根拠規定になり得るものではないと考える。

(2) 憲法31条の法意

この判決は、「行政手続の多様性ゆえに憲法31条の適用や準用が可能かどうかという従来の学説にみられるアプローチではなく、より汎用性の高い判例法理として憲法31条の法意を示すことにより行政手続の適正保障を確保しようとするものである」⁽²⁰⁾。それでは、「より汎用性の高い判例法理」を導く「憲法31条の法意」はどのような意味なのか。「憲法31条の法意」とは、端的に言えば、行政手続においては、その多様性に応じて保障内容も異なるという意味である⁽²¹⁾。さらに、行政手続の適正保障を確保しようとする「より汎用性の高い判例法理」の中核とは何かである。この点について、「憲法31条の保障が行政手続に及ぶ場合があるとしても、聴聞・弁明手続という適正手続の中核的内容を除けば、同条の解釈から直ちに多様な行政手続に応じた適正手続の具体的内容が導出されるわけではない」（傍点・引用者）⁽²²⁾との見解がある。この見解における中核とは、聴聞・弁明手続である。したがって、「より汎用性の高い判例法理」とは、行政手続においては、聴聞・弁明手続という適正手続の中核的内容を必ず保障しなければならないという考え方と解することができるであろう。そういう意味での判例法理であれば、「行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により100を超える法律について聴聞・弁明手続の適用が除外された」⁽²³⁾ことを考慮すると、その価値は高いであろう。だが、最高裁は、憲法31条による「保障が及ぶと解すべき場合であっても、一般に、行政手続は、……行政処分の相手方に事前の告知、弁解、防禦の機会を……常に必ず与えることを必要とするものではないと解するのが相当である」⁽²⁴⁾と判示していることからすれば、行政手続法の適用が除外された行政手続にも聴聞・弁明手続の機会が保障されるかどうかは不明である。

(3) 適正な行政手続と行政手続法

憲法には適正な行政手続を保障する根拠規定が存在しておらず、憲法のいかなる原理・原則、あるいは憲法のいかなる規定が、適正な行政手続を要請しており、さらに具体的にどのような行政手続のあり方を要請しているかについての判例理論も確立していない。そのため、適正な行政手続を保障する根拠は、法律が定める手続に関する規定、つまり制定法準拠主義であると解されてきた。さらに、最高裁判例の制定法準拠主義の傾向を踏まえれば、法律に手続に関する規定のない場合には、行政手続に適正性を保障することに大きな期待を寄せることができなかつた。こうしたことが行政手続法の制定により適正手続の理念を実定化することにつながった⁽²⁵⁾。

行政手続法の制定によって、遂に行政手続に関しても適正手続が保障されるようになったと言うこともできる。また、行政手続法が制定された今日、行政手続に関しても適正手続を要請する憲法の根拠規定の探り当てにさしたる意味をもたせる必要はなくなつたと言うこともできる⁽²⁶⁾。しかしながら、行政手続法の制定は、制定法準拠主義による解決の域を出るものではないと考える。なぜならば、行政手続法の適用除外とされた領域については、適正手続の要請が及ばないものであると割り切って考えなければならないからである。つまり、行政手続に適正性を要請する問題は、行政手続法を確認して、それが同法の適用除外とされている領域であるということがわかつた時点で片付くので、憲法の出る幕はないからである。果たして、そのような法的解決方法で良いのであろうか。仮に憲法には適正な行政手続を要請する直接の根拠規定がないと割り切って、その探り当てをやめた場合、どのような問題があるのかを再確認しておくべきである。この問題については、憲法上の生存権と財産権から考えてみたい。

まず、生存権についてである。憲法 25 条 1 項が明確に「権利」として生存権を保障している以上、その法的権利性は認められるべきである。ただし、法的権利性を認めるとしても「健康で文化的な最低限度の生活」という文言が抽象的であることは否定できないので、生存権は抽象的権利であると解されている。それゆえ、生存権は、憲法 25 条 1 項に基づき直接その違憲性を裁判上で主張することはできず、生存権を具体化する法律が制定されてはじめて、憲法と一体となって具体的権利となる。

次に、財産権、特に財産権の損失補償請求権についてである。適法な行政行為によって個人の財産権に損失が生じたにもかかわらず、個別の法律の条文に損失補償を定めた規定がない場合、何を根拠にして財産権の損失を補償するのかである。この点について、最高裁は、個別の法律の条文に「損失補償に関する規定がないからといって、同条があらゆる場合について一切の損失補償を全く否定する趣旨とまでは解されず、……直接憲法 29 条 3 項を根拠にして、補償請求をする余地が全くないわけではない⁽²⁷⁾」と判示している。すなわち、財産権の損失補償請求権は具体的権利であるから、憲法 29 条 3 項に基づいて直接請求ができるのである。

上述したとおり、個人が保障を求める権利が、憲法上、法的権利としての性格をもつことは、その保障の主張に対する裁判所の判断の対象となりうること、すなわち、裁判規範としての性格をもつことである。たとえ個別の法律に人権を保障する規定がなかったとしても、憲法に直接の根拠規定があれば、あるいは憲法に根拠となり得る規定を見いだせば、その規定を拠る所に裁判所は人権を保障することができるのである。それでは、適正な行政手続の保障の場合はどうであろうか。

憲法に直接の根拠規定がないと割り切って、憲法に根拠となり得る規定の探り当てをやめたということは、適正な行政手続の保障は、憲法上の具体的権利でもなく、かといって、憲法上の抽象的権利であり、それを具体化する法律の制定によって具体的権利となるというものでなそうであると結論づけたということである。そのため、裁判において、個別の法律に手続に関する規定がない場合、その手続の瑕疵を憲法の規定で補って適正性を確保することは、もはや困難である。このように考えてみれば、行政手続に関しても適正手続を要請する憲法の根拠規定の探り当てには意義がある⁽²⁸⁾と考える。

5. 憲法と行政法の基本原理

なぜ行政法は法律で国家権力を羈束しようとするのか。それは、「法治主義」が行政法の基本原理であるからである。この答え方は、あながち間違っているわけではない。しかしながら、行政法は、法律で国家権力を羈束しようとする根源的な理由を考える視点を欠いている。それは仕方ないであろう。なぜならば、その根源的な理由を行政法に付与するのは、最高法規であり行政法の法源でもある憲法が担うべきものであると考えるからである。つまり、行政法は、憲法の定める基本的価値を具体化する法であると言われることもあるように、憲法の基本原理をその指針として制定されなければならないと考えるからである⁽²⁹⁾。それでは、憲法の基本原理とは何であるのか、それが重要である。

憲法は、近代立憲主義に立脚している法規範である。近代立憲主義は、国家権力を制限して、個人の権利・自由を保障するという考え方である。1789年のフランス人権宣言16条は、「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていない社会は、憲法をもつものではない」とし、近代立憲主義と憲法との関係を端的に表している。

まず、憲法の目的という観点で、憲法の基本原理をとらえてみる。憲法の目的は、個人の権利・自由を保障することであり、それが憲法の基本原理でもある。国法体系の観点から見れば、最高法規である憲法の目的を実現するために下位法の行政法が存在するととらえれば、行政法の目的は、個人の権利・自由を保障することであると解する。端的に言えば、憲法と行政法の目的は、個人の権利・自由を保障することであるという点で一致していなければならない。

次に、憲法の目的、すなわち個人の権利・自由を保障するために採る手段という観点で、憲法の基本原理をとらえてみる。その手段を、個人の権利・自由を保障するために、法で国家権力に縛りをかけることによって、恣意的、あるいは専断的な国家権力を排斥するという点のみで見れば、憲法の基本原理は、「法の支配」ないし「法治主義」である。国法体系の観点から見れば、憲法の基本原理である「法の支配」ないし「法治主義」が行政法を統制すると解する。端的に言えば、個人の権利・自由を保障するために採る手段は、憲法と行政法との間で一致していなければならない。

しかし、最高裁が示した適正な行政手続に関する判例理論は、憲法・憲法学の視点で見ると、あるいは行政法・行政法学の視点で見ると、人権保障という価値のとらえ方とその実現の手段との間にズレが生じているようである。このズレがあるために、人権保障にとって行政手続はどうあるべきなのか、について、憲法と行政法との関連づけがなかなか進まないであろう。憲法と行政法との間で人権保障という価値のとらえ方とその実現の手段にズレが生じるのは、両者が違う法系を継受して発展してきたことに原因があると考えられる。それでは、憲法と行政法は、どのような法系を継受してきたのであろうか。

憲法の法系については、ドイツ(プロイセン)の憲法に倣ったという点において、明治憲法は大陸法系に属する一方で、アメリカの憲法に倣ったという点において、日本国憲法は英米法系に属する。そして、行政法の法系については、国法体系の観点から見れば、行政法は、その上位法である憲法と同じ法系に属すると考える。つまり、明治憲法の下にある行政法は大陸法系に属する一方で、日本国憲法の下にある行政法は英米法系に属すると考える。

6. 明治憲法と行政法の基本原理

(1) 明治憲法の基本原理

明治憲法の基本原理について考えてみる。明治憲法は、権利の保障と権力の分立を定めていたので、近代立憲主義の憲法であった。また、明治憲法は、天皇主権の憲法でもあった。

まず、個人の権利・自由を保障するという観点で、明治憲法の基本原理をとらえてみる。明治憲法は、近代立憲主義の憲法でありながら、憲法草案の審議において、天皇主権との関係から臣民の権利・自由を保障する規定を定めることが問題視された。しかしながら、全く権利・自由を保障する規定を定めないことは、憲法の欠陥と認識されたり、憲法の信用失墜を招いたりする恐れもあった⁽³⁰⁾。そのため、明治憲法は、「第2章 臣民権利義務」において、居住移転の自由、信書の秘密、言論の自由、結社の自由といった権利・自由を定めていた。この点について、美濃部達吉は、「近代立憲主義ノ最モ貴重ナル原則ノ一ハ、各人ノ人格ヲ尊重シ、其ノ自由及財産ノ安全ヲ保障スルコトニ在リ、此ノ目的ノ爲ニ、列國ノ憲法ハ米國諸邦ノ憲法及佛國ノ人権宣言以來ノ例ヲ逐ヒ、概ネ臣民ノ権利ヲ保障シテ、國家ノ權力ヲ以テモ或ル限度ヲ超エテ之ヲ侵スコト無カラシムコトヲ定ム。我ガ憲法第二章ノ規定モ亦之ト其ノ主義ヲ同ジクスルモノニシテ、唯之ニ臣民ノ義務ニ關スル規定ヲモ加ヘタルモノナリ」⁽³¹⁾と述べている。この見解から、明治憲法が「第2章 臣民権利義務」を設けたことは、明治憲法が、西洋諸国の憲法に範をとり、国家権力を制限して臣民の権利・自由を保障する趣旨のあらわれであると解することができる。

次に、個人の権利・自由を保障するために採る手段という観点で、明治憲法の基本原理をとらえてみる。明治憲法は、「第2章 臣民権利義務」に定める臣民の権利・自由を保障するために採る手段として「法治主義」を採用した。この点について、美濃部達吉は、「近代ノ立憲國ハ其ノ最モ主要ナル基礎原則ノ一トシテ、凡テ國權ニ依リ國民ノ自由及權利ヲ侵害スルハ法律ノ定ムル所ニ依ルベキコトヲ要求ス、是レ即チ法治主義ノ原則ニシテ、我ガ憲法ノ上論ニ『朕ハ我カ臣民ノ権利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス』ト曰ヘルハ、之ノ原則ヲ承認セルモノニ外ナラズ」⁽³²⁾と述べている。ここで重要なのは、「法治主義」で保障される臣民の権利・自由の観念である。臣民の権利・自由の観念の根底には、「我憲法ハ人類天賦ノ絶對的權利トシテ之ヲ待ツモノニアラズ、純然タル国定法ノ問題トシテ之ヲ待ツモノナリ」⁽³³⁾との認識があった。すなわち、明治憲法においては、人権は自然法の中に存在している権利であるという自然権思想が欠落し、臣民の権利・自由は実定法によ

ではじめて創設される権利でしかなかった。それゆえ、「第2章 臣民権利義務」に並んだ条項が憲法の中に留まるかぎり、個別・具体的な臣民の権利・義務は現在しない、あるいは不明であるため、議会在「第2章 臣民権利義務」の中から条項を取り出し、法律によってその条項に個別・具体的な形を与えてはじめて、臣民の権利・自由は現在するとともに、国家権力から保障される臣民の権利・自由の範囲が画定すると解することができる。この点について、美濃部達吉は、「憲法ハ其ノ各條ニ於テ臣民ガ法律ノ範圍内ニ於テ何々ノ自由ヲ享有シ、又ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ自由ヲ侵サレザルコトヲ定メタルニ止マリ、國民ガ法律ニ依リテモ侵サレザル權利ヲ有スルコトヲ定メズ。法律ニ依リテハ如何ナル制限ヲモ定ムルコトヲ得ベク、國民ガ現ニ如何ナル限度ニ於テ其ノ自由ヲ享有スルカハ一ニ法律ノ定ムル所ニ依リ、憲法ニ依リテハ之ヲ知ルコトヲ得ズ。憲法ハ唯行政權及司法權ガ法律ニ從ヒテ行ハルコトヲ要シ、法律ノ規定ニ基カズシテ其ノ自由ヲ侵ス得ザルコトヲ定ムルノミ」⁽³⁴⁾と述べている。したがって、明治憲法下における行政権ないし行政手続による臣民の権利・自由に対する保障ないし侵害は、法律の有無および法律の規定に委ねられていたということである。

(2) 明治憲法下の行政法の基本原理

憲法の目的という観点でとらえた明治憲法の基本原理は、臣民の権利・自由の保障であり、憲法の目的のために採る手段という観点でとらえた明治憲法の基本原理は、「法治主義」であった。それでは、明治憲法下にある行政法の目的とその目的のために採る手段は、明治憲法の基本原理と整合性があるのかが問題である。この問題について、美濃部達吉は、次のとおり述べている。「憲法の主要な目的の一」、「それは人民の権利を保障すること」である。「行政法は憲法の基礎の上に存するもので、行政に關して憲法の中に明示若くは黙示を以つて規定して居る各種の原則」のうち、人民の権利を保障する「目的の爲めに憲法第22條乃至第29條の各條に於いて、臣民は法律に依るに非ざれば、其の自由及び財産を侵さるることの無いことを規定して居る。……即ち國權の必要に因り人民の自由及び財産を制限するには、法律を以つて其の範圍を分割することを要し、その範圍内に於いては其の安全が憲法に依り保障せられて居るもので、行政權の専恣の作用に依つてこれを制限することを許さないものとするのが、憲法の趣旨の存する所である。……法治主義の原則の意味する所は、……法律の根據に基づくのでなければ、行政作用に依つては人民の自由及び財産を侵すを得ないことに在る。言ひ換ふれば人民に義務を命じ權利を制限するには、常に法律の規定を要し、行政の作用は唯法律に従つて、法律の範圍内に於いてのみこれを爲し得るのである」⁽³⁵⁾。したがって、明治憲法下において、行政法の目的という観点でとらえた行政法の基本原理は、臣民の権利・自由の保障であり、そして行政法の目的のために採る手段という観点でとらえた行政法の基本原理は、「法治主義」であった。

(3) 小括

明治憲法は、ドイツ（プロイセン）の憲法に倣って制定されたことから、その憲法の下にある行政法は、大陸法に倣って理論化されてきた。そのため、明治憲法と行政法の目的は、実定法によって創設される臣民の権利・自由を保障するという点で一致する。また、臣民の権利・自由を保障するために、明治憲法と行政法が採る手段は、「法治主義」で一致する。「法治主義」の眼目は、法律をもって行政権発動の限界を定め、この法律に行政を従わせようとすることである。すなわち、行政政府は「法律の定めどおり」の行為を行えば足りることとなり、それ以上の行為を行うことは、違法な行為としての性質を帯びることとなる。したがって、明治憲法下における行政権ないし行政手続による臣民の権利・自由に対する保障ないし侵害は、法律の有無および法律の規定に委ねられていたということになる。

7. 日本国憲法と行政法の基本原理

(1) 日本国憲法の基本原理

日本国憲法の基本原理について考えてみる。日本国憲法は、権利の保障と権力の分立を定める近代立憲主義の憲法である。

まず、個人の権利・自由を保障するという観点で、日本国憲法の基本原理をとらえてみる。日本国憲法は、「第3章 国民の権利及び義務」においてさまざまな人権条項を規定している。これらの条項の中で、日本国憲法は、11条で「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」であると明記している。この表現は、社会状態に入る前の自然状態において人は自然権を有する、という自然権思想に人権が由来することを反映している。つまり、人権は、国家が国民に恩恵的に与える権利ではなく、人が人であるということだけで有する権利であることを示している。さらに、日本国憲法は、実質的に終章である「第10章 最高法規」の冒頭に掲げた97条で「基本的人権は、……侵すことのできない

永久の権利」であることを再び宣言している。したがって、日本国憲法が「第3章 国民の権利及び義務」を設けたことは、この憲法が、英米の近代立憲主義の系譜に属し、国家権力を制限して、国民の権利・自由を保障する趣旨のあらわれであると解することができる。

次に、個人の権利・自由を保障するために採る手段という観点で、日本国憲法の基本原理をとらえてみる。日本国憲法は、「第3章 国民の権利及び義務」に定める国民の権利・自由を保障するために採る手段として「法の支配」の原理を採用している。この点について、日本国憲法98条1項は、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」と定め、憲法が国法体系の中で最も強い形式的効力をもっていることを明らかにしている。確かに、憲法と法律の効力に優劣をつけるために、憲法が形式的効力関係において最高法規性を有するとしても、それだけでは十分ではなく、憲法の内容が規範として実質的に最高の価値をもっていなければならない。憲法が実質的に最高位に位置する法規範であるというためには、その根拠が重要である。その根拠については、日本国憲法全体の中での憲法98条1項の位置づけから考えてみる必要がある。上述したとおり、日本国憲法は、「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」であることを11条と、実質的に終章である「第10章 最高法規」の冒頭に掲げた97条で宣言している。憲法98条1項は、「第10章 最高法規」の中に、しかも憲法97条の後に置かれている。このような章と条文の構成から解釈して、日本国憲法の目的は、人権を保障することにある、と観念され、それが憲法の実質的最高法規性の根拠となっている。また、明治憲法下において個人が軽視されてきたことの反省にたつて、憲法13条は「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定め、個人の人格的価値および国民の権利が重視されることを確認している。それゆえ、憲法が国会の立法権や内閣の行政権を拘束するというのみならず、憲法81条で法律の内容や行政行為が憲法に適合するかどうかを裁判所が審査する権限も規定されている。上述したように、日本国憲法に「第10章 最高法規」が設けられた憲法上の意義を考慮すれば、「法の支配」が日本国憲法の基本原理であることを示している⁽³⁶⁾。そして、日本国憲法が明治憲法の小手先の部分的変更ではなく憲法の基本原理の根本的な構造的転換によって制定されたものであるかぎり、行政手続を統制する基本原理も憲法の根本的な構造的転換に巻き込まれて当然である。したがって、日本国憲法の下では、「法の支配」が行政手続を統制する基本原理であると考えられる。

(2) 日本国憲法下の行政法の基本原理

憲法の目的という観点でとらえた日本国憲法の基本原理は、国民の権利・自由の保障であり、憲法の目的のために採るべき手段という観点でとらえた日本国憲法の基本原理は、「法の支配」である。それでは、日本国憲法下にある行政法の目的とその目的のために採る手段は、日本国憲法の基本原理と整合性があるのかが問題である。行政法の目的については、それが国民の権利・自由の保障であるので、日本国憲法の基本原理と整合性があるという点におそらく異論はないであろう。だが、行政法の目的のために採る手段については、概ね2つに見解が分かれる。ただし、どちらの見解も、「法治主義」は、ドイツにおける「法治国」(Rechtsstaat)に由来し、法治国の主義という概念として成立したうえに、明治憲法がドイツ(プロイセン)の憲法に倣って制定されたため、ドイツ法の影響を受けて、「法治主義」が明治憲法下における公法原理となったが、第二次大戦後の日本国憲法の制定とともに英米法における「法の支配」の原理が導入された、という点は同じである⁽³⁷⁾。

まず、1つの見解は、英米法系に属する日本国憲法が「法の支配」をとっているにもかかわらず、行政法は大陸法の「法治主義」を採用しているという趣旨である。大浜啓吉は、『法の支配』の原理こそ憲法を支える原理だと強調するのは、国家原理が180度転換した以上、明治国家の公法原理との断絶を明確にする必要を強く感じているからに他ならない⁽³⁸⁾と述べている。つまり、「法治国家ないし法治主義が、『法律の支配』を中核とし、歴史的・理論的に民主主義や人権保障の要請に応えることのできないものである以上、明治憲法の立憲君主制下の行政法理論と決別し、『法の支配』の原理を導きの糸として憲法適合的な行政法の基本原理を構築する必要がある⁽³⁹⁾」というのである。

次に、もう1つの見解は、行政法は大陸法の「法治主義」を採用しているが、「法治主義」の内実には英米法系の日本国憲法の新しい原理に合わせて変容しているという趣旨である。高田敏は、「法治主義の形式的法治主義から実質的法治主義への転換を通して、法治国家・法治主義も法の支配とともに、日本国憲法原理を表示する概念とされ、現在にいたっている⁽⁴⁰⁾」と述べている。つまり、法治国にとって、「法治主義」は、元来、人権を保障するために、国権の発動を法に拠らしめようとするものであった。ただ、明治憲法そのものが「外見的立憲主義」であったがゆえに、明治憲法下においては、「法治主義」の要素から人権を保障するという目的面が欠落するとともに、手段面も極めて不十分であった。このような「法治主義」は、その目的・内容面の欠落に着目して、「形式的法治主義」と称される。しかしな

がら、日本が範としたドイツにおいては、「形式的法治国」は歴史の一定段階のものと解され、第二次大戦後、ボン基本法の成立により、人権保障という目的・実質とそれを実現する手段・形式をともに要件とする「実質的法治国」へと転換を遂げたとされる⁽⁴¹⁾。日本においても「明治憲法から日本国憲法への憲法原理の転換は、そこにおける法治主義の転換をもたらした。現在、一部の世俗的理解は別として、少なくとも公法学においては、法治主義を、人権保障という内容を包摂するものと理解するのが一般的である。日本国憲法は、そのような意味において法治主義を採用している」⁽⁴²⁾ということができるとであろう。

(3) 小括

憲法学において「法の支配の内容として重要なものは、現在、①憲法の最高法規性の観念、②権力によって侵されない個人の権利、③法の内容・手続の公正を要求する適正手続 (due process of law)、④権力の恣意的行使をコントロールする裁判所の役割に対する尊重、などだと考えられている」⁽⁴³⁾。憲法学は、上述した法の支配の内容として重要なものを憲法が規定していることをもって、日本国憲法が「法の支配」の原理を採用していると捉えている。

一方の行政法学において「実質的法治主義は、人権保障を目的とし、権力分立、法による国家作用 (司法、行政および立法)、適正手続、救済制度等をその手段として整備しようとするものである。その日本国憲法上の根拠は、まず第一に、不可侵・永久の権利を信託・保障した第 97 条・11 条であり、第二に、そのような人権を保障した憲法の最高法規性 (98 条)、第三に、そのような憲法を保障し、法律その他の国家行為の人権への羈束を担保する違憲審査制 (81 条) である。このように解すれば、実質的法治主義の憲法上の根拠は、法の支配のそれと共通のものと言うことができよう」⁽⁴⁴⁾。行政法学は、実質的法治主義の憲法上の根拠が法の支配の内容を規定している憲法上の根拠と重なることを示して、日本国憲法が「実質的法治主義」と「法の支配」とを採用していると捉えている。

8. おわりに

日本国憲法の下で、行政手続を統制する行政法および憲法の基本原理は、「法治主義」と「法の支配」のうち、どちらなのか、あるいは両方なのか、ということである。

個人の権利・自由を保障するために、法で国家権力に縛りをつけることによって、恣意的、あるいは専断的な国家権力を排斥するという点のみを見れば、「法治主義」は、近代立憲主義の基本原則である。しかしながら、近代立憲主義にとって、個人の権利・自由の観念と法の観念が重要である。

明治憲法には、人権は実定法によってはじめて創設される権利ではなく、自然法のなかに存在している権利であるという自然権思想が欠落していた。明治憲法は、「第 2 章 臣民権利義務」のなかに自然権を採り入れて、その法的権利性を宣言していない。それゆえ、憲法の目的は個人の権利・自由を保障することにあるとは観念されず、憲法が議会の立法に関する権限を拘束するというのみならず、議会の協賛を経て制定された法律の内容が憲法に適合するかどうかを裁判所が解釈し審査する権限も確立されなかった。したがって、明治憲法は、個人の権利・自由を保障するために採る手段として「法の支配」を採用していなかったとすることができる。それに対して、国家権力を縛る法の内容に対する明治憲法の縛りが緩かったために、個人の権利・自由の保障が不十分であったことを踏まえて、日本国憲法は、個人の権利・自由の概念も法の概念も一新した。そのため、日本国憲法は、個人の権利・自由を保障するために採る手段として「法の支配」を採用している。だが、明治憲法から日本国憲法に変わったからといって、法で国家権力に縛りをつけること自体を放棄していないはずである⁽⁴⁵⁾。ということは、日本国憲法は、「法治主義」を継受しつつ、それで足りないところを「法の支配」で補ったという見方もできるであろう。そのような見方に立つと、行政手続を統制する行政法および憲法の基本原理は、「法治主義」と「法の支配」ということになる。「法治主義」の眼目は、法律をもって行政権発動の限界を定め、この法律に行政を従わせようとするところである。そのため、「法治主義」によれば、行政処分そのものが法律に適合しさえすれば、それがどのような手続でなされたかは重要視されないのである⁽⁴⁶⁾。これに対して、「法の支配」の眼目は、行政が正しい手続によってなされることの中に個人の権利・自由の保障を見いだそうとするところである。そのため、「法の支配」によれば、行政作用の相手方その他の利害関係者の権利・利益を保護するために必要な行政処分の告知・聴聞の手続を行政府に要求することが重要視されるのである。したがって、「法治主義」と「法の支配」という 2 つの基本原則が、それぞれの足りないところを補完しながら、行政手続を統制しているとすれば、行政府に対して適正な行政手続を要請することができるはずである。しかしながら、行政府に対して適正な行政手続を要請することが、今なお憲法上の権利として保障されていないのである。

注

- (1)最大判昭和37年11月28日刑集16巻11号1593頁。
- (2)最大判昭和37年11月28日刑集16巻11号1593頁。
- (3)松井茂記は、「悪意の第三者の場合や物に対し所有権が認められない場合には、財産権の実体的侵害の余地はないのかもしれないから、この点に関する最高裁の判断には、不明確な点が残る」と述べている。松井茂記「第三者所有物の没収と告知・聴聞——第三者所有物没収事件」芦部信喜・高橋和之編『憲法判例百選Ⅰ（第3版）』（有斐閣、1994年）235頁。
- (4)田宮裕「第三者没収」平野龍一・松尾浩也編『刑法判例百選Ⅰ総論（第2版）』（有斐閣、1984年）217頁参照。
- (5)伊藤正己「適法手続と第三者所有物の没収」芦部信喜編『憲法判例百選Ⅰ』（有斐閣、1980年）145頁参照。野坂泰司も、この事件の判旨は、「財産権の侵害一般に対する保障について語ったものではなく、刑罰または刑罰に準じる財産権侵害の効果をもつ制裁に限定する趣旨に読むべきであろう。いずれにしても、それは憲法31条の問題であると思われる」という見解である。野坂泰司『憲法基本判例を読み直す』（有斐閣、2011年）43頁。
- (6)笹田栄司「第三者所有物の没収と告知・聴聞——第三者所有物没収事件」長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅱ（第6版）』（有斐閣、2013年）245頁参照。
- (7)最大判昭和37年11月28日刑集16巻11号1593頁。
- (8)最大判昭和37年11月28日刑集16巻11号1593頁。
- (9)松井茂記「第三者所有物の没収と告知・聴聞——第三者所有物没収事件」高橋和之ほか編『憲法判例百選Ⅰ（第5版）』（有斐閣、2007年）251頁。
- (10)最一小判昭和46年10月28日民集25巻7号1037頁。
- (11)最一小判昭和50年5月29日民集29巻5号662頁。
- (12)東京地判昭和38年9月18日行集14巻9号1666頁。
- (13)最一小判昭和46年10月28日民集25巻7号1037頁。
- (14)東京地判昭和38年12月25日行集14巻12号2255頁。
- (15)阿部泰隆は、「個別タクシー判決も群中バス判決も、条文に規定のない釈明義務を創造している。ただ、1審は憲法13条・31条などからそれを導いているのに対し、最高裁は道路運送法関係の規定の解釈によってこれを導いている。いわゆる制定法準拠主義である。こうした思考は手堅いようにみえて、判例による行政手続法の発展を妨げた」と指摘している。阿部泰隆『行政法解釈学2』（有斐閣、2009年）10頁。
- (16)最一小判昭和50年5月29日民集29巻5号662頁。
- (17)最一小判昭和50年5月29日民集29巻5号662頁。
- (18)最一小判昭和50年5月29日民集29巻5号662頁。
- (19)最大判平成4年7月1日民集46巻5号437頁。
- (20)宇那木正寛「工作物使用禁止命令と事前手続」宇賀克也ほか編『行政判例百選Ⅰ（第7版）』（有斐閣、2017年）235頁。
- (21)宇那木・前掲注（20）235頁参照。
- (22)宇那木・前掲注（20）235頁参照。
- (23)宇那木・前掲注（20）235頁参照。
- (24)最大判平成4年7月1日民集46巻5号437頁。
- (25)宇賀克也「行政手続と行政」ジュリスト1192号（2001年）136頁参照。
- (26)奥平康弘は、行政手続法が制定されて「手続が整備され問題が片付いたのだから、憲法（31条）はますます出る幕はなくなった、と考える傾向がある。『やはり、日本は、法律準拠主義ですよ』という言い方がまかりとおり、『すべて結局は“法律待ち”』の国柄である、と確認されつつある」と指摘している。奥平康弘『憲法裁判の可能性』（岩波書店、1995年）212頁。
- (27)最大判昭和43年11月27日刑集22巻12号1402頁。
- (28)高橋和之は、「現在では、行政手続法が制定され、適正手続の確保に配慮しているので、その限りではこれを憲法上の権利として構成する実益は減少した。もっとも、行政手続法は、法律により適用除外とされている領域がかなり存在するので、そのような領域については憲法が意味をもちうる」と述べている。高橋和之『立憲主義と日本国憲法（第4版）』（有斐閣、2017年）155頁。
- (29)宇賀克也『行政法概説Ⅰ行政法総論（第6版）』（有斐閣、2017年）4頁；橋本博之『現代行政法』（岩波書店、2017年）7頁参照。

- (30)伊藤博文編『秘書類纂 11』(原書房, 1970年) 355頁参照。
- (31)美濃部達吉『憲法提要(改訂第5版)』(有斐閣, 1932年) 177頁。
- (32)美濃部・前掲注(31) 179頁。
- (33)伊東巳代治遺稿・三浦裕史編『大日本帝国憲法衍義』(信山社出版, 1994年) 64頁。
- (34)美濃部・前掲注(31) 181頁。
- (35)美濃部達吉『日本行政法 下巻』(有斐閣, 1940年) 68-69頁。
- (36)伊藤正己『憲法(第3版)』(弘文堂, 1995年) 63頁参照。
- (37)大浜啓吉『「法の支配」とは何か——行政法入門』(岩波書店, 2016年) 6頁, 96頁; 高田敏『社会的法治国の構成——人権の変容と行政の現代化』(信山社出版, 1993年) 473頁参照。
- (38)大浜啓吉『行政法総論(第3版)』(岩波書店, 2012年) 88頁。
- (39)大浜・前掲注(38) 92頁。
- (40)高田敏『「形式的法治国・実質的法治国」概念の系譜と現状——その検討と『普遍化的法治主義』の提唱』近畿大学法科大学院論集2号(2006年) 59頁。
- (41)高田・前掲注(40) 48-49頁参照。ドイツにおける「法治国」の展開については, 高田・前掲注(40)を参照。
- (42)高田敏「法治主義と法の支配」阿部照哉・高田敏刊行発起人代表『現代違憲審査論——覚道豊治先生古稀記念論集』(法律文化社, 1996年) 25頁。
- (43)芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法(第6版)』(岩波書店, 2015年) 14頁。
- (44)高田・前掲注(42) 35頁。高田敏は, 法治主義を法治行政原理に還元してしまい, 日本国憲法上の法の支配は法治行政原理を包摂していないとしても, 専恣的な権力を抑止する原理として展開した法の支配に, 法治行政原理が含まれないと解することは不自然であろう, と述べている。高田・前掲注(42) 40頁参照。
- (45)田中二郎は, 「ここで注意すべきは, 大陸式より英米式への移行といつても, それは決して従来大陸式の行政法を全面的に否定し, これを完全な意味において英米式の行政法に轉換しようとしているわけではない, ということである。現在なお廣汎に従来大陸式行政制度と行政原理とを存続せしめている。これは, 単なる過渡的現象に止まるものではないであろう。かように, 大陸式を拂拭しさらずに, 各面に英米式を採用しつつあるところに, 新憲法の下における行政法の複雑さと, 従つてその理解の困難さの原因が横わつているといえよう」と述べている。田中二郎『行政法の基本原理』(勁草書房, 1949年) 10頁。
- (46)高田敏は「明治憲法下の法治主義は, 価値的意味における行政手続を含まず, その結果, 当時, 行政における適正手続観は, 全く存在していなかった」と述べている。高田・前掲注(37) 478頁。

参考文献

- 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法(第6版)』(岩波書店, 2015年)
- 阿部泰隆『行政法解釈学2』(有斐閣, 2009年)
- 伊藤博文編『秘書類纂 11』(原書房, 1970年)
- 伊藤正己「適手続と第三者所有物の没収」芦部信喜編『憲法判例百選I』(有斐閣, 1980年)
——『憲法(第3版)』(弘文堂, 1995年)
- 伊東巳代治遺稿・三浦裕史編『大日本帝国憲法衍義』(信山社出版, 1994年)
- 宇賀克也「行政手続と行政」ジュリスト 1192号(2001年)
——『行政法概説I 行政法総論(第6版)』(有斐閣, 2017年)
- 宇那木正寛「工作物使用禁止命令と事前手続」宇賀克也ほか編『行政判例百選I(第7版)』(有斐閣, 2017年)
- 大浜啓吉『行政法総論(第3版)』(岩波書店, 2012年)
——『「法の支配」とは何か——行政法入門』(岩波書店, 2016年)
- 奥平康弘『憲法裁判の可能性』(岩波書店, 1995年)
- 笹田栄司「第三者所有物の没収と告知・聴聞——第三者所有物没収事件」長谷部恭男ほか編『憲法判例百選II(第6版)』(有斐閣, 2013年)
- 高田敏『社会的法治国の構成——人権の変容と行政の現代化』(信山社出版, 1993年)
——「法治主義と法の支配」阿部照哉・高田敏刊行発起人代表『現代違憲審査論——覚道豊治先生古稀記念論集』(法律文化社, 1996年)
——「形式的法治国・実質的法治国」概念の系譜と現状——その検討と『普遍化的法治主義』の提唱』近畿大学法

- 科大学院論集2号(2006年)
- 高橋和之『立憲主義と日本国憲法(第4版)』(有斐閣, 2017年)
- 田中二郎『行政法の基本原理解』(勁草書房, 1949年)
- 田宮裕「第三者没収」平野龍一・松尾浩也編『刑法判例百選I 総論(第2版)』(有斐閣, 1984年)
- 野坂泰司『憲法基本判例を読み直す』(有斐閣, 2011年)
- 橋本博之『現代行政法』(岩波書店, 2017年)
- 松井茂記「第三者所有物の没収と告知・聴聞——第三者所有物没収事件」芦部信喜・高橋和之編『憲法判例百選I(第3版)』(有斐閣, 1994年)
- 「第三者所有物の没収と告知・聴聞——第三者所有物没収事件」高橋和之ほか編『憲法判例百選I(第5版)』(有斐閣, 2007年)
- 美濃部達吉『憲法撮要(改訂第5版)』(有斐閣, 1932年)
- 『日本行政法 下巻』(有斐閣, 1940年)

⁵ 飯塚彬「加波山事件—富松正安と地域の視点を中心にして」、高島千代・田崎公司編『自由民権〈激化〉の時代』（日本経済評論社、二〇一四年）、同「加波山事件と富松正安「思想」の一考察」（『法政史学』第七九号、二〇一三年）。加波山事件の思想的研究所としては、他に桐原光明『加波山事件と富松正安』（齋書房、一九八四年）、寺崎修『自由民権運動の研究—急進的自由民権家の軌跡—』（慶應義塾大学出版会、二〇〇八年）などがある。

⁶ 一八八四年には群馬事件、岐阜加茂事件、加波山事件、名古屋事件、飯田事件、秩父事件、一八八五年には大阪事件、一八八六年には静岡事件などが起っている。

⁷ 宮沢誠一「幕藩イデオロギーの成立と構造—初期藩政改革との関連を中心に—」、『歴史学研究別冊』一九七三年。

⁸ 深谷克己『百姓成立』塙書房、一九九三年。

⁹ 近代における義民の再発見・再構成についての詳細は、拙稿『民権鑑加助の面影』の世界—近代移行期の「空間」・「時間」・「人間」（『民衆史研究』第五二号、一九九六年）、「東洋民権百家伝」にみる「近代」的人間像（『民衆史研究』第五六号、一九九八年）、「日本近代成立期における義民の「発見」と「主体」の形成」（『人民の歴史学』第一五八号、二〇〇三年）、「明治初期日本の「政体」の模索にみる「伝統」と「近代」の交錯」（『政治思想研究』第八号、二〇〇八年）を参照。

¹⁰ 福沢諭吉『学問のすゝめ』七編（一八七二年）、七二頁（岩波文庫版、一九七八年）。以下、『学問のすゝめ』の引用は岩波文庫版による。

¹¹ 同右、六三二—六三七頁。

¹² 同右、六八一—七〇頁。

¹³ 同右、七〇頁。

¹⁴ 「論説」、『朝野新聞』一八七六年二月二三日。

¹⁵ 松沢求策『民権鑑加助の面影』（一八七八年、「松沢求策関係文書」穂高町立図書館所蔵）。

¹⁶ 小室信介編『東洋民権百家伝』初帙之上「例言」、一八八三年（岩波文庫版、一九五七年）。以下、本節における『東洋民権百家伝』からの引用に関しては、本文中に（ ）で出典を示す。なお、同書は第二帙から書名を『東洋義人百家伝』と改めているが、本稿では『東洋民権百家伝』で統一する。

¹⁷ 植木枝盛「無天雑録二」一八七九年五月二七日、『植木枝盛集』第九卷（岩波書店、一九九一年）。

¹⁸ 「革命拳兵の激」、板垣退助監修『自由党史』（一九一〇年）、五一—五二頁（岩

波文庫版下巻、一九五八年）。

¹⁹ 同右。

²⁰ 「警察調書（鯉沼九八郎）」、稲葉誠太郎編『加波山事件関係資料集』（三一書房、一九七〇年）、一〇三頁。

²¹ 前掲「革命拳兵の激」。

²² 前掲「警察調書（鯉沼九八郎）」。

²³ 同右、一〇二頁。

²⁴ 「陳情書（河野広躰）」、前掲『加波山事件関係資料集』、三二九頁。

²⁵ 「天野市太郎の故障書」前掲『自由党史』、五七頁。

²⁶ 前掲「陳情書（河野広躰）」、三三〇頁。

²⁷ 前掲「警察調書（鯉沼九八郎）」、一〇三頁。

²⁸ 前掲「革命拳兵の激」。

²⁹ 同右。

³⁰ 前掲「警察調書（鯉沼九八郎）」。

³¹ 「雑報」、『朝野新聞』一八八三年八月二二日

³² 『自由新聞』一八八三年八月二四日

民権家」と、「殺身成仁」を実践した「民権家」と位置付けられた。横山が読み上げた祭文は、「壬生藩の苛税に堪えず稲葉村外十ヶ村の総代となり、藩主に減税の事を嘆願せしかども聞き届られざるのみならず、官令に抗拒したる罪科なりとて無惨にも圧制無道の刃の下の鬼となり冤魂永く訴ふるに時なかりしを、今日明治の昭代になり三氏の徳を歎ひ三氏と志を同ふする壮士相会して茲に祭典の式を行ふ」と謳っている³²。鯉沼ら民権家は過去の義民への強い共感とコミットメントを示し、義民「三氏と志を同ふする壮士」として、自らと義民を重ね合わせている。先に挙げた河野の「志士先覚ヲ以テ自ら任ズル者、国家ノ危急ニ当リ身ヲ挺シテ仁ヲ為シ、或ハ海鳴ノ惨毒ヲ嘗メ、或ハ歩ヲ断頭場裏ニ進ムル者、古来其例少シトセザル也。今不肖広駄等國家ノ犠牲トナリ、故ニ是等ノ人ト其運命ヲ同フセントス」という言葉にも先覚者たる志士、義民のあり様と実践に自らを投影しているのを見ることができよう。彼らは「民権家」としての義民という主体を喚起され、「民権家」としての義民が行うべき「殺身成仁」を実践することとなる。それが加波山事件だったのである。

むすびにかえて

政府の弾圧などによる自由民権運動の閉塞状況のなかで起った加波山事件は、民権家の行動原理、行動規範に則った実践であり、自由民権運動の「逸脱」や傍流などではない。また、江戸時代の封建的思想の残存・影響の示すものとして自由民権運動の近代性の「限界」と捉えられるものでもない。それは、自由民権運動の一貫した論理の延長線上に位置付けられる。

その行動原理・行動規範が「殺身成仁」の論理である。「殺身成仁」の論理は、自由民権運動のなかで再解釈・再構成された義民の姿に端的に表現されている。江戸時代の義民伝承において「仁政的世界」を体現する人物として描かれていた義民は、近代において国家に主体的にかかわり、積極的に政治的発言・実践を行う「主体」、「非暴力不服従」という政府に対する正当な「抵抗」を実践した政治的实践者、すなわち「国民」の範型として再構成される。この義民像は、自由民権運動のなかで「民権家」としての義民としてよりラディカルに、過激に再解釈・再構成される。その主体は、文明の世「明治の昭代」に相応しい、国家、公共のことに関心を抱き、積極的に関与しようという精神、自発性をもつ存在であり、誰でもがなれる、なるべき規範的人間像であった。それゆえ、そうしたあり様を阻害するものに対する正当な「抵抗」の存在が「発見」される。その正当な「抵抗」の手段・かたちは、「人民の権義を主張し正理を唱えて政府に迫」るものから暴力を伴う実力行使までを含むものであった。すなわち、「民

権家」としての義民という「主体」は正当な「抵抗」を実践する政治的实践者でもある。そして、その主体と実践は、民の「代表」というかたちで正当化される一方で、「世の為め国の為め人の為」という主観的観念によって民の「代表」という拘束から解放され、民から遊離し、民の支持を必ずしも必要としないという、ねじれた二面性を有していた。こうした「民権家」としての義民という主体と、その正当な「抵抗」という政治的实践を支えるものが「殺身成仁」の論理であった。それは、「世の為め国の為め人の為に理の為に」、身を棄てるべきであるというものであり、民権家のあり様と実践を方向付け、規定するものだったのである。

加波山事件はまさに、この「殺身成仁」の実践だったのである。加波山事件の参加者たちは、日本の現状が政府の暴政によって対内的にも対外的にも危機的状況にあると認識し、その危機的状況を打開するため、現在の専制政府を転覆し、完全な「自由立憲政体」を樹立することこそ、「世の為め国の為め人の為に理の為に」、身を棄てて、「官に抗」する正当な抵抗であるとす。その抵抗の手段としての暴力の組織化、組織化された暴力の行使、すなわち「革命」は、国家・人々のためにその身を犠牲にする手段として正当化されるのである。そして、事件の参加者たちはその実践にあたって、民の「代表」とらんとすると同時に、その使命感、信念から民の支持や要望に縛られることなく行動し得たのである。加波山事件には、自由民権運動における主体と実践のあり様が具体的に表現されているといえよう。

註

¹ 色川大吉『自由民権』（岩波新書、一九八一年）参照。

² こうした視点からの研究の代表的なものとして、稲田雅洋『自由民権の文化史―新しい政治文化の誕生』（筑摩書房、二〇〇〇年）、同『自由民権運動の系譜―近代日本の言論の力』（吉川弘文館、二〇〇九年）、松沢裕作『自由民権運動―〈デモクラシー〉の夢と挫折』（岩波新書、二〇一六年）がある。稲田も松沢も自由民権運動として激化諸事件をほとんど取り上げていない。

³ この視点からの研究として、自由民権運動と同時期の民衆運動をそれぞれ異なる論理・思想に立脚した運動として捉える民衆史研究の成果がある。稲田雅洋、鶴巻孝雄、牧原憲夫の諸研究を参照。

⁴ 松本三之介は、明治の政治的行動を規定する「明治の精神」には「伝統的な志士的精神」が存在し、それが自由民権運動にも大きな影響を与えたとしている。松本三之介『明治精神の構造』（岩波書店、一九九三年）。

れた「軍事的行動」だったのである。この正当な抵抗の手段としての暴力の組織化、組織化された暴力の行使は、その行動が「社会のため、民のため、国家のため」という「殺身成仁」の実践であるということから正当化される。鯉沼は「素ヨリ自分ハ国家ノ為メ身ヲ犠牲ニスル、常ニ熱望スル処ニシテ、畢竟今般ノ事モ国家ヲ憂ルノ厚キ処ヨリ企テタル陰謀ナレバ、心二層シトスルモノニシテ、他二向テ聊カ恥ル処ナシ。」²³とその正当性を訴え、自らの行為をいささかも恥ずべきところのないものとする。河野もまた、「志士先覚ヲ以テ自ラ任ズル者、国家ノ危急ニ当リ身ヲ挺シテ仁ヲ為シ、或ハ海鳴ノ惨毒ヲ嘗メ、或ハ歩ヲ断頭場裏ニ進ムル者、古来其例少シトセザル也。今不肖広躰等国家ノ犠牲トナリ、故ニ是等ノ人ト其運命ヲ同フセントス」²⁴と、拳兵は「国家ノ危急ニ当リ身ヲ挺シテ仁ヲ為シ」た正当な行為であり、それゆえ喜んでその身を犠牲とするとしている。彼らが自らの行動を「殺身成仁」に基づく正当な抵抗と認識していることは、彼らが常事犯として裁かれることを拒否し、国事犯として扱うことを求めていることから見て取れる。天野市太郎は

「我々は正に国事犯たること多弁を俟たざるべし、而して我々の意思たるや事の成否に論なく、決然身を犠牲に供せんと欲するにあるを以て毫も刑罰を恐るゝ者に非ざるなり。然と雖も、其意志と目的とを問はずして、枉げて他罪を以て罰するに至ては、独り我々のいかんのみならず、後世に及び當時判官其人無く、法律に背き、天理に戻るの断獄たりと評せらるるを恥づ」²⁵

と訴えている。また、河野も

「不肖等ガ精神タル、暴政ヲ改革スルニ在リシコト既ニ自ラ明晰疑ヲ容ル、ニ足ラザルベシ。果シテ然ラバ縦令其勢力ヲ微々タリト雖ドモ、其手段ハ拙劣ナリト雖ドモ、意思目的ノ在ル所応々国事犯ヲ以テ論断ス可キモノナリ。嗚呼余ヤ慨然剣ヲ執ルノ始メニ当テ、生クルトキハ則チ自由ノ為メニ生キ、死スル時ハ則チ自由ノ為メニ死センコトヲ誓ヘリ」²⁶

と主張する。政府の暴政を改革し、国家・人民のために身を犠牲にした今回の蜂起は正当な抵抗であり、その意志・目的からいつて国事犯として裁くのが正当な扱いであり、単なる強盗や殺人といった常事犯として扱うのは不当であるとする。

また、加波山事件の参加者たちは、その行動を人々の要望・支持によって正当化することを試みる。彼らの行動は、現在の危機的状況、政府の暴政から「自由党ガ何カ企テ人民ヲ救助セラレン事ヲ希望シ居ルモノ、如シ」²⁷という人々の期待に応えたものであるとされる。さらに、「嗚呼三千七百萬の同胞兄弟よ、

我党と志を同ふし俱に大義に應ずるは、豈に志士仁人たるの本分に非ずや。茲に檄を飛ばして天下同胞兄弟に告ぐと云爾」²⁸と檄を飛ばし、抵抗の正当性の根拠として人々の支持を徵募し、その行動を人々の要望・願望のうえに基礎付けようとしている。加波山事件の参加者たちは、自らを人々の「代表」たらしめんとしたのである。しかしながら、その一方で彼らの行動は「殺身成仁」の論理に則っているがゆえに、人々の支持を待たずとも、「世の為め国の為め人の為」という主観的信念によって正当化される。「吾人豈に黙して止むべけんや。夫れ大廈の傾ける一木の能く支ふる所に非ずと雖も、志士仁人たるもの坐して其倒るを見るに忍びんや。」²⁹と人々の支持の有無にかかわらず、「志士仁人」であれば、それが「世の為め国の為め人の為」であるならば、当然、行動を起こすべきであると主張する。こうした民権家の行動が民の支持から解放され、民から遊離することが正当化されると、民権家に一種の特権性を付与し、特権的な意識を醸成することとなる。鯉沼は、加波山事件の実行に際し、「一体我下野人子ハ何レモ浮薄ニシテ国家ノ為メナル死ヲ決シテ事ヲ為ス如キ氣力ハ曾テ無之モノト信シ居リタル故、談ゼザルモノナリ」³⁰とし、鯉沼の地元、栃木県の人々の多くは「国家ノ為メ」に身を犠牲にして「死ヲ決シテ事ヲ為ス如キ氣力」は持つていないため、事を起こすのに彼らの支持は不要であると断じている。「殺身成仁」の論理に基づいて行動する加波山事件の参加者たちは、「民権家」のねじれた二面性を内包することになったのである。

このように加波山事件の行動原理、行動規範を詳らかにするならば、加波山事件は「殺身成仁」の実践であり、その参加者たちは「民権家」としての義民であったといえよう。加波山事件の中心的人物である鯉沼九八郎、大橋源三郎、横山信六は、栃木県下の他の民権家・新井章吾、榊原経武、塩田奥造、深尾重城などともに、「民権家追祭大運動会」と題して、地元である壬生藩の義民・神永市兵衛、石井伊左衛門、須釜作十郎の追善を一八八三年八月一七日に主催している。その様子は、『朝野新聞』の伝えるところによれば、

「近比栃木県下の自由党員が運動会と云ふを催し、凡そ騎馬五百名、徒者千名、総員一千五百名計り、竹槍等を携へ隊伍を組み、曠野を運行し、既に去十七日上都賀郡の東南隅なる曠原に於て威勢堂々として勢揃ひをなし居る処へ警察官が出張になり、忽ち七八名を拘引し且つ証拠物として竹槍十二本木製銃若干を取揚げられたるが、右の内二三百名は自由党員なれども余は皆弥次馬連中なりと、或る人より申越せり」³¹

という状況を呈した。三人の義民は「今を距ること二百年前、元禄時代に於て壬生の藩主加藤越中守の虐政に抗し一身を犠牲にし万民の塗炭を救ひたる自由

小林篤太郎、琴田岩松、小針重雄、玉水嘉一、五十川元吉、富松正安、天野市太郎、山口守太郎、平尾八十吉、原利八の一六名であった。彼らは今後の行動について協議を重ね、官憲の捜査が間近に迫っていることを知り、加波山へと移動する。加波山は茨城県の筑波山の北方に位置する標高七〇九メートルの山で、筑波山や足尾山と並んで古来より山岳信仰の対象となっていた。翌三日、一六名の同志は政府転覆を目指して加波山で挙兵する。麓の町屋警察文書を襲撃し、官金を奪取、また、軍資金調達のため麓の豪商中村家に押し入った。九月二四日、彼らは政府転覆の具体策として栃木県庁舎の襲撃を計画、宇都宮を目標して下山することとした。麓を囲む警察の包囲を突破し、宇都宮へと向かうため、警察と交戦、平尾八十吉が命を落とすこととなった。また、この混乱のなかで爆裂弾を運んでいた人夫の姿が忽然と消えてしまった。この結果、武力行使に重要な武器の多くを失ってしまう。そのためもあり、九月二六日に栃木県芳賀郡小林村の山中に集結した同志は合議の末、宇都宮行きを断念し、東京に潜行して再起を期すことに決した。彼らは一〇月一日に東京の飛鳥山で再会することを約して解散、それぞれが潜伏活動に移っていく。しかしながら、官憲の追跡は厳しく、その夜に天野市太郎、山口守太郎が逮捕され、二八日には杉浦吉副、河野広躰、三浦文治が逮捕された。一〇月中には、原利八を除く、残る全員が逮捕され、原も翌年二月に捕縛され、加波山に挙兵した全員が逮捕された。事件は原が逮捕される以前の二八四年一〇月末には立件され、加波山に挙兵した同志一五名に鯉沼九八郎、門奈茂次郎、大橋源三郎、佐伯正門を加えた一九名が起訴された。裁判は被告人を逮捕地ごとに分割して、東京、栃木、甲府、千葉の各重罪裁判所において常事犯として裁くことにした。被告側はこれを不服とし、大審院長あてに上告書を提出、国事犯として高等法院で審問すること、同じ裁判所で一括して裁判を行うことの二点を要望するも、却下されてしまった。一八八六年七月に判決が下される。死刑判決が琴田、三浦、横山、小針、杉浦、富松、保田に下されるが、横山は獄中死を遂げる。河野、五十川、天野、草野、小林、原、玉水は無期徒刑、鯉沼は有期徒刑一五年、門奈は有期徒刑一三年、佐伯は重懲役一〇年、大橋は重懲役九年であった。山口は公判前に死去している。こうして加波山事件は終結することとなる。

この加波山事件の勃発に、三島に代表される政府の激しい弾圧や運動の退潮や停滞などによる自由民権運動の閉塞状況が大きな影響与えたことは間違いないだろう。しかしながら、加波山事件はそうした外的要因・環境の単純な帰結ではない。民権家たちの行動原理・行動規範に基づく主体的な営為だったのである。加波山事件に参加した民権家たちは、その檄文において理想的な国家像

「国家における人々と政府のあり得べき姿を提示している。彼らは、「衆庶平等の理を明らかにし、各自天与の福利を全ふす」ことこそが「建国の要」であるとす。それゆえ、「政を為す者」、すなわち政府は、「宜しくこの趣旨に基づき、人民天賦の自由幸福を増進すべくして、濫りに苛法酷律を設け、圧逆を施すべきものにあらざる」ものでなければならぬ。¹⁸ところが、彼らの目に映る国家の現状は、こうした国家の理想像とはかけ離れたものであった。現在の日本は、「外は条約未だ改めず、内は国会未だ開けず。為に姦臣政柄を弄し、上聖天子を蔑如し、人民に対し収斂時なく、餓殍道に横はるも之を檢するを為さず。言路を壅蔽して志士を逆遇す。此の如くにして尚ほ数年を経過せば、国運の前途將に凶られざらんとす」¹⁹の状況である。また、「現今ノ政体ハ圧制ニシテ一トシテ自由ナラザルノミナラズ、諸物価下落、租税ハ高シ、人民ノ困難一方ナラズ、一般人民ハ歎息シテ」²⁰いる惨状であった。民権家は、日本の現状を政府が暴政を行い、言論の自由をはじめとする全ての自由と権利は抑圧され、人々の生活は困窮を極めており、対内的にも対外的にも危機的状況にあると認識していた。

この日本の危機的状況、国家の非常事態に対して、民権家は正当な抵抗の必要を主張する。加波山事件の檄文は、その挙兵を「我輩同志茲に革命の軍を茨城真壁郡加波山上に挙げ、以て自由の公敵たる専制政府を転覆し、而して完全なる自由立憲の政体を造出せん」²¹がための政府の暴政に対する正当な抵抗であると訴える。武力蜂起によつて専制政府を転覆し、完全なる自由立憲政体を樹立する「革命」こそ、「衆庶平等の理を明らかにし、各自天与の福利を全ふ」し、「人民天賦の自由幸福を増進す」という「理」に適つた正当な抵抗とするのである。加波山事件に関わつた民権家たちに、こうした正当な抵抗なあり様が共有されていた。鯉沼は大橋源三郎と会談したときの様子を次のように語っている。

「大橋モ甚ダ慷慨ノ氣ヲ発シタル故、然ラバ我々ト同意シ決死革命ニ尽力スル乎ト云ヒタルニ、同人ハ最モ希望スル処ナリト直ニ承諾シタルヲ以テ、自分ガ河野、横山、佐伯等ト謀リ大臣参議ヲ暗殺スルノ陰謀ヲ打チ明シタルニ、大橋モ好キ計画ナリト賛成シテ、然ラバ自分モ決死共ニ尽力ス、ベシト盟約シタル」²²

こうして加波山事件の参加者たちは、正当な抵抗としての「革命」に邁進していく。

その時、彼らは正当な抵抗の手段として組織化された暴力による専制政府の転覆、すなわち挙兵を選択する。実際、加波山事件は、初めて爆裂弾が使用さ

は、行為者が自らが「世の為め国の為め人の為に理の為め」に行動していると思ふに主観的な信念に依拠しており、客観的な判断基準が明確に存在するわけではない。したがって、「民権家」としての義民の行為は、その対象である社会や民の支持の有無にかかわらず、行為者が「世の為め国の為め人の為」であると信じているならば、正当化されることとなる。「世の為め国の為め人の為に理の為め」に行われる「抵抗」はその対象である社会や民の支持を待たずとも正当化され、「民権家」としての義民が義民として行動し得る根拠と正当性が社会や民から解放される。この結果、「民権家」としての義民は、ねじれた二面性を有するのである。「民権家」としての義民は、ある特定の人物が義民となる必然性・特権性を剥奪され、その姿は普遍的な人間像として全ての人間に開かれ、義民の義民たる正当性を民の「代表」たることに求める一方で、「世の為め人の為」に行動することを「殺身成仁」の論理で保障することによって、社会や民の支持を必ずしも必要としない、ある意味で民から遊離した特権性・固有性をもつ主体となった。民の「代表」であることを自任しつつ、民の為と信じさえすれば、民の求めや支持に縛られず、行動することが許容され、「民権家」としての義民の実践の急進化の道が開かれた。

もう一つが、正当な「抵抗」のための手段の急進化である。「殺身成仁」の論理では、「抵抗」の目的については「世の為め国の為め人の為に理の為め」と規定されるが、その手段に関しては無規制、無限定である。「世の為め国の為め人の為に理の為め」であるならば、いかなる手段を採ろうとも「名誉をも利益をも財産をも子孫をも顧みず、わが一命を塵よりも軽んじて」「官に抗し（中略）身を擲ちたる」ことが、正当な抵抗であるとされる。正当な抵抗の手段には、福沢諭吉が肯定した「正理」を主張し、粘り強く交渉を続けることにとどまらず、暴力を伴う実力行使までが含まれることとなる。「殺身成仁」の論理は正当な抵抗の急進化を誘発し、正当化する。

こうして、自由民権運動の中での「民権家」としての義民という義民像の再解釈・再構成は、政治に積極的に参加・関与し得る「主体」に許容される政治的实践をよりラディカルに、より過激に編成・展開することとなった。自由民権運動において再解釈・再構成された義民の姿は、現在の民権家にとっての規範的人間像となり、「殺身成仁」の論理は、その行動・実践を喚起、規定したのである。

三、「義民」としての民権家の実践としての加波山事件―「殺身成仁」の実践

激化事件のひとつである加波山事件は、こうした「殺身成仁」の具体的な実践の事例であるといえる。加波山事件の直接のきっかけは三島通庸の栃木県令就任にあるといえよう。一八八三年（明治一六）一〇月、福島県令の三島通庸が栃木県令を兼務することとなる。三島は福島県令就任時に「それがしが職に在らし限りは、火付け強盗と自由党とは頭を上げさせ申さず」と豪語し、福島県の自由民権勢力に対し、強硬な態度で臨み、大規模な土木公共事業を強行する。それは、一八八二年に勃発した福島・喜多方事件という福島県の自由党を中心とした民権家の大弾圧に帰結した。その三島が栃木県令を兼務すると、同様の姿勢で臨み、奥羽街道の開削と宇都宮への県庁移転に着手し、県下の民権家に厳しい態度で対峙した。こうした三島の動きに対して、一八八三年末、自由民権運動が退潮・停滞傾向を示すなか、栃木県下都賀郡の自由党员・鯉沼九八郎らは一挙に「自由立憲政体」を樹立することを目指して武力による政府転覆を企て、爆裂弾の製造に着手する。鯉沼らの動きに先行して、一八八三年四月に福島事件で逮捕された河野広躰、小針重雄、三浦文治らが釈放されると、三島暗殺計画を立案、上京して機会を窺っていた。三島を狙う両グループは一八八四年初めに、邂逅、接触を重ね、合流、行動を共にすることになる。彼らは、三島暗殺の機会を狙うが、好機を得られずにいた。やがて、同年七月に三島と政府高官が参加する授爵祝賀会が東京で開催されるとの情報を得、その場で政府高官の暗殺を計画するが、会が延期されたため、未遂に終わってしまった。そこで、九月一日に宇都宮で行われる栃木県庁落成式で、県令三島および出席予定の太政大臣・富松正安らが同志として加わった。計画実行期日が迫った九月一〇日に河野らは資金調達のため、東京・神田小川町の質屋に強盗に入るが、失敗に終わる。その逃走中、門奈茂次郎が官憲の手を逃れるために爆裂弾を使用するが捕縛されてしまった。さらに不測の事態が彼らを襲う。九月一二日には鯉沼が爆裂弾製造中に誤爆を起こし、重傷を負ってしまう。鯉沼らの計画に次第に狂いが生じていくなかで、官憲は逃走する河野らの追跡を強化、自由党の一部に不穏な動きがあることを察知する。その結果、九月十五日の県庁落成式の延期が決定される。こうして、計画は再び水泡に帰してしまうこととなった。九月二二日、逃走を続けていた河野らが茨城県の自由党の拠点である茨城県有為館に到着し、ここに同志が揃うこととなる。同志は、負傷した鯉沼らを除く、河野広躰、杉浦吉副、三浦文治、草野佐久馬、横山信六、保多駒吉、

て、正当な「抵抗」を貫徹する実践者に再解釈・再構成された。その姿こそ、「民権家」の範型だったのである。

こうした「民権家」として造形された義民の姿とその実践は、「明治」という「現代」に置かれるとき、正当なもの、さらには「当たり前」のものとなる。民権家たちは、自らが生きる明治という時代を「明治の昭代」とする。それは、「国会の開けて、萬の政事は掛巻くもかしこき我天皇と吾人三千あまりの五百萬の同胞と、愛親睦睦和して、国を治め法を立て守」る世界、「今の世の行政司法の途の分れて、司法の部も始審、控訴、大審院などの別ちありて、人民の権理を伸ぶることの進みたる」「文明」の世界である。それゆえ、『東洋民権百家伝』は、「この篇にかゝる百家伝の諸氏も今の世に出なば、あたらし一命捨てずとも、志を達せし人も多かりしやも知るべからず」と評し、「民権家」として再解釈・再構成された義民のあり様は「文明」に適った「普遍」的な人間像であり、その行為・実践はなされるべき当然の行為・実践とされた。その結果、「民権家」としての義民は、江戸時代の義民伝承における義民のような、他の人間とは本質的に区別される、高貴な出自（血統）をもつ人間である必要は無く、誰もが「義民」になれる可能性が開かれたのである。したがって、義民の義民たる由縁は、他に求められることになる。それが「代表」である。

「民権家」としての義民が義民として行動し得た根拠と正当性を確保したのが、彼が人々の「代表」であるということであった。『東洋民権百家伝』の「戸谷新右衛門伝」、「文殊九助伝 丸屋九兵衛伝 麴屋伝兵衛伝」、「松木荘左衛門伝」においては、百姓一揆の評定の場において彼らを「代表」として選出する様子が描かれている。百姓一揆の評定の場は、「代表」選出の場として読み替えられ、再構成されたのである。義民は民の「代表」として選出されることによつてはじめて「義民」となる。義民の正当性の根拠が「代表」に求められることは、ある特定の人物が義民であることの必然性を剥奪する。極言するならば、ある人物が義民たり得ているのは、偶々、「代表」に選ばれたにすぎないからである。この義民たり得ることの必然性の偶然性への転化は、義民の特定性・固有性を否定し、義民の「匿名化」と「平準化」をもたらした。このことは「民権家」としての義民が「普遍」的人間像であることの当然の帰結である。義民は「明治の昭代」、すなわち「文明」社会における規範的人間像であり、「民権家」の範型であるから、過去／「我が邦」の義民と現在（明治の昭代）／「西洋」の民権家とは同一線上に位置付けられ、直截に重ね合わされるのである。農民たちの石代納歎願運動に始まり、やがて酒田県政改革要求・村役人層の不正追求運動へと発展していった、酒田県で起こったワッパ騒動の指導者森藤右衛

門は「今宗吾」、「二代目宗五郎」と称され、義民・佐倉宗五郎になぞらえられた。また、土佐出身の民権家・植木枝盛の著書『民権自由論』のある版の表紙には、「民権自由」の下に板垣退助、福沢諭吉、森藤右衛門、佐倉宗五郎の四名が並んでいるのである。

こうした義民の人間像と行為の普遍化、一般化は、義民の存在とその行動・実践を人として当然の存在・実践に再構成するがゆえに、『東洋民権百家伝』の先の引用が示すように、義民の死は死ななくてもよかつた死という特殊な死となる。この特殊な死を了解可能とし、正当化する論理として「殺身成仁」の論理が「発見」された。「殺身成仁」の論理こそ、「民権家」としての義民像において、義民を義民たらしめるものの中核であり、義民のあり様とその実践を方向付け、規定するものである。「殺身成仁」の論理は、「世の為め国の為め人の為に理の為めに、名譽をも利益をも財産をも子孫をも顧みず、わが一命を塵よりも軽んじて」「官に抗し（中略）身を擲ちたる」べきであるとする。義民の行動は、この「殺身成仁」の実践として読み直される。植木枝盛は「宗五（佐倉宗五郎のこと―筆者注）、平八（大塩平八郎のこと―筆者注）ノ如キハ一身ヲ擲テ人民ノ窮苦ヲ救フ、古人ノ所謂捨生取義殺身為仁者ニシテ、泰西ノ所謂「マルチルドム」タル者は矣」と、義民を「殺身成仁」の実践者とするとともに、「殺身成仁」を、福沢諭吉が発見した「マルチルドム」と同定する。義民は「民権ノ忠冤鬼（マルチール）(Martyr、殉教者・殉死者)であるとされ、¹⁷「殺身成仁」の論理は、西洋にも適用しうる普遍性を有するものと措定された。

「殺身成仁」の論理において、「官に抗し（中略）身を擲」つ目的は、「世の為め国の為め人の為に理の為めに」である。注目すべきは、「世の為め国の為め人の為に」と「理の為めに」が並列されていることである。すなわち、単純に「世の為め国の為め人の為」だけで肯定されるのではなく、それは「理」に適うものでなければならず、「世の為め国の為め人の為」は「理」に媒介されて統一の一貫性を獲得することとなる。その結果、「世の忠義を説く者、往々奴隸卑屈の態あるを免れ」ない盲目的な国家への忠誠と、「恩義を棄て、頂上に抗することを好む傾向有」るむやみやたらな野放図な「官」への抵抗の両者が排除され、「正当」な抵抗のあり様が示される。義民＝民権家の行動は、この「殺身成仁」、すなわち「正当」な抵抗の実践とされるのである。

「殺身成仁」の論理に規定、方向付けられることによつて、「民権家」としての義民のあり様と実践は二つの点で急進化することになる。ひとつは、「民権家」としての義民のあり様と実践の正当性に関わる点である。「殺身成仁」の論理において、その行為が「世の為め国の為め人の為に」なっているか否かの判断

の」として斥け、第二の方法は、一人ではできないため徒党を組まざるを得ず、それは「内乱の師」であるとして排除する。そして、第三の方法を「天の道理を信じて疑わず、如何なる暴政の下に居て如何なる過酷の法に窘めらるるも、その苦痛を忍びて我志を挫くことなく、一寸の兵器を携えず片手の力を用いず、ただ正理を唱えて政府に迫ること」として、「三策の内、この第三策をもつて上策の上とす」る。¹² 福沢は、政府に対する正当な「抵抗」の存在を承認するとともに、「抵抗」の手段としての暴力の行使を厳しく批判、否定している。近代における秩序維持は自力救済ではなく、国家の法によることこそが正しい姿であるとし、個人の私的な暴力の行使を禁止し、暴力は国家に集約、独占される。だから、人民は一面において国法とそれを制定する政府にしたがう「客」なのである。それゆえ、人々の自発性の発露の手段は、国法への服従という枠によって厳しく制限され、一切の暴力は排除されることとなった。福沢は、「正理を守りて身を棄つる」第三の方法こそ、正当な「抵抗」のあり方であり、「国民」に相応しい実践のあり様としたのである。

福沢はこの第三の方法の実践者、すなわち「国民の職分」の実践者として義民・佐倉宗五郎を「発見」する。福沢が佐倉宗五郎を再発見する鍵となったのが、その死である。換言すれば、福沢は佐倉宗五郎の死を再解釈することを通じて、彼を「国民」にふさわしい実践である第三の方法の実践者、すなわち国民の範型として再解釈、再構成したのである。

義民・佐倉宗五郎の死は、「人民の権義を主張し正理を唱えて政府に迫りその命を棄て」という極めて主体的な死として位置付けられる。さらに、この佐倉宗五郎の主体的な死を表現する言葉が西洋の言葉の中に「発見」される。

「かくの如く世を患いて身を苦しめ或いは命を落とすものを、西洋の語にて「マルチルドム」と言う。失うところのものはただ一人の身なれども、その功能は千万人を殺し千万両を費やしたる内乱の師よりもはるかに優れり。¹³

福沢は義民・佐倉宗五郎の死を「マルチルドム」(martyrdom、殉教・殉死)と同定し、「普遍」的な価値ある死とした。義民の死は、江戸時代の義民伝承における「仁政の世界」が内包する構造的矛盾が引き起こした必然的な死から解放され、「人民の権義を主張し正理を唱えて政府に迫りその命を棄て」る「マルチルドム」という極めて主体的な死に再解釈された。その結果、義民は、「仁政の世界」の回復者から国家に主体的にかかわり、積極的に政治的発言・実践を行う「主体」、「非暴力不服従」という政府に対する正当な「抵抗」を実践した政治的实践者、すなわち「国民の職分」の遂行者として再構成されるのである。

福沢は、このように義民を再解釈・再構成し、義民を「国民」の範型として位置付け、再評価する。そうして、江戸時代に既に「国民」にふさわしい人物が存在したことを示すことによって、国民の創出、国民の喚起を行おうとしたのである。

二、「民権家」としての義民の創出―「殺身成仁」の論理の「発見」

福沢が提示した「国民」としての義民像を、よりラディカルに再解釈・再構成し、義民を「民権家」の範型と位置付けたのが、自由民権運動の担い手である民権家たちであった。自由民権運動の中で、義民は「民権家」の範型として再解釈・再構成され、発見される。『朝野新聞』掲載の「論説」は、「民権ナル者ハ果シテ欧米ノ新輸入物ニシテ我国ニ於テハ古来一片ノ種子ダモ無キカ」と、日本における自由民権の思想と運動の要素の存否を問い、それに対して、「蓋シ真ニ民権ノ一種子トモ称スベキハ一ノ百姓一揆ナル者アリシノミ」と答え、百姓一揆に日本における自由民権の要素を「発見」している。その結果、「其一揆願訴ノ尤モナル者ニ至テハ我輩囊キニ福沢先生モ楠公権助ノ裁判ニ引出サレタル佐倉宗五郎ヲ以テ巨擘トナサルベカラズ」と、義民・佐倉宗五郎がその第一人者とされ、義民は「民権家」として位置付けられた。¹⁴ 自由民権運動によって義民は「民権家」として再解釈・再構成されていくのである。信濃国(現在の長野県)安曇郡出身の民権家・松沢求策は、江戸時代に地元で起った百姓一揆・貞享騒動を歌舞伎化した際、その作品を『民権鑑加助の面影』と名付け、貞享騒動の指導者、義民多田加助を「民権家の鑑」とした。そして、民権家としての義民加助の姿を「かゝる圧制束縛の下に生まれし民として自由権利ハ夢にだもしらざるの中に多田独り義を鉄石に堅め為し、多くの民の其の為に身を鴻毛より軽んじて、雷公よりも懼れなす時の領主に畏縮せず、理非明らかに剛訴」¹⁵するものと描いている。丹波宮津出身の民権家・小室信介は全国の義民伝承を収集、編纂した自著を『東洋民権百家伝』と命名し、収録した義民たちを「我邦ノ仁人義士、今世所謂民権家也」¹⁶と評した。さらに、義民、すなわち「我邦の民権家ちふものは(中略)遙かに萬の美しき行ひにも立ちまさり、難き所為にもすぐれて、彼の西洋の民権家に勝りはするも劣りはせざる」と、義民を欧米で自由と民権のために戦った闘士と同等、同質の存在、洋の東西を超えた「普遍」的な人間像としている。そして、その行動・実践は「大義ノ為メニ正理ノ為メニ、人民ノ為メニ国家ノ為メニ、特立独行天下後世ヲ顧ミザル」ものと解された。自由民権運動が描き出す義民は、自由と民権を主唱し、その論理に基づいて主体的に政治に参加・関与する主体、その具体的な表われとし

「理念から日常までの各レベルにわたる骨格」をなしていた。つまり、「仁政的世界」は、江戸時代の人々にとつての本来あるべき世界の姿・基準であり、日常的な世界観・秩序観であった。江戸時代の義民伝承は、百姓一揆という日常から逸脱した事態を「仁政的世界」の枠組に「回収」し、了解可能とする物語として機能したのである。

この義民伝承の中で、義民は「仁政的世界」における領民側の善の体現者として描かれ、仁政の顕現を疎外する「悪」を排除し、「仁政的世界」を回復するために尽力する超人的な英雄として造形されている。物語によつては、義民は死後、怨霊になって「悪」を排除しようとする。こうした英雄としての義民の姿は、『太平記』の楠正成に代表される忠臣義士になぞらえられる、あるいは比肩する人物に位置づけられる。この英雄的・超人的行動を説明可能かつ正当化する根拠として、義民伝承はしばしば、義民の出自の貴種性を用意する。義民伝承は、義民を平家の末裔や貴族・皇族の落胤といった高貴な血統を引く人物として描写し、他の人々とは本質的に区別される人物、他の人との間に交換可能性、相互互換性の無い存在として措定する。これによつて、義民の抜きんできた性格や行動が了解可能となり、その正当性が強化される。

また、義民のこの超人的・英雄的性情と行動は、「仁政的世界」において、二面性を有することになる。義民は、「仁政的世界」の「回復」という「善」なる目的に尽力し、邁進する知恵と胆力を持つ人物であるがゆえに、「英雄」となるが、その超人的・英雄的行動と実践そのものは、それが超人的、英雄的存在であるがため、「仁政的世界」における領民としてあるべき姿から大きく逸脱することとなる。それは、義民を決して許されない罪人として断罪することとなる。すなわち、義民の行動の目的は、「仁政的世界」における「悪」の排除という「善」であるが、その行動自体は、「仁政的世界」の規範から大きく逸脱した「罪」となる。したがつて、義民の死は必然であつたし、義民もまた、「仁政的世界」における領民側の「善」の体現者である以上、その罪と死を納得のうえ受け入れている。つまり、義民の死は「仁政的世界」が内包する構造的矛盾がもたらす必然的帰結なのであつた。江戸時代の義民は、「仁政的世界」における英雄であると同時に、それがもつ構造的矛盾の犠牲者だったのである。

こうした義民像は、義民伝承が読本、歌舞伎、浄瑠璃、講談、ちよぼくれなど様々な形で文芸化、演芸化されることを通じて、全国的に流通していく。とりわけ、佐倉宗五郎伝承は、三世瀬川如阜の手により『東山桜莊子』として歌舞伎化され、嘉永四年（一八五二）に江戸中村座で初演、大当たりをとつた。嘉永六年には上方で『花雲佐倉曙』として人形浄瑠璃、また歌舞伎で上演され、

人気を博している。また、「佐倉宗吾一代くどき」などの歌謡もつくられ、流行した。この人気を受けて、佐倉宗五郎伝承は、歌舞伎や浄瑠璃、講談などで繰り返し、上演され、「佐倉義民伝」と総称される。このように義民伝承は広範に階層を超えて周知、浸透し、多くの人々に共有、蓄積されることとなった。

江戸時代の義民伝承における義民は、時代が近代へと移ると、全く別の文脈で再発見・再構成されることとなる。その嚆矢が福沢諭吉であつた。福沢は、その著『学問のすゝめ』七編のなかで、義民・佐倉宗五郎を「余輩の聞くところにて、人民の権義を主張し正理を唱えて政府に迫りその命を棄てて終わりをよくし、世界中に対して恥づることなかるべき者は、古来ただ一名の佐倉宗五郎あるのみ。」¹⁰と評している。義民・佐倉宗五郎は、過去の日本において「人民の権義を主張し正理を唱えて政府に迫りその命を棄てて終わりをよく」した唯一の人物として福沢に再解釈されたのである。

福沢のこうした義民像の再解釈は、福沢の構想する近代における国家の「私たち」一人々と政府の関係から導き出される。福沢は「国民の職分」として人民の二つの「勤め」を挙げている。一つは「政府の下に立つ一人の民たる」ところにて「即ち客の積りなり」とする。「客」としての国民は、「一国の人民は国法を重んじ人間同等の趣意を忘れないことが肝要である。彼我互いの権利を互いに侵すことなく、互いの快樂を尊重し、他人の物を盗まず、他人を殺さず、他人を誹謗することなく、「正しく国法を守つて彼我同等の大義に従わねばならない。もう一つの「勤め」は、「国中の人民申し合せて一国と名づくる会社を結び社の法を立ててこれを施し行ふことなり、即ち主人」の「勤め」である。この「勤め」において人民は国の主人であるから、国政に積極的に参与し、その費用を負担しなければならない。一方で、福沢は政府のあるべき姿も論じている。人民の二つの「勤め」を受けて、「政府たるものは人民の委任を引き受け、その約束に従つて一国の人をして貴賤上下の別なく何れもその権義を逞しうせしめざるべからず、法を正しうし罰を厳にして一点の私曲も無いようにしなければならぬ。」¹¹すなわち、人々と政府の関係における人民の平等に基づく相互尊重、および自発性と政府の公平性が近代国家に必須の要素とされた。

こうした人々と国家の関係が、「国民」の実践のあり様を規定する。福沢は「政府なるものその分限を越えて暴政を行うこと」があり、その時、「人民の分としてなすべき挙動は、ただ三箇条あるのみ」とする。その「三箇条」とは、「節を屈して政府に従うか、力をもつて政府に敵対するか、正理を守りて身を棄つるか」である。福沢は、そのうち、第一の方法は「人たるの職分を破るも

思想はどのようなもので、それは自由民権運動においてどのように位置付けられるのかを明らかにしていきたい。

以上のような課題に答えるため、本稿では、まず江戸時代の義民像の構造と、近代におけるその「再発見」について考察する。つづいて、自由民権運動のなかで義民がどのように再解釈、再構成され、「民権家」としてのどのような規範と論理を構築したのか、を検討したい。そうして、義民を通じて表現される自由民権運動の行動原理・行動規範の論理と構造を理解する。最後に、その自由民権運動の行動原理・行動規範が加波山事件においてどのように現実化されたか、事件参加者たちの実践をどのように方向付け、規定したのかを明らかにすることを試みる。こうした作業は、現代政治においても大きな課題となっている政治的主体のあり様と実践、政治における暴力をめぐる問題について考える手がかりを提供するであろう。

一、江戸時代の義民と近代における義民の「再発見」

一八八四年（明治一七）〜一八八六年頃に続発した激化諸事件は、自由党関係者を中心とした非合法的手段・運動による反政府・政府転覆運動で、暴力を伴う実力行使によって政府要人の暗殺、藩閥政府の転覆を謀り、自由民権派が描いてきた国家・政治体制を一举に樹立することを企図した過激な行動であった。この激化諸事件は、自由民権運動の急進化として位置付けられている。こうした動きの背景には、政府の規制・抑圧・弾圧の強化やデフレの進行に伴う運動の支持基盤である豪農・農民層の没落による自由民権運動の弱体化、停滞、合法的活動の行き詰まりや限界の露呈といった状況が存在した。一八八二年（明治一五）の改正集会条例は、結成間もない政党员の行動を著しく制限し、政党の支部設置を禁止することで、自由民権運動の組織である政党の弱体化策をはかり、一八八三年の新聞紙条例改正は、言論の取り締まりの強化などで自由民権運動の活動を制限・抑圧した。くわえて大蔵卿・松方正義による資本主義形成の基盤創出と軍備拡張費確保を目的としたデフレ政策、いわゆる松方デフレは、不況の発生、米価の低落を招き、多くの農民に土地を失わせ、没落させた。それは、自由民権運動の主要な支持基盤である豪農・農民層に運動を推進する余力を失わせ、運動からの離脱を促進することとなった。こうして自由民権運動は、その組織や基盤の弱体化を余儀なくされ、政党活動や演説会・新聞紙上への論説の発表などといった合法的活動は行き詰まり、有効性を失ってゆく。その結果、暴力の組織化、組織化された暴力の行使をともなう非合法的運動へと転換することとなる。自由民権運動は急進化し、激化諸事件という

形態にいたるのである。

しかしながら、激化諸事件の発生、すなわち自由民権運動の急進化は、政府の弾圧やデフレ政策の推進による運動の弱体化や合法的運動の行き詰まりといった外的要因・環境にのみ起因するのではない。暴力の組織化、組織化された暴力の行使をともなう非合法的運動への転換は、従来の運動の延長線上にあるものではなく、そこには大きな飛躍が存在する。外的要因・環境が出来すれば、「自動的」に、「自然」に激化諸事件へと帰結するわけではなく、暴力の組織化、行使をともなう行動・運動を正当化し、支える論理が存在してこそ、運動の急進化―激化諸事件への飛躍が可能・実現するといえよう。そうした正当化の論理は、自由民権運動のなかで登場する義民の姿に象徴的に表れている。

義民は、江戸時代に成立した百姓一揆をめぐる物語である義民伝承において一揆の指導者として描かれる主人公である。代表的で著名な義民として、江戸時代前期に下総国佐倉藩（現在の千葉県）堀田家の下で起った一揆の指導者とされる佐倉宗五郎（佐倉宗吾）、天和元年（一六八一）、上野国沼田藩領内の農民が藩主真田氏の苛政を訴えた直訴を指導した礒茂左衛門（杉木茂左衛門）などがある。百姓一揆は、江戸時代の不当な重税、苛政に対する農民たちの実力行使を含む異議申し立て行動である。江戸時代の義民伝承は、一揆前夜、そして一揆時の日常とは異なる非常事態を、為政者の側に非道な領主や佞臣といった「悪」が存在し、それによって、本来あるべき「世界」の顕現が阻害されている世界として描き出す。百姓一揆は、そうした事態に対して「悪」を排除し、本来の姿から逸脱してしまった「世界」をあるべき「世界」に「回復」しようとする営為であり、義民は、それを指導する中心人物とされる。

江戸時代の義民伝承において、義民らが「回復」しようとする本来あるべき「世界」は、「仁政的世界」で、「仁政的世界」とは、「仁政イデオロギー」に基づく世界観である。「仁政イデオロギー」は、領民である「百姓」は領主にとって天からの預かり物、「公儀の御百姓」であり、したがって、領主には「百姓」に対して平和で安定した生活を保障する統治、「仁政」が要請される、一方で、被治者である「百姓」にはそうした「仁政」にこたえ、「仁君」の「慈悲」に感謝しつつ、素直に命令に従い、年貢皆済を果たす「律儀」な「御百姓」であることが求められる、領主と領民の相即的な関係意識であった。ここでは、期待される領主像と期待される領民像が相互補完的に統一される関係が成立していた。「この仁政イデオロギーと、それに基づく世界観「仁政的世界」は、幕藩制イデオロギーの特質を表わすもので、一七世紀半ばに形成されたとされ、統治理念として幕藩体制を下支えし、その維持に有効であったばかりでなく、

大吉が「未完の文化革命」として多種多様な活動・思想を自由民権運動として研究の対象とした¹⁾の比して、現在では、立憲政体樹立を希求する運動、言論活動こそが自由民権運動とする傾向がみられる。自由民権運動とは近代的な価値観・論理・思想に基づく国民国家形成運動であり、近代的価値観・論理・思想は言論を中心とした合法的運動・活動を正当なものとして肯定し、暴力や武力を伴う実力の行使は否定され、排除される。その結果、暴力・武力による実力行使を伴う非合法活動である激化諸事件は、自由民権運動の正統な系譜からは外され、自由民権運動からの「逸脱」、あるいは傍流と評価されることになる。²⁾また、自由民権運動を近代的な価値観・論理・思想に基づく国民国家形成運動と規定すると、従来の研究において自由民権運動の領域、あるいは自由民権運動と密接な連携、関係があるとされた様々な諸運動や諸活動が、近代的価値観・思想とは異なる自律した運動として評価され直している。³⁾こうした視点から激化諸事件にみられる暴力・武力を伴う実力行使や激化諸事件における諸要求、立憲制などの政治構想の欠如という点から近代的な価値観・論理・思想の欠落、伝統的な価値観や思想の残存が指摘される。そこからも激化諸事件は自由民権運動からの「逸脱」・傍流と位置付けられるのである。こうした自由民権運動における暴力・武力に対する否定的な見方に対し、河西英通は、民権家の多くが戊辰戦争を経験していることに着目し、戊辰戦争を目的の当りにし、その中を生きた民権家にとって暴力や武力は否定されるものではなく、手段として身近だったとしている。ただし、暴力・武力を肯定する基盤に伝統的な価値観・思想を置いている点では共通の論理に立脚しているといえよう。⁴⁾

しかしながら、激化諸事件の軌跡を、それに参加した民権家たちの行動原理・行動規範に則して検討するならば、激化諸事件が自由民権運動の「逸脱」・傍流ではなく、自由民権運動の正統な系譜に位置付けられるものであり、伝統的な価値観・論理・思想に規定されるものではなく、優れて近代的な運動であることが明らかになるであろう。本稿では、こうした激化諸事件の性格を考察するために、激化諸事件の一つである加波山事件を対象に、事件参加者たちの実践と、それを規定した行動原理、行動規範を見てゆくことにしたい。加波山事件は、一八八四年九月、栃木、茨城、福島三県下の急進的自由党員一九名が明治政府を転覆しようとした事件である。加波山事件の参加者は、民権家に限られ、民衆への関与、共闘が見られない点で他の激化諸事件とは大きく異なっている。しかしながら、民権家のみによる事件であるから、民権家たちの激化諸事件における行動原理と行動規範を、ある意味純粹な形で抽出できると考える。

加波山事件の先行研究において、その思想的側面に焦点を当てた研究は必ずしも多くはない。近年の特に注目すべき研究としては飯塚彬「加波山事件―富松正安と地域の視点を中心にして」、同「加波山事件と富松正安「思想」の一考察」がある。両論文は、加波山事件の中心人物である富松正安に焦点をあて、その思想を明らかにしようとするものであり、加波山事件の思想的研究に大きな前進をもたらしたといえよう。しかしながら、事件参加者の実践と、それを規定した行動原理・行動規範の解明という点については不十分であるといわざるを得ない。前者の論文は、それが収録されている高島千代・田崎公司編「自由民権（激化）の時代」が提示する、〈激化〉という事態を、事件参加者の「取捨選択」の問題―主体的営為として捉え直し、事件参加者の実力行使に至る、あるいはそれを支えた論理・思想の内実を再構成する事を目指すという問題提起を踏まえているが、実力行使を正当化し、「選択」可能とする論理についての検討は、政府の弾圧という外的要因Ⅱ状況を指摘するにとどまり、不十分である。すなわち、実力行使という手段は既に所与の前提のように位置付けられてしまっている。しかし、外的要因Ⅱ状況に加えて、その行動を正当化する認識・論理があつてこそ人は「実践」へと向かうであろう。人々はいかにして実力行使を正当化し、「選択」したのか、人々の実力行使を支え、正当化する論理を明らかにすることが肝要であると考えられる。後者の論文においては、富松正安の生涯をも追いながら、富松と加波山事件の関係、富松が事件に参加する経緯を思想的に丹念に描き出しているが、実力行使を正当化し、「選択」可能とする論理についての検討はなお不十分である。⁵⁾それを明らかにすることが、加波山事件が自由民権運動からの「逸脱」・傍流であるといえるのか否か、伝統的な価値観・思想の残滓に規定されていたのかどうか、を解明することに繋がるだろう。

自由民権運動において実力行使を正当化し、「選択」可能とする論理という主体的営為の論理と思想を読み解く鍵として本稿が注目するのが自由民権運動における義民の再解釈、再構成である。義民は百姓一揆をめぐる物語である義民伝承の主人公である百姓一揆の指導者のことである。義民の姿が描かれる義民伝承は江戸時代に登場するが、自由民権運動のなかで再解釈・再構成されて、「民権家」の模範的人間像として造形される。そこには、民権家のあり様と実践の規範と論理が表現されることになる。したがって、加波山事件の実践において自由民権運動のなかで再解釈・再構成された義民に表現されている規範と論理がどのように現実化されているか、を検討することで、自由民権運動において実力行使を正当化し、「選択」可能とする論理という主体的営為の論理と

激化事件にみる「殺身成仁」の論理と実践

The logic and the practice of "Sashinseijin" (to sacrifice one's life to preserve one's virtue intact) expressed through 'aggravated incidents'

金井 隆典

KANAI Takanori

(大和大学政治経済学部)

要旨

本稿は、自由民権運動の一形態とされる激化諸事件の一つである加波山事件を対象として、自由民権運動のなかで再解釈・再構成された義民に表現される民権家の行動原理・行動規範が加波山事件でどのように現実化されたかを検討することを通じて、自由民権運動における主体のあり様、実践とそれを規定する論理の関係を、自由民権運動における激化諸事件の位置づけについて明らかにしようとするものである。近年の研究では、激化諸事件は自由民権運動からの「逸脱」・傍流、自由民権運動の近代性の「限界」を示すものとして評価されている。これに対して、本稿は、激化諸事件の軌跡を、それに参加した民権家たちの行動原理・行動規範に則して検討することで、激化諸事件が自由民権運動の正統な系譜に位置付けられるものであり、優れて近代的な運動であることを提示することを試みた。激化諸事件の一つである加波山事件を自由民権運動の正統な系譜に位置付けることを可能とする行動原理・行動規範が「殺身成仁」の論理である。「殺身成仁」の論理は、自由民権運動のなかで再解釈・再構成された義民の姿に端的に表現されている。義民は自由民権運動のなかで「民権家」としての義民としてよりラディカルに、過激に再解釈・再構成される。その主体は、文明の世「明治の昭代」に相応しい、国家、公共のことに関心を抱き、積極的に関与しようという精神、自発性をもつ存在であり、誰でもがなれる、なるべき規範的人間像であった。それゆえ、そうしたあり様を阻害するものに対する正当な「抵抗」の存在が「発見」される。その正当な「抵抗」の手段・かたちは、「人民の権義を主張し正理を唱えて政府に迫」るものから暴力を伴う実力行使までを含むものであった。すなわち、「民権家」としての義民という「主体」は正当な「抵抗」を実践する政治的実践者でもある。そして、その主体と実践は、民の「代表」というかたちで正当化される一方

で、「世の為め国の為め人の為」という主観的観念によって民の「代表」という拘束から解放され、民から遊離し、民の支持を必ずしも必要としないという、ねじれた二面性を有していた。こうした「民権家」としての義民という主体と、その正当な「抵抗」という政治的実践を支えるものが「殺身成仁」の論理であった。

加波山事件はまさに、この「殺身成仁」の実践だったのである。加波山事件には、自由民権運動における主体と実践のあり様が具体的に表現されているといえよう。

はじめに

自由民権運動は、一八八四年（明治一七）頃から政府の弾圧や運動基盤の弱体化などによって退潮・停滞傾向に入っていく。一八八四年には運動の一大拠点であった自由党は解党し、自由党と並ぶ政党である立憲改進黨も実質的な活動停止状態に陥った。そうした自由民権運動の閉塞状況のなかで、民権勢力の行動は急進化していき、暴力・武力を伴う実力行使を行うようになっていく。各地で続発した民権家による暴力・武力を伴う実力行使が「激化諸事件」である。自由民権運動研究において、この激化諸事件を自由民権運動の中にどのよう位置付け、どのように評価するか、が一つの大きな焦点となっている。自由民権運動の一領域として厚い研究蓄積を誇ってきた激化事件は、近年の研究においてはしばしば、自由民権運動の「逸脱」・傍流と位置付けられる。この背景には、近年の自由民権運動研究において、「自由民権運動」として指されるところが、以前より限定的になっていることが関係しているように。かつて、色川

大和大学研究紀要 第5巻 政治経済学部編 編集委員会

編集委員長	橋 爪 真	Editor-in-Chief	HASHIDUME Makoto
副編集委員長	石 井 康 夫	Editor-in-Sub Chief	ISHII Yasuo
委 員	◎ 石 崎 嘉 彦	Editor	ISHIZAKI Yoshihiko
	○ 中 地 中		NAKAJI Ataru
	南 澤 秀 紀		MINAMIZAWA Hideki
事務局	日 田 美 奈	Secretariat	NITTA Mina
	◎主(主事) ○副(副主事)		

編集後記

大和大学研究紀要第5巻(政治経済学部編)の発行にあたり、多くの教員の皆様から論文の投稿をいただき、ありがとうございました。お陰をもちまして無事刊行することができました。編集委員一同、発行までに賜りましたご協力に感謝申し上げます。編集委員一同、これからも一人でも多くの方々の研究論文発表の場として、改善されるべきは改善し、質の向上を図ることを通して、本紀要をさらに充実させていきたいと願っております。今後とも、ご支援ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(委員代表 政治行政学科 石崎嘉彦)

ISSN 2432-5619

大和大学研究紀要第5巻 政治経済学部編

発行日=2019年3月15日(平成31.3.15)
編集=大和大学研究紀要政治経済学部編集委員会
発行=大和大学
〒564-0082
大阪府吹田市片山町2-5-1
電話=06-6385-8010
FAX=06-6385-8110
印刷・製本=東洋印刷株式会社

題字：田野瀬良太郎 大和大学学長
表紙絵：松崎としよ(雅号・玉恵)大和大学教授。画題「野沢の蛭」。(後嵯峨天皇が吹田の別邸で詠んだ歌の中にある「…野沢に見ゆる蛭かな…」に込められた思いを墨アートで表現)

大和大学研究紀要 第5巻 2019.3 政治経済学部編 目次

学術論文

1. 中小企業の経営課題を解決するための事業創造に関する一考察 石井 康夫 1
2. 核抑止力の死角とマルチラテラル安全保障体制の構築 森 彰夫 21
3. アメリカ合衆国におけるファクトチェック・ジャーナリズム組織とそのウェブサイトに関する報告 岩本 一善 43
4. 敵対的生成ネットワークにおけるゲーム理論に関する一考察 吉川 満 53
5. ソフトウェア業における知財戦略とIPランドスケープ 荒牧 裕一 65
6. 適正な行政手続の保障に関する一考察 ——行政手続を統制する行政法および憲法の基本原理—— 片上 孝洋 75
7. 激化事件にみる「殺身成仁」の論理と実践 金井 隆典 (-)

Academic Papers

1. A study on the business creation to solve management issues of small and medium enterprises ISHII Yasuo 1
2. Blind Spots of Nuclear Deterrence and Establishment of Multilateral Security System MORI Akio 21
3. A Summarized Report on U.S.-based Fact-Checking Organizations IWAMOTO Kazuyoshi 43
4. Generative Adversarial Network with Game Theory KIKKAWA Mitsuru 53
5. Strategy of Intellectual Properties and "IP landscape" in a Software Industry ARAMAKI Yuichi 65
6. A Study on Due Process in Administrative Procedure
Fundamental Principles of Administrative Law and Constitutional Law in
Administrative Procedures KATAKAMI Takahiro 75
7. The logic and the practice of "Sasshinseijin"(to sacrifice one's life to preserve one's virtue intact)
expressed through 'aggravated incidents' KANAI Takanori (-)

YAMATO UNIVERSITY



大志を、まとめ。

大和大学

Yamato University